一般対策計画

第１章　総　　則

第１項　目　　的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき多治見市の地域にかかる災害対策に関し、概ね次の事項を定め、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

１　計画の事項

（１）市及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱
（２）防災組織に関する計画
（３）防災組織の整備、防災に関する教育及び訓練、その他災害予防に関する計画
（４）災害応急対策に関する計画
　（ア）災害対策要員に関する計画
　（イ）災害時における交通通信に関する計画
　（ウ）自衛隊災害派遣要請に関する計画
　（エ）災害情報に関する計画
　（オ）災害防除に関する計画
　（カ）罹災者の救助保護に関する計画
　（キ）災害時における教育に関する計画
　（ク）その他災害時における応急対策の計画
（５）災害復旧に関する計画
（６）地震対策に関する計画

２　計画推進方針

この計画に基づく施策推進にあたっては、2015 年 9 月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって 2030 年までに達成すべき持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の 観点を踏まえながら、取り組んでいくものとする。特に、目標 11「住み続けられるまちづくりを」及び 13「気候変動に具体的な対策を」を目指した取組みを推進する。

３　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

４　計画の周知徹底

この計画は、多治見市の職員及び関係公共機関、その他防災関係機関に周知徹底し、計画のうち特に必要と認められるものについては、地域住民にも周知徹底するものとする。

５　他計画との関連

この計画は、防災基本計画に基づき作成し、防災業務計画及び岐阜県地域防災計画に抵触してはならない。

第２項　用　　語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号の定めるところによる。

市　本　部　　多治見市災害対策本部をいう。
県　本　部　　岐阜県災害対策本部をいう。
県　支　部　　岐阜県災害対策本部東濃支部をいう。
県現地本部　　岐阜県現地災害対策本部をいう。
市　計　画　　多治見市地域防災計画をいう。
県　計　画　　岐阜県地域防災計画をいう。
市本部長　　多治見市災害対策本部長をいう。
県本部長　　岐阜県災害対策本部長をいう。
県支部長　　岐阜県災害対策本部東濃支部長をいう。

なお、本計画中、次の組織名称は災害対策本部設置の如何により、それぞれ次のように読み替えるものとする。

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時
市　本　部	多治見市（危機管理課）
市　本　部　長	多治見市長
市本部○○部○○班	多治見市○○部○○課
本　部　連　絡　員	本部連絡員の担当職にある者
本　部　連　絡　班	多治見市危機管理課
県　本　部	岐阜県（防災課）
県　本　部　長	岐阜県知事
県本部○○部○○班	岐阜県○○部○○課
県　支　部	岐阜県東濃県事務所
県 支 部 保 健 班	岐阜県東濃保健所
県 支 部 土 木 班	岐阜県多治見土木事務所
県 支 部 教 育 班	岐阜県東濃教育事務所
県 支 部 総 務 班	岐阜県東濃県事務所
県 現 地 対 策 本 部	岐阜県東濃県事務所

第３項　防災機関の業務の大綱

市及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等は、概ね次の事務または業務を処理するものとする。

１　市

（１）市防災会議に関する事項
（２）防災に関する施設、組織の整備と訓練
（３）被害の調査及び報告と情報の収集等
（４）災害の防除と拡大の防止
（５）救助、防疫等罹災者の保護
（６）災害復旧資材の確保と物価の安定
（７）被災産業に対する融資等の対策
（８）被災市営施設の応急対策
（９）災害時における文教対策
(10) 災害対策要員の動員
(11) 災害時の交通輸送対策
(12) 被災公共施設の復旧
(13) 市内の関係団体が実施する災害対策等の調整
(14) 防災活動推進のための公共用地の有効活用
(15) その他の災害対策

２　西日本電信電話㈱岐阜支店

（１）通信施設の整備と防災管理
（２）災害時における緊急通信の取扱い
（３）被災施設の調査と復旧

３　日本赤十字社岐阜県支部多治見市地区

（１）災害応急対策の協力
（２）義援金品の募集及び配分

４　中部電力パワーグリッド㈱多治見支社

（１）災害時における電力の供給

５　鉄道、軌道機関

（１）災害時における輸送の確保
（２）災害対策用物資の緊急輸送

６　自動車運送機関

（１）災害時における輸送の確保
（２）災害応急対策用物資及び人員の緊急輸送
（３）被災地における交通の確保

７　中日本高速道路㈱

（１）中日本高速道路㈱施設の防災対策
（２）被災施設の調査と復旧

８　農事改良組合等

（１）農地及び農業施設の被害調査及びその応急処置

（２）たん水防排除施設の整備とその活動

９　農業協同組合、森林組合等

（１）市本部が行なう農林関係の被害調査等応急対策の協力

（２）農作物、林産物の災害応急対策についての指導

（３）被災農林家に対する融資またはその斡旋

（４）農業協同施設の災害応急対策及び復旧

（５）飼料、肥料、樹苗等の確保または斡旋

10　病院等経営者

（１）避難施設の整備と避難等の訓練

（２）被災による負傷者等の医療及び収容保護

11　社会福祉施設経営者

（１）避難施設等の整備と避難等の訓練

（２）被災時の収容者の収容保護

12　多治見市社会福祉協議会

（１）被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資

（２）義援金品の募集及び配分

13　学校等経営者

（１）避難施設の整備と避難等の訓練

（２）被災時における教育の対策

（３）被災施設の災害復旧

14　商工会議所等

（１）市本部が行なう商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等についての協力

（２）災害時における物価安定についての協力と徹底

（３）救助物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋

15　高圧ガス取扱機関

（１）高圧ガスの防災管理

（２）災害時における高圧ガスの供給

16　ガソリン等危険物取扱機関

（１）ガソリン等危険物の防災管理

（２）災害時におけるガソリン等の供給

17　火薬取扱機関

（１）火薬の防災管理

18　専用水道設置者

（１）災害による水道施設の被害調査と報告

（２）災害の防除と被害の拡大防止

（３）被災施設の応急対策と復旧

第４項　市地域の地勢と災害の概要

１　地形条件

本市は岐阜県の南南東に位置し、東南は三河、尾張、美濃にまたがる三国山、屏風山、方月山等に連なる山々にかこまれ、土岐市及び愛知県に接し、西北は道樹山、高社山を経て愛知県及び可児市に接している。

市街地の中央を土岐川が西流し、これに大原川が南流、笠原川が北流し、ともに土岐川に合流している。市街地は土岐川の両岸に形成され、90m～100m の低地で盆地となっており、周囲は150～300ｍの丘陵をなしており、地質は概ね第三紀層である。

２　気象条件

本市は、概ね太平洋沿岸気候に属し、四囲を山にかこまれ、冬期に季節風にさらされることも少なく比較的気候は温暖多湿で、降雨期には太平洋側で発達した低気圧が日本海側に移動するとき山間地帯の影響をうけ雷雨を伴うので、比較的雨量が多い。冬は西北西の風が吹き年間通じて平均風速は西の風概ね 2m、積雪は少なく年１、２回である。

３　災害条件

本市の四囲に連なる丘陵地帯は第三紀層におおわれており、表面は砂礫が多く水の浸透性が早く、下層部は粘土層で樹木の生育には不適であり、水源かん養林としての機能は劣弱である。大規模災害としては水害が数回発生しており、昭和 22 年災害救助法施行後すでに２回にわたって、その適用を受けている。

（１）水害

水害は、本市の地形的条件から平野部水害がほとんどで、支流の堤防の決壊や溢水、内水排除困難による農地及び家屋等の浸水が多く、昭和 32 年８月大雨による水害時には床上浸水 489 戸、床下浸水 4,669 戸の被害をうけ、十九田町、白山町、音羽町、前畑町、小路町、新町、日ノ出町、青木町、昭和町、平和町等市街地一帯、平成 12 年９月の豪雨災害では、平和町、前畑町、池田町地内等において床上浸水 79 棟、床下浸水 52 棟、商工業関係被害 92 件の被害が発生した。また、平成 23 年９月の豪雨災害では、平和町、前畑町、池田町等において床上浸水 439 棟、床下浸水 183 棟、全壊１棟等の被害が発生した。

また、最近の丘陵地帯の開発により、造成地の崩壊、土砂の流出等の災害がみられ、人命の被害、家屋、耕地等の流埋没あるいは道路、橋梁等の損害がある。

（２）火災

本市の主産業である陶磁器産業界は、設備の近代化により、重油焼成窯あるいはガス焼成窯が増加し、危険物貯蔵所が市内各所に設置されている。こうした状況にあるので台風、烈強風下、震災時等の特殊条件下にあっては、市街地一帯の大規模火災の発生が予想される。

（３）風害

台風のみによる被害は、内陸地帯にある盆地地勢のため比較的軽微であるが、大型台風が本県西部ないし琵琶湖を北上する場合にあっては、昭和 34 年の伊勢湾台風時のように相当規模の被害が全市域にわたって発生するものと予想される。

（４）震災

本市の地震による大規模被害は濃尾地震（M8.0）のみであるが、最近東海地震及び東南海地震が憂慮されており、こうした大規模地震が発生すれば、家屋が密集している市街地など

では大きな被害が予想される。また、危険物の貯蔵等に伴う災害も予想され、本市の特殊性として陶磁器焼成のための危険物貯蔵所が市内各所に点在し、大地震が発生し油導管や防油堤が損壊すれば、火災の拡大を助長させ、大火となる危険がある。

さらに、近年プロパンガスや都市ガス需要が多くなり、家庭や事業所でも暖房や給食用に広く使用されているほか、陶磁器生産地区においては陶磁器焼成用燃料として多量に貯蔵し使用していることから、地震等でこれらの配管等が折損すれば大量のガスが放出され、爆発燃焼を起こし大惨事となる危険が大である。

別表１

多治見市地域災害発生状況

発生年月日	種　　別	被害地域	被害状況その他
S27.7.11	集中豪雨	市内全域	被害総額 30 百万円、護岸堤防決壊 21 箇所、橋梁流出２箇所、被災農地 225 町歩、全壊家屋２戸
S28.9.25	台風 13 号	〃	被害総額 26 百万円、護岸堤防決壊 43 箇所、橋梁流出７箇所、道路決壊 15 箇所、家屋半壊３戸、床上床下浸水 330 戸
S32.8.7	大　　雨	〃	被害総額 447 百万円、土木施設被害 155 箇所、農業施設被害 117 箇所、山林施設被害 16 箇所、被災農地 415 町歩、公有施設被害 13 箇所
S34.9.26	伊勢湾台風	〃	被害総額 1,831 百万円、堤防決壊 53 箇所、道路決壊 32 箇所、橋梁流出８箇所、農業施設被害 117 箇所、山林施設被害 85 箇所、公共施設被害 341 箇所
S35.8.18	台風 12 号	生田町	被害総額 510 万円、土砂流出 15,000㎥ 家屋全壊２戸、工場倒壊３棟、死者１人
S45.6.15	大　　雨	市内全域	被害総額 7,168 百万円、全壊家屋４戸、負傷者７人、河川被害 38 箇所、道路被害 45 箇所
S46.1.18	山林火災	諏訪、廿原 東栄町	被害総額 40 百万円、 焼失面積 168.3ha、38.8ha
S46.9.26	台風 19 号	市内全域	被害総額 235 百万円、死者１人、負傷者２人、半壊３戸、床上浸水 60 戸、河川被害 57 箇所、道路被害 35 箇所
S47.7.12 ～13	集中豪雨	〃	被害総額 228 百万円、負傷者２人、床上浸水 150 戸、河川被害 21 箇所、道路被害 19 箇所
S50.7.4	〃	〃	被害総額 142 百万円、床上浸水４戸、床下浸水 25 戸、河川被害 37 箇所、道路被害 23 箇所
S51.9.9 ～12	〃	〃	被害総額 123 百万円、床下浸水１戸、 河川被害 33 箇所、道路被害 14 箇所
S52.9.3	〃	〃	被害総額 127 百万円、床下浸水 50 戸、 河川被害 28 箇所、道路被害 10 箇所
S54.9.23	集中豪雨	市内全域	被害総額 87 百万円、床下浸水 104 戸、 河川被害 22 箇所、道路被害６箇所

Ｓ58．９．28	台風 10 号	〃	被害総額 138 百万円、床上浸水２戸、床下浸水 46 戸、一部破損３戸、河川被害 28 箇所、道路被害 19 箇所
Ｈ１．９．20	台風 22 号	前畑、田代、音羽、上山、虎渓山、滝呂、星ヶ台、生田、市之倉町	被害総額 133 百万円、床上浸水 19 戸、床下浸水 41 戸、一部破損１戸、道路被害２箇所
Ｈ３．９．19	集中豪雨	市内全域	被害総額 302 百万円、全壊１戸、床下浸水 10 戸、一部破損１戸、河川被害 10 箇所、道路被害 30 箇所
H12．９．12	〃	〃	被害総額 509 百万円、床上浸水 79 棟、床下浸水 52 棟、一部破損４棟、河川被害 12 箇所、道路被害３箇所、地すべり 16 箇所、商工業関係被害 92 件
H23．９．20	〃	〃	被害総額 459 百万円（道路・河川関係）、床上浸水 439 棟、床下浸水 183 棟、全壊１棟、河川被害 89 箇所、道路被害 133 箇所、商工業関係被害 116 件

別表２

災害救助法適用災害の状況

発生年月日	種　別	人的被害			住　家　被　害					罹災者数 人
		死亡	負傷	計	全失	半失	床上浸水	床下浸水	計	
Ｓ32．８．７	大　雨	0	3	3	7	45	489	4,669	5,210	26,250
Ｓ34．９．26	伊勢湾台風	1	48	49	294	559	6	51	910	4,001

第５項　災害対策本部の組織

市本部は「多治見市災害対策本部条例（昭和 37 年条例第 26 号)」及び「多治見市災害対策本部条例施行規則（昭和 38 年規則第 16 号)」の定めに基づき次の組織によるものとする。なお、市本部の開設及び配置並びに職員の動員等その運用は、「第３章第１節、第１項災害対策本部運用計画」によるものとする。

１　市本部の系統

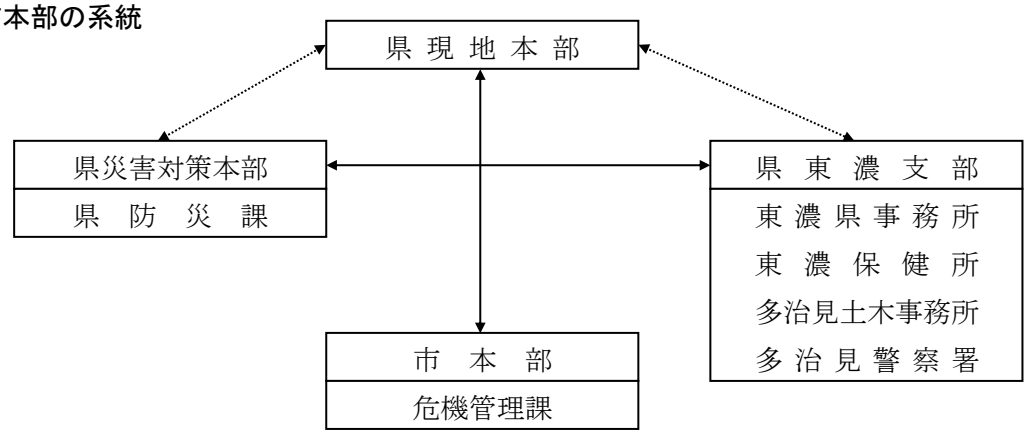

（注）県現地本部は、災害の規模、程度等の状況により県本部長が設置する。

２　構成

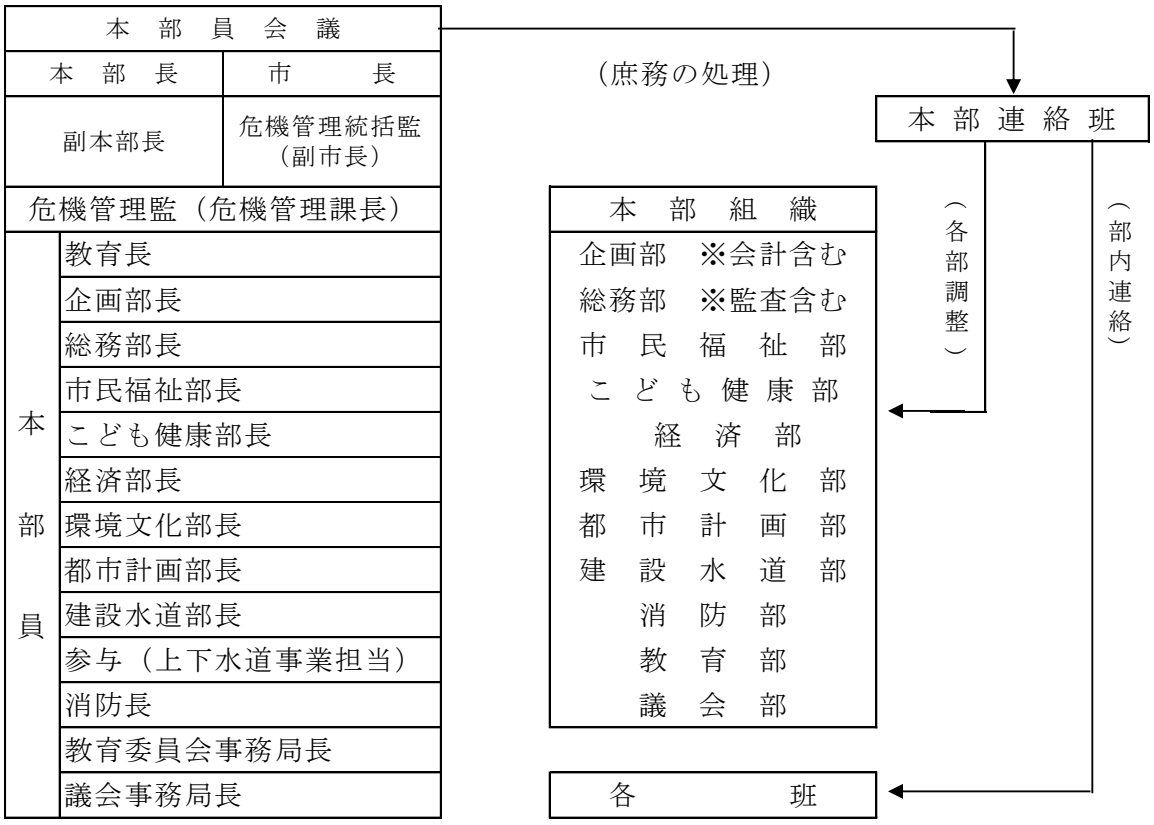

３　分担任務等

（１）本部員会議

本部員会議は、大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあるときで、災害対策本部にかかる災害応急対策の基本的な事項及び各組織において実施する対策の方針を定めるとともに対策の総合的な調整、推進に当たるものとする。

（２）各部・各班の分担任務

市本部の各部・班別の分担任務及び部長・班長の担当者は次表のとおりである。

イ　次表の分担任務のほか、必要に応じ他班の行う任務について応援を行うものとする。

ロ　来庁者、各施設利用者等の安全確保、屋外への退避等の行うものとする。

ハ　各班において所管する施設との連絡調整を行うものとする。

部名	部　長 担当職	班名	班　長 担当職	分掌事務
企画部	企画部長	秘書広報班	秘書広報課長	1　本部長及び副本部長の秘書 2　災害情報・避難情報の周知広報 3　報道機関対応
		企画政策班	企画政策課長	1　企画部内の調整 2　危機管理課業務の補助 3　公共施設被害状況の集約
		財政班	財政課長	1　災害対応関係予算 2　危機管理課業務の補助
		危機管理班	危機管理課長	1　災害対策本部・災害警戒本部の運営 2　職員の参集指示 3　防災情報の収集・伝達 4　防災関係機関との連携 5　気象情報・防災情報の分析 6　避難情報の発令及び避難所開設の決定に資する助言 7　BCP・受援計画の発動決定 8　災害救助法の適用申請 9　分担任務の明確でない事項に関する担当部署の決定
		情報班	デジタル推進課長	1　情報システムの被害状況確認と復旧 2　災害対策本部用 ICT 機材の確保及び設置
		会計班	会計課長	1　災害関係費の出納 2　義援金品の受付・保管
総務部	総務部長（監査委員事務局長）	総務班	総務課長	1　総務部内の調整 2　本庁舎の被害状況調査 3　来庁者の安全確保 4　災害対策関係文書・物品の受理、配布及び発送 5　災害時優先電話の運用

				6　県防災ヘリコプターの応援要請（物資輸送等） 7　知事への自衛隊派遣要請 8　公用車の災害対策等の使用及び配車 9　普通財産の被害調査及びとりまとめ 10　災害対策用地の確保 11　災害関係物資の輸送
		人事班	人事課長	1　災害対策関係職員の人員及び配置状況のとりまとめ 2　災害対応職員の給食 3　外部応援職員の受入れ
		税務班	税務課長	1　住家被害認定調査 2　被災者台帳の作成及び罹災証明書の発行 3　被災に伴う市税の減免 4　避難所開設の応援
市民福祉部	市民福祉部長	福祉班	福祉課長	1　市民福祉部内の調整 2　福祉課所管施設の被害状況調査 3　避難所の開設 4　福祉避難所（障がい者施設）の開設要請 5　避難者への給食及び支援物資の分配 6　災害ボランティア事務局（社協）との連絡調整 7　避難住民の実態把握 8　災害に係る遺体の保護 9　被災者支援金給付
		高齢福祉班	高齢福祉課長	1　高齢福祉課所管施設の被害状況調査 2　社会福祉施設の被害状況調査 3　避難所の開設 4　福祉避難所（高齢者施設）の開設要請
		保険年金班	保険年金課長	1　避難所の開設 2　被災者の国民健康保険料の減免 3　後期高齢者医療保険料の減免 4　国民年金保険料の免除
		市民班	市民課長	1　市民課所管施設の被害状況調査 2　避難所の開設 3　避難者への給食及び支援物資の分配
こども健康部	こども健康部長	こども家庭班	こども家庭課長	1　こども健康部内の調整 2　こども家庭課所管施設の被害状況調査 3　避難所における給食、支援物資の確保・調達事務
		保育幼稚園班	保育幼稚園課長	1　保育所、幼稚園の被害状況調査 2　保育園及び幼稚園との連絡調整

				3　被災者の保育料の減免 4　避難所開設の応援
		保健センター班	保健センター所長	1　保健センターの被害状況調査 2　医療施設の被害状況調査 3　医療救護対策本部の運営 4　医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整 5　避難所における医療・保健活動 6　災害対策用医薬品の確保
経済部	経済部長	商工観光班	商工観光課長	1　経済部内の調整 2　商工観光課所管施設の被害状況調査 3　商工業の被害状況調査 4　電力、ガス等ライフライン関連企業との連絡調整 5　避難所開設の応援
		農林班	農林課長	1　農林・畜産業の被害状況調査
		企業誘致班	企業誘致課長	1　企業誘致用地の被害調査 2　誘致企業との連絡調整
		意匠研究所班	意匠研究所副所長	1　陶磁器意匠研究所の被害状況調査 2　研究生の安否確認
環境文化部	環境文化部長	環境班	環境課長	1　環境文化部内の調整 2　環境課所管施設の被害状況調査 3　災害廃棄物の処理（公費解体を含む） 4　避難施設のごみ等（し尿を含む）の収集・処理 5　遺体安置場所の管理及び火葬場の運用 6　被災動物の救援活動
		文化スポーツ班	文化スポーツ課長	1　文化スポーツ課所管施設の被害状況調査 2　社会体育施設の被害状況調査
		くらし人権班	くらし人権課長	1　被災者相談支援 2　自治組織との連絡調整 3　外国籍被災者の支援
都市計画部	都市計画部長	都市政策班	都市政策課長	1　都市計画部内の調整 2　公共交通関係者との連絡調整 3　被害通報に係る現地確認
		開発指導班	開発指導課長	1　被害等通報に係る現地確認 2　被災建築物応急危険度判定
		建築住宅班	建築住宅課長	1　市営住宅の被害状況調査 2　被災建築物応急危険度判定 3　応急仮設住宅建設
		緑化公園	緑化公園	1　公園及び緑地の被害状況調査

		班	課長	2　被害等通報に係る現地確認
建設水道部	建設水道部長	道路河川班（用地課含む）	建設水道部課長 道路河川課長 用地課長	1　建設水道部内の調整 2　道路河川課所管施設の被害状況調査 3　農道及び水利施設の被害状況調査 4　被害等通報に係る現地確認 5　道路・河川に係る国及び県関係機関との連絡調整 6　応急復旧資機材の確保 7　多治見市建設工業会との連絡調整 8　道路交通情報の収集及び交通安全対策
	参与（上下水道事業担当）	上下水道総務班	上下水道総務課長	1　上下水道事業課内の調整 2　水道事業関連機関との連絡調整 3　断水状況・応急給水拠点の周知 4　被災者の水道料金減免
		上下水道工務班	上下水道工務課長	1　給水活動 2　配水管・下水管の破損個所調査
		上下水道施設班	上下水道施設課長	1　水道施設（管路以外）の被害状況調査 2　排水施設・し尿処理施設の運用
消防部	消防長	消防総務班	消防総務課長	1　消防部内の調整 2　消防団の動員及び連絡調整 3　消防関係施設の被害状況調査
		予防班	予防課長	1　消防部内の活動記録及び集計 2　管内の被害状況調査
		救急指令班	救急指令班	1　市防災行政無線の運用 2　災害情報に関すること 3　他市町村等消防に対する応援要請 4　県防災ヘリコプター応援要請（救助） 5　災害時における警戒出動に関する連絡調整 6　救助救急活動の調整、指示
教育部	教育委員会事務局長	教育総務班	教育総務課長	1　教育部内の調整 2　駅北庁舎の被害状況調査 3　来庁者の安全確保 4　学校施設被害状況調査 5　教育総務課所管施設の被害状況調査 6　文化財の被害状況調査 7　帰宅困難者等の駅北庁舎への一時退避対応
		食育推進班	食育推進課長	1　学校給食調理場の被害状況調査 2　被災者への給食
		教育推進班	教育推進課長	1　小学校、中学校及び義務教育学校との連絡調整 2　被災児童、生徒に対する支援

議会部	議会事務局長	議会班	議会事務局長	１　市議会議員との連絡 ２　市議会議員による見舞及び視察

備考

イ　上記分担表にない事務については、災害対策本部員会議又は本部連絡班がその都度定めるものとする。

ロ　災害対策本部を開設しない場合又は災害対策本部を開設するに至らない程度の災害が発生し又は発生するおそれのあるときの災害対策は、各班長の属する課等がそれぞれ分担するものとする。

（３）本部連絡班の組織及び任務

本部連絡班は、本部員会議の庶務その他各部、各班の連絡等に関する事項の処理に当たるものとする。各部内の連絡を図るため各班に部内連絡員をおくものとする。

イ　任務

本部連絡班は、次の事項を処理する。

本部員会議の庶務

本部長の命令指示事項等の伝達

気象警報等の関係機関への伝達

被害状況等災害情報の本部への報告及び本部情報の伝達

２部以上にわたって実施を要する対策の連絡調整

分担の明確でない軽易な事項の担当部班の決定

ロ　編成

１　災害対策本部に本部連絡班を置く。

２　本部連絡班は、災害対策本部員会議の庶務その他災害対策についての各部各班の連絡等に関する事務を処理する。

３　本部連絡班に、班長及び連絡員を置く。

４　班長は危機管理監とし、連絡員は次に掲げる課等の課長代理、総括主査の内から課長等が選任した者をもって充てる。

企画政策課

総務課

福祉課

こども家庭課

商工観光課

環境課

都市政策課

道路河川課

上下水道総務課

教育総務課

消防総務課

議会事務局

(注) 部内連絡員は各班において定め、関係本部連絡員に通知しておくものとする。なお、各部、各班内の連絡計画はあらかじめ、各部班ごとに定めておくものとする。

（４）現地連絡所

被災地が限定されており、かつ市役所から遠隔地にある場合等、災害の特殊性で必要があるときは、現地連絡所を開設するものとする。現地連絡所は地区事務所または現地の適当な施設を利用して開設するものとし、現地の直接的な対策あるいは連絡に当たるものとする。現地連絡所長は、市本部の班長のうちから本部長の指名するものをもって充て、所員は関係ある各部班よりそれぞれ派遣するものとする。

（５）県現地本部への連絡員の派遣

県本部が関係被災地に現地本部を開設したときは、市本部職員のうちから若干の連絡員を派遣するものとする。なお、派遣する連絡員は企画部長が指名する。

（６）市長の職務の代理

本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る市長の職務に関して、市長に事故があるときは、危機管理統括監（副市長）がその職務を代理する。危機管理統括監が市長の職務代理をできない場合には、企画部長がその職務を代理する。

４　協力組織

市本部で実施する応急対策に協力を受けるため、ボランティア団体等と連携・協力する。ボランティア団体等の構成等は、「第３章第２節災害動員計画」に定めるところによる。

第２章　災害予防計画

第１項　防災協働社会の形成推進

１　基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせて一体的な災害対策を推進する。

最新の科学的知見を総動員し、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、県、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

２　推進体制

（１）減災に向けた行動の推進

市は、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動が継続するように努めるものとする。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに努めるものとする。

（２）災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

市は、住民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとることができるよう、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

（３）男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

市は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

（４）関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

加えて、県、市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

（５）防災士の育成及び連携

市は、地域で率先垂範して防災行動を進めていく防災リーダーとして、防災士の計画的な育成を図るものとする。市、自治組織、ＮＰＯ等の防災関係機関等と連携し、平時には市民の防災・減災意識向上を醸成する活動、災害時は避難誘導や救助活動、避難所や災害ボランティアセンターの運営補助などを行う防災士の組織化を行うことにより、地域防災力の底上げを図るものとする。

（６）罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付を遅滞なく行えるよう、住家被害調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

（７）感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

市は、感染症の流行時においては、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の視点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

３　広域防災拠点施設の指定

市は、大規模災害発生時に市内の迅速な災害対策活動のため、県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための救助活動拠点、多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための地域内輸送拠点、電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保のためのライフライン復旧活動拠点を指定するものとする。

４　災害に強いまちづくり

市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進

や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、「流域治水協議会」等を活用し、集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で被害を軽減する「流域治水」の取組を促進する。

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

５　デジタル技術を活用した防災対策の推進

市、県及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。

６　被災者支援の仕組みの整備

市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

７　ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、市及び県の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにＮＰＯ・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

市及び県は、行政、社会福祉協議会、ＮＰＯ・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第２項　災害危険地域調査等の計画

市地域内において、災害による危険が予想される地域及び箇所の調査の計画並びにその状況等は、概ね次のとおりである。

１　調査

市は単独又は関係機関と共同して災害の予防と災害時の円滑な応急対策の実施を期するため、災害救助法が適用される程度の大規模災害について、自然的あるいは人工的条件の調査を行ない、既往災害の経験を参考にして災害の種類ごとに各地域別の被害想定をするものとする。

２　計画の樹立

市は単独又は共同して危険地域調査結果の想定被害に対して、平常時における予防対策及び災害時の応急対策を各想定被害別に樹立しておくものとする。とりわけ水害対策においては、国及び県が提供する洪水浸水想定区域図を活用し、最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定し、その周知に努めるものとする。

３　調査及び計画の区域

調査及び計画は、概ね次の区域について順次行うものとする。

種　　別	調査地域	摘　　要	箇所地域
火　　災	新町外防火（準）地域の市街地一帯	台風及び烈強風下、震災時には市街地一帯に大火が予想される	防火地域 20.4ha 準防火地域 58.5ha
水　　害	土岐川、大原川、笠原川の周辺地域一帯	堤高不足のため溢水のおそれ。 市街地内の地盤と土岐川河床との差がなく土岐川の水位上昇により既設水路の排水が困難	土岐川－前畑町、新町、青木町、末広町、金山町、池田町 大原川－小泉町、光ヶ丘、宝町、白山町 笠原川－平和町、笠原町
土砂災害	市域内で土石流、がけ崩れ、地すべりの発生のおそれがあるとされた地域	土砂の流出、法面崩壊による家屋埋没等のおそれ	資料編「16　多治見市内の土砂災害（特別）警戒区域の指定状況」に記載

４　事前指定に関する対策

災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件があるときは、危険地域調査の結果、その占有者、所有者又は管理者に対して事前に口頭または文書によって、災害対策基本法第 59 条に基づく事前措置の対象になること及び災害時の措置の方法等をあらかじめ通知し、指導しておくものとする。

５　災害危険地域（箇所）調査要領

（１）目的

災害が予想される地域（箇所）を事前に把握し、その事前指導及び防災対策の実施を図り、災害の発生を未然に防止する。

（２）調査期日

調査の期日は、毎年５月から６月までの間とする。

（３）調査担当課

調査担当課は、危機管理課、開発指導課、道路河川課、建築住宅課、環境課、緑化公園課、消防本部とする。

（４）現地調査

調査の対象は、火災、水害、地震、地すべり等により住家等に被害をおよぼすおそれのある地域（箇所）について現地調査を実施し、地域の実態を把握する。

（５）調査後の対策

ア　防災会議への報告

調査後、危険度の高いものについては、措置方法等について検討し防災会議に報告する。

イ　管理者等の事前指導

災害の発生が予想されるものについては、所有者、管理者等に対して口頭又は文書をもって事前に指導を行うものとする。

ウ　防災パトロールの実施

危険地域（箇所）について被害程度の高いものについては、必要に応じて防災パトロールを実施するものとする。

第３項　治山、治水事業計画

市地域における防災上重要な事業あるいは防災施設の整備は次によるものとする。

１　治山事業

（１）山地災害危険地区について治山事業の施工促進に努める。

（２）水源かん養や土砂流出防止など、森林の持つ公益的機能を強化するため植栽、樹種転換を進める。

（３）休止している造成地や土石採掘跡地については引き続き防災工事の早期着工、完了を強力に指導する。

２　河川事業

土岐川は現河積を再検討し、しゅんせつ等も含め、河積断面の増大を図るべく、関係機関に働きかけるものとする。その他の１級河川についても、必要な河川改修の実施を、関係機関に働きかけるものとする。

３　たん水防排除計画

最近市街化の激しい周辺地域、殊に住吉町、金岡町、若松町、光ヶ丘、白山町等は従来低湿水田地帯であったため排水施設がなく、たん水地帯となるので、これらの地域に幹、支線排水路の建設を急ぐものとする。

４　砂防事業、地すべり防止対策事業、急傾斜地崩壊防止対策

（１）砂防事業

国及び県は、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び渓床や渓岸の安定を図るため、砂防法（明治 33 年法律第 29 号）に基づき砂防指定地を指定し、一定行為の禁止や制限を行うとともに、対策工事（砂防堰堤等）を実施するものとする。また、土砂や流木等を確実に補足できるよう砂防堰堤裏の土砂撤去を計画的に実施する。

砂防施設の整備にあたっては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂災害・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川の上流域において、遊砂地等の整備を検討する。

（２）地すべり防止対策事業

県は、地すべり崩壊による被害を除却、又は軽減するため、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域を指定し、一定行為の制限を行うとともに、地すべりを助長又は誘発する原因、構造及び規模に応じ、対策工事（集水井工等）を実施する。県は、地すべ りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に住民の避難 情報 の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

（３）急傾斜地崩壊防止対策

県及び市は、急傾斜地（傾斜角 30 度以上、がけ高 5m以上）の崩壊による被害を軽減するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域を指定し、一定行為の制限を行うとともに、必要な箇所については対策工事（擁壁工等）を実施するものとする。

（４）土砂災害防止対策

土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。以下同じ。）での施策は、次によるものとする。

ア　危険区域の周知

市は、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の一環として、土砂災害警戒区域等の関係図書を一般に縦覧するとともに、土砂災害警戒区域や一般災害時の危険箇所等を示した土砂災害ハザードマップを作成・配布するものとする。また、説明会を開催することにより警戒避難に関する事項の周知を行うものとする。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めるものとする。

イ　警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、減災を図る。具体的な情報の伝達は、防災行政無線、防災アプリ、電子メール、コミュニティＦＭ放送、広報車、区長・町内会長への連絡、多治見市ホームページ、多治見市公式ＬＩＮＥ等により行うものとする。

（５）宅地造成地等の災害防止対策

市は、分譲宅地等の土地開発事業の施工に伴い、土砂の流出、崩壊などによる災害が発生する恐れがあるときは、その開発業者に対し、適切な指導又は必要な措置を取ることを指示し、災害を未然に防止するよう努めるものとする。

宅地造成規制区域として指定された区域は次のとおりである。

地　区　名	指定年月日	告示番号	面　　積
A　地　区	昭 41・ 4･27	建設省告示 1320 号	679
B　地　区	〃	〃	150
C　地　区	〃	〃	302
D　地　区	〃	〃	194
E　地　区	昭 47･12･20	建設省告示 2141 号	421
F　地　区	〃	〃	553
G　地　区	〃	〃	427
7　地　区	2,726		

（６）災害の未然防止

県は、土地開発による県土の乱開発を未然に防止し災害を予防するため、その事業者に対し、事業の実施について適切な指導に努める。また、盛土の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を明確化する。市及び県は、相互に連携し許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的に開催するものとする。

市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は，当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第４項　建築物防災化の計画

災害による建築物に関連した被害の防止あるいは軽減を図るため、次により建築物の災害予防を図るものとする。

１　防火地域、準防火地域の指定

昭和 34 年に初めて防火地域、準防火地域の指定を行い、最近の市街地の急激な発展に対処するため、昭和 43 年３月 30 日防火地域を 18.8ha、準防火地域を 54.5ha へ、平成 22 年 12 月 24 日に準防火地域を拡大した。その後、多治見駅南地区市街地再開発事業による建物の高度利用化の推進を契機に、多治見駅南地区周辺一帯で耐火建築物への誘導を図るため、準防火地域 1.6ha を防火地域へ変更した。今後も市街地建物の不燃化に向けて取り組んでいく。

２　用途地域制度

土地の合理的な利用と都市の健全な発展を図ることを目的に、昭和 43 年４月に初の用途指定を行った。現行の用途地域は平成 18 年１月 23 日の笠原町との合併に伴い、平成 22 年 12 月 24 日に 10 種類 3,101ha、平成 28 年４月１日で 3,121ha となっている。今後も用途地域制度の充実及び適切な運用に努め、建物用途の純化の促進、容積率制度による空間の確保など都市災害に配慮した安全で秩序ある街づくりを目指していく。

３　不燃化の指導と市街地開発

都市の不燃化を促進するため都市の枢要地帯の系統的な防災建築街区の配置、住宅金融支援機構の中高層融資制度の積極的利用等、不燃化事業の推進を図るために関係機関が密接な連絡をとって指導を徹底すると共に、市街地整備基本計画を策定し、地区の実態に合わせ市街地開発を進めることにより、道路、広場を確保し、都市災害の防止、都市環境の改善を図るものとする。

４　がけに近接する建築物の制限

建物災害を未然に防止するため、岐阜県建築基準条例に基づき、高さ２ｍを超えるがけに近接して建築物を建築することを制限していく。

５　空き家等の状況の確認

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

第５項　火災予防計画

火災の発生を防止し、火災による被害の軽減を図るための平常時における火災予防に関する対策は、本計画の定めるところによる。

１　組織に関する計画

（１）消防本部の組織

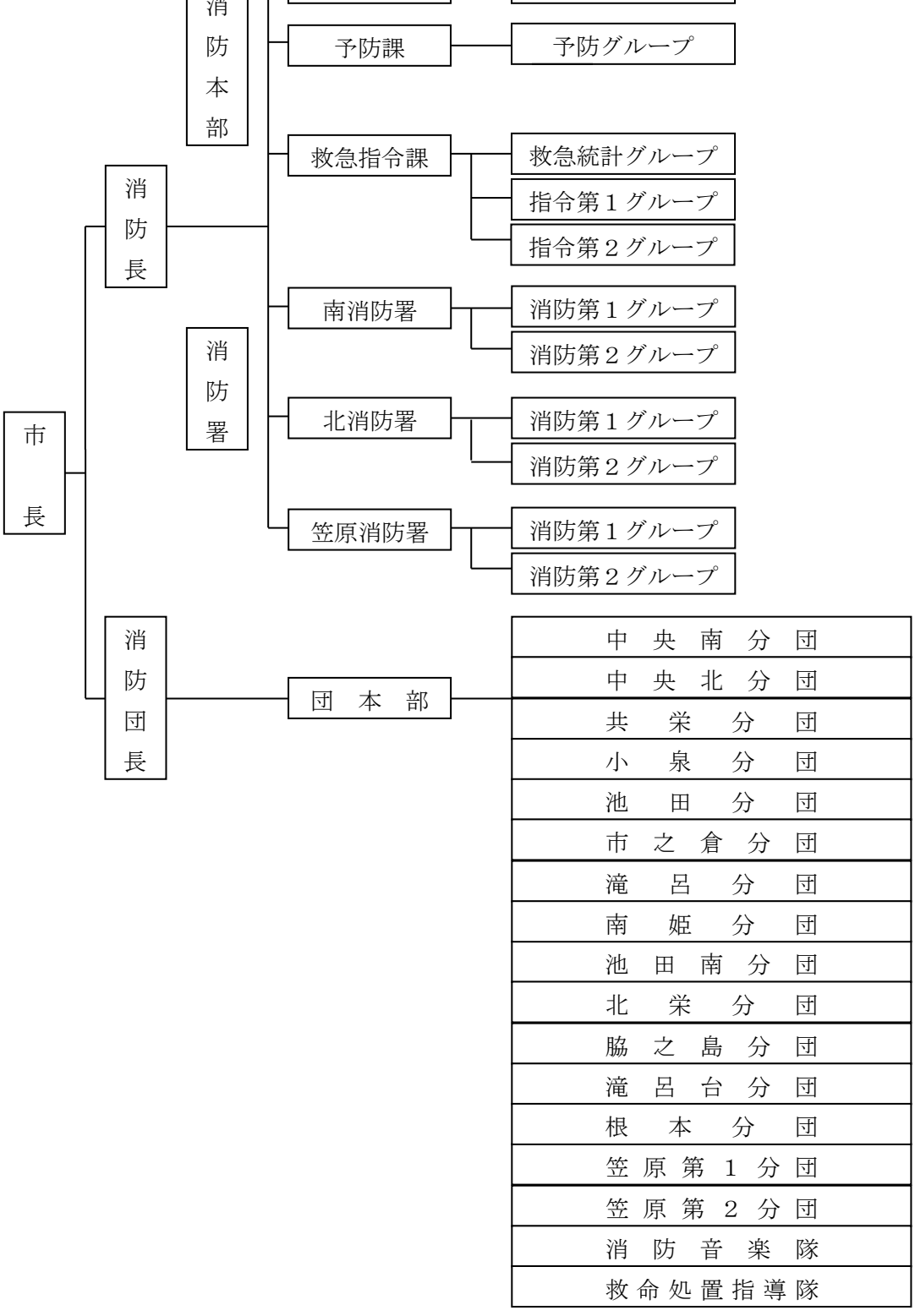

（２）消防団の人員

所　　属	定　員	所　　属	定　員
団　本　部	13	池田南分団	26
中央南分団	28	北 栄 分 団	28
中央北分団	28	脇之島分団	28
共 栄 分 団	28	滝呂台分団	28
小 泉 分 団	28	根 本 分 団	28
池 田 分 団	28	笠原第１分団	28
市之倉分団	28	笠原第２分団	28
滝 呂 分 団	28	消防音楽隊	25
南 姫 分 団	28	救命処置指導隊	37
		合　　計	493

（３）消防本部、署の火災予防組織

イ　消防本部の事務分掌（多治見市消防本部規則　抜粋）

消防長

- 消防総務課長
  - （１）街頭消火器に関すること。
- 予防課長
  - （１）火災予防思想の普及啓発に関すること。
  - （２）防火管理者の育成指導及び講習に関すること。
  - （３）建築確認の同意に関すること。
  - （４）消防用設備等の設置指導に関すること。
  - （５）危険物の安全管理、災害予防及び災害調査に関すること。
  - （６）危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の許可、認可、届出及び検査に関すること。
  - （７）防火対象物及び製造所等の立ち入り検査の計画、実施並びに指導に関すること。
  - （８）製造所等の違反処理に関すること。
  - （９）火薬類取締法に基づく関係事務に関すること。
  - (10) 高圧ガス保安法に基づく関係事務に関すること。
  - (11) ガス事業法に基づく関係事務（ガス用品の販売事業者に関する一部の事務に限る。）に関すること。
  - (12) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく関係事務に関すること。
- 救急指令課長
  - （１）火災・救急等の調査・報告に関すること。
  - （２）火災警報に関すること。

ロ　消防署の事務分掌（多治見市消防署規程第２条　抜粋）

消防署長

- （１）火災の原因及び損害の調査に関すること。
- （２）火災予防等に関すること。
- （３）危険物の規制に関すること。
- （４）煙火の消費許可等に関する事務のうち立ち入り検査に関すること。

２　消防出動計画

（１）一般火災出動計画

消防署		北署出動区域	南署出動区域	笠原署出動区域	管　外 日向山地区
建物・危険物火災	第１次	出動区域署２台・出動区域以外署１台(笠原署出動区域は笠原署１台・笠原署以外２台)・現場指揮車			笠原署１台 現場指揮車
	第２次	特　命　出　動			
	中高層	南　署…タンク車、梯子車、現場指揮車 北　署…タンク車、ポンプ車(水槽車) 笠原署…救急車		笠原署…タンク車 南　署…タンク車、梯子車、現場指揮車 北　署…ポンプ車、救急車	笠原署１台 現場指揮車
林野火災	第１次	出動区域署２台・現場指揮車		南署１台・笠原署１台・現場指揮車	笠原署１台 現場指揮車
	第２次	出動区域外署２台		南署１台・北署１台	
車両火災		出動区域署２台・現場指揮車		南署１台・笠原署１台	笠原署１台 現場指揮車
その他の火災		出動区域署１台・現場指揮車（消防団が出動した場合のみ）			笠原署１台 現場指揮車

消防団		中央道	第１方面隊	第２方面隊	第３方面隊	第４方面隊	第５方面隊
建物・危険物	第１次		中央南分団 滝呂分団 脇之島分団	中央北分団 共栄分団 北栄分団	小泉分団 南姫分団 根本分団	池田分団 市之倉分団 池田南分団	滝呂台分団 笠原第１分団 笠原第２分団
	第２次	特　命　出　動					
林野火災	第１次	建物・危険物火災の第１次出動と同じ					
	第２次	特　命　出　動					
その他の火災		火災発生管轄１分団（通報状況により救急指令課判断）					

備考

１　消防署の出動区域は、ＪＲ中央本線以北（廿原町、三の倉町、諏訪町、月見町、富士見町、池田町、太平町の１、２、４丁目を除く）と虎渓山町、東栄町の全部を北署出動区域、ＪＲ中央本線以南（虎渓山町、東栄町、滝呂町 12、14、17 丁目、笠原町を除く）を南署出動区域、北署、南署出動区域以外を笠原署出動区域とする。

２　中高層建物火災は梯子車が全ての出動区域に出動する。

３　火災通報入電時に負傷者がある場合は、出動区域外署から救急車が出動する。

４　消防団の出動については、建物・危険物火災の第１次出動は、方面隊出動とするただし、

次の注意報等発令中は救急指令課の判断により隣接する方面隊を増強出動させる。①乾燥注意報発令中　②強風注意報発令中（風速１０ｍを超える等）　③火災警報発表中

なお、救急指令課が火災通報時消防団の出動が必要無いと判断した場合及び１方面隊で対応可能と判断した場合は、この限りでない。

５　出動車両の増強及び特命出動については、現場指揮者の判断とする。

（２）山林火災出動火災

ア　総則

（ア）目的

山林原野火災警戒防ぎょ上特に必要な事項を定め、その被害を軽減することを目的とする。

（イ）意義

山林、原野等の火災防ぎょ及び警備をいう。

（ウ）演習

消防本部は、毎年必要に応じ本計画に基づき、山林火災時の想定下に演習を行い、消防職員、消防団員の訓練を行う。

イ　事前計画

（ア）山林火災発生のおそれのある場合、消防本部は、消防署、消防団にその旨を通達し、山林火災防ぎょ上必要な器具機械を点検準備する。

（イ）器具：のこぎり、なた、シャベル、ジェットシューター

（ウ）機械：携帯無線、可搬動力ポンプ、エンジンカッター、高圧送水装置

（エ）携行品：水筒、食糧品

（オ）山林火災発生と同時に消防本部の命令により、消防署、消防団は出動計画に基づき順次出動する。

ウ　出動計画

消防部の災害対策計画によるものとする。

（３）烈風下、強風下消防計画

ア　総則

（ア）目的

烈風下及び強風下における火災予防と延焼火災警戒防ぎょに特に必要な事項を定め、その被害を軽減することを目的する。

（イ）意義

烈風下火災とは、平均風速 15m 以上のときに発生した火災を、強風下とは、平均風速 10m/ｓ以上の風が１時間以上にわたって吹く見込みのとき発生した火災をいう。ただし、降雨時はこの限りでない。

（ウ）演習及び住民の協力

消防本部は毎年必要に応じ、本計画に基づき烈風下又は強風下火災の想定の下に訓練を行い、消防職員、団員の訓練を行うとともに、住民に対し自主防災組織を動員し飛火警戒を指導し、ハシゴ、バケツ、その他の応急消火用具の設置を奨励する。

イ　事前計画

（ア）消防部隊強化の方法

a　消防本部は、警報発表と同時に非番職員を招集し、非常体制を整えるものとする。

b　消防団員を招集し、各分団車庫に待機させる。

（イ）火災予防広報計画

a　消防本部は、警報発表と同時に火災予防広報をするため火災予防広報隊を編成する。

b　消防本部及び分団は、烈風下、強風下警報伝達及び予防広報のための資材を設備する。

○警報用掲示板と吹流し　○広報用携帯マイク　○照明器具

（ウ）部隊編成計画

別表のとおり（別表１）

（エ）消防水利強化計画

警戒発令と同時に消防水利の強化のため、工事課及び虎渓水利、学校、工場等の管理者に連絡し、消防水利の強化を図る。

ウ　警報発表下の措置

（ア）警報の伝達

a　各分団長に警報発表の旨を伝達し、招集人員を指示する。

b　警報サイレンの吹鳴は、市防災行政無線により行う。

c　非番職員及び団員の招集

d　各学校、工場、官公署、病院、駅等の自衛消防隊に連絡し、警戒に当たらせる。

e　各分団長により通信連絡場所及び準備完了の報告を受ける。

（イ）部隊編成の実施

a　部隊編成計画により部隊を編成する。

b　各器具、器材、機械の点検をする。

c　筒先は各車両とも大口径に交換する。

d　ホースは各車両とも 30 本以上積載する。

e　燃料は、各車両とも非常備蓄燃料を積載する。

f　ロープ、トビロ等破壊器具を積載する。

（ウ）火災予防措置

消防本部は、警報発表と同時に予防広報隊に命じ、火災が発生し飛火警戒隊に編入するまでの間、次の処置をとる。

a　消防本部並びに各分団車庫に警報発表の掲示板及び吹流しを掲示する。

b　消防本部並びに各分団車庫前に烈風、強風下における市民防火心得を掲示する。

c　市内の要所に警報発表中の掲示板を出す。

d　市内の工場、学校、官公署、駅等主要施設の責任者に対し烈風、強風下における防火対策、自衛消防隊の招集、宿直員の増強、その他必要事項を整えるよう指示する。

e　防災行政無線で警報発表の旨を放送させ、市民の注意を喚起させる。

f　各分団に編成された火災予防隊は、火災危険地帯を主として携帯マイクその他により、一般市民に注意事項を知らせる。

（エ）消防水利の強化措置

a　事前計画による強化を確認する。

b　消防署及び各分団は、その区域内主要水利の状況を調査し、万全な処置をする。

エ　出火時の消防戦闘要領

（ア）出火地点の戦闘要領

現場指令本部は、次の要領により行動するものとする。

a　火災の状況に応じ、速やかに後続隊の出動を要請する。

b　出動隊は、すべての火災の風下方面を主たる目標として出動させる。

c　水利の選定は、各隊共通水利を確保するため、原則として大量貯水槽及び自然水利を選定し、消火栓については水利の統制を考慮し、部署させる。

d　出動部隊は原則として風下の風横方面により進入する。

e　風下一帯の建物及び大量可燃物集積場等に予防注水を行い、延焼阻止と飛火の防止に当らせる。

f　人命救助の必要のあるときは、人命救助を最優先に行わせる。

（イ）飛火警戒要領

現場指令本部は、飛火警戒隊を風下概ね 300～1,000m の適当な場所に配置し、次の措置を行わせる。

a　風下方面の高所に見張りを置き、飛火の発見に努めさせる。

b　隊員に風下一帯を巡視させ、飛火の早期発見、警戒広報を行わせる。

（ウ）火災拡大後の措置

現場指令本部は、火災拡大の情勢となったときは、次の指揮を行う。

a　方面指令をして、主要な場所に位置させ所轄部隊の指揮に当らせる。

b　市内警戒隊並びに消防部隊をもって方面隊を編成し転進させる。

オ　心得事項

（ア）強風時には風上にも延焼するが、烈風時は延焼しない。

（イ）飛火は必然である。最初の飛火は風下 1,000m にも及び、同時に数箇所に発火する危険がある。

（ウ）延焼速度が迅速である。

（エ）台風時の風向は変化する。台風は季候風と異なり、気圧の中心の移動により風向が変化するので、これに伴い延焼、拡大する方向も変わる。

別表１

烈風下、強風下、消防部隊編成計画表

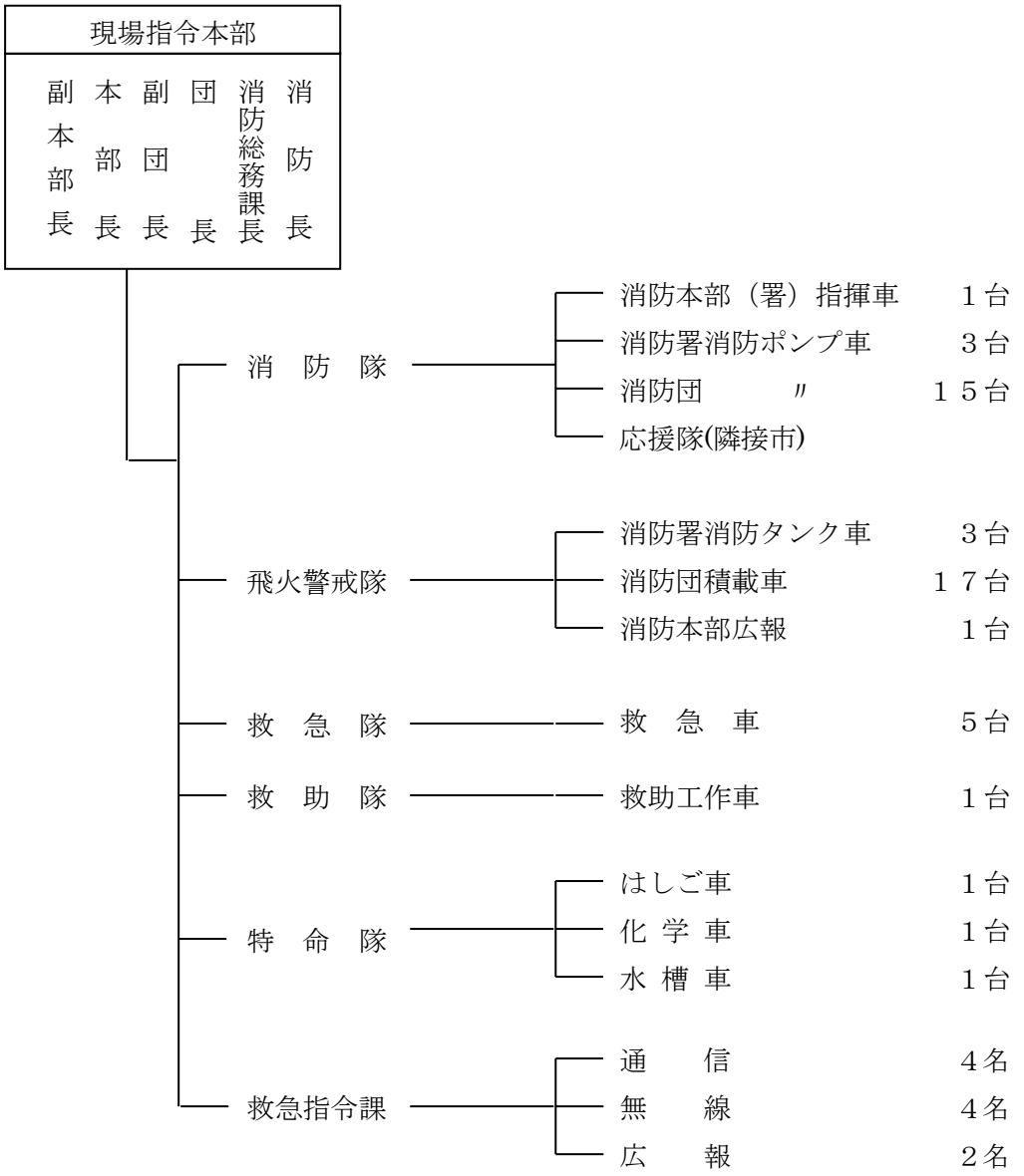

地域別部隊編成は消防部の災害対策計画による。

（４）災害出動計画

ア　総則

（ア）目的

火災以外の災害の警戒防ぎょ上に必要な事項を定め、その被害を軽減することを目的とする。

（イ）意義

火災以外の災害とは、水害、山崩れ及び台風等の災害をいう。

（ウ）演習

消防本部は、毎年必要に応じ、本計画に基づき、災害の想定下に演習を行い、消防職（団）員の訓練を行う。

イ　事前計画

（ア）災害発生のおそれがある場合は、消防本部は、職員及び団員の非常招集を行う。

（イ）非常招集により、南、北、笠原消防署は平時編成合計６分隊を解き、災害時特別編成の 19 分隊編成とする。また消防団については、１分団を３分隊編成とする。

◎　災害時特別編成

○消防署の編成

南消防署	・　消防	第１小隊、第２小隊、第３小隊、第４小隊
	・　救護	救急第１小隊、救急第２小隊、救助隊
	・　記録	警備本部出向
北消防署	・　消防	第１小隊、第２小隊、第３小隊、第４小隊
	・　救護	救急第１小隊、救急第２小隊
	・　記録	広報・情報収集
笠原消防署	・　消防	第１小隊、第２小隊
	・　救護	救急隊
	・　記録	広報・情報収集

○消防団の編成

１分団を次のとおり編成する。

消防隊１分隊（ポンプ車又は積載車）、救護隊１分隊（積載車）、巡視隊（積載車又は徒歩）

○　編成完了と同時に特命、出動命令により順次出動する。

（５）地震災害警防計画

消防本部では、地震の規模、発生季節、時間等により、災害規模形態、火災発生件数も相当異なるものと予想されるが、次の活動体制をとる。すなわち地震発生後直ちに警備体制の強化を図るとともに、情報を収集分析し、消防活動の要否を判断、形態、火災発生状況に応じた消防活動体制を整える。

ア　　総則

（ア）目的

この計画は、地震災害発生時における、人命救助、火災予防、延焼火災の警防について、必要な事項を定め、その被害を軽減することを目的とする。

（イ）演習

消防本部は、毎年必要に応じ本計画に基づき、災害の想定下に演習を行い、消防職（団）員の訓練並びに市民に対し地震災害予防の啓もうに努める。

イ　初動活動体制

（ア）消防本部

ａ　警備本部の設置並びに活動

警備本部を設置し、収集した情報を基に消防活動方針を決定、全消防隊を指揮するとともに、市本部、その他関係機関との連絡を密にし、情報交換、災害広報を行う。

ｂ　通信施設の試験並びに通信統制

有線、無線電話の試験通信を行い、通信施設の障害の有無を確認するとともに無線電話の通信統制を行う。

c　火災発生状況の聴取、報告

消防署、消防団より建物倒壊、火災発生状況、消防車、庁舎被害状況等を聴取するとともに、市本部へ即報する。

d　非常警戒体制の発令

非常警戒を発令し、職（団）員の非常招集を行うとともに消防力の増強を指令し、消防隊の特別編成をとらせる。

（イ）消防署

a　特別編成隊を設置し、収集した情報を整理、警備本部へ即報、警備本部指揮のもとに、各分隊の運用を行う。

b　無線局の開局及び試験

移動局、携帯局を開局するとともに試験通信を行う。

c　有線電話の試験

消防指令電話については、消防本部、消防署において積極的に試験を実施するほか、加入電話等についても試験通信を行う。

d　車両の安全確保

庁舎、庁舎周辺の建物倒壊により、消防車等出動不能の危険がある場合は、直ちに車庫外又は出動可能場所まで車両を移動する。

e　警備資機材の増強等

ホースの積載増強、携行資機材の制限、積替を行う。

f　高所見張員の派遣

高台及び高層建築物等を活用して見張を強化し、火災、その他重大な被害の発見に努める。

g　消防広報

広報車のほか指揮車、消防車等を消防活動に併用して活用し、避難路並びに出火頻度の高い地域及び延焼拡大のおそれが著しく大きい地域を優先して出火防止や出火時の措置について広報する。

h　出場路の確認

高所見張員、広報車、参集車、警察官、通行人等から署周辺、避難路周辺、橋梁、その他道路の被害について情報を聴取し、出場路の確認を行う。

（ウ）消防団

a　各分団は、特別編成隊を設置し、消防車両、車庫等の被害有無及び収集した情報を整理、警備本部への即報を行う。

b　警備資機材の増強等

消防車両にはホースの積載増強、その他必要な携行資機材の積載を行う。

c　出動指令

（ａ）各分団は警備本部からの有線電話連絡が途絶する場合もあり、消防無線傍受機装備車両は、受信状態にして指令に基づき消防活動を行う。ただし、所轄区域内の火災及び要人命救助を覚知した場合は、分団長の判断によって消防活動を行い、活動

状況を極力警備本部へ報告する。

（ｂ）特別消防隊は、所轄区域内に被害のない場合又は、消防活動を必要としない場合は、市街地の応援出動を行い警備本部へ報告、消防活動を行う。

ウ　活動要領

火災等災害程度により活動要領を次の段階に分け、消防活動を行う。

（ア）建物倒壊のみで、火災は発生しなかった場合

全消防隊が救出、救急、救護活動に全力を挙げる。

（イ）建物倒壊及び火災発生件数が小である場合

ａ　全火災鎮圧を目的とした積極的火災防ぎょを行い一挙鎮圧を図る。

ｂ　火災鎮圧、消防力の余裕に応じて、救助、救急活動を実施する。

ｃ　火災鎮圧が不可能になった場合は、次の段階の活動へ移行する。

（ウ）建物倒壊及び火災発生件数が大である場合

ａ　火災発生件数が消防力を上まわるような場合は、重要かつ、消防効果の大きい火災を優先的に防ぎょし、人命救助と重要地域の確保のための消防活動を行う。

ｂ　火災が著しく発生し、早期に全住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全消防隊を避難者の誘導並びに避難路、避難地の安全確保を目的とした消防活動を行う。

地震災害警備本部消防隊編成表

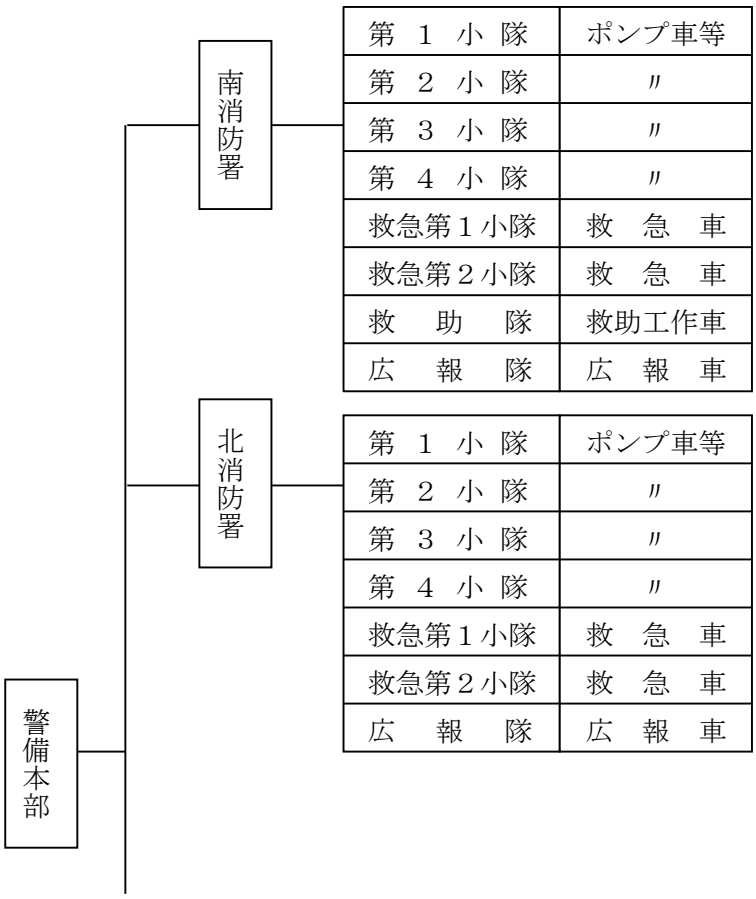

笠原消防署	第１小隊	ポンプ車等
	第２小隊	〃
	救急隊	救急車
	広報隊	広報車

消防団	団本部	現場指揮及び情報収集
	中央南分団	消防隊・救護隊・巡視隊
	中央北分団	〃・〃・〃
	共栄分団	〃・〃・〃
	小泉分団	〃・〃・〃
	池田分団	〃・〃・〃
	市之倉分団	〃・〃・〃
	滝呂分団	〃・〃・〃
	南姫分団	〃・〃・〃
	池田南分団	〃・〃・〃
	北栄分団	〃・〃・〃
	脇之島分団	〃・〃・〃
	滝呂台分団	〃・〃・〃
	根本分団	〃・〃・〃
	笠原第１分団	〃・〃・〃
	笠原第２分団	〃・〃・〃

（６）消防配備図

◎消防署から出動５分以内の到達地域

（毎時 50km で算定する。ただし、山間辺地は毎時 40km で算定する。）

	南消防署	北消防署	笠原消防署
北部	高田町、明和町、多治見西高校付近	高田町、大針町神戸タイル付近	滝呂町大和幼稚園付近
西部	富士見町マルタカ物流サービス付近、喜多町県神社付近	大原町普賢寺付近、富士見町マルタカ物流サービス付近	市之倉町東濃信用金庫市之倉支店付近
南部	滝呂町笠原境付近、市之倉町２丁目付近	大畑町１丁目ヤマカ陶料付近	富士下第３砂防ダム付近
東部	下沢町	東町美濃焼ミュージアム付近	ビレッジハウス笠原付近

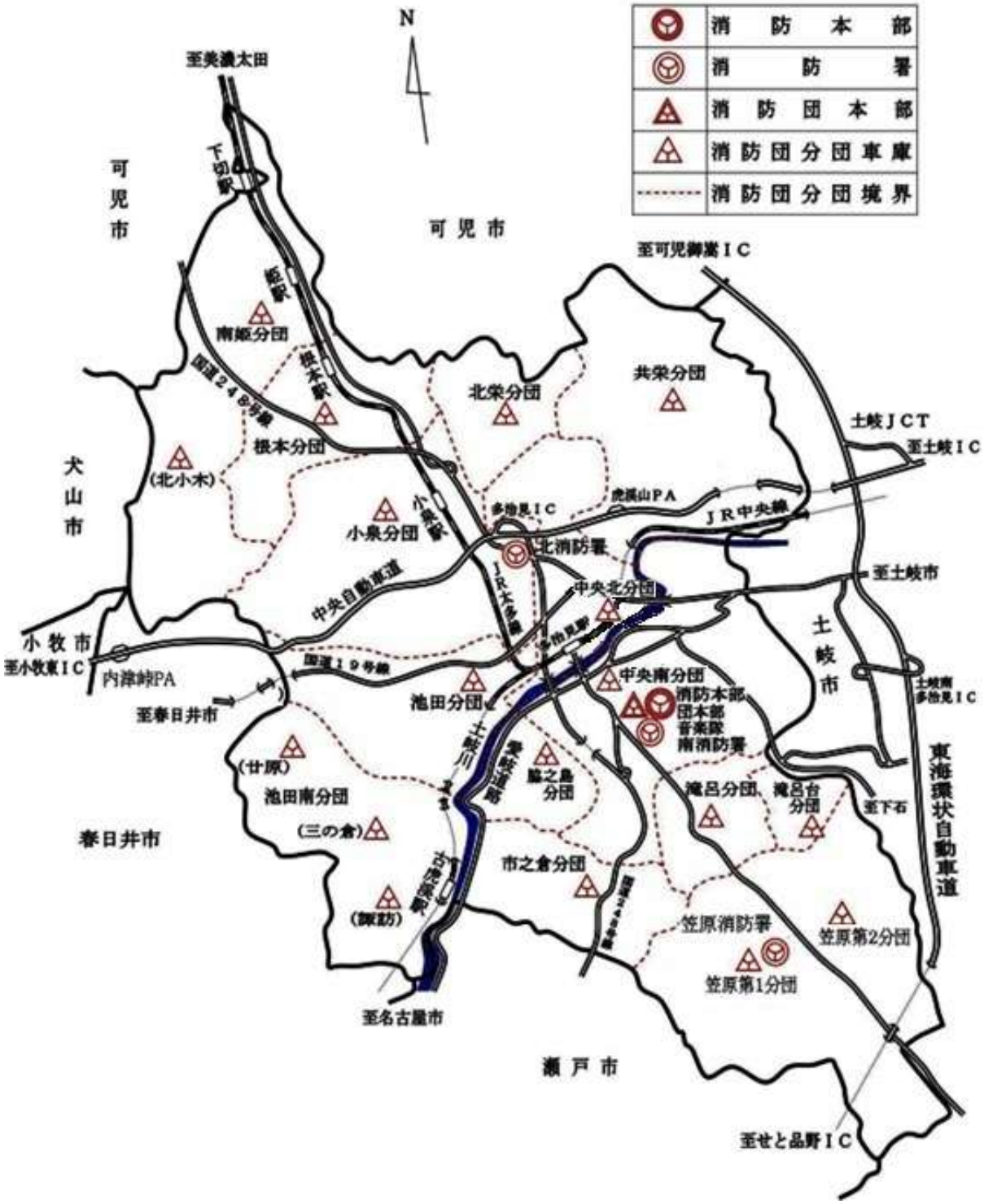
N
消防本部
消防署
消防団本部
消防団分団車庫
消防団分団境界
至美濃太田
下切駅
可児市
可児市
至可児御嵩ＩＣ
坂駅
南姫分団
国道２４８号線
根本駅
根本分団
北栄分団
共栄分団
土岐ＪＣＴ
至土岐ＩＣ
犬山市
(北小木)
小泉駅
小泉分団
多治見ＩＣ
虎渓山ＰＡ
ＪＲ中央線
北消防署
中央自動車道
ＪＲ太多線
中央北分団
至土岐市
小牧市
至小牧東ＩＣ
内津峠ＰＡ
国道１９号線
多治見駅
土岐市
池田分団
中央南分団
消防本部
団本部
音楽隊
南消防署
土岐南多治見ＩＣ
至春日井市
(廿原)
土岐川
東海環状自動車道
猿之島分団
滝呂分団
滝呂台分団
至下石
池田南分団
(三の倉)
春日井市
市之倉分団
(諏訪)
笠原消防署
笠原第2分団
笠原第1分団
至名古屋市
瀬戸市
至せと品野ＩＣ

（７）消防水利施設現勢表

		南消防署	北消防署	笠原消防署	合計
公設消火栓		1,023	1,354	334	2,711
公設防火水槽	40 ㎥以上	92	122	26	240
	20 ㎥以上 40 ㎥未満	10	8	3	21
	小計	102	130	29	261
その他	プール	9	11	3	23
合計		1,134	1,495	366	2,995

３　施設整備計画

（１）消防施設等整備計画

ア　消防本部、署の整備計画

市では、昭和 46 年に市北部の発展に伴う消防対策として北消防署を増設、さらに旧笠原町との合併以前の昭和 52 年笠原消防署を設置し、旧笠原町からの受託期間も含め、三署体制により消防力の充実を図ってきたが、さらに市街地化が進み、火災をはじめ各種災害の多種多様化に対処するため、多治見市総合計画に基づき整備を図る。

イ　消防団の整備計画

１小学校区１分団の整備等により、警防活動の強化を図る。

ウ　消防ポンプ等機械の整備計画

老朽化する消防自動車及び救急自動車等を年次計画によって更新整備するとともに、市の発展に対応する消防機械の整備充実を図る。

エ　消防水利の整備計画

昭和 39 年 12 月 10 日消防庁告示第 7 号に基づく「消防水利の基準」によって、消防水利の整備充実に努め年次計画を進めているが、さらに不備な地域を重点に防火水槽、消火栓等の整備強化を促進する。

（２）消防施設の保全計画

ア　消防用機械の保全計画

（ア）消防署においては毎日１回（大交代時）始業点検表に基づいて消防車両の精密点検を実施して、機能の保全に努めている。また､1 か月に 1 回定例の通常点検を実施して消防用機械器具の保全に努める。

（イ）消防団においては、各分団それぞれ毎月の消防訓練時に消防車両等の始業点検を実施し、３ヶ月に１回消防署において、定期点検を実施して、機能の保全に努める。

イ　消防水利の保全計画

防火水槽、消火栓等の消防水利については、１年に１回点検清掃を実施し、不良施設等の補修処置を講じて消防水利の保全に努める。また､日常においては当直署員をして自然水

利等の現況把握に努め消防水利の確保を図る。

（３）耐震用施設整備計画

ア　消防署、各分団に対して、可搬動力消防ポンプを各１台装備し、地震火災に備えているが、今後は、既存防火水槽の長寿命化及び耐震性防火水槽を中心に整備を図る。

４　予防査察計画

予防査察は、多治見市火災予防査察規程（平成 29 年 12 月 25 日消本訓令甲第８号）に基づき実施する。

区分	範囲
特１種査察対象物	防火対象物の点検及び報告を要する防火対象物（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下この項において「令」という。）第４条の２の２）
第１種査察対象物	特１種査察対象物以外で次に掲げるもの ア　甲種防火対象物（令第３条第１項第１号） イ　特定防火対象物（法第17条の２の５第２項第４号に規定する特定防火対象物をいう。以下同じ。）のうち自動火災報知設備の設置を要する防火対象物（令第21条第１項） ウ　危険物を貯蔵又は取り扱う量が指定数量の10倍以上の危険物施設等
第２種査察対象物	特１種査察対象物及び第１種査察対象物以外で次に掲げるもの ア　特定防火対象物を除く防火対象物のうち自動火災報知設備の設置を要する防火対象物（令第21条第１項） イ　危険物を貯蔵又は取り扱う量が指定数量以上10倍未満の危険物施設等 ウ　令別表第１(18)項に掲げる防火対象物
第３種査察対象物	特１種査察対象物、第１種査察対象物及び第２種査察対象物以外で次に掲げるもの ア　乙種防火対象物（令第３条第１項第２号） イ　消火器の設置を要する防火対象物（令第10条第１項（第４号を除く。）） ウ　多治見市火災予防条例（昭和48年条例第28号。以下「条例」という。）により届出を要する防火対象物（条例第47条及び第49条） エ　圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取り扱いに係る届出を要する防火対象物（法第９条の３）
第４種査察対象物	特１種査察対象物、第１種査察対象物、第２種査察対象物及び第３種査察対象物以外の防火対象物

５　防火対象物定期点検報告制度の実施

法第８条の２の２の規定に基づき、多数の者が出入りする一定の規模、用途の防火対象物の管理権原者に対し、法第８条第１項の防火管理業務全般について、防火対象物点検資格者が専門的観点から点検した結果を、年に１回消防長又は消防署長に報告させ、当該施設の防火安全上の不備事項の是正に努め、管理体制の補完を図り、火災の危険性を排除し、人命の安全確保に努める。

６　消防職団員に対する教育訓練計画

消防職団員の資質の向上と火災等の予防及び消防活動の万全を期するため次のように教育訓練を実施する。

（１）消防職員

ア　各火災防ぎょ訓練

イ　テロ対策訓練

ウ　機関員養成訓練

エ　消防車両運転訓練

オ　梯子車設定訓練

カ　救急訓練

キ　救助訓練

（２）消防団員

ア　消防訓練

イ　機関員訓練

ウ　訓練礼法（規律、礼式、部隊訓練）

エ　操法訓練

オ　水防訓練

カ　応急手当訓練

（３）消防職団員の派遣教育

派　遣　先	消防職団員	科　　目
消　防　大　学　校	消　防　職　員	総　合　教　育 専　科　教　育
	消　防　団　員	総　合　教　育
岐 阜 県 消 防 学 校	消　防　職　員	総　合　教　育 専　科　教　育 幹　部　教　育 特　別　教　育
	消　防　団　員	基　礎　教　育 専　科　教　育 幹　部　教　育 特　別　教　育

７　防火対象物の自衛消防体制の推進

消防法第８条の規定により防火管理者を必要とする防火対象物及び同法第 17 条の消防用設備設置対象物等、更には地域団体一般住民に対しても自衛消防体制を指導し、その推進を図る。

（１）消防用設備等の自主設置指導

消火器、自動火災報知設備等の法令による義務設置対象物以外の対象物についても初期消火、警報、避難設備等の設置を指導し、万一出火した場合に対応出来るよう指導する。

（２）消防用設備等の維持管理の励行

防火対象物に設置された消防用設備等については、法第 17 条の３の３による点検及び報告制度を通じてその徹底を図り非常時に充分設備の機能を発揮できるよう指導する。

（３）関係者に対する教養訓練

事業所の査察、防火講習会、消防訓練、更には法令講習等を通じて、火災予防自主検査、従業員に対する防火教育、定員管理、消防用設備取扱訓練、消火、通報、避難訓練実施等により、自衛消防体制の推進を図る。

８　関係機関の協力指導

（１）防火管理者の講習

ア　防火管理者の資格取得講習会を、毎年２回以上実施する。

イ　甲種防火管理再講習を、毎年１回実施する。

（２）住民に対する火災予防の徹底

ア　関係機関の協力

多治見市危険物安全協会は、関係団体の行う防火活動等の後援や資機材の提供を行う。多治見市幼・少年消防クラブは、防火パレード・広報活動・防火講習会・防災訓練等への参加を行い、防火防災の啓蒙活動を行う。

イ　教養普及の方法

市民に対する消防知識等の普及は次による。

（ア）実施の時期

春秋２回の「全国火災予防運動」期間の他、適宜その時期を定めて行う。

（イ）利用する媒体

○市広報紙　　○広報車　○パンフレットの配布　○ポスター掲示　○女性防火教室
○防火展示会　○学校における教育訓練

（ウ）教養内容

○火災予防上必要な一般事項及び初期消火の基礎知識
○初期消火体制の確立（防火用水、消火器等の備付）
○住宅防火対策の重要性

（３）町内自主防災隊の育成、強化

昭和 54 年から市及び消防本部が推進した町内会等による自主防災組織も組織率は定着してきたが次により一層の育成、強化を図る。

ア　昭和 54 年から設置を進めた街頭消火器を有効に活用できるよう消火器取扱訓練を行う。

イ　地震対策や大量救急事故更には家庭内の安全等から応急手当等救急法の普及講習会を行う。

ウ　昭和 63 年度から設置された自主防災隊消火栓班に対し年１回以上消火栓操作等講習会を実施する。

（４）総消防体制の樹立

○幼年消防クラブの育成、強化
○少年消防クラブの育成、強化

第６項　防災教養訓練計画

市は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した経験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活躍を図るものとする。

住民に対する防災知識の普及と防災業務従事職員に対する知識、技術の修得、訓練の実施は次による。

１　防災計画

（１）市防災計画書を作成あるいは修正したときは、次の機関あるいは関係者に配付し、その徹底を図る。またその旨を公表し、市民に周知する。

市各機関、防災関係団体、市内の公共的機関及び防災上重要な施設の管理者、近隣市町

（２）説明会の開催

毎年度計画の検討をし、修正をしたときは直ちに関係機関に対し説明会を開催し、特に総合的に実施を要する対策に重点をおいてその徹底を図るものとする。

２　訓練

計画に基づく応急対策の円滑な実施を期するため、次により防災訓練を行うものとする。

（１）基本方針

市及び市域内の防災関係、防災上重要な施設の管理者は訓練の目的を具体的に設定したうえで、水害、火災、震災等それぞれの地域において発生が予想される具体的な想定に基づき、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、災害予防責任者、防災業務従事職員あるいは地域住民の処置すべき応急的な対策について実施または図上において、それぞれ機関別にあるいは２以上の機関が合同して行うものとする。

なお、訓練を実施するに当たっては、次の点に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努める。

ア　実施結果についての見直しと反映

市及び防災関係団体は、職員の安全確保を図りつつ、効果的な救助活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

イ　地域住民との連携

災害時における地域の災害応急活動等の重要性に鑑み、地域住民、自主防災組織、企業等に訓練への積極的な参加を求め、相互に連携しながら、より当該地域に見合った実践的な訓練の実施に努める。

（２）総合訓練

市本部は、各部門別応急対策実施機関と合同して毎年度１回災害が予想される季節前にお

いて、概ね次の対策を結合して訓練を実施するものとする。また、土砂災害を対象とした訓練を年１回以上実施する。

訓練科目	実施機関	訓練科目	実施機関
気象警報等伝達訓練	市、関係機関、住民	医療訓練	市、民間医療機関
通信訓練	市、防災機関	炊き出しその他救助訓練	市、ボランティア
避難訓練	警察、消防、学校等	消防、水防訓練	市、消防
救出訓練	消防	その他	関係機関
広域応援訓練	関係機関	その他	関係機関

（３）図上演習

市は、少なくとも毎年１回以上消防機関、警察機関、学校等関係機関の協力を得て、水害、火災等を想定した図上演習を実施するものとする。

（４）その他の訓練

市及び防災関係機関は、応急対策を実施するために必要な事項について関係機関と緊密な連携をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又はそれぞれ単独で次の訓練等を実施するものとする。

（イ）災害警備

（ロ）気象警報等の伝達

（ハ）災害応急対策活動従事者の動員

（ニ）災害情報等の収集及び伝達

（ホ）道路交通対策及び緊急輸送対策

（ヘ）土砂災害対策

（ト）情報連絡員や応援職員等の派遣

（５）部門別避難訓練

市の各施設においては、防災訓練計画をたて、それぞれ実施するものとする。訓練の回数及び訓練科目は、概ね次のとおりとする。

（イ）回数

保育所及び幼稚園　　毎月１回

市庁舎　　１年に１回

小中学校　　年３回以上

社会福祉施設　　年２回以上（入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を１回以上実施する。）

（ロ）科目

初期消火訓練

避難訓練

地震対策訓練

なお、民間における不特定多数の利用施設あるいは収容施設等においても、上記に準じ防災訓練を実施するよう指導する。

３　災害伝承

市は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うに当たり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

４　「災害から命を守る岐阜県民運動」への参画

県は、市町村、防災関係団体、事業者、学校、有識者等で構成する「災害から命を守る岐阜県民運動」推進組織を設置する。

市は、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等様々な主体が連携して命をつなげるために、「自助」、「共助」の意識向上に向け、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な行動を促すよう、県と協力し「災害から命を守る岐阜県民運動」として展開するものとする。

５　「災害・避難カード」などの作成の促進

市は、住民等が自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。

第７項　文教関係の予防計画

学校その他文教施設の災害予防あるいは学校児童、生徒の安全避難の訓練等文教関係の災害予防対策は、本計画の定めるところによるものとするが、各施設の経営者又は管理者は、それぞれの災害条件を考慮し、施設別にその計画を樹立して実施の推進を図るものとする。

１　学校建物等の不燃堅牢構造化の促進

学校その他教育、研究機関等の建物、施設を火災、地震あるいは台風等の災害から防護し、教育の確保と児童生徒の安全を図るため、これらの施設の建設に当たっては、できる限り鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化の促進に努めるものとし、既存校舎等には火災報知機を設置する。

２　施設の予防対策

学校その他文教施設を経営し、管理している者は、常に施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分に留意して施設災害の予防に当たるものとする。

（１）組織の整備

施設の補強、補修等（台風時における準備作業等）が迅速適確に実施できるよう、職員の任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時よりその組織を整備しておくこと。

（２）補修、補強

平常時より施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは避難施設等の不備施設の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備に当たること。

（３）資材等の整備

災害時の施設等の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておくこと。

３　危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取扱い、あるいは保管する学校及び教育関係機関にあっては、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取扱いに努めなければならないが、特に災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じておくものとする。

４　防災教養

教育委員会は、教育関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努めるものとする。また、各学校においては、全職員の協力を得て、常に児童、生徒の防災知識の普及に努めるとともに、児童、生徒を通じてその地域における防災意識の普及徹底を図り、併せて災害の未然防止と災害時の応急対策についても十分周知させるものとする。なお、このため各学校は、次の諸点に留意してその普及に努めるものとする。

（１）防災知識の普及は、正常な教育課程に位置付けて実施すること。特に学校行事等において実施される命を守る訓練（講話、避難訓練、消火訓練等）の場合においては、事前の指導として防災知識の普及に努めること。

（２）災害時においては、児童生徒の生命尊重、安全退避を第一義とし、火災、風水害、雪害、震災等それぞれの場合における生命の安全確保について万全を図るため、施設、設備の状況、気象条件、地形条件等を十分考慮して、それぞれの災害の場における適切な退避計画を樹立し、事前に児童、生徒に周知を図ること。この場合、特に低学年の児童や身体に不自由のあ

る児童、生徒にはよく理解させ徹底しておくものとするが、特に身体に不自由のある児童、生徒のいる学校においては避難方法その他の救助について周到な計画を立て、その安全確保に努めること。

（３）学校災害の未然防止を図るため、火気取扱いの注意、危険薬品の管理、配電施設の安全、老朽危険箇所の補修等に細心の注意を用い、児童、生徒に対しても火遊び等をしないよう指導すること。

（４）児童、生徒の通学路に沿う危険箇所については、学校は、事前に調査し、登下校の指導や災害予防の知識について理解させ徹底しておくこと。

（５）児童、生徒を消火作業や搬出作業等の救援活動に従事させる場合は、まず身体生命の安全を確保したうえで考えること。この場合学校の施設整備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期すること。

５　避難その他の訓練

学校その他文教施設を経営し管理している者は、教育職員に対して職員自身の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な措置がとれるよう災害の状況を想定し、警報の伝達、児童、生徒の避難誘導等防災上必要な計画を樹立するとともに、訓練を実施するものとする。なお、学校等における計画の樹立及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

（１）計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童、生徒の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとすること。

（２）訓練は学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童、生徒の自主的活動と相まって十分の効果をおさめるよう努めること。

（３）火災、風水害、震災等それぞれの場合における計画を樹立し、訓練を実施すること。なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならぬよう注意すること。

（４）訓練は年３回以上実施すること。

（５）訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努めること。

（６）平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員並びに児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくこと。

（７）指定文化財等の所有者又は管理者は、毎年１月 26 日を文化財防火デーと定め、文化財防火訓練を実施するよう努めること。

（８）計画の樹立及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受けること。

（９）訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図ること。

第８項　自主防災体制の確立

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、『みんなの地域はみんなで守る』という地域の人々のコミュニケーション連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠である。

多治見市及び防災関係機関においては、自主防災組織の育成に努めており、年々自主防災組織の組織率も向上しているが、未だ未設置の地域があり、また既存組織の活動も十分とはいいがたい状況である。

自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するように努め、地域住民、事業所等の自主防災組織の育成、強化については本計画の定めるところによるものとする。

１　地域住民の自主防災組織

多治見市は、地域住民の自主防災組織づくりを推進するものとし、積極的に協力するものとする。

２　地域住民に対する自主防災組織の重要性の啓発

多治見市及び防災関係機関等は、連携して自主防災組織の重要性の啓発に努めるものとする。

３　地域防災リーダーや警察ＯＢによる自主防災組織の育成、強化

多治見市及び多治見警察署は、地域防災リーダーや警察ＯＢによる自主防災組織の育成、強化を図るため、次のとおり実施するものとする。

（１）　多治見市は、地域防災リーダーの養成を可能な限り毎年実施するものとし、養成された地域防災リーダー本人がその専門知識を生かし、地域に密着した指導を行うことにより、町内会・自治会単位の自主防災組織の役立と活動の充実を図るものとする。

（２）県警察は、警察職員ＯＢのうちから警察活動協力員（『セイフティ・サポーターズ』）を任命し、その専門知識を生かした指導により、自主防災組織の充実を図るものとする。

４　各自主防災組織の防災計画の作成

多治見市は、自主防災組織の組織（各構成員の役割）、活動内容等を明確にし、迅速・的確な活動を確保するため、各自主防災組織が防災計画を作成するよう、その具体的なモデル案を示すなどにより指導するものとする。なお、自主防災組織の防災計画の内容は、組織の編成、平常時及び災害時の活動を中心に、具体的に定めるものとする。

各自主防災組織は、多治見市が示したモデル案を参考にして防災計画を作成し、各構成員に対し、そのとるべき行動等の周知を図るものとする。

（１）規模

自主防災組織の規模は、その活動が円滑に行われるような規模とし、町内会、事業所等小集団を単位とすることが望ましい。

（２）防災計画

自主防災組織の防災計画は、組織の編成、平常時及び災害時の活動を中心に、具体的に定めておく必要がある。

ア　組織の編成

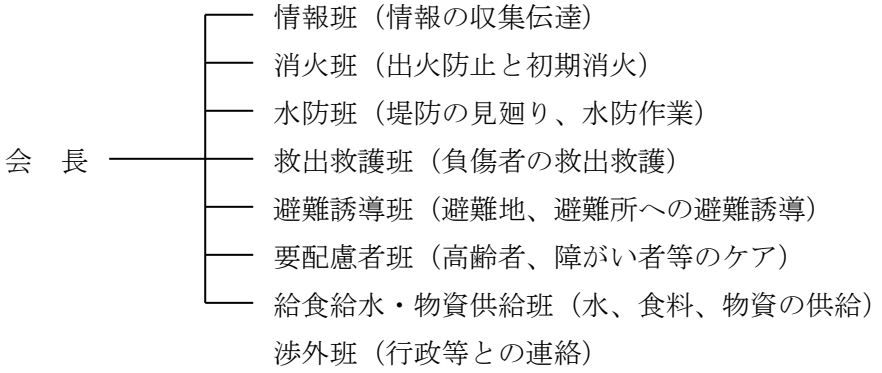

イ　平常時の活動

（ア）知識の習得・普及活動 …… 講演会、ミニコミ紙発行

（イ）防災カルテ、防災地図の作成 …… 地域の防災設備や災害危険性について、ハザードマップを活用する等により、地図にまとめて住民に周知徹底

（ウ）防災訓練の実施 …… 情報収集訓練、消火、避難、救出救護、給食給水・物資供給

（エ）生活必需品、防災資機材の備蓄 …… 災害直後に必要な生活必需品と初期防災活動に必要な資機材の備蓄

（オ）要配慮者の把握 …… ひとり暮らしの高齢者・障がい者等の自力避難が困難な人の把握

（カ）防災点検の実施 …… 毎月 28 日の岐阜県防災点検の日における「防災点検 10 ヶ条」の策定とそれに基づく点検

（キ）地域内の他組織との連携 …… 地域内の事業所、団体等との連携を密にし、総合的な自主防災活動推進

ウ　災害発生時の活動

（ア）情報収集伝達 …… 地域内の被害状況・被災者のニーズを多治見市等へ報告、防災関係機関提供情報を住民に伝達

（イ）災害の初期的応急対策 …… 初期消火等被害の拡大を防ぐための対策を講ずる

（ウ）救出救護 …… 救出用資機材による生埋め者の救出、負傷者の応急手当、救護所等への搬送

（エ）避難誘導 …… 避難情報の伝達、避難所、経路の安全確保

（オ）炊き出しや救助物資の配分の協力

（カ）避難行動要支援者への支援 …… ひとり暮らしの高齢者・障がい者等の自力避難が困難な人の支援

市は、市計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市計画に地区防災計画を定めるものとする。市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援

内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

５　自主防災組織の活動拠点の整備

（１）拠点施設設備についての国及び県の財政支援については、次のとおりである。

ア　緊急防災基盤整備事業、防災まちづくり事業（総務省消防庁）

イ　地域防災拠点施設整備モデル事業補助（国土交通省）

ウ　市町村振興補助金（コミュニティ活動支援事業、災害対策事業のうち消防防災施設整備事業)、市町村振興貸付金（消防防災施設整備事業）（県）

（２）市は、自治会等に１か所の割合で自主防災活動の拠点となる施設（コミュニティ防災拠点）を定め、その整備に努めるものとする。なお、コミュニティ防災機能は、次のとおりである。

ア　防災知識の習得・普及

イ　資機材、生活必需品等の備蓄

ウ　コミュニティの災害応急活動の拠点

６　自主防災資機材の整備

（１）自主防災資機材の整備についての国及び県の財政支援については、次のとおりである。

ア　消防防災施設等補助（コミュニティ防災資機材等整備事業）（総務省消防庁）

イ　コミュニティ助成（自主防災組織育成事業）（(一財）自治総合センター）

ウ　市町村振興補助金（コミュニティ活動支援事業、災害対策事業のうち消防防災施設整備事業)、市町村振興貸付金（消防防災施設整備事業）（県）

（２）市は、自主防災活動に必要な資機材を整備するものとする。

（３）市は、地域における自主防災組織の活動を支援するため、防災事業を行う自主防災組織に対し、多治見市自主防災組織支援事業補助金を交付する。(実施予定期間は平成 30 年度から令和７年度まで)

７　研修の実施

（１）自主防災組織リーダー研修会

県、多治見市、その他の防災関係機関等は連携して、地域住民による自主防災組織のリーダーを養成する研修を実施し、防災上の知識・技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実するものとする。

（２）各種団体における防災研修

県及び市町村は連携して、地域に根ざした各種の団体に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に努めるよう指導するものとする。

８　消防団、交番等との連携強化

県、多治見市及び多治見警察署は連携して、自主防災組織と地域の防災情報拠点である消防団及び交番・駐在所との連携強化に努め、迅速・的確な自主防災活動を推進するものとする。また、多治見市は、地域住民の自主防災組織と少年消防クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図るものとする。

９　その他の（「地域」を基準としない）自主防災組織

（１）施設、事業等の自衛消防組織等

一定規模以上の施設、事業等にあっては、消防法により、消防計画を定め、自衛消防の組

織を設置することとなっている。

ア　多治見市は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導するものとする。また、地域住民の自主防災組織と施設、事業所等の自衛消防組織等との連携強化を図るものとする。

イ　施設事業所においては、組織的な防災活動を行い、従業員利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は軽減に努めるものとする。

（２）農業用ダム、ため池の自主防災組織

農業用ダム等の損傷に伴う二次災害を防止するため、多治見市、土地改良区、受益者、地域住民による自主防災組織を設立し、必要な措置、下流住民の誘導等を行う。

第９項　情報体制の確立

東海地震の予知に係る対策として、「警戒宣言」の住民への周知及び災害情報の収集伝達等災害時における有線途絶事態においても、市本部、防災関係機関、地域住民との通信を確保し、災害予防対策、災害応急復旧対策を迅速、的確に実施するため、市防災行政無線通信施設を整備し、情報体制の確立を図るものとする。

なお、無線通信施設は災害時にその機能を十分発揮できるよう随時保守点検を実施するものとし、特に無線局総点検の日（11 月１日）には、総合的に保守点検を実施するものとする。

１　市防災行政無線通信施設の整備

市民に対する災害広報を即時にかつ一斉に実施するための固定系（同報）無線通信施設及び災害現地等との通信を確保するための移動系無線通信施設の整備拡充に努めるものとする。

なお、無線通信施設の一部がデジタル化されていないため、今後、施設更新時等にデジタル化を進めていくものとする。（同報無線通信施設については平成 25 年度にデジタル化完了）

また、現在整備されている状況は、次のとおりである。

（１）固定系（同報）無線通信施設

こうほうたじみ　　親局　　：市駅北庁舎無線室
　　親局遠隔制御器：市本庁舎無線室及び消防本部救急指令課
　　子局　　：市内 191 局

（２）移動系無線通信施設

ぎょうせいたじみ　　基地局　　：市庁舎危機管理課
　　陸上移動局：可搬２局、携帯 20 局、IP 無線 20 台

２　市防災行政無線通信施設の利用

固定系（同報）及び移動系無線通信施設による情報の収集、伝達事項は、概ね次のとおりである。

（１）固定系（同報）無線通信施設

ア　「南海トラフ地震臨時情報」の伝達
イ　気象情報の伝達
ウ　災害情報の伝達
エ　避難の指示

（２）移動系無線通信施設

ア　災害情報の収集伝達
イ　避難状況等の伝達
ウ　災害応急対策の指示
エ　災害現場相互間の情報の収集伝達

３　通信訓練の実施

多治見市防災行政無線管理運用規程に基づき、災害その他緊急の事態が発生し又は発生する恐れがあるときに、無線設備の正常な機能の維持及び通信の適切な運用を図り、災害の発生等に対処するため、定期的な通信訓練を行うものとする。

第 10 項　業務継続体制の整備

大規模災害等発生時には、行政機関の庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。また、企業の事業継続及び早期再建は、県民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与える。

そのため、行政や企業は大規模災害等発生時の被害を最小限にとどめ、災害時に必要な業務の継続、予防対策を進める必要がある。

１　行政機関の体制整備

（１）自然災害に対する体制整備

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

２　企業防災の促進

企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする

市､商工団体等は､企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、業務継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

市、商工団体等は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第 11 項　大規模停電対策

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、防止対策や代替電源の確保等を行う。

１　連携の強化

市は、防災関係機関と停電の早期復旧に向けた体制を整備するため、会議等を開催し連携の強化を図るものとする。

２　事前防止策

市及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等に努めるものとする。

３　代替電源の確保

市及び防災関係機関は、自ら管理する施設等において、非常用発電設備等代替電源の確保に努めるものとする。また、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関等とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。

４　市通信機器等の充電

市及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。

第 12 項　その他の災害予防

第１項から第 11 項までに定める以外の次の災害予防対策は県計画のそれぞれの対策（計画）に基づいて実施するものとする。

１　孤立地域防止対策　（県計画第２章第 15 節）

２　農地防災対策　（県計画第２章第 24 節）

第３章　災害応急対策

第１節　市本部活動体制

第１項　災害対策本部運用計画

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の市本部の運用計画は次による。

１　体制等

（１）設置基準等

警戒レベル	気象情報	市の体制
３相当（赤）	大雨警報、洪水警報、氾濫警戒情報、キキクル「警戒」	災害警戒本部
４相当（紫）	氾濫危険情報、土砂災害警戒情報、キキクル「危険」	災害対策本部
５相当（黒）	大雨特別警報、氾濫発生情報、キキクル「災害切迫」	

（２）職員参集体制等

職	参集基準		備考
	風水害	地震災害	
本部員（部長）	次のいずれかに該当する場合 ①災害対策本部の開催（全員参集） ②警戒本部会議の開催（一部参集）	次のいずれかに該当する場合 ①震度５弱以上の地震（対策本部/全員参集） ②南海ﾄﾗﾌ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表（対策本部/全員参集） ③南海ﾄﾗﾌ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表（警戒本部/一部参集）	風水害は危機管理監の発信する気象予測メールを確認 所属班長に災害対応体制構築を指示し自身の参集に備える
本部連絡員	本部員参集基準に同じ	本部員参集基準に同じ	上位の本部連絡員が参集できない場合は次順位が参集
班長（課長）	次のいずれかに該当する場合 ①災害対策本部会議の開催 ②所属本部員からの参集指示	次のいずれかに該当する場合 ①震度５弱以上の地震 ②南海ﾄﾗﾌ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表 ③所属本部員からの参集指示	地震災害の場合、総務班及び教育総務班の班長は、庁舎機能点検のため必要な人員の参集を指示
上記以外の職員	所属班長からの参集指示	次のいずれかに該当する場合 ①震度５強以上の地震 ②南海ﾄﾗﾌ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表 ③所属班長からの参集指示	速やかに参集することが困難な場合は、所属班長に連絡

※警戒本部/一部参集対象者

副市長、副教育長（又は教育長）、企画部長、市民福祉部長、こども健康部長、環境文化部長、建設水道部長、参与（上下水道事業担当）、消防長

※次に掲げる課は、気象警報が発表されたときは、班長（課長）の指示により職場に待機。

秘書広報課、総務課、保育幼稚園課、福祉課、道路河川課、上下水道施設課、教育総務課、教

育推進課、文化スポーツ課、商工観光課、緑化公園課

※幼稚園・保育園、三の倉・大畑センター、小中学校、消防の職員の参集は、班長（所属の課長等）の指示に従う。

２　体制等の特例

市長（本部長）は、災害の種類、状況その他により、１に定める体制により難いと認めるときは、特定の部課（班）に対してのみ体制を指示、又は種類の異なる体制を指示することができる。

３　体制等の伝達

災害対策本部の設置、閉鎖あるいは体制等が決定したときは、次の系統によって関係機関に伝達するものとする。ただし準備体制については省略することができる。

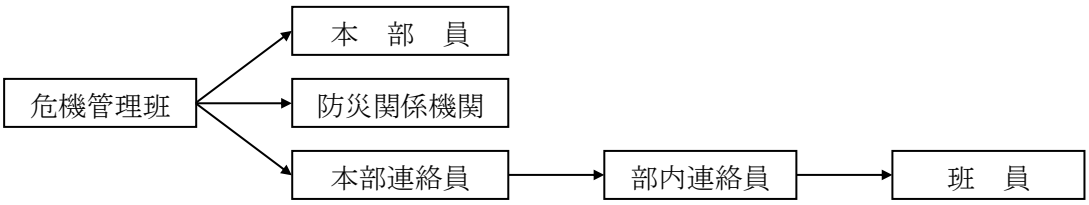

４　本部員会議

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市本部長（不在のときは副本部長又は代理者）が、その必要を認めたときは、「本部員会議」を開催し、概ね次の事項を協議するものとする。なお本部員会議を開催するいとまのないとき、あるいは災害の規模がその程度に達しないとき等にあっては、災害対策本部の開設、その他について関係ある本部員が協議し、その結果に基づき市本部長が決定するものとする。

（１）災害対策本部の開設及び配置並びに職員の動員（応援を含む。）に関すること。

（２）現地連絡所の設置及び現地指揮者の指名に関すること。

（３）災害防除（拡大防止）対策に関すること。

（４）罹災者の救助対策に関すること。

（５）交通、通信その他総合的に実施を要する対策の調整、推進に関すること。

（６）その他災害に関連した必要な事項

５　本部会議の会場

	災害警戒本部	災害対策本部
風水害	本庁４階特別会議室	本庁２階大ホール
地　震	本庁４階特別会議室	駅北庁舎４階大ホール

６　本部職員の配備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における職員の動員方法及び任務は、班ごとに職員別に定めておくものとするが、本部員及び本部連絡員はそれぞれ所属室に勤務し、本部員会議開催時あるいは本部開催時には、直ちに本部室に勤務できるようにするものとする。

７　現地連絡所

被災地が限定されており、かつ市役所から遠隔地にある場合等、災害の特殊性で必要があるときは、現地連絡所を開設するものとする。現地連絡所は地区事務所または現地の適当な施設を利用して開設するものとし、現地の直接的な対策あるいは連絡に当たるものとする。現地連

絡所長は、市本部の班長のうちから本部長の指名するものをもって充て、所員は関係ある各部班よりそれぞれ派遣するものとする。

８　県現地対策本部への連絡員の派遣

県現地対策本部が設置された場合、本部長は、連絡員を選出し派遣するものとする。

９　職員の応援

各班における災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、所属の本部連絡員を通じて危機管理班に応援の要請をするものとする。

危機管理班は、本部会議で決定された応援方針に基づき余裕のある班のうちから適当な班を決定し通知するものとする。なお、市本部内における応援で不足するときは県支部総務班（教育総務班にあっては県支部教育班）に職員の応援又は派遣を要請するものとする。

職員の応援要請に当たっては次の事項を明示して行う。

ア　作業（事務の内容）

イ　就労（勤務）の場所

ウ　職種及び男女の別

エ　予定期間

オ　携帯品その他必要事項

10　本部職員の証票等

（１）身分証明書

市本部職員の身分証明書は「多治見市職員身分証明書」をもって兼ねるものとし、災害対策基本法第 83 条第２項による身分証明も兼ねるものとする。

（２）腕章及び自動車用標旗

ア　本部長及び副本部長腕章

イ　部長及び副部長腕章

ウ　班長腕章

エ　連絡員腕章

オ　班員腕章

カ　標旗

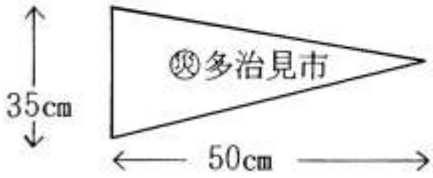

（赤地に白字とし、災は白字に黒文字とする）

（注）　1　腕章の大きさは、長さ38cm、巾10cmとする。

2　地は白地、字は黒色、線は赤色とする。

第２項　職員動員計画

１　災害対策本部

多治見市災害対策本部における職員の動員は、本計画の定めるところによる。

（１）職員の心構え

市本部職員は、常に気象状況あるいは消防、水防信号等に注意し、災害の発生を承知し、または発生のおそれがあると認めるときは、速やかにそれぞれ配備場所につき、または待機するものとする。

（２）職員の動員方法

各班長は、分担する災害対策その他のため班員を動員する必要がある時は、それぞれ各班において動員するものとし、各班はあらかじめ動員の系統、順序、連絡の方法について具体的に計画しておくものとする。

なお、各班長はあらかじめ動員の系統、動員の順序等職員の動員計画を危機管理課に報告しておかなければならない。また消防部における動員は消防部長が別に定める動員の方法及び消防並びに水防信号サイレンまたは警鐘によるものとする。

（３）退庁時における職員の動員

危機管理班は、災害が発生しまたは発生するおそれがあり、職員を動員する場合は、総務部長及び人事課長に災害の状況等を急報し、指示を受けて「職員動員計画」に基づき動員をするものとする。

動員に際し、職員の徒歩等による参集時間、参集ルートの事前確認の実施など、職員の安全の確保に十分に配慮する。

第２節　災害動員計画

第１項　災害応援要請計画

災害応急対策実施のため必要な人員（労力）の動員、あるいは雇上げ（以下「動員等」という。）は、次によるものとする。

１　動員の順序

（１）災害対策本部職員の動員

（２）多治見市建設工業会防災隊及び多治見市管工事協同組合防災隊の動員

（３）ボランティア

（４）労務者等の雇上げ

応急対策の内容によっては、この順序を異にすることができる。

２　動員等の担当者

災害対策要員の動員等は、災害対策要員を必要とする各班の要請に基づき危機管理班が調整して次の区分により行うものとする。

（１）本部職員以外の職員については、危機管理班

（２）多治見市建設工業会防災隊は道路河川班、多治見市管工事組合防災隊は上下水道総務班

（３）自治会ボランティアはくらし人権班、日赤奉仕団は福祉班

（４）技術者、労務者の雇上げについては、その作業の関係事業主管班

３　多治見市建設工業会防災隊

多治見市建設工業会防災隊（以下、この項では防災隊という。）は、民間の防災組織として他市町村に先がけて昭和 53 年７月に発足した。多治見市建設工業会防災等の取扱いに関する規約に基づき防災隊は次により活動するものとする。

（１）任務

ア　防災隊は災害対策本部または水防管理者から出動要請があったときはその所管のもとに行動する。

イ　防災隊は災害防止のためのパトロール等を防災隊本部長のもとに行動する。

（２）防災隊活動記録

道路河川班は防災隊の出動を要請したとき、概ね次の事項について記録し、活動終了後危機管理班へ提出しなければならない。

ア　出動人員及び氏名

イ　作業内容及び期間

ウ　その他特別な事項及び参考事項

４　多治見市管工事協同組合防災隊

多治見市管工事協同組合防災隊は、昭和 59 年１月に発足した民間の防災隊で、多治見市管工事協同組合防災等の取扱いに関する規約に基づき、次により活動するものとする。

（１）任務

ア　防災隊は、災害対策本部又は水道事業管理者から出動の要請があるとき、その所管の下に行動するものとする。

イ　防災隊は、災害防止のためのパトロール等を防災隊本部長のもとに行動する。

（２）防災隊活動記録

上下水道総務班は、防災隊の出動を要請したときは、概ね次の事項について記録し、活動終了後危機管理班へ提出しなければならない。

ア　出動人員及び氏名

イ　作業内容及び機関

ウ　その他特別な事項及び参考事項

５　ボランティアの編成

（１）自治会ボランティア

区・町内会、社会・文化団体等の各団体へボランティアの協力を求める。

６　ボランティア活動要領

ア　動員

ボランティアの動員は、団長がその地域に災害が発生し、ボランティアの動員を必要と認めたとき、又は市本部長から要請があったときに必要なボランティアを動員するものとする。ボランティアの動員に当たっては、被災世帯員は除くよう配慮する。

イ　関係機関との連絡協調

ボランティア団体は、常に市本部、消防団、現地連絡所、警察官等と緊密な連絡を保つとともに、それらの機関から要請があったときは積極的に協力し、実施する。

ウ　従事作業

○炊き出し、給水等罹災者の救助

○防疫、清掃等被災者の衛生対策

○物質等輸送の対策

○被災地整理、その他災害応急対策

エ　その他

ボランティアの活動は、小規模災害にあっては各ボランティアが従前からの慣習に従ってそれぞれ実施するが、大規模災害時にあっては、市本部（危機管理班）が連絡、調整を行い、その要請に基づいてボランティア活動を実施するものとする。なお、作業の実施に当たっては、その対策の実施責任者の指示に従ってボランティア活動を行うものとする。

７　ボランティア活動記録

ボランティア活動を受けた班は、概ね次の事項について記録し、ボランティア活動終了後危機管理班へ提出しなければならない。

（１）ボランティアの名称及び人員並びに氏名

（２）作業内容及び期間

（３）その他特別な事項及び参考事項

８　技術者等の雇上げ

（１）実施者

災害応急対策の実施に当たって、特殊な作業のため技術者あるいは特別な職種労力を必要とするときは、概ね次の各班において雇上げ又は斡旋をするものとする。

医療関係者　　保健センター班

土木工事関係者　　道路河川班及び建築住宅班

水道工事関係者　　上下水道総務班

（２）給与の支払い

賃金等の給与額は、その時における雇上げの慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別の基準があるものはこの限りでない。

９　労務者従事記録

労務者を雇上げしたときは、その記録を作成し、整備保管しておくものとする。

（１）出役表（様式１号）

（２）賃金台帳（様式２号）

10　災害救助法による基準等

災害救助法による救助実施のための人夫の雇上げの範囲その他の基準等は次のとおりとする。

（１）人夫雇上げの範囲

ア　罹災者の避難のための人夫

原則として認められないが、特に本部長が必要と認めたとき。

イ　医療及び助産の移送人夫

医療救護班でなければ処置できない重症患者もしくは医療救護班が到着するまでの間に処置をしなければならない患者を病院又は診療所に運ぶための人夫、あるいは医療救護班の移動に伴う人夫（医療救護班員を背負って急流を渡るような人夫）を必要とするとき。

ウ　罹災者の救出

罹災者を救出するために人夫を必要とするとき又は罹災者救出に必要な機械器具、資材等の操作後始末に人夫を必要とするとき。

エ　飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬、操作あるいは飲料水を浄化するための医薬品の配付等に人夫を必要とするとき。

オ　救助物質の配付

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊出し用品の整理（種類別、地域別、整頓、保管）、輸送又は配分に人夫を必要とするとき。

カ　遺体の捜索に人夫を必要とするとき又は捜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は後始末に人夫を必要とするとき。

キ　遺体処理

遺体の洗浄、消毒等の処置又は遺体を仮安置所まで輸送するため等に人夫を必要とするとき。

ク　その他

上記以外の救助作業のため人夫の必要が生じたとき市本部は、県支部総務班を経由して県本部危機管理政策班に範囲外人夫についての要請をするものとする。なお、申請、要請に当たっては次の事項を明示して行うものとする。

（ア）人夫の雇上げを要する目的又は救助種目

（イ）人夫の所要人数

（ウ）雇上げを要する期間

（エ）人夫雇上げの理由

（オ）人夫雇上げを要する地域

（２）人夫雇上げの期間

それぞれの救助の実施期間中

（３）報告その他事務手続

人夫を雇上げたときは、第６節第４号様式「救助日報」により毎日その状況を、県支部総務班を経由して県本部危機管理政策班に報告するものとする。なお、人夫雇上げに関する事項を記録保管するものとするが、災害救助分については、判然と区分し整理するものとする。

（４）費用の限度

８（２）「給与の支払い」による費用によるものとする。

様式１号

労　務　者　出　役　表

雇上機関名			
労務者	住　所		
	氏　名　　（　　歳）		
就労状況			
月　日	歩　合	作業内容	

備考

１　この表は毎日就労前に係員に提出し就労後受取ってください。

２　作業終了後または係員が提出を求めたときは提出してください。

様式２号

賃　　金　　台　　帳

（作業種別）

住　所	氏　名	月　分					基本賃金		割増賃金		給与額
		日	日	日	日	日	日数	金　額	時間	金　額	
計											

（注）１　本台帳は作業の種別によって口座を別にすること。

２　各日別就労状況は、１日就労者は「○」と表示する。また５時間時間外に就労した者は「○５」と表示すること。

３　本様式の日別欄は適宜増減し、さらに所得税控除を要するときは所要欄を追加すること。

第２項　技術者等の強制従事に関する計画

災害応急対策実施のための要員が一般の動員等の方法によってもなお不足し、他に供給の方法がないときは本計画の定めるところにより、強制命令を発するものとする。

１　強制命令の種類と執行者

従事命令及び協力命令は、次表に掲げるところによる。

対象作業	命令区分	法 律 根 拠	執　行　者
消　　防	従事命令	消防法第 29 条第５項	消防吏員又は団員
水　　防	〃	水防法第 24 条	水防管理者、水防団長、消防機関の長
災害応急対策（全　般）	〃	災害対策基本法第 65 条第１項	市長

２　命令の対象者

命令区分	従 事 対 象 者
消　防　作　業	火災現場付近にある者
水　防　作　業	区域内に居住する者または水防の現場にある者
災害応急対策全般	市町村区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者

３　従事者台帳の作成

従事命令または協力命令を発したときは、強制従事者台帳（様式９号）を整備し、危機管理班に提出する。

４　損害補償

従事命令または協力命令により災害応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかりまたは死亡した者に対する損害補償は、多治見市消防団員等公務災害補償条例による。

様式９号

強　制　従　事　者　台　帳

<table>
<tr><td colspan="6">住　所
職　業
氏　名
年　月　日生</td></tr>
<tr><td colspan="2">従事すべき救助業務</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">従事すべき場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">従事すべき期間</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">出頭すべき場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">出頭すべき日時</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公用令書取消の理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">負傷、疾病又は死亡の日時</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">負傷、疾病又は死亡の原因</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">傷病名、傷病の種類及び身体の状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">負傷、疾病又は死亡した者の主な親族</td><td>氏　名</td><td>続柄</td><td>生年月日</td><td>職　業</td><td>備　考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">扶助金支給欄</td><td colspan="2">扶助金の種類</td><td>金額</td><td>支給年月日</td><td>備　考</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（注）災害救助以外についても本様式に準じて作成する。

第３項　岐阜県防災ヘリコプター支援要請計画

災害に際し、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、必要に応じ、防災ヘリコプターの支援を要請するものとする。

１　防災ヘリコプターの支援要請の方法

（１）消防組織法上の活動に係る支援要請

消防組織法上の災害に係る活動について、市長から県知事に対する支援要請は、「岐阜県防災ヘリコプター支援協定」の定めるところによる。

要請は、消防長から岐阜県防災航空隊に電話及びファクシミリで行うものとする。

（２）災害対策基本法第 68 条に基づく支援要請

市本部長は、物資輸送、災害時の情報収集等のため防災ヘリコプターの支援が必要な場合には、岐阜県地域防災計画第３章 15 項３（２）により支援要請を行うものとする。

（
岐阜県防災航空隊第一事務所
電　話　　058－385－3772
ＦＡＸ　　058－385－3774
）

第４項　自衛隊派遣要請計画

１　自衛隊派遣要請の方法

（１）天災地変その他災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合には自衛隊法第 83 条により、県知事に対し部隊等の派遣の要請を依頼するものとする。なお、この場合次の系統により要請の依頼を「要請に際し明確にすべき事項」を記載した文書（様式１号）をもって行うものとする。ただし、急を要するときは口頭または電話で行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

　要請を行った場合、市長が必要に応じてその旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

（２）市長は、（１）の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知し、部隊の派遣を促すものとする。

（３）市長は、（２）の通知をしたときは、速やかに県知事にその旨を通知する。

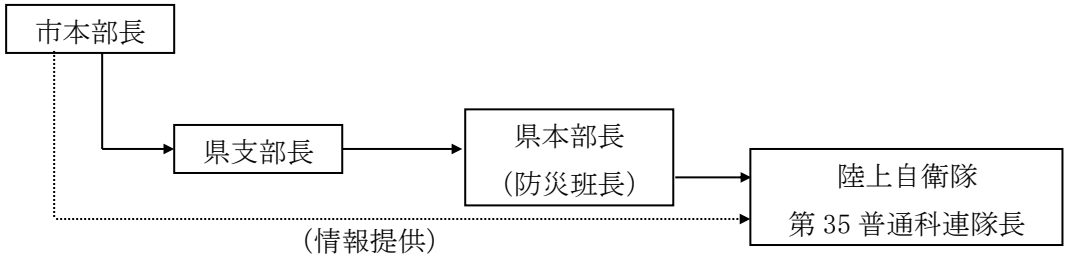

（４）要請の窓口

部　隊　名　等	連　絡　責　任　者（電話番号）	
	時　間　内(平日)～17：00	時　間　外
陸　上　自　衛　隊 第 35 普通科連隊 （守山）第３科	第 35 普通科連隊第３科 052－791－2191(内線 4830)	部隊当直司令 052－791－2191(内線 4509)
	ＦＡＸ　052－791－2191	
航空自衛隊岐阜基地	第２補給処企画課運用班 058－382－1101(内線 2683) 058－382－1101(ＦＡＸ)	基地当直幹部 058－382－1101(内線 2225) 058－382－1101(ＦＡＸ)
航空自衛隊小牧基地	第１輸送航空隊防衛部防衛班 0568－76－2191(内線 4368)	基地当直幹部 0568－76－2191(内線 4017) 0568－76－2191(ＦＡＸ)
自衛隊岐阜地方協力本部	総務課企画班長　または国民保護・災害対策連絡調整官 058－232－3127	

２　自衛隊の活動

（１）被害状況の把握

　車両、航空機等の状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

（２）避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

（３）遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合には、通常、他の救護活動に優先して、捜索救助を行う。

（４）水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

（５）消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

（６）道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合にはそれらの啓開、除去に当たる。

（７）応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

（８）人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行うものとする。

（９）炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、または救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

３　受入れ体制

自衛隊の作業が他の防災関係機関と協力して効率的に実施できるよう、その受入れ体制に万全を期さねばならない。特に次の事項については留意するものとする。

（１）緊密な連絡

派遣部隊との連絡を緊密にするために連絡場所を設け、責任者を定め常に自衛隊と連絡窓口を統一し、作業の実施についても現地指揮官と協議して行うよう努めること。

また必要に応じ、地図、略図を準備し、作業地区ごとに連絡員を定め、災害情報の伝達、資材の調達等が円滑に行えるよう努めること。

（２）作業計画及び資機材の準備

派遣部隊の行う作業の作業計画をたて、必要な資機材を準備し、作業に関係ある管理者等にも連絡しておくこと。

（３）宿泊施設等の準備

派遣部隊を宿泊させる施設（小学校等公共用建物が適当）又は野営施設を準備し、併せて

駐車場等を確保すること。また、派遣部隊と関係所在自衛隊との情報連絡を確保するため、必要に応じて臨時電話を架設すること。

（４）住民の協力

住民は、派遣部隊の作業を傍観することなく積極的に協力して作業を遂行すること。

４　要請事項の変更

市本部長は、派遣に当たって、要請依頼した事項を変更する必要が生じたときは、直ちに順序を経て、県本部防災班に連絡するものとする。

５　経費の負担区分

（１）自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として下記の基準により市が負担するものとする。

ア　派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

イ　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼動させるため必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料

ウ　派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費

（２）負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県本部の調整によりその都度決定するものとする。

６　派遣部隊撤収時の手続

市本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県本部に対し、自衛隊の撤収要請（様式２号）を依頼するものとする。

７　自衛隊ヘリコプターの派遣要請等に関する留意事項

（１）派遣要請

ア　派遣要請は、様式１号の事項を明示し、事前又は早期に行うこと。

イ　派遣要請は、事実を確認し、他に方法がないときにのみ行うこと。

（２）発着場選定基準

ア　地面は堅固で傾斜６度以内であること。

イ　四囲にあまり障害物がないこと。少なくとも 2 方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北 100m×100m の面積があれば下図のごとく障害物があっても離着陸は可能である。

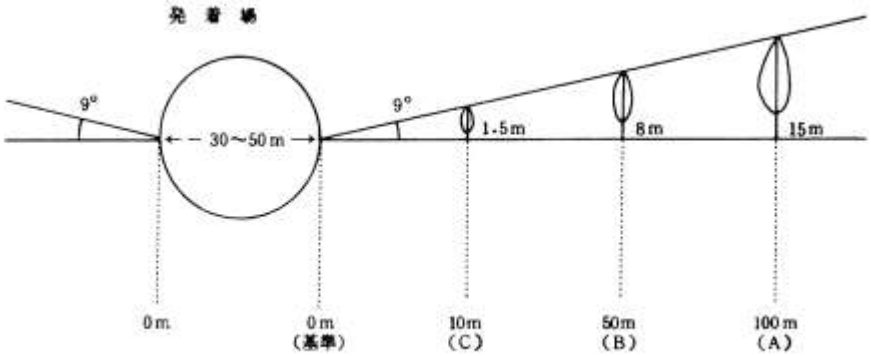

① 小型機（ＯＨ－６）の場合（カッコ内は夜間）

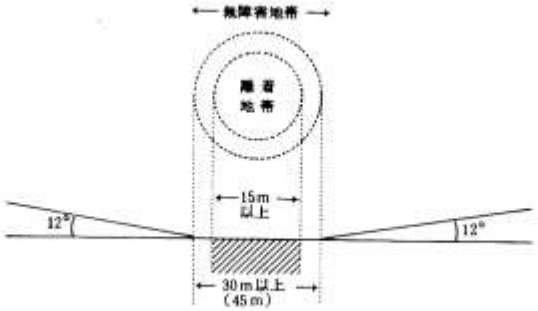

② 中型機（ＵＨ－１）の場合（カッコ内は夜間）

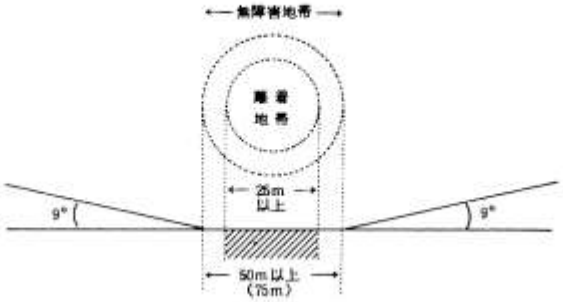

③ 大型機の場合　（ＣＨ－47Ｊ）の場合

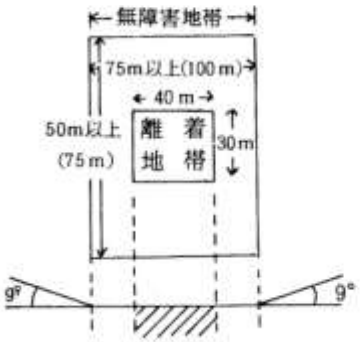

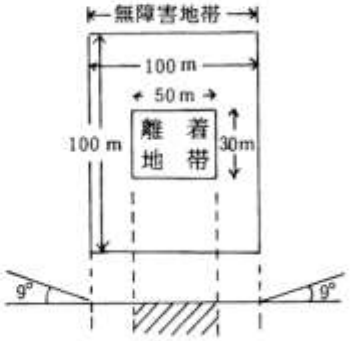

(3)　離着陸場の標示

(ｲ)　風向に対して、石灰等でⒽを書くこと。

標　示　図

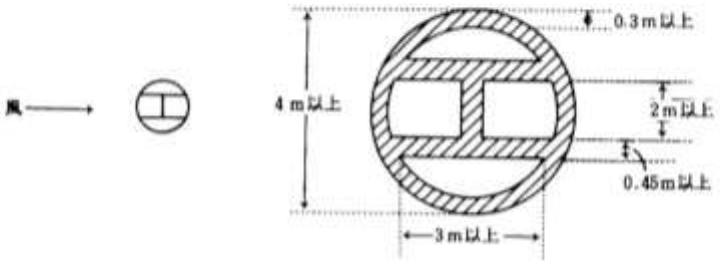

（注）　斜線内は白色、積雪時は赤色とする。

(ﾛ)　ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙筒（積雪時は赤色又は着色したもの）を併用すること。

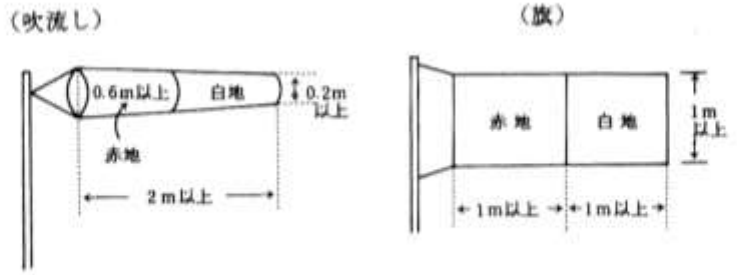

（４）　離着陸場における安全

ア　離着陸場は、平面にし、必要に応じて撒水し、積雪時は踏み固めること。

イ　離着陸場の半径 25m以内には人が入らないこと。

ウ　ヘリコプターによる物資等を輸送する場合は、搭載量を超過させないため、計量器を準備すること。

（５）市は、緊急時におけるヘリコプター発着可能なヘリポートの確保に努め、ヘリコプター発着場周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際しては、ヘリコプターの発着の障害とならないようにする。

様式１号

第　　号
年　　月　　日

岐阜県災害対策本部長
殿

多治見市長　　㊞

災 害 派 遣 要 請 依 頼 に つ い て

自衛隊法第 83 条第１項の規定により、次のとおり自衛隊の派遣を要請されたく依頼します。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由
（１）災害の状況

（２）派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容
（１）派遣区域

（２）活動内容

４　その他参考となるべき事項

様式２号

第　　号
年　　月　　日

岐阜県災害対策本部長
殿

多治見市長　　㊞

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣をうけていましたが、（災害の復旧）も概ね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

１　撤収要請依頼日時
年　　月　　日　　時　　分

２　派遣要請依頼日時
年　　月　　日　　時　　分

３　撤収作業場所

４　撤収作業内容

第３節　交通通信計画

第１項　道路交通対策

災害により道路橋梁等の交通施設に被害が発生し、もしくは発生するおそれのあるときの通行の禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急対策は次による。

１　規制の種別等

災害時における規制の種類及び根拠は、概ね次によるものとする。

（１）道路法に基づく規制（法第 46 条）

災害時において道路施設の破損、決壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が交通を禁止し又は制限することができる。

（２）道路交通法に基づく規制（法第４条～第６条）

災害時において道路上の危険を防止し、その交通の安全と円滑を図るため必要なとき警察関係機関は歩行者又は車両の通行を規制することができる。

（３）災害対策基本法に基づく規制（法第 76 条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急輸送に従事する車両以外の通行を禁止し、又は制限することができる。

同様に、道路管理者である市は、市が管理する避難路、緊急輸送道路において、区間を指定して、車両等の占有者に対して移動指示を行うなど、緊急通行車両の通行確保のための措置をとることができる。

２　規制の実施者

市域内の道路敷地にかかる規制は、次の区分によって行うものとするが、実施者による規制が遅れ、時期を失することも予想されるので、市本部（道路河川班担当）は県支部土木班、県支部警察班等と緊密な連絡をとり適切な規制がなされるように配意するものとする。

規制区分	実　施　者	実　施　範　囲
道路管理者	砂防国道事務所	市域国道 19 号
	県支部土木班	市域国道 248 号、市域内県道
	市本部道路河川班	市域内市道
	中日本高速道路株式会社	中央自動車道 東海環状自動車道
警察機関等	公安委員会（県本部警察部）	隣県に影響を及ぼす規制、規制区域が 2 警察署以上にわたるもの又は期間が１ヶ月を超えるもの
	警察署長（県支部警察部）	自署の管轄区域内のものであり、かつ適用期間が短い（１ヶ月以内）規制
	警察官	緊急を要する一時的な規制
	自衛官	緊急を要する一時的な規制（警察官がその場にいない場合）

３　道路の巡視

災害のため道路施設に被害あるいは危険が予想されるときは、市本部道路河川班は班員を現地に派遣しその早期発見に努めるものとする。

災害発生後、緊急輸送路のパトロールを優先的に行い、道路の状況を把握するものとする。

４　発見者の通報

災害時において道路施設の被害その他の事由により、交通が極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は市本部道路河川班にその旨通報しなければならない。

５　市本部における措置

道路施設の被害及び交通の混乱を発見し、あるいは通報を受けたときは、道路河川班は次により速やかに措置するものとする。

（１）関係機関への通知

規制の必要を認めたときは、規制実施者のいかんにかかわらず、多治見警察署にその旨を通知し、市において規制を行ったときは、次の事項を明示して関係機関へ通知するものとする。

ア　禁止制限の種別と対象

イ　規制する区間又は区域

ウ　規制する期間

エ　規制の理由

オ　迂回道路、幅員、橋梁の状況等

（２）規制の実施

市道が被害を受け、あるいは危険となったときは、市本部道路河川班は、道路法第 46 条により交通を禁止し又は制限（重量制限を含む。）をするものとする。なお、県管理の道路施設についても、県支部土木班に通知して規制するいとまのないときは、直ちに警察官に通報して道路交通法による規制を行うものとするが、警察官が居合わせないときにあっては、現場に居合わせる消防職員等が災害対策基本法第 60 条によりその場にあるものに避難を指示し、もしくは同法第63条あるいは消防法第28条の規定により警戒区域を設定し立入りを制限し、または退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行うものとする。この場合はできる限り速やかに道路管理者又は警察機関に連絡して正規の規制にするものとする。

なお、報告及び連絡の系統は次によるものとする。

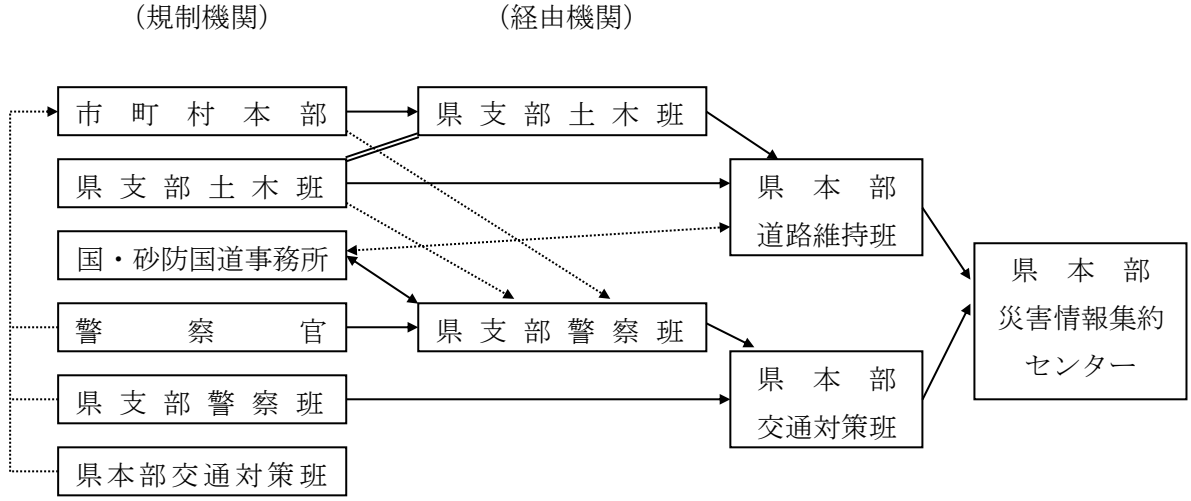

（注）⟶ は報告を、 ⋯⟶ は通知連絡を示す。

６　規制の標識等

規制を行ったときは、その実施者は、（１）による標識を立てるものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、（２）の方法によりとりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに警察官等が現地において指導に当たるものとする。

（１）規制標識

道路法又は道路交通法によって規制したときは、道路標識、区画線及び道路表示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日総理府、建設省令第３号）及び道路交通法施行令（昭和 35 年 10 月 11 日政令第 270 号）第１条の２の規定、又は災害対策基本法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則様式第２に定めるところによって規制標識を設置するものとする。

（２）規制条件の表示

道路標識（様式適宜）に次の事項を明示して表示する。

ア　禁止、規制の対象

イ　規制する区間又は区域

ウ　規制する期間

エ　規制する理由

オ　迂回路の表示

規制を行ったときは、災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等について、迅速かつ的確な情報を道路情報板、路側放送等で道路利用者に提供し、一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

７　通行規制道路における緊急自動車の運行

異常気象時における緊急自動車の通行は次による。

（１）通行可能な車両

ア　道路交通法第 39 条第１項及び同法施行令第 13 条に定める緊急自動車

イ　災害対策基本法施行令第 33 条により災害対策基本法第 76 条の緊急車両であると知事又は公安委員会が確認した車両

（２）通行手続（前（１）アを除く）

前（１）イの車両は、災害対策基本法施行規則第６条に定める標識（様式第３）を掲示し、証明書（様式第４）を携行するものであること。

８　道路啓開訓練の実施

市は国、県、県警察、電線管理者等関係機関と連携の上、道路啓開訓練を実施し、災害時における実効性の向上に努めるものとする。

様式第２

備考　１　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
２　縁線及び区分線の太さは、１センチメートルとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
４　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

様式第３

備考　１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第４号

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号
年　　月　　日
緊急通行車両確認証明書
知　　事　㊞
公安委員会　㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td colspan="2">（　　）　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td>出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td colspan="2">通行経路</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　　用紙は、日本産業規格Ａ５とする。

第２項　輸送計画

災害時における避難者及び応急対策従事者の移送あるいは救助、復旧用物資等の輸送（以下「災害輸送」という。）は、次による。

１　輸送種別

市本部が行う災害輸送は、道路交通が可能な限り自動車輸送によるものとするが、道路の遮断等で鉄道、舟艇、人力等によることが適当なときはその方法によるものとする。

なお、交通途絶時において長距離輸送を必要とし、他に適当な方法がない場合にあっては、県支部総務班に自衛隊（ヘリコプター等）の派遣を要請し、空中輸送による等他機関の応援を得て行うものとする。

２　輸送の確保

災害輸送のため必要な車両、舟艇等の確保及びその使用に当たっての調整は、次によるものとする。

（１）自動車等確保の要請

市本部各班は災害輸送のため、車両、舟艇等借上を要するときは、本部連絡員を通じ総務班に車両等確保の要請をするものとする。要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

ア　輸送区間又は借上期間

イ　輸送量又は車両（舟艇）の台数等

ウ　車両等集合の場所及びその日時

エ　その他の条件

（注）各班の所属車両をその目的業務に使用する場合の要請は必要としない。

（２）輸送の調整等

車両確保等の要請を受けた総務班は、輸送の緊急度、輸送条件、市本部保有車両の活動状況等を総合的に掌握し、輸送の優先順位その他について調整を行うものとする。

（３）輸送の確保

災害輸送確保のための自動車の借上等は次の方法により行うものとする。

ア　自動車輸送

・市本部所属の車両

・農協等の所有車両

・輸送業者の車両

・その他

車両の借上げに当たっては、当該車両の運転手付で借上げるものとする。

イ　舟艇の確保

舟艇の借上げは直接総務班が行うものとする。

ウ　鉄道による輸送

道路の被害によって自動車による輸送が不可能なときあるいは避難者の移送等で、鉄道によることが適当なときは、東海旅客鉄道㈱等と協議し鉄道輸送によるものとする。

エ　空中輸送

陸上交通途絶時等で、空中輸送によることが適当なときは、県支部に空中輸送を要請す

る。ヘリコプター離着陸可能な場所は資料編掲載のとおりである。

オ　人力輸送

車両等による輸送が不可能なとき等にあっては、市本部職員（消防団員を含む。）、ボランティア及び雇上げ人夫等の直接人力によって輸送するものとするが、輸送要員の動員等は、それぞれの計画の定めるところによる。

３　物資の引継ぎ等

災害輸送に当たって、総務班長は輸送責任者を定め、車両等に同乗させ、あるいは同行させる等的確な輸送に努め、その引継ぎに当たっては、物資等の授受を明らかにしなければならない。なお、物資授受の記録は、「救助用物資引継書」（第６節第５項物資供給計画様式第２号）によるものとする。

４　応援の要請

市本部総務班は、自動車、舟艇等が確保できず、あるいは空中輸送を必要とするときは、輸送条件を明示して次により県支部に応援を要請するものとする。

・建設事業用車両　　県支部土木班
・衛生事業用車両　　県支部保健班
・その他輸送　　県支部総務班

（注）緊急を要する空中輸送については、直接県本部に要請するものとする。

５　輸送の記録

災害輸送を行ったとき輸送責任者は、次の記録を作成し整備保管しておくものとする。なお、災害救助法が適用されたときは、同法による対策の実施に要した輸送は判然と区分整理しておくものとする。

（１）車両を使用した者（使用責任者）は、様式１号の「車両使用書」を作成し総務班長に提出する。

（２）輸送記録簿

総務班は、様式２号の「輸送記録簿」を備付け、車両の使用状況を記録し、整備保管するものとする。

（３）救助実施記録日計票

総務班は、様式３号の「輸送明細書」及び第６節第１項様式５号「救助実施記録日計票」を作成し、整備保管する。

（４）自動車等の燃料

自動車燃料、消耗品その他は第６節第１項様式第６号「救助の種目別物資受払状況」を備付け、その出納状況を明らかにしておくものとする。

６　費用の基準及び支払

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、本県の地域における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）によるものとする。なお、自家用車等の借上げについては、借上謝金（運転手付等）とし、輸送業者に支払う料金の範囲内（概ね８割程度以内）で各実施機関が所有者と協議して定めるものとする。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。

輸送費あるいは借上料の請求に当たっては、債権者は、様式３号「輸送明細書」を請求書に添付して提出するものとする。

７　災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、災害救助法による救助実施のための輸送及び移送の基準は、次によるものとする。

（１）輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送は、次の範囲とする。

ア　罹災者を避難させるための移送

市町村長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難のための移送

イ　医療及び助産のための移送

重症患者で医療救護班では処理できないもの等の移送及び医療救護班の仮設する診療所への患者移送あるいは医療救護班関係者の移送等

ウ　罹災者救出のための輸送等

救出のための必要な人員、資材等の輸送及び救出した罹災者の移送

エ　飲料水供給のための輸送等

飲料水の直接輸送及び飲料水確保のための必要な人員、ろ水器その他機械器具、資材の輸送

オ　救助用物資の輸送

罹災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊出し用食糧、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医薬品等の輸送

カ　遺体捜索のための輸送

遺体捜索のための必要な人員、資材等の輸送

キ　遺体処理のための輸送

遺体処理のための医療救護班員あるいは衛生材料等の輸送及び遺体を移動させるため必要な人員、遺体の移送

（２）範囲外輸送

上記以外について輸送あるいは移送の必要が生じたとき（例えば、その地域の火葬場が水没し、他地区で火葬の必要があるような場合）は、市本部は、県支部総務班を経由して県本部危機管理政策班に範囲外輸送についての要請をするものとする。なお、要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

ア　輸送の種類及び輸送物資の内容等

イ　輸送区間又は距離

ウ　輸送を要する物資等の数量、積載台数等

エ　輸送を実施しようとする期間

オ　輸送のために必要とする経費の内容及び金額

カ　輸送を要する理由

キ　その他

（３）輸送の期間

各救助の実施期間中とする。

（４）費用の限度

６「費用の基準及び支払」による費用の基準によるものとする。

（５）報告その他事務手続

市本部は、輸送及び移送を実施したときは第８節様式４号「救助日報」により毎日その状況を、県支部総務班を経由して県本部危機管理政策班に報告するものとする。なお、輸送に関する記録は５「輸送記録」によるものとするが、災害救助分については判然と区分整理するものとする。

様式１号

車　両　使　用　書		
輸　送　機　関		部　　班
輸送責任者職氏名		
車　両	所　　属	
	番　　号	
目的及び内容		
区間及び場所		
使　用　月　日		月　　日　　時　～　　月　　日　　時
備　　考		

（注）用紙はＡ５とする。舟艇の場合も準用する。

様式２号

輸　送　記　録　簿　　多治見市

月日	目的	輸送区間	借上等			修繕					燃料費	実支出額
			使用車両			故障車両		月日	修繕費	故障の概要		
			種数	台数	金額	番号	所有者					
					円				円		円	円

（注）借上車両等による場合は有償、無償を問わず記入すること。

様式３号

輸　　送　　明　　細　　書

従事会社名 及び所在地			運 転 手		
			車両番号		
出庫時刻	帰庫時刻	稼動時間	走行粁数	請求金額	備　　考
作　　業　　内　　容					
発　　地	着　　地	作業内容	粁　　数 （回数）	金　　額	摘　　要
計					

第３項　災害通信計画

被害状況その他情報の報告等、災害時における通信は本計画の定めるところによる。

１　本庁舎と駅北庁舎間の通信種別

（１）移動系防災行政無線による通信

本庁舎：固定局　―　駅北庁舎：可搬局

（２）同報系防災行政無線による通信

本庁舎：連絡通話装置　―　駅北庁舎：連絡通話装置

（３）衛星携帯電話

本庁舎：衛星携帯電話　―　駅北庁舎：衛星携帯電話

２　市災害対策本部と関係機関との間の通信

災害時における通信の方法は、通信網の被害状況等により一定はできないが、概ね次の方法のうちから実情に即した方法で行うものとする。

（１）有線通信施設による方法

ア　普通電話による通信（非常扱いの通話及び緊急扱いの通話）

イ　警察電話による通信（多治見警察署）

ウ　鉄道電話による通信（東海旅客鉄道㈱多治見駅）

エ　中部電力電話による通信（中部電力パワーグリッド㈱多治見支社）

（２）無線通信施設による方法

ア　県防災行政無線（岐阜県防災情報通信システム）による通信

イ　市防災行政無線による通信

ウ　消防・水道無線による通信

エ　警察無線による通信

オ　防災相互通信用無線による通信

カ　非常無線通信による通信

（３）電報による方法

（４）急使による方法

（５）文書による方法

（６）一斉ファックスによる方法

３　市災害対策本部が行う広報手段

（１）広報車による方法

（２）ＳＮＳ、緊急メール及び市公式ホームページ等による方法

（３）エフエムたじみによる方法

（４）おりべネットワークによる方法

４　情報（通信）の系統

情報、命令の伝達あるいは被害状況の収集、報告等、市本部内及び県機関等に対する通信の系統は、通信施設等の被害の状況により一定でないが、普通電話可能時にあっては、次の系統によることを原則とする。

なお、普通電話途絶時における県機関等市外機関への通信に当たっては、できる限り本部連絡班においてまとめ一括して行うこと。

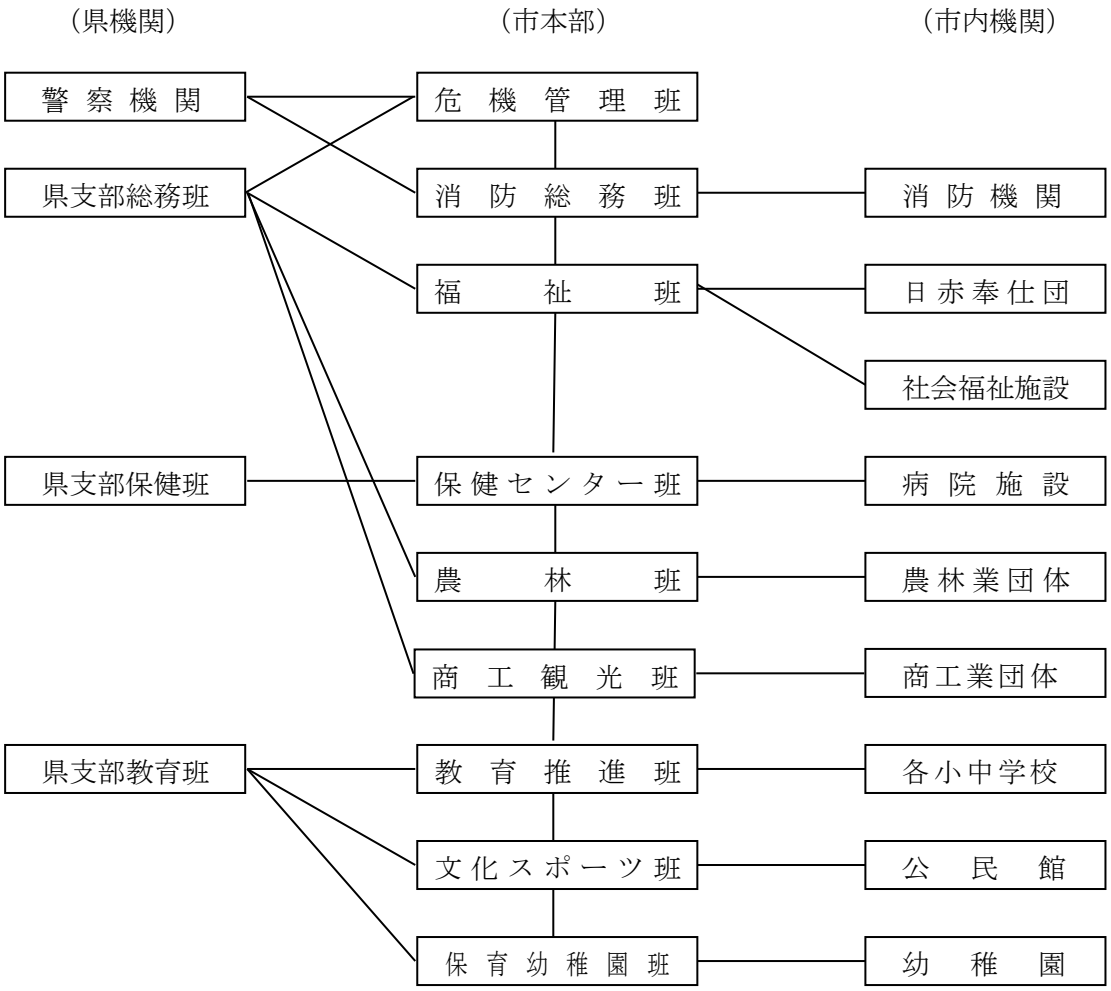

５　通信の調整

災害のため平常な方法で通信の確保ができず、他機関の通信施設を利用し、あるいは急使を派遣するような場合にあっては、危機管理班は優先順位その他について調整を行うものとする。調整に当たっては、次の点について留意する。

（１）優先順位

危機管理班は、多数の通信を必要とする施設が不足し、通信の確保ができないときは、災害防除、災害救助にかかる通信を優先させ、特に他機関の専用施設を利用する場合にあっては、必要に応じ災害の防除と救助の通信に限定するものとする。

（２）報告等の統制

普通電話途絶時の被害報告あるいは現地連絡所に対する指示連絡等に当たっては、各部門別の通信を避け、できる限りまとめて一括して行うようにするものとする。

特に急使（伝令）派遣時等にあっては、危機管理班は市本部各班のほか警察機関等にも連絡し、一括通報するものとする。

６　専用施設利用の要請

（１）他機関の専用施設を利用して通信を行うときは、緊急必要な事項に限定し、できる限り簡略に要点を明示して当該施設機関に要請するものとする。

（２）要請に当たっては、様式１号「非常無線電報用紙」により、または同様式に明示した書類によるものとする。

なお、無線による通信を要請する場合にあっては、電文の長さは原則として 200 字以内としなければならない。

（３）通信の要請は、通信を行おうとする班が、危機管理班に協議し、その結果に基づきその班が、または危機管理班がまとめて要請するものとする。

７　施設別通信方法等

災害時における各施設別の通信方法は、次によるものとする。

（１）有線通信施設による通信

ア　一般加入電話による通信

災害時には、災害時優先電話を使用することにより通話を行う。災害時優先電話は、災害時の救援や復旧を進める場合や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ優先電話として指定しておくもの。

（確認など：　西日本電信電話㈱岐阜支店
所在地　岐阜市梅ケ枝町２－３１　　TEL 058-214-8417　）

イ　警察電話による通信

普通電話及び非常電話がともに使用困難な場合であって、非常通信を要するときは、最寄りの警察機関の協力を得て警察専用電話により通信の伝達を依頼するものとする。

依頼に当たっては、市本部の通信事項と警察機関の通信事項は重複することが少なくないので、警察機関にその内容を示し重複を避けるようにするものとする。なお、警察電話による通信可能な機関及びその系統は次のとおりである。

ウ　鉄道電話による通信

イ同様、非常通信を要するときは、鉄道機関の協力を得て、鉄道機関の通信設備により通信の伝達を依頼するものとする。鉄道電話による通信可能な機関及びその系統は次のとおりである。

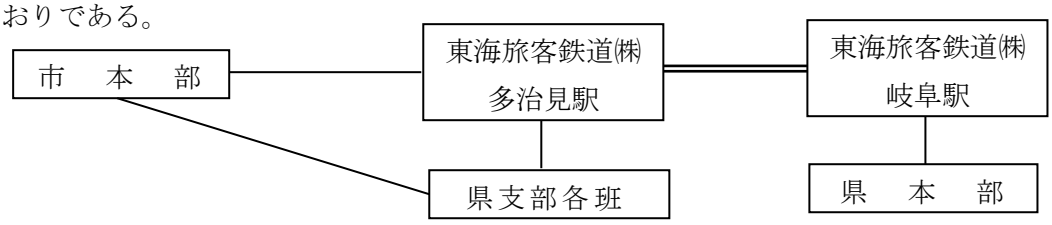

エ　中部電力パワーグリッド㈱の電話による通信

イ同様、非常通信を要するときは、中部電力パワーグリッド㈱多治見支社総務課の協力を得て、中部電力パワーグリッド㈱の電話により通信の伝達を依頼するものとする。中部電力電話による通信可能な機関及びその系統は次のとおりである。

オ　有線通信依頼可能機関

種　　別	所　在　地	機　関　名	一般加入電話
警 察 電 話	多治見市宝町６丁目	多治見警察署	(0572) 22－0110
鉄 道 電 話	〃　音羽町２丁目	東海旅客鉄道㈱ 多治見駅	(0572) 22－6700
中部電力電話	〃　上野町５丁目	中部電力パワーグリッド㈱多治見支社	(0572) 22－1181

（２）無線通信施設による方法

ア　県防災行政無線による通信

市本部と県本部又は県支部との通信は、通常は県防災行政無線によって行う。

イ　市防災行政無線による通信

市本部から地域住民への災害情報等の伝達は、同報系無線を利用して行う。また、市本部と被災現地との災害情報等の収集伝達は、移動系無線を利用して行う。

ウ　消防・水道無線による通信

被災現地と市本部との通信等で、市防災行政無線移動系無線が不足するときは、消防無線、水道無線の応援により通信を行う。

エ　警察無線による通信

県防災行政無線による通信が使用困難で、加入電話も使用できない場合であって、緊急を要するときは、多治見警察署の協力を得て警察無線により通信の伝達を依頼するものとする。

オ　防災相互通信用無線による通信

局地災害について、緊急に他の防災関係機関と相互に連絡を取り合う必要のある場合においては、防災相互通信無線により通信を行うものとする。

カ　非常通信（他局に依頼して行う通信）

自局の無線施設が使用できず、加入電話も使用できないか使用することが著しく困難な場合は、附近にある他の無線局に伝送を依頼して行う。

キ　通信経路

○通常の通信経路

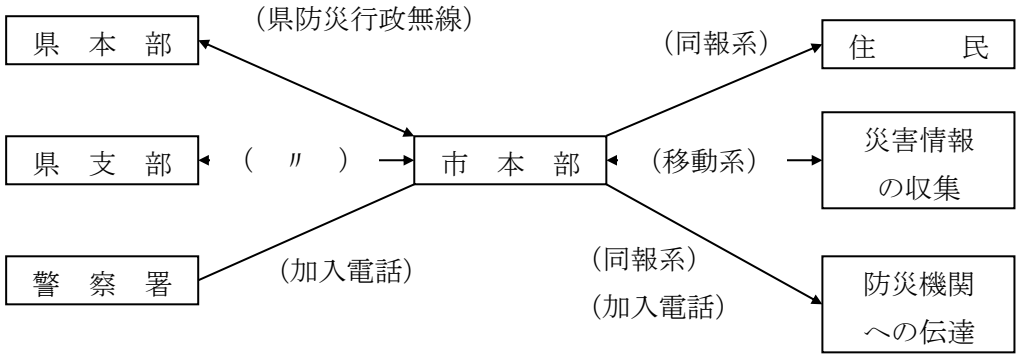

○自局の無線設備及び加入電話が使用できない場合（非常通信）

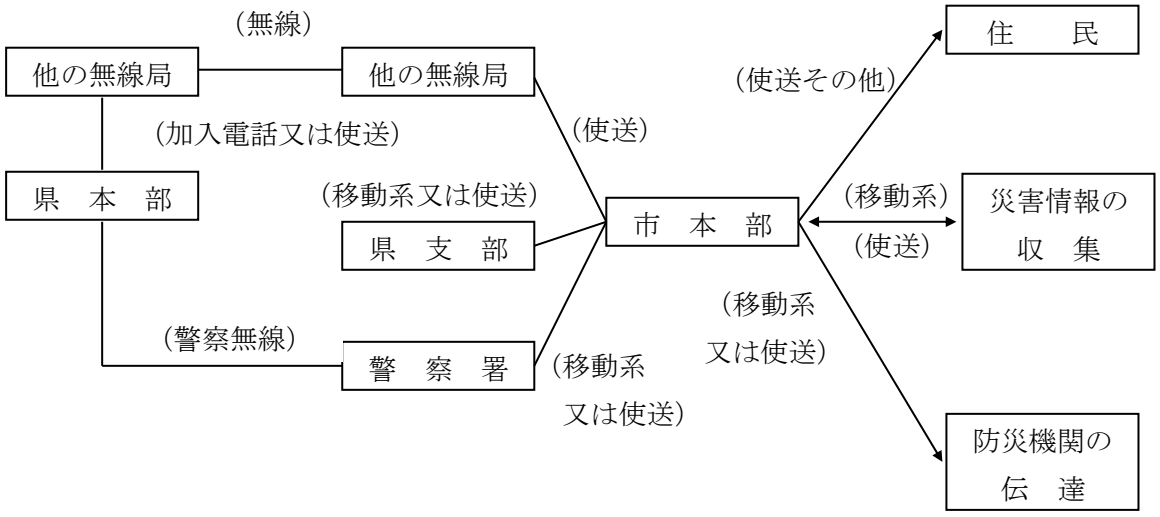

ク　無線通信施設一覧

○通常時

種　　別	無線局設置場所	機関(事務所)名	一般加入電話
岐阜県防災行政無線	多治見市音羽町１丁目	多治見市役所駅北庁舎	(0572)22－1111
多治見市防災行政無線	多治見市音羽町１丁目	多治見市役所駅北庁舎	(0572)22－1111
〃　　水道無線	多治見市日ノ出町２丁目	多治見市役所本庁舎	(0572)22－1111
〃　　消防無線	〃　三笠町２丁目	多治見市消防本部	(0572)22－9216
警察無線	〃　宝町６丁目	多治見警察署	(0572)22－0110

○非常無線通信依頼可能機関無線局

種　　別	無線局設置場所	機関(事務所)名	一般加入電話
国土交通省無線	多治見市小田町４丁目	多治見砂防国道事務所	(0572)25－8020
西日本電信電話㈱無線	岐阜市八ツ寺町１－15	岐阜支店災害対策本部	(058)214－8417
中部電力パワーグリッド無線	多治見市上野町５丁目	多治見支社	(0572)22－1181
㈱三菱ＵＦＪ銀行無線	〃　音羽町２丁目	多治見支店	(0572)22－3211

※なお、通信の相手方となる無線局は、岐阜県地域防災計画添付資料に掲げられている無線局である。

（３）電報による方法

災害時の通信を「非常扱いの電報または緊急扱いの電報」により発信するときは、発信人は、その旨を電報サービス取扱所に申し出て申し込むものとする。

（４）信号による方法

消防、水防、あるいは避難に関する指示等の信号は、それぞれ計画で定めるサイレン、半鐘等の信号によるものとする。

（５）広報車による方法

多数の者に対する徹底事項があるときは、市広報車によって広報するものとする。

（６）急使による方法

あらゆる通信施設が利用できないときは、伝令急使等が派遣して行うものとする。市本部からの急使は、本部連絡班の伝令が当たるものとするが、各地域における急使（伝令）は、消防団員等が当たるものとする。

（７）文書による方法

郵便局あるいは伝令が持参する等により書面によって通信を行うことが適当なときは、文書によって行うものとする。なお、電話等によって通報した事項についても、文書で提出を要する事項は、重ねて文書によって提出するものとする。

（８）一斉ファックスによる方法

聴覚障がい者に対しては一斉ファックスにより通報するものとする。

（９）インターネット等による方法

ＳＮＳ、緊急メール及び市公式ホームページにより通報するものとする。

(10) エフエムたじみによる方法

エフエムたじみに要請して、通報するものとする。

８　機関別利用可能通信施設

防災関係機関の利用可能な通信施設の状況は、別表１のとおりである。

９　通信の記録

電話、口頭等で通信を行った者は、その状況を様式２号の「災害情報」用紙に記録し、保管するものとする。

様式１号

発　信
非　常　無　線　電　報　中　継　用　紙
着　信

事務所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

発　信　者　名	発信者の住所	発信者の電話番号

種　類	字　数	発信局名	発信番号	受付月日　　時刻
				月　　日

あて先	（電話　　）		
指　定		局内心得	
本文			
	発信者名		

受　信		送　信		配達時刻	取扱者名	取　扱 責任者	通　信 担当者
相手局	受信時刻	相手局	送信時刻				

記　事

１　時刻はすべて 24 時間制で記入のこと。

２　あて先に受信者の電話番号を記入のこと。

３　通報の中継を行ったときは局内心得に自局名を記入のこと。

４　本文の末尾にかならず発信者名を記入のこと。

５　この用紙を災害時に使用するときは赤でヒジョウと種類欄に記入する。

様式２号

災　害　情　報			
災害の種別		災害発生日時	月　日　時　分
発生場所			
報告時限	日　時　現在	発受信時刻	日　時　分
発信機関		受信機関	
発　信　者		受　信　者	
情　報			

別表１

機　関　名	所　在　地	電話番号	他の連絡方法
県　　本　　部	岐阜市薮田南２丁目	058－272－1111	防災行政無線
防　　災　　課	〃	058－272－1125	〃
健康福祉政策課	〃	058－272－8260	〃
県　　支　　部	多治見市上野町５丁目	23－1111	〃
教　育　班	恵那市長島町	0573－26－1111	
保　健　班	多治見市上野町５丁目	23－1111	防災行政無線
建　設　班	〃	〃	〃
警　察　班	多治見市宝町６丁目	22－0110	警 察 無 線
国土交通省多治見砂防国道事務所	多治見市小田町４丁目	25－8020	国 道 無 線
中日本高速道路㈱多治見管理事務所	多治見市光ヶ丘５丁目 28	23－3281	高速国道無線
多治見商工会議所	多治見市新町１丁目	25－5000	
県立多治見病院	多治見市前畑町５丁目	22－5311	
多治見市民病院	〃　前畑町３丁目	22－5211	

第４節　災害情報計画

第１項　警報・注意報・情報等の計画

気象、水防、火災及び火山に関する警報、注意報及び情報の収集、伝達及びその周知徹底等は次による。

１　警報等の種別

防災と関連のある警報等の種別は、次のとおりである。

（１）気象警報等の発表基準

多治見市において、気象ないしは気象と相関連する異常現象等について気象台が発表する特別警報、警報及び注意報の基準は次表のとおりである。

種　　類		発　表　基　準	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	21
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	134
	洪水	流域雨量指数基準	市之倉川流域=6、笠原川流域=11.9、大原川流域=11.6
		指定河川洪水予報による基準	庄内川[土岐・多治見]
	暴風	平均風速	17m/s
	暴風雪	平均風速	17m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11
		土壌雨量指数基準	87
	洪水	流域雨量指数基準	市之倉川流域=4.8、笠原川流域=9.5、大原川流域=9.2
		複合基準	笠原川流域=(5,9.5)
		指定河川洪水予報による基準	庄内川[土岐・多治見]
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	雷	落雷等により被害予想される場合	
	融雪	融雪により災害が発生するおそれのある場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最低湿度25%で、実効湿度60%	
	なだれ	①24時間降雪の深さが30cm以上で積雪が70cm以上になる場合 ②積雪の深さが70cm以上あって、日平均気温が2℃以上の場合 ③積雪の深さが70cm以上あって、降雨が予想される場合	
	低温	冬期：最低気温 -9℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に低温気温3℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	100mm

（注）発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。

（２）水防活動用警報等

水防活動に資するため水防関係機関に対し発表する警報及び注意報であり、大雨、洪水各注意報（同警報）の発表をもって、この発表がなされたこととする。

（３）水防警報等

洪水予報に関連して、水防活動に必要な事項について、水防関係機関が水防管理団体に対して発する警報、情報をいい、その内容は次のとおりである。

区　　分	警　報　等　の　内　容
１　水防情報	水位の上降、滞水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上の情報を関係機関に徹底する必要があるとき
２　水防警報	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、出動水位に達したとき、または危険が予想されるとき

（４）火災警報

空気が乾燥し、かつ風の強いときで、火災の危険が予想されるとき、市消防長が発する。警報発表の気象条件は、概ね次のとおりである。

ア　最小湿度 40%以下、実行湿度 60%以下で、風速が 7m/ｓを超える見込のとき。

イ　最小湿度 30%以下、実行湿度 50%以下のとき。

ウ　10m/ｓ以上の風が連続して１時間以上吹くと見込まれるとき。

２　気象警報等の把握

市本部危機管理班及び道路河川班は、気象注意報等が発表されているときは、県支部土木班等と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ放送等に留意して市地域の的確な気象情報の把握に努めるものとする。

なお、関係機関から情報等の授受に当たっては次の点に留意するものとする。

（１）伝達される警報等の区分

警報等の区分は、概ね次のとおりである。

ア　県本部（防災課）

気象警報等の情報の全文及びそれらの対策にかかる指示事項（県防災行政無線による。）

イ　西日本電信電話㈱

西日本電信電話㈱から伝達されるのは、警報の標題のみで、かつ次の略文で伝達される。

警報の種別	発　略　文	解　除　略　文
暴 風 警 報	ボウフウ	ボウフウカイジョ
暴風雪警報	ボウフウセツ	ボウフウセツカイジョ
大 雨 警 報	オオアメ	オオアメカイジョ
大 雪 警 報	オオユキ	オオユキカイジョ
洪 水 警 報	コウズイ	コウズイカイジョ

３　気象警報等の徹底

気象警報等を承知し、その伝達あるいは周知徹底の必要があるときは、概ね次の区分により伝達、徹底を図るものとする。

（１）伝達の責任者

気象警報等の伝達及び地域住民に対する周知徹底は、危機管理班が担当するものとする。ただし部門別実施を要する関係機関あるいは特殊対象者に対する伝達等は、それぞれの対策担当班において行うものとする。なお、他班（職員）において警報等の伝達を受け、あるいは異常現象等を承知したときは、直ちにその内容を危機管理班又は宿日直者に通報するものとする。

（２）伝達の系統

警報等の関係機関に対する伝達は、次の区分系統によって行う。

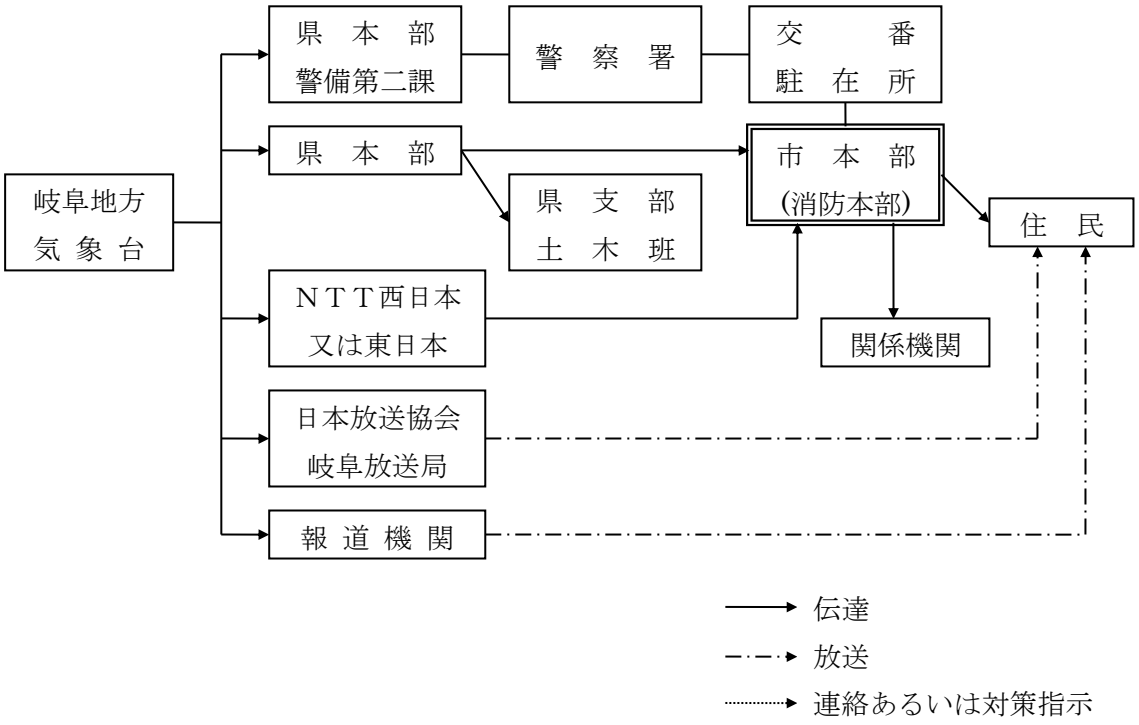

ア　勤務時間内の伝達

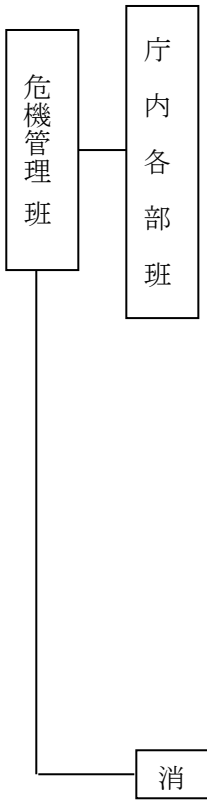

福　　祉　　班 → 総合福祉センター、かさはら福祉センター
高 齢 福 祉 班 → サンホーム滝呂、ふれあいセンター姫
こ ど も 家 庭 班 → 児童館、児童センター、発達支援センター
保 育 幼 稚 園 班 → 保育園、幼稚園
保健センター班 → 市民病院
市　　民　　班 → 地区事務所
商 工 観 光 班 → 陶磁器意匠研究所、産業文化センター、勤労者センター、文化工房、美濃焼ミュージアム、豊岡駐車場、駅北立体駐車場、モザイクタイルミュージアム
環　　境　　班 → 三の倉センター、大畑センター、堆肥化センター、笠原クリーンセンター
文化スポーツ班 → 文化会館、三の倉市民の里、学習館、公民館、交流センター、図書館、体育館
く ら し 人 権 班 → 市民活動交流支援センター
道 路 河 川 班 → 土岐川観察館
上 下 水 道 施 設 班 → 浄化センター
教 育 総 務 班 → 文化財保護センター
教 育 推 進 班 → 小中学校、教育相談室、教育研究所、教育支援センター（さわらび）
食 育 推 進 班 → 学校給食調理場

イ　勤務時間外の伝達

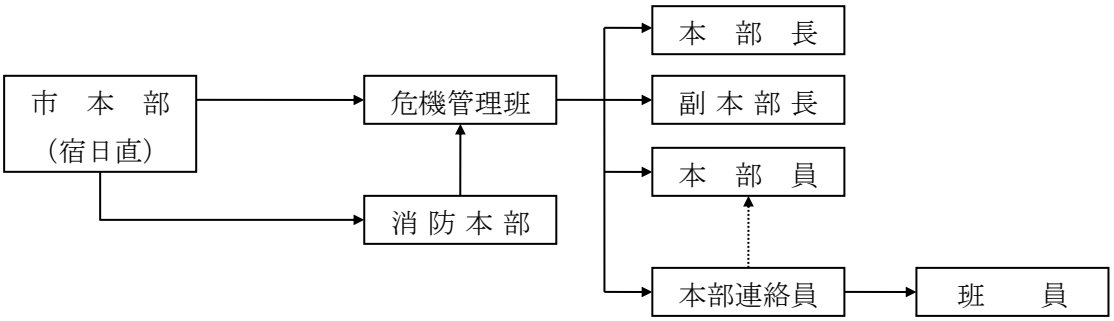

（３）住民等に対する徹底

市本部で掌握した気象警報等のうち、市内の住民にその内容を徹底する必要があるときは、市防災行政無線、緊急メール、市公式ホームページ及びＳＮＳによって、その徹底を図るものとする。なお、市防災行政無線が使用できない場合にあっては、広報車によるものとする。

特に、浸水想定地域内で主に要配慮者が利用する施設については、関係各班からの情報伝

達について徹底を図るものとする。

（４）放送要請による周知徹底

警報等の周知徹底を図るため、放送機関の協力を得て広報する必要がある場合は、原則として県本部を通じて様式４「放送要請について」により行うものとする。

（注 1）緊急放送システム

受信者が指定の機能を持つ受信機（緊急警報受信機）を用意し、待受受信の状態にしておけば放送局でラジオ放送やテレビジョン放送による災害に関する放送に特定の信号（緊急警報信号）を付加することにより、災害に関する放送を自動的に受信できる。

（注 2）緊急警報信号の使用

①大規模地震の警戒宣言が発せられたことを放送する場合

②津波警報が発せられたことを放送する場合

③災害対策基本法に基づく都道府県知事からの要請により放送する場合

４　異常現象発見時の対策

災害の発生、あるいは災害が発生するおそれがある異常現象を発見し、あるいは承知したときの措置は次による。

（１）発見者の通報

異常現象を発見した者は、次の区分により関係機関に通報しなければならない。

○火災に関する現象　　消防本部

○水防に関する現象　　市本部危機管理班、建設水道部道路河川班又は警察署

（２）受報者の措置

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた関係職員は、速やかにその対策または措置を取るとともに、危機管理班に通報するものとする。

（３）関係機関への通報

危機管理班は、覚知した異常現象のうち、次の現象については各機関へ連絡するものとする。

ア　県本部及び岐阜地方気象台

気象及び地震に関する現象

イ　県支部関係機関

災害発生のおそれのある異常現象

ウ　隣接市

隣接する市に影響を与えるおそれのある異常現象

（様式４号）

年　　月　　日　　時　　分		
発　信　者	所属	氏名
受　信　者	所属	氏名

放　送　要　請　に　つ　い　て

岐阜県知事

1	要　請　者	1　知事　　2　＿＿＿＿＿市町村長からの要請
2	通知・伝達等の相手方	1　全般　　2　関係機関　　3　市町村長 4　住民一般　　5　特定地域の住民（　　地域） 6　その他（　　）
3	要請の理由	1　災害に関する予警報の周知を図るため 2　避難情報の周知徹底を図るため 3　混乱防止のための呼びかけのため 4　災害に備えて執るべき措置の周知徹底を図るため 5　その他（　　）
4	放送事項	件名 （内容　別紙）
5	放送希望日時	1　直ちに　　2　＿＿＿日　＿＿＿時
6	放送区分	1　緊急警報放送　　2　その他
7	その他	放送日時等について速やかに下記あてご連絡ください。 〈連絡先〉 〈責任者氏名〉

第２項　災害情報計画

被害状況その他災害に関する情報の調査、収集及びその報告は本計画に定めるところによるものとする。

１　部門別分担

被害状況その他災害に関する情報は、次の調査機関が直接又は協力して調査、収集し、あるいは報告するものとする。また、必要に応じ協力機関等に対し、資料、情報提供等を求めるものとする。

被害区分	収集・報告部　班	調査節目	調査機関	協力機関
住家等一般被害	総　務　班	住家等一般被害	税　務　班	町内会 民生児童委員
社会福祉施設	福　祉　班	各施設	福祉班・高齢福祉班	社会福祉協議会
医療衛生施設	保健センター班	病院民間医療施設 市民病院施設	保健センター班	医師会
	上下水道総務班	上下水道施設	上下水道工務班 上下水道施設班	管工事組合 建設工業会
	環　境　班	清掃施設	三の倉センター 大畑センター 堆肥化センター	一般廃棄物収集運搬許可事業者
		し尿処理施設	月見センター	
		墓地施設	環　境　班	
		火葬場施設	環　境　班	
商工業及び観光関係	商工観光班	商工業被害	商工観光班	商工会議所 商工会
		観光関係被害		観光協会
農被害	農林班	農作物被害	農林班	農事改良組合
		耕地被害		農事改良組合
	道路河川班	農道・水利施設	道路河川班	建設工業会
林業被害	農林班	林業被害（林道除く）	農林班	森林組合
	道路河川班	林業被害（林道）	道路河川班	建設工業会
土木被害	道路河川班	土木被害	建設水道部 都市政策班	建設工業会
都市施設被害	道路河川班	都市施設被害	建設水道部 都市計画部	
教育被害	教育総務班	学校施設被害	教育総務班	
		文化財被害		文化財管理者
		駅北庁舎被害		
		その他教育被害	教育推進班	
		学校給食施設被害	食育推進班	
	文化スポーツ班	生涯学習施設被害	文化スポーツ班	
市有財産被害	文化スポーツ班	体育施設被害	文化スポーツ班	
	総　務　班	本庁舎被害	総　務　班	

		市有財産被害		
総合被害	総　務　班		関係各班	
火災	消　防　班	火災被害	消　防　部	
水防情報	消　防　部	水防・異常地面現象等に関する情報	消　防　部	
	道路河川班		道路河川班	
	都市政策班		都市政策班	

（注）１　調査・報告の責任者は、別に定めるところによるものとする。

２　「収集、報告部班」とは、部門別の被害状況等の収集あるいは県支部に対する報告を行う部班である。

２　調査・報告の種別と留意事項

（１）調査・報告の種別

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別、その他の災害条件によって一定でないが、概ね次表の区分によって調査報告するものとする。

特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとする。

種別区分	調査報告事項	報告時限・報告様式
災害概況即報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、発生状況被害概況、防護応急活動状況を即時に報告する。	発生の都度即時（様式 13 号）
被害状況即報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発生後毎日定時（様式 14 号）
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況が概ね確定したとき（様式 14 号）
確定（詳細）調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	確定後３日以内（様式 14 号）
変動（訂正）調査報告	各調査が誤っていたことを発見したときに再調査し報告する。	発見後３日以内
終了報告	長期間に亘った災害（例　たん水）が終了したときに報告する。	終了後１日以内
応急対策の報告	罹災地域における状況及び実施し又は実施しようとする応急対策の概況について、できる限りその都度必要な事項を報告する。	発生後毎日定時

（注）１　上記調査及び報告は、その必要は認められない事項については、省略し、また２以上の調査報告をまとめて行って差し支えない。

２　毎日定時に報告を必要とする場合は、県からの指示に基づき報告する。

（２）調査報告の留意事項

被害状況の調査、報告に当たっては全般的にわたって次の事項に留意を要する。

ア　災害概況即報

本報告は、概況調査報告の前段情報として、災害予防応急対策の基礎となるものであるから直ちにその概況報告を的確に行う必要がある。

イ　被害状況即報

本調査報告は、災害に伴う応急対策の計画及び実施の基礎となるものであるから特に速やかにその概況を的確に調査報告する必要がある。

ウ　中間（変動）調査・報告

この調査･報告は､被害の変動に伴う応急対策の計画変更等の基となるものであるから、変動あるいは判明の都度調査報告する必要がある。

エ　確定調査・報告

本調査・報告は、災害応急対策、災害復旧の基礎となるものであり、かつ各種経費の費用負担を決定するような場合もあるので、正確な被害の調査報告を要する。なお、本調査に当たっては、各応急対策の計画で定める調査、報告事項と併せて行う等できる限り正確を期するものとする。

オ　電話報告と文書報告の関係

本計画による報告は、通常電話電報報告によることとなるが、確定報告及び特に市本部が指示する事項については文書によって重ねて報告するものとする。

（３）被害の調査報告順位

調査報告の順序、時期は災害の種別、規模等によって一定でないが市本部においては、人的被害（行方不明者を含む。）と直接つながる被害すなわち住家等一般被害状況の調査、報告を他の被害に優先して行うものとする。

（４）応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

（５）情報の共有化

県及び市は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関での連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うなどにより、情報の共有を図るように努めるものとする。

３　調査報告を要する災害の規模

本計画に基づく調査報告は、特に定めのある被害等のほか、概ね次の各号の基準以上の被害の発生したときに被害のあった事項について行うものとする。

（１）本章第１節第１項により、準備体制、警戒体制をとったとき。

（２）災害対策本部を設置したとき。

（３）市域内において自然災害により住家の被害が発生したとき。

（４）災害の発生が市広域及び市地域に相当の被害が発生したと認められるとき。

（５）災害復旧費が国庫補助又は県費補助等の対象となる災害が発生したとき。

（６）災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるとき。

４　即時報告（災害即報）

この報告は、災害による被害の状況、災害防護応急対策の状況等を速やかに把握し、災害応急対策の基礎資料とするため、次の要領で行うものとする。

（１）報告の系統

ア　緊急報告

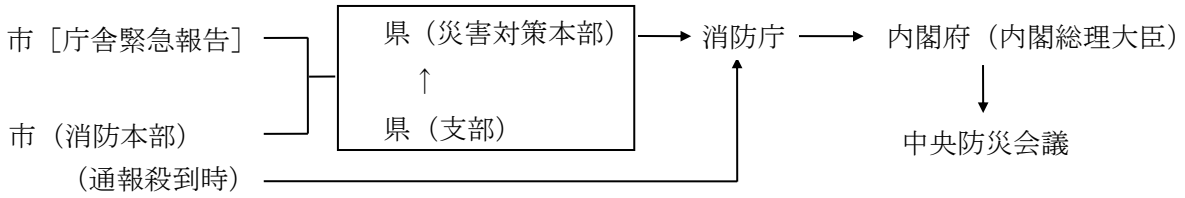

イ　災害概況即報・被害状況即報・中間調査報告

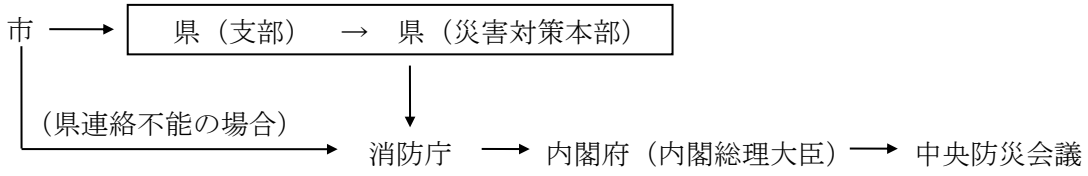

ウ　災害確定報告

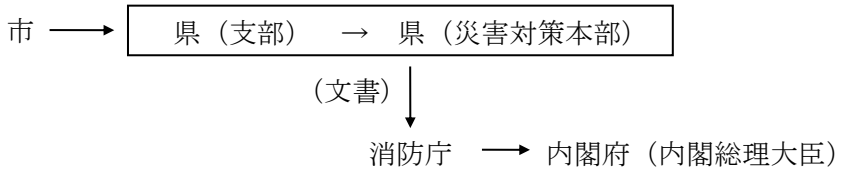

（注）緊急を要する報告等で、通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。

（２）報告事項等

様式 13 号及び 14 号に定める事項のほか、死傷者の発生した原因、救護応急活動状況、大規模な公共建造物の被害、自衛隊の災害派遣の要否等について報告するものとする。

５　住家等一般被害

この被害及び救助に関する情報は人命、住家の被害あるいはこれに関する情報を掌握し、救助その他応急対策実施の資料とするため、次の要領で調査、報告するものとする。

（１）調査、報告の系統

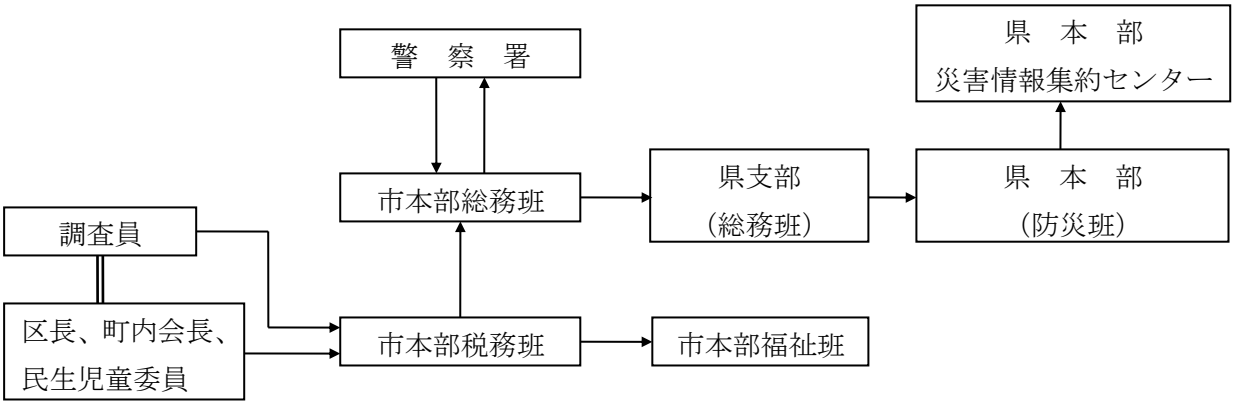

（注）１　概況報告等緊急を要する場合は、調査員の派遣を待つまでもなく、区長、町内会長等の通報その他により報告する。

２　市本部は、緊急を要する報告等一般系統によることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告しておくこと。

（２）調査、報告事項

様式１号の１「住家等一般被害状況等報告書」に定める各事項について、様式１号の２「住家等一般被害調査表」によって調査する。

（３）調査、報告の方法

ア　市本部税務班は、災害が発生し被害が予想されるときは、直ちに調査班を編成し、各地区別に派遣するものとする。（３調査報告を要する災害の規模参照）

イ　調査員は、調査地域の区長、町内会長及び民生委員の協力を得て調査し、その結果を本部税務班に報告する。

ウ　概況調査はできる限り速やかに実施する。このため調査事項全部について行うことができないときは、判明した分について報告する。（この場合、調査表による必要はない。）

エ　確定、詳細調査は、被害が確定したときに様式１号の２の調査表により各被災地帯別に調査し、その結果を本部税務班に報告する。

オ　「住家等一般被害状況等報告書」に定める調査報告事項については、災害救助法の適用の決定及び同法に基づく救助の実施を迅速、的確に行うため、特に人的被害並びに住家被害の世帯数及び人員の把握に努めるものとする。

カ　本報告は、市本部の責任において実施を要する。報告の遅延は、災害救助法の適用の決定及び同法に基づく救助の遅延となるので速やかに行うものとする。

キ　中間報告を要する災害にあっては少なくとも毎日午前 10 時までに報告するものとする。

ク　市本部は、報告責任者を定めておくとともに毎年４月 30 日までに、次の事項を県本部厚生援護班に報告するものとする。なお、報告事項に異動を生じた場合には、その都度報告するものとする。

（ａ）市の救助実施機関名及び所在地並びに電話番号

（ｂ）報告責任者の所属、職名、氏名

（ｃ）報告副責任者の所属、職名、氏名

（４）被害状況判定の基準等

災害により被害を受けた人及び建物の程度区分の判定及び被害単位の解釈は、概ね次の基準によるものとする。

被害等区分	判　定　基　準　等
死　　者	遺体を確認した者又は死亡したことが確実な者
行方不明	１　所在不明となり死亡した疑いのある者 ２　山崩れ、家屋倒壊のため生埋、下敷となった者等生死不明の者
重　　傷	１ヶ月以上の治療を要する見込みの者
軽　　傷	１ヶ月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者
全　　失 （全壊、全焼、全流出）	１　損失部分の床面積がその住家の延面積の 70%以上に達した程度のもの ２　住家の主要構造部の被害額がその住家の 50%以上に達した程度のもの ３　被害住家の残存部分に補修を加えても再びその目的に使用できないもの
半　　失 （半壊、半焼）	１　損失部分の床面積がその住家の延面積の 20%以上 70%未満のもの ２　住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの ３　被害住家の残存部分を補修すれば元通りに再使用できる程度のもの
床上浸水	床上に浸水した建物又は土石竹木等のたい積等により一時的に居住することができない建物
床下浸水	住家の浸水が床上に達しない建物
一部破損	建物の被害が半失には達しないが相当の復旧費を要する被害を受けた建物（窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含めない。）
住　　家	現実にその建物を直接居住の用に供している建物
非 住 家	非住家とは、本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以上の被害を受けた全建物を計上する。
１　　棟	「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお主屋に付属している風呂、便所等は主屋に含めて１棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は２棟とする。
１　　戸	住家として居住するに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離れ座敷等を含めた一群の建物単位
世　　帯	生計を一にしている実際の生活単位（寄宿舎、下宿等で共同生活を営んでいるものについてはその寄宿舎等を１世帯とする。）

６　社会福祉施設の被害等

この調査・報告は、社会施設等の被災に伴う入所者の保護と施設の応急対策の資料とするため、次の要領で行うものとする。

（１）調査・報告の系統

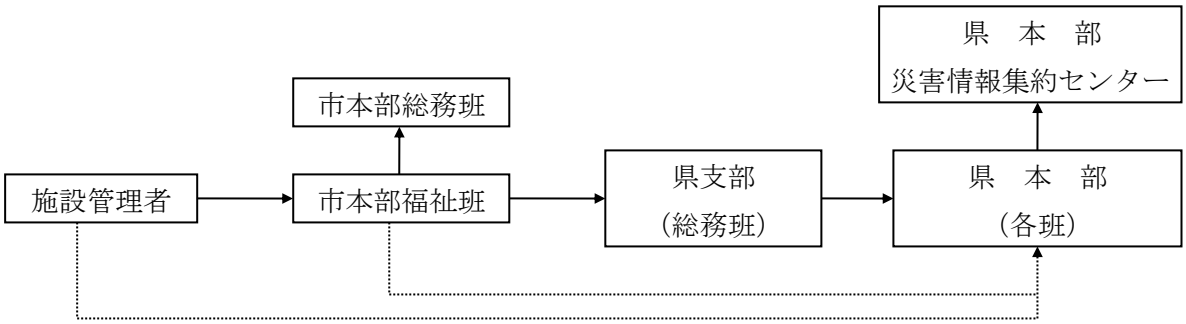

（注）１　本報告中緊急を要する場合、施設管理者及び市本部は直接県本部所管部に報告するものとする。

２　県本部はそれぞれの施設を所管する部とする。

（２）調査・報告事項

様式２号の「社会福祉施設等被害状況等報告書」に定める各事項について行う。

（３）対象施設

本調査報告は、社会福祉法にいう第１種、第２種施設、介護保険の諸施設（指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設。ただし、社会福祉施設及び医療施設を除く）について行うものとする。

（４）調査・報告の方法

市本部各保育所、その他施設の管理者はそれぞれ各施設に被害があったときは、その概況を直ちに市本部に報告する。

なお、被害が確定したときは、様式２号の２によって調査表を作成し、市本部に提出する。

（５）各施設経営者は本報告書を作成し、市本部は、その集計をして本報告書を作成する。（文書による提出に当たっては各施設別報告書を添える。）

（６）その他の留意事項

イ　建物の全失、半失、浸水等の被害区分は、「５　住宅等一般被害の（５）」の基準による。

ロ　建物については、「５　住宅等一般被害」と重複計上されるものであるから、総合被害の集計等に当たっては留意すること。

ハ　報告に当たっては、施設名称、被害室名（便所、居室等）及び入所者の被害、措置あるいは将来の見通し等を備考欄に記載して行うこと。

７　医療衛生施設の被害等

この調査報告は、医療衛生施設の被害状況を掌握し、医療救助その他衛生対策の資料とするため次の要領で行うものとする。

（１）調査・報告の系統

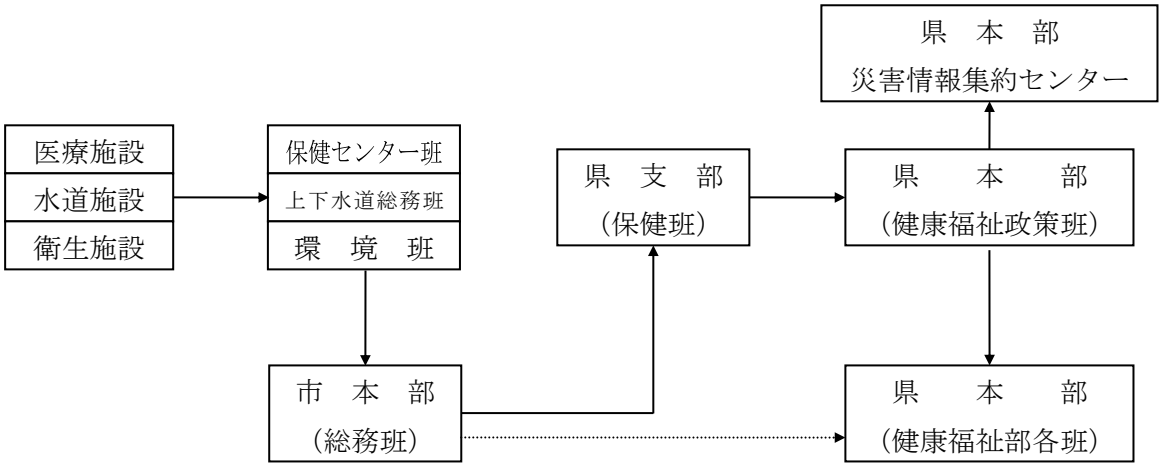

（注）緊急を要する内容の事項については、直接県本部に報告し、その旨を県支部に報告するものとする。

（２）調査・報告事項

様式３号「医療衛生施設被害状況等報告書」に定める被害その他の事項について調査・報告するものとする。

（３）調査・報告の方法

市本部各班の保健衛生施設の各管理人（責任者）は、管理する施設に被害があったときは、直ちにその概況を調査し、各班に報告する。

なお、被害が確定したときは、様式２号の２に準じて調査表を作成し、市本部各班に提出する。また、その他医療機関等に被害があったときは、保健センター班は調査員を派遣し医師会等の協力を得て調査するものとする。

（４）その他の留意事項

イ　被害状況のうち建物については、「５　住宅等一般被害」と重複計上されるものである。ただし、建物が住宅と併設されているものの棟数は、本被害には計上せず施設数と被害額のみを計上する。

ロ　応急対策その他の状況の記載に当たっては、市民病院・県立病院施設も含めたその地域における総合的な状況によるものとする。

７－２　廃棄物処理施設等の被害状況

この調査・報告は、環境施設関係の被害状況を掌握するとともに応急対策を実施するため次の要領で行うものとする。

（１）調査、報告の系統

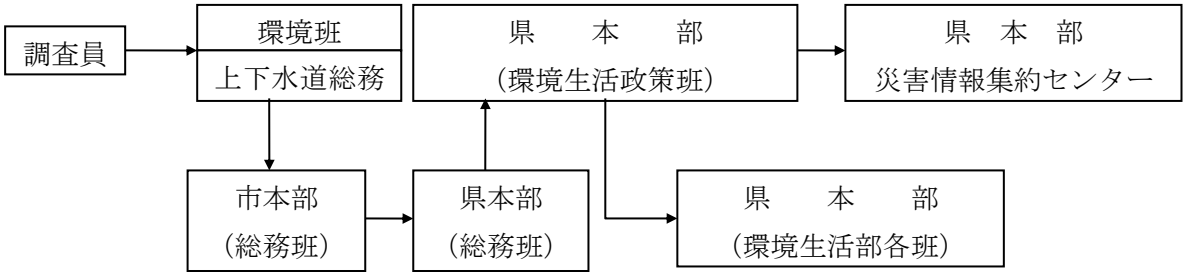

（２）調査報告事項

様式３号の２「廃棄物処理・自然公園施設関係被害状況等報告書」に定める各事項について調査報告する。

（３）調査施設の範囲

廃棄物処理施設及び自然公園施設の全般について調査する。

（４）調査、報告の方法

被害状況のうち建物については、様式第１号の１「住家等一般被害状況等報告書」と重複計上されるものである。ただし、建物が住宅と併用されているものは、棟数は本施設に計上せず、施設数と被害額のみを計上する。

８　商工業及び観光施設被害等

この調査・報告は、商工業及び観光施設の被害状況を掌握し、その応急対策実施上の資料とするため、次の要領で行うものとする。

（１）調査・報告の系統

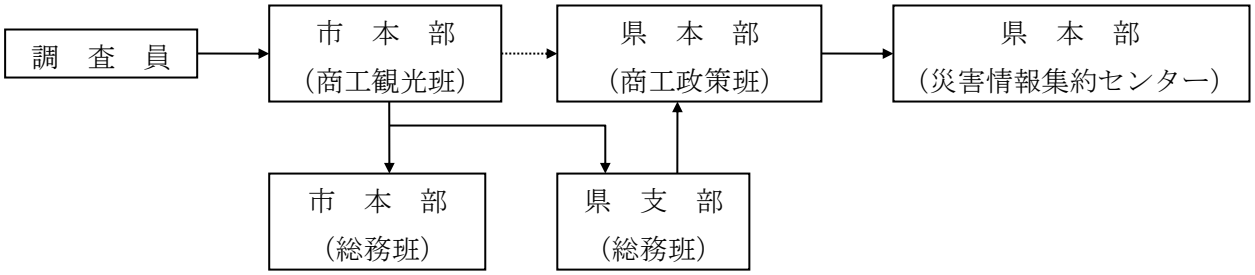

（注）緊急を要する報告等で、通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し同時に県支部に報告する。

（２）調査・報告事項

様式４号の１「商工業関係被害状況等報告書」及び様式４号の２「観光施設被害状況等報告書」に定める各事項、区分に従って調査・報告するものとする。

（３）調査の基準

被害状況の調査計上に当たっての基準は、次によるものとする。

イ　建物の被害棟数は、一部破損以上の建物を計上するが、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているものについては、本調査では棟数は計上せず（住宅で扱う）件数と被害額のみを計上する。

ロ　被害件数は、建物、施設、設備についてのみ計上し、商品、製品、原材料品、仕掛品等は計上しない。

ハ　建物、施設の全失欄には、全流失、全埋没、全焼失、その他これに類するものを計上する。

ニ　共同施設欄には、事業協同組合、協同組合連合会または商工組合の共同施設のうち、倉庫、加工施設、検査施設、共同作業所及び原材料置場についての物的被害を計上する。

ホ　間接被害額の「その他の災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価値の減少額等を計上する。

（４）調査・報告の方法

調査・報告に当たっては、次の点に留意して扱うものとする。

イ　本被害のうち建物被害については「様式１号の１住家等一般被害」の非住家と重複計上

されるものである。

ロ　被害調査に当たっては、商工会議所及び観光協会の協力を得て行うものとする。

地域別協力団体の状況は次のとおりである。

地域別協力団体の状況

区　　分		協　力　団　体
商工関係	市　内　全　域	多治見商工会議所
		笠原町商工会
		多治見美濃焼卸センター協組
		多治見陶磁器卸商業協組
		美濃タイル商業協組
		多治見輸出陶磁器完成協組
		多治見陶磁器上絵加工工業協組
		協組ケーエスジー
	本町３～４丁目	多治見ながせ商店街振興組合
	本町１～２丁目、栄町１～２丁目	多治見駅前商店街振興組合
	新町１～２丁目	多治見銀座商店街振興組合
	共　栄　地　域	高田陶磁器工業協組
	滝　呂　地　域	滝呂陶磁器工業協組
	市之倉　地　域	市之倉陶磁器工業協組
	笠　原　地　域	笠原陶磁器工業協組

ハ　被害計上に当たっては、農林被害との関係に留意し、重複、脱ろうの防止に努めること。

（農産、林産の加工製造施設等）

ニ　電報、電話報告等に当たっての略記号を使用するものとし、「６　医療衛生施設の被害等」の例による。

９　農業関係被害等

この調査・報告は、農業関係の被害状況を掌握するとともに、その応急対策実施の基礎資料とするもので、次の要領で行う。

（１）調査・報告の系統

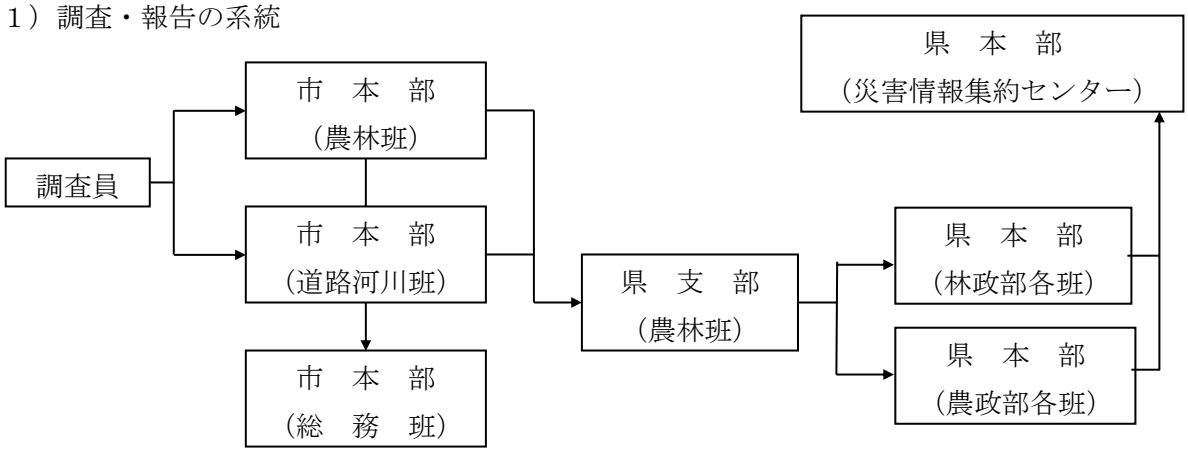

（注）緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておくものとする。

（２）調査・報告事項

次の様式に定める各事項区分について調査し、報告するものとする。

様式５号の１　　農業関係被害状況等報告書

様式５号の２　　農作物（農産）被害状況等報告書

様式５号の 12　　農業（耕地）関係被害状況等報告書

（３）報告期限

調査報告の県支部への文書による報告期限は、特別の指示のある場合を除き概況は発災後３日以内、中間は発災後９日以内、確定は終息後 15 日以内とする。なお、期限前に報告を要するものは、その都度電話によって行うものとする。

（４）調査の方法

被害状況の調査は、概ね次の方法によって調査するものとする。

ア　農作物

農作物、飼料作物及び桑園の被害は、農林班が各地区別に調査員を派遣し、被害の田畑等について直接に被害率の認定調査を行い、作付面積を乗じて被害数量及び被害額を算出するものとする。調査に当たっては農業協同組合職員（農事改良組合長）等の協力を得るとともに、普及指導員等支部農業関係職員の立会いを求めて次の事項を調査する。

農作物（含果樹）関係の被害

飼料作物及び牧草被害

イ　農地等

農地（含牧草地）及び農業関係施設の被害については、農林班又は道路河川班が各地域別に調査員を派遣して、農事改良組合等の協力を得、あるいは必要に応じ県支部農林班の立会いを求めて調査するものとする。

ウ　　その他農業被害

その他の農業関係の被害については、農林班又は道路河川班が農業協同組合の職員、農事改良組合の役員等の協力を得て各地区別に班を設けて各農家及び各施設について次の事項を調査する。

道路河川班　農道・水利施設

農林班　　共同利用施設（非共同及び市有の施設を含む）の被害、家畜の被害、飼料、肥料、農産物の貯蔵品、加工品等の被害

（５）調査の基準

被害状況の調査に当たっての基準は、概ね次によるものとする。

なお、土地改良事業の被害のうち県営事業として県事業所直轄事業については、県支部において調査計上されるので、市は被害を発見したときは、その旨を県支部の所管事業班に連絡しておくものとする。

ア　農地等の被害区分

流失　その筆における耕土の厚さ１割以上が流失した状態のものをいう。

埋没　土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のものをいう。

イ　農作物等作物被害は、その災害により収穫量の減収相当分を予想（推定）して計上するものとする。

ウ　冠水

作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものをいう。ただし、水が引いた後、生育可能なものについては被害額に含めない。

10　林業関係被害等

この調査・報告は、林業関係の被害状況を掌握するとともに、その応急対策実施の基礎資料とするもので、次の要領で行うものとする。

（１）調査・報告の系統

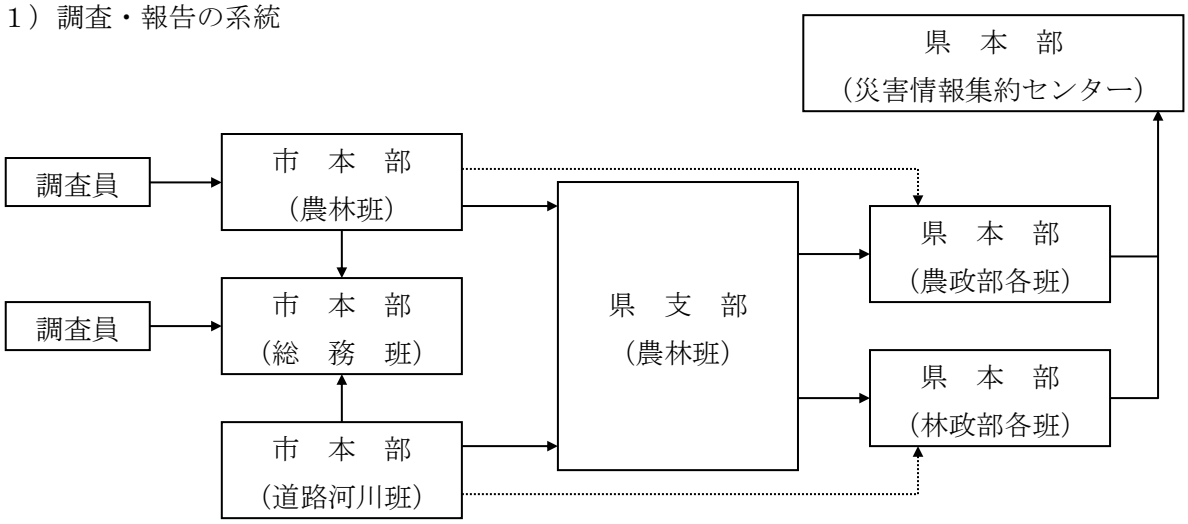

（注）緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておくものとする。

（２）調査・報告事項

様式６号の１から 10 までに定める各事項区分について調査し報告するものとする。

（３）調査・報告の方針等

ア　調査は農林班及び道路河川班が調査員を現地に派遣し、森林組合員及び建設業組合員の協力を得て、必要に応じて県支部関係職員の立会いを得て行う。

イ　林業被害のうち、施工中の県営事業及び補助事業に関連のある被害については県支部農林事務所が行うので、その被害を承知したときはその旨を県支部農林事務所に連絡しておくものとする。

ウ　立木被害については、利用伐期以上のものは林産物の木材関係欄に、その他の立木は造林地被害として扱う。

11　土木施設の被害等

この調査・報告は、土木施設の被害状況を掌握するとともに水害の防止、道路交通の確保等応急対策実施の資料とするため次の要領によって行う。

（１）調査・報告の系統

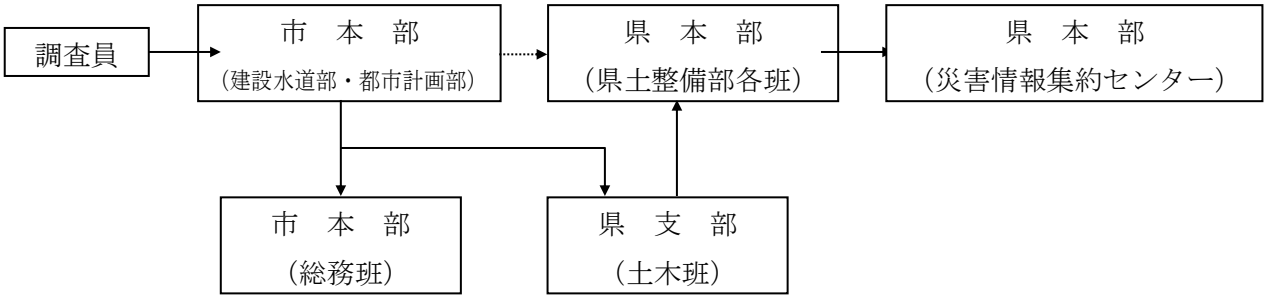

（注）報告の内容が緊急を要するときは、市本部は直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておくものとする。

（２）調査・報告事項

様式７号の１に定める各事項区分について調査し、報告するものとする。

（３）調査・報告の方法

ア　調査は建設水道部及び都市計画部が被害区域に職員を派遣して行うものとするが、調査に当たっては県支部土木事務所と共同して市道のほか県維持管理の土木施設についても行うものとする。

イ　地域内の国直轄施設の被害については参考的に調査し報告に当たっては（　）外書して行うものとする。

11－２　都市施設関係の被害等

この調査・報告は、都市施設の被害状況を掌握するとともに応急対策実施の資料とするため次の要領によって行う。

（１）調査報告の系統

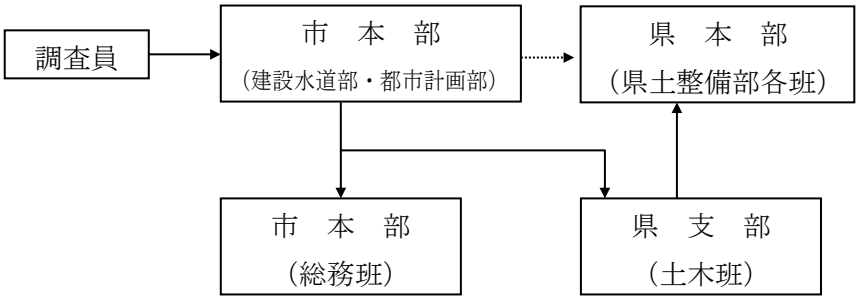

（注）報告の内容が緊急を要するときは、市本部は直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておくものとする。

（２）調査報告事項

様式７号の２に定める各事項区分について調査し、報告するものとする。

（３）調査報告の方法

調査は、都市計画施設については建設水道部及び都市計画部、下水道施設については上下水道総務班及び上下水道工務班、上下水道施設班が被害区域に職員を派遣して行うものとするが、報告は道路河川班がとりまとめ行うものとする。

12　教育関係の被害等

この調査・報告は、教育施設等の被害を掌握するとともに施設の応急復旧等応急的な対策実施資料とするため、次の要領によって行う。

（１）調査・報告の系統

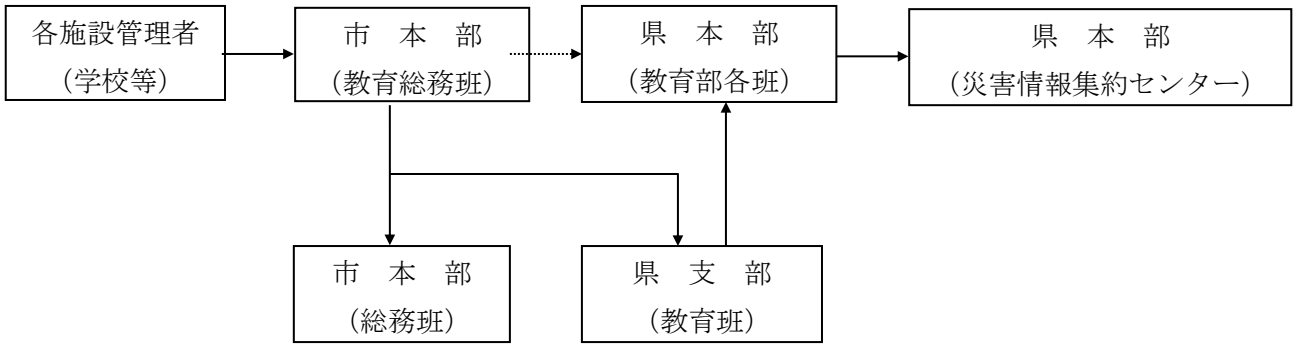

（注）緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し同時に県支部に報告すること。

（２）調査報告事項

様式８号に定める各事項区分について調査し、報告するものとする。

（３）調査報告の方法

ア　調査・報告は、市立の教育施設及び市地域内の文化財について行う。

イ　学校の被害は各学校の管理者が、文化財についてはその管理責任者が調査報告し、公民館については文化スポーツ班（管理者）が直接調査し計上するものとする。

13　市有財産の被害等

この調査は市有財産の被害を掌握し、その応急対策樹立の資料とするため、次の要領で調査する。

（１）調査する範囲

市有財産としての調査は、１～８までによる調査事項についてはそれぞれの調査に当たってその他分と区分して行うが、次の被害については別途にそれぞれの施設管理機関において調査するものとする。

公営住宅及び敷地

市役所及び地区事務所庁舎並びにその敷地

その他の財産、物品

（２）調査・報告の系統

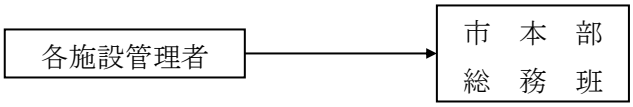

（３）調査報告事項

様式９号の事項区分について調査し、報告するものとするが調査・報告に当たっては、「市有財産被害調査表」（様式２号の２に準じて作成）により、施設別の状況を添えて行うものとする。

14　消防職団員の活動報告

この報告は、災害時における消防機関の活動状況を掌握するとともに応急対策の基礎資料と

するため必要な事項を報告する。

（１）調査、報告の系統

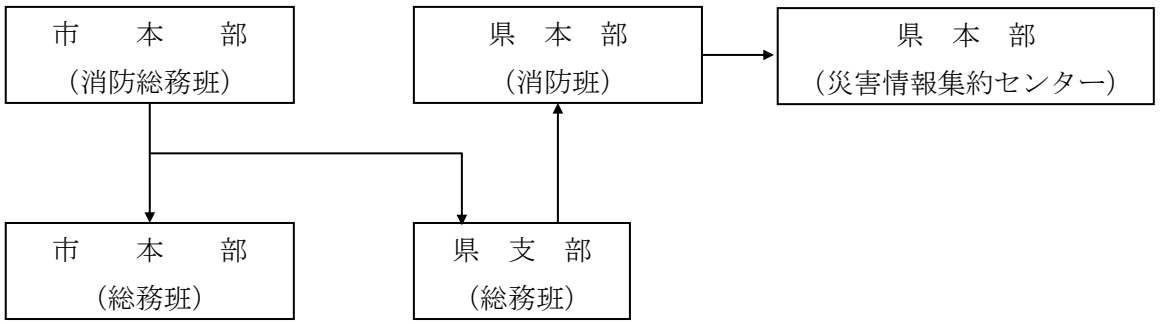

（２）調査報告事項

災害が発生し、又は発生するおそれがあるために、消防機関を出動させて警戒、救助、救出、物資輸送その他応急対策等に従事させたときに様式 10 号「消防職団員活動状況報告書」に定める事項について調査報告する。ただし、市長が水防法に基づく水防管理者として消防機関を出動させた場合の報告は「水防計画」に定めるところによる。

（３）調査報告の方法

（ア）活動状況については出動月日につき１枚とする。

（イ）消防本部、消防団を区別して記入する。

15　消防関係の即報

この報告は、火災による消防機関の活動状況等を掌握するとともに、応急対策の基礎資料とするため必要な事項を報告する。

（１）調査、報告の系統

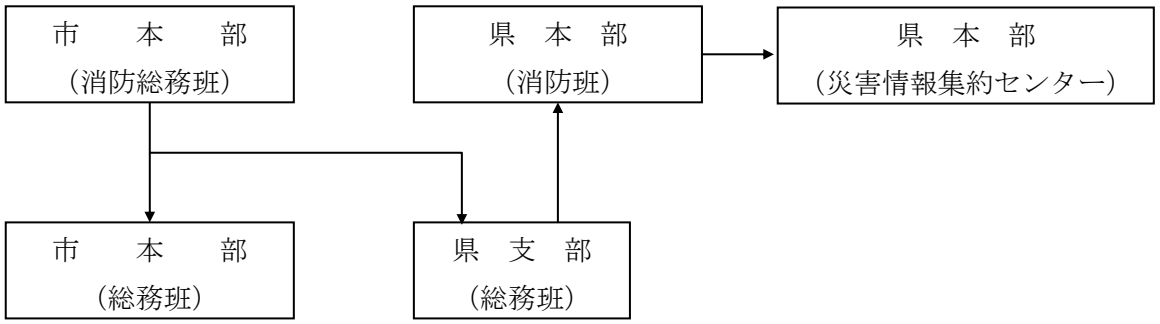

（２）即報する災害の規模

火災、爆発等による災害が発生した場合あるいは風水害等により災害が発生し又は発生するおそれがある場合等で「火災・災害等即報要領」の定める火災等即報の一般基準、個別基準に該当する場合に報告する。

（３）調査報告事項

様式 12 号「消防関係報告書（火災即報)」に定める事項及び「火災・災害等即報要領」によって即報するものとする。ただし、上記報告は災害発生後ただちに行う電話等による即報事項であって、その後すみやかに「火災報告取扱要領」に定めるところにより「火災詳報」の様式事項について調査報告するものとする。

16　総合被害

総合被害は次の方法によってとりまとめ、市における災害応急対策の資料とするほか、関係の各機関に徹底するものとする。

（１）収集の系統

災害状況の収集（集計）は次の系統によって行う。

住家等一般被害及び応急救助の情報	→	総務部本部連絡班員		
社会福祉施設の被害等の情報	→	市民福祉部本部連絡班員		
医療衛生施設の被害等の情報	→	こども健康部本部連絡班員		
環境衛生施設の被害等の情報	→	環境文化部本部連絡班員	本	本
商工業及び観光施設の被害等の情報	→	経済部本部連絡班員		
農業関係被害等の情報	→	経済部本部連絡班員		
（農道、水利施設除く）			部	部
農業関係施設等の情報	→	建設水道部本部連絡班員		
（うち農道、水利施設）				
林業関係被害等の情報（林道除く）	→	経済部本部連絡班員	連	総
林業関係施設等の情報（林道）	→	建設水道部本部連絡班員		
土木施設被害の情報	→	建設水道部本部連絡班員		
下水道施設被害等の情報	→	建設水道部本部連絡班員	絡	務
水道施設被害等の情報	→	建設水道部本部連絡班員		
教育関係の被害等の情報	→	教育部本部連絡班員		
市有財産の被害等の情報	→	総務部本部連絡班員	班	班
火災・救急に関する情報	→	消防部本部連絡班員		
水防に関する情報	→	建設水道部本部連絡班員		
情報システムに関する被害等の情報	→	企画部本部連絡班員		

	本部

（２）被害の集計

市本部における被害の集計は、本部総務班において様式 11 号「総合被害状況調」の各節目に分類して集計するものとする。

（３）被害の通報

総合被害をとりまとめたときは、次の各機関に通報するものとする。

（ａ）防災会議構成委員の所属機関

（ｂ）本庁各課

（ｃ）報道機関（秘書広報班経由記者クラブ）

様式１号の１

住家等一般被害状況等報告書

住家等一般被害状況報告（概況・中間・確定）　〈市長村分、支部計、県計〉			
災害の種別		災害発生日時	年　月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時現在	受信時刻	月　日　時　分
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

人的被害	死者　ア	行方不明　イ	負傷	
			重傷　ウ	軽傷　エ
	人	人	人	人

区分			棟数　①	世帯数　②	人員　③
住家の被害	全壊（焼）	オ	（　）	世帯	人
	流失	カ	（　）		
	半壊（焼）	キ	（　）		
	床上浸水	ク	（　）		
	小計	ケ	（　）		
	床下浸水	コ	（　）		
	一部破損	サ	（　）		
	合計	シ	（　）		
非の住被家害	倉庫、土蔵、車庫、納屋等	ス			
	官公署庁舎、学校、病院等	セ			

避難の指示、勧告の状況

種別 / 人員等 / 月日時	知事		市町村長		水防管理者		警察官		自衛官		計		
	地区数	人員	地区数	人員	地区数	人員	地区数	人員	地区数	人員	地区数	人員	摘要
月　日 時　分		人		人		人		人		人		人	
月　日 時　分													
月　日 時　分													
月　日 時　分													
計													

主な被害地域（市町村）	市町村名	全壊（焼）	流失	半壊（焼）	床上浸水	床下浸水	一部破損	非住家
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	

（公営住宅の被害棟数を（　）内書する。）

様式１号の２

住　家　等　一　般　被　害　調　査　表

決定罹災区分			罹災台帳番号			町名							
罹災世帯	氏名			住所					職業				
災害種別			罹災年月日			罹災の場所							
罹災の状況	人的被害	死者		行方不明		重傷		軽傷		計			
	区分	全焼	全壊	流出	半焼	半壊	床上浸水	床下浸水	一部破損	建物延面積	被害床面積	被害割合	被害額
	住家被害	棟	棟	棟	棟	棟	棟(㎝)	棟	棟(%)	㎡	㎡	%	円
	その他の建物 倉庫・土蔵	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	㎡	㎡	%	円
	その他の建物 納屋												
	その他の建物 工場												
	その他の建物 その他												
	家財 日用品 %	被服寝具 %		炊事用具 %		その他 %							
	その他												
住家の内容種別		自家・借家・借間											

世帯構成	氏名	続柄	性別	年令	職業	学校（学年）	備考	構成内容		
		世帯主						大人	男	
									女	
								中学	男	
									女	
								小学	男	
									女	
								幼児	男	
									女	
								乳幼児		
								計		

備考
（在留者氏名住所等）

調査月日	調査者氏名	調査補助者氏名
	印	印

様式２号

社会福祉施設等被害状況等報告書

社会福祉施設被害状況等報告書　（概　況・中　間・確　定）　〈施設、市長村、支部計、県計〉			
災害の種類		災害発生日時	年　月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時現在	発受信時刻	月　日　時　分
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

区分		記号	数単位	生保・老人・介護保険身障施設		婦人・児童施設		国保施設		その他施設		計	
				①数	②被害額	③数	④被害額	⑤数	⑥被害額	⑦数	⑧被害額	⑨数	⑩被害額
建物	全焼壊	ア	棟										
	流失	イ	棟										
	半焼壊	ウ	棟										
	浸水 床上	エ	棟										
	浸水 床下	オ	棟										
	一部破損	カ	棟										
	小計	キ	棟										
敷地		ク	ヶ所										
その他の財産		ケ	件										
物品		コ	件										
計		サ	件										
施設数		シ		①（施設数　）		②（施設数　）		③（施設数　）		④（施設数　）		⑤（施設数　）	

主な被害地域 施設名 市町村	市町村名	施設名	被害程度

様式２号の２

社 会 福 祉 施 設 被 害 調 査 表

施設名				被災地	
被害、施設、設備名		数量	単価(円)	金額(円)	概要
施設被害	第１入所棟	150 ㎡	40,000	2,000,000	全壊
	第２入所棟	30 ㎡	5,000	50,000	屋根瓦飛散30㎡（一部破損）
	敷地積石	15 ㎡	2,000	10,000	石積崩壊 15㎡
設備被害	給食施設	1 式		50,000	くど、釜破損使用不能
物品被害	給食原材料	60 kg	130	7,800	米60kg水入使用不能
その他	人的被害	3 名	－	－	死者　1　甲野太郎（入所者） 重傷　1　乙山一郎（入所者） 軽傷　1　丙川花子（事務員）

様式３号

医 療 衛 生 施 設 被 害 状 況 等 報 告 書

（１面）

医療、衛生施設被害報告書　（ 概　況 ・ 中　間 ・ 確　定 ）　　市長村分・支部計

災害の種別		災害発生日時	年　月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時現在	発受信時刻	月　日　時　分
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

区分			記号	①施設数	②棟数	③被害額（千円）
医療施設	病院	国立	ア			
		公的	イ			
		民間	ウ			
	診療所	国立	エ			
		公的	オ			
		民間	カ			
	歯科診療所		キ			
	助産所		ク			
	隔離病舎		ケ			
	その他		コ			
	計		サ			
公衆	と蓄場		シ			

区分		記号	①施設数	②棟数	③被害額（千円）
衛生施設	食鳥処理場	ス			
	火葬場	セ			
	保健センター	ソ			
	母子健康ｾﾝﾀｰ	タ			
	死亡獣蓄取扱場	チ			
	集団給食施設	ツ			
	その他	テ			
	計	ト			
水道施設	上水道	ナ			
	簡易水道	ニ			
	専用水道	ヌ			
	その他	ネ			
	計	ノ			
その他		ハ			
合計		ヒ			

被害施設の状況

区分	市町村名	施設名	被害の程度	応急措置	応援の要否・その他
医療施設					
公衆衛生施設					

（２面）

水道施設	市町村名						
	水道区分						
	水道名称						
	現在給水人口						
	水源別の施設能力						
	被害の状況						
	給水状況 給水対策						
	給水状況 給水状況と給水量						
	給水状況 実施月日						
	給水状況 応急措置						
	今後の見通しと対策						

防　　疫

措置

1　伝染病予防委員の設置　　要・否
2　消毒方法・清潔方法の指示　　要・否
3　そ属昆虫駆除地域指定　　要・否
4　家用水供給の指示　　要・否
5　代執行の必要性　　要・否
6　応援の必要性　　要・否

（要の場合市町村名及び地区名）

防疫活動

1　伝染病発生市町村名　　病名　　患者数　（真性　　名　　疑似　　名　　保菌者　　名）
2　実施概要

市町村	防疫活動 市町村（人）	防疫活動 保健所（人）	消毒実施（戸）	清潔実施（戸）	そ属昆虫駆除（戸）	家用水供給（戸）	険病調査（戸）	所属経費概算（千円）

様式３号の２

廃棄物処理
自 然 公 園 施設関係被害状況等報告書

廃棄物処理 自然公園	施設関係被害状況等報告書（ 概況・中間・確定 ）　（市長村分・県支部計・県計）		
災害の種類		災害発生日時	年　月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時現在	発受信時刻	月　日　時　分
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

廃棄物処理施設	区分	施設数	棟数	被害額（千円）
	し尿処理施設			
	下水道終末施設			
	ごみ処理施設			

自然公園施設	区分	箇所数	被害面積又は延長	被害額（千円）
	国立・国定公園			
	東海自然歩道			
	中部北陸自然歩道			

清　掃

市町村名	し尿収集関係			ごみ収集関係			流木等漂着物関係			
	くみ取対象戸数	くみ取対象戸数	完了予定月日	収集対象戸数	収集完了戸数	完了予定月日	収集対象量m^3	収集完了量m^3	処理方法	完了予定月日

被害施設等の状況

	市町村名	施設名	被害の程度	応急措置	応援の要否・その他
廃棄物処理施設					
自然公園施設					

様式３号の３

廃棄物処理施設及び自然公園施設被害（概況・中間・確定）

災害の種類						調査年月日		年　月　日　現在					
市町村名	廃棄物処理施設						自然公園施設					
	し尿処理施設		ごみ処理施設		下水道終末施設		国立・国定公園		東海自然歩道		中部北陸自然歩道	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
計												

様式４号の１

商工業関係被害状況等報告書

商工業関係被害状況等報告書　概況／中間／確定　（市町村分、県支部計、県計）			
災害の種別		災害の発生年月日	年　月　日　時
災害の発生場所			
報告の時限	月　日　時　現在	発受信時刻	月　日　時　分
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

区分			記号	一般被害						共同施設被害		被害計		うち建物被害		
				建物施設				製品・商品仕掛品							浸水建物	
				全失		その他										
				①件数	②被害額（千円）	③件数	④被害額（千円）	⑤件数	⑥被害額（千円）	⑦件数	⑧被害額（千円）	⑨件数	⑩被害額（千円）	⑪被害棟数（棟）	⑫床上（棟）	⑬床下（棟）
中小企業者	工業	繊維	ア													
		機械金属	イ													
		木工	ウ													
		紙	エ													
		陶磁器	オ													
		その他	カ													
	商業		キ													
	鉱業		ク													
	サービス業		ケ													
	その他		コ													
	計		サ													
その他の事業者	工業	繊維	シ													
		機械金属	ス													
		木工	セ													
		紙	ソ													
		陶磁器	タ													
		その他	チ													
	商業		ツ													
	鉱業		テ													
	サービス業		ト													
	その他		ナ													
	計		ニ													
合計			ヌ													

間接損害額 区分		記号	損害額	主な被害地域	市町村名	施設名（種別）	被害程度
除雪、排水等の災害対策に要した経費	中小企業者	ネ					
	その他事業者	ノ					
	計	ハ					
その他災害の発生により生じた損害額	中小企業者	ヒ					
	その他事業者	フ					
	計	ヘ					

様式４号の２

観光施設被害状況等報告書

観光施設被害状況等報告書　概況／中間／確定　（市町村分、県支部計、県計）			
災害の種別		災害発生年月日	年　月　日　時
災害の発生場所			
報告の時限	月　日　時　現在	受信時刻	月　日　時　分
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

区分	記号	一般被害 建物・施設 全失 ①件数	一般被害 建物・施設 全失 ②被害額 千円	一般被害 建物・施設 その他 ③件数	一般被害 建物・施設 その他 ④被害額 千円	一般被害 建物・施設 計 ⑤件数	一般被害 建物・施設 計 ⑥被害額 千円	公共被害 建物・施設 全失 ⑦件数	公共被害 建物・施設 全失 ⑧被害額 千円	公共被害 建物・施設 その他 ⑨件数	公共被害 建物・施設 その他 ⑩被害額 千円	公共被害 建物・施設 計 ⑪件数	公共被害 建物・施設 計 ⑫被害額 千円	被害計 ⑬件数	被害計 ⑭被害額 千円	うち建物被害 ⑮被害棟数 棟	うち建物被害 浸水建物 ⑯床上 棟	うち建物被害 浸水建物 ⑰床下 棟
公営宿泊施設	ア																	
キャンプ場・バンガロー村	イ																	
その他観光施設	ウ																	
計	エ																	

主な被害地域	市町村名	施設名（種別）	被害程度

様式５号の１

（１面）

住家等一般被害状況報告（概　況・中　間・確　定）　〈市長村、支部計、県計〉

災害の種別		災害発生の日時	年　月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時現在	発受信時刻	月　日　時　分
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

			符号	件数 ①	被害額 ②	備考
施設等	共同利用施設	耕種関係	ア	件	千円	
		畜産〃	イ			
		蚕糸〃	ウ			
		園芸〃	エ			
		その他	オ			
		自然牧野	カ			
		計	キ			
	非共同利用施設	耕種関係	ク			
		畜産〃	ケ			
		蚕糸〃	コ			
		園芸〃	サ			
		その他	シ			
		自然牧野	ス			
		計	セ			
	地方公共団体施設	耕種関係	ソ			
		畜産〃	タ			
		蚕糸〃	チ			
		園芸〃	ツ			
		その他	テ			
		自然牧野	ト			
		計	ナ			
	合計		ニ			

（２面）

			符号	数　量 ①	被害額 ②	冠浸水面積	
						冠水③	浸水④
農作物等	農作物	水陸稲	ヌ	ton	千円	ha	ha
		麦類	ネ	ton			
		雑穀	ノ	ton			
		野菜	ハ	ton			
		果樹	ヒ	ton			
		花き	フ				
		茶	ヘ	荒茶換算 ton			
		工芸作物	ホ	ton			
		桑	マ	繭換算 ton			
		飼料作物	ミ	ton			
		その他	ム	ton			
		小計	メ				
	樹体	果樹	モ	ha			
		茶樹	ヤ	ha			
		桑樹	ユ	ha			
		小計	ヨ				
	家畜等	家畜（家きんを含む）	ラ	頭羽			
		畜産物	リ	ton			
		蚕繭	ル	ton			
		小計	レ				
	在庫品		ロ				
	合計		ワ				
総合計			ン				

主な被害地域	市町村名	被害額			被害程度		
		農産	畜産	蚕業			

様式５号の２

農作物（農産）被害状況報告書　（概況・確定）

災害の種類						調査年月日			年　月　日　現在				（市町村、支部計、県計）			
区分	作物名	総栽培面積 ha	基準生産量 t	単価（t当り） 千円	基準生産額 千円	被害程度別面積 30%未満 ha	30～50%未満 ha	50～90%未満 ha	90%以上 ha	計 ha	被害減収量 t	減収金額 千円	冠浸水面積 冠水 ha	冠浸水面積 浸水 ha	被害戸数 総数 戸	被害戸数 うち30%以上 戸
稲	水稲															
	陸稲															
麦類	小麦															
	六条大麦															
	裸麦															
	計															
雑穀	だいず															
	計															
野菜	かんしょ															
	ばれいしょ															
	さといも															
	にんじん															
	だいこん															
	トマト															
	きゅうり															
	なす															
	いちご															
	ピーマン															
	たまねぎ															
	はくさい															

（販売仕向）	キャベツ																														
	レタス																														
	ほうれんそう																														
	スイートコーン																														
	えだまめ																														
	小計																														
自給野菜	自給野菜																														
	計																														
果樹	かき																														
	なし																														
	もも																														
	くり																														
	みかん																														
	計																														
花き	切花等																														
	鉢もの等																														
	花木類																														
	計																														
茶																															
工芸作物	こんにゃく																														
	たばこ																														
	その他																														
	計																														
総計																															

様式５号の３

樹　体　被　害　報　告　書　（概　況・中　間・確　定）

災害の種類					調査年月日			年　月　日　現在			（市町村・支部計・県計）
種　類　名			栽培面積 ha	被害面積 t	被害程度別面積 30％未満 ha	30～70％ ha	70％以上 ha	被害額 千円	被害戸数 総数 戸	うち30％以上 戸	備　考
果樹		成　園									
		未成園									
		小　計									
		成　園									
		未成園									
		小　計									
		成　園									
		未成園									
		小　計									
		成　園									
		未成園									
		小　計									
		成　園									
		未成園									
		小　計									
		成　園									
		未成園									
		小　計									
		成　園									
		未成園									
		小　計									
	計										
茶樹	成　園										
	未成園										
	計										
合　計											

※　栽培面積は統計数値とする。

様式５号の４

畜産関係被害状況報告書（概況・中間・確定）

災害の種類		調査年月日	年　月　日　現在	（市町村、支部計、県計）

１　飼料作物

作物名	総栽培面積 ha	基準生産量 t	単価 千円/t	基準生産量 千円	被害程度別面積 30%未満 ha	30～50%未満 ha	50～90%未満 ha	90%以上 ha	計 ha	被害戸数 総数 戸	うち30%以上 戸	被害減収量 t	減収金額 千円
牧草													
とうもろこし													
ニューソルゴー													
計													

２　家畜及び畜産物

種類名			死亡・廃棄 被害数量 頭羽数	単価 円	被害額 千円	傷害・疫病 被害数量 頭羽数	単価 円	被害額 千円	計 被害額 千円	備考
家畜	乳用牛	成牛（生後１年以上）								
		子牛（生後１年未満）								
		計								
	肉用牛	成牛（生後１年以上）								
		子牛（生後１年未満）								
		計								
	豚	成豚（生後100日以上）								
		子豚（生後100日未満）								
		計								
	採卵鶏	成鶏（フ化後５ヶ月以上）								
		ひな（フ化後５ヶ月未満）								
		計								
	ブロイラー									
	馬									
	めん羊									
	その他									
	計									
畜産物										
	合計									

様式５号の12

（第　　報）

農業（耕地）関係被害状況等報告書

（単位：千円）

農業（耕地）関係被害状況報告書	概況 中間 確定	（市町村分・支部計・県計）

災害の種類	災害	災害発生日時	年　月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時現在	発受信時限	月　日　時　分
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

区分			記号	数単位	公共		単独		代行		計	
					①数量	②被害額	③数量	④被害額	⑤数量	⑥被害額	⑦数量	⑧被害額
農地	田	流失	ア	(ha) 箇所	（　）		（　）		（　）		（　）	
		埋没	イ	(ha) 箇所	（　）		（　）		（　）		（　）	
	畑	流失	ウ	(ha) 箇所	（　）		（　）		（　）		（　）	
		埋没	エ	(ha) 箇所	（　）		（　）		（　）		（　）	
	計		オ	(ha) 箇所	（　）		（　）		（　）		（　）	
農業用施設	溜池		カ	箇所								
	頭首工		キ	箇所								
	水路		ク	箇所								
	損排水機		ケ	箇所								
	道路		コ	箇所								
	橋梁		サ	箇所								
	その他		シ	箇所								
	計		ス	箇所								
合計			セ	／								

主な被害地域	市町村名	種別	被害程度

様式６号の１

林業関係被害状況等報告書

（１面）

林業関係被害状況報告書　概況／中間／確定			（県　計）
災害の種類		災害発生の日時	年　月　日　時
災害の発生場所			
報告の時限	月　日　時現在	発受信時限	月　日　時　分
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

課別	区分		記号	①数量	②被害額	③備考（主な内訳）
経営普及	林産物	木材関係	ア	（　）立木	（　）千円	
		薪炭関係	イ			薪　束 木炭　kg
		特産関係	ウ		（　）	わさび　kg しいたけ　kg
		計	エ		（　）	
	林産施設	木材関係	オ	カ所		
		薪炭関係	カ			炭窯　基 木炭倉庫　棟
		特産関係	キ		（　）	わさび田　アール しいたけほだ木　本
		計	ク		（　）	

課別	区分		記号	被害状況 ①箇所	被害状況 ②渓流	被害状況 ③山腹	④被害額	備考
治山林道	山地	新生崩壊地	ケ	（　）カ所	ヘクタール（　）	ヘクタール（　）	（　）千円	
		拡大崩壊地	コ	（　）	（　）	（　）	（　）	
		新生地すべり地	サ	（　）	（　）	（　）	（　）	
		拡大地すべり地	シ	（　）	（　）	（　）	（　）	
		計	ス	（　）	（　）	（　）	（　）	

（注）県有財産の被害を（　）内書きすること。

（２面）

課別	区分		記号	①数　量	②被害額	備考
治山林道	治山施設	山地治山施設	セ	個	千円	
		その他	ソ			
		計	タ			

課別	区分		記号	①面　積	②数　量	③被害額	備考
造林	苗畑施設	苗畑・苗木	チ	（　　）ヘクタール	（　　）千本	（　　）千円	
		施設	ツ		（　　）カ所	（　　）	
		計	テ			（　　）	

課別	区分	記号	①面積又は蓄積		②被害額	備考
			面　積	蓄　積		
造林	造林木被害	ト	（　　）ヘクタール	（　　）立木		

課別	区分			記号	①路線数	②箇所数	③延　長	④被害額	備考
治山林道	林道	公共	道路	ナ	路線	カ所	m	千円	
			内橋	ニ					内数で記載する。
		単独	道路	ヌ					
			内橋	ネ					内数で記載する。
		計	道路	ノ					
			内橋	ハ					内数で記載する。
被害額計				ヒ	千円				
建物被害				フ	棟				

主な被害地域	市町村名	種別	被害程度

様式６号の２

林　地　被　害　箇　所　表
（概　況・中　間・確　定）

年　　月　　日　現在　　山林事業所

災害箇所				新生崩壊地拡大崩壊地の別	箇所数	面積		被害額	復旧計画額	被害対象物
郡市	町村	大字	字			渓流	山腹			

様式６号の３

林地荒廃防止施設災害箇所表　（ 概 況・中 間・確 定 ）

					年　月　日　現在						山林事業所
災害箇所				施設		被害		雨量 (mm)			備考
郡市	町村	大字	字	施行年度	種別	数量	被害額	連続	日最大	１時間最大	

様式６号の４

林道施設被害報告書（ 概 況・中 間・確 定 ）

災害名					発生日時	年 月 日 時		調査年月日		年 月 日 現在		事業所及び市町村名等			
郡市	町村	路線名	林道種類	箇所番号	工 種	公共災害		小災害		計		雨 量 (mm)			備 考
						延長	被害額	延長	被害額	延長	被害額	連続雨量	最大24時間雨量	最大時間雨量	
						m	千円	m	千円	m	千円	月／日○時～月／日○時 ○.○mm	月／日○時～月／日○時 ○.○mm	月／日 ○時～○時 ○.○mm	
計															

（注）奥地林道は、路線名を（ ）書きする。

様式６号の５

造林地被害状況報告書（ 概 況・中 間・確 定 ）　　市町村名等

				調査　　年　　月　　日		
市町村・大字・字	被害					備　考
	人工林			天然林面積	被害額	
	樹種別	令級別	面積			
			ha	ha		

（注）１　被害面積は、火災にあっては被害全域、病虫獣害にあっては中害以上のものの区域面積、その他の被害にあっては、被害率30％以上のものの区域面積とする。

２　備考欄には、火災、病虫獣害名を記入のこと。

様式６号の６

苗　木　被　害　報　告　書　（概況・中間・確定）

月　　日現在

（市町村名等）

植付数量							被害量								備考
樹種	面積	本数				経営者数	面積	本数				被害率(B)／(A)	被害金額	経営者数	
		１年生	２年生	３年生	計(A)			１年生	２年生	３年生	計(B)				
		千本	千本	千本	千本		ha	千本	千本	千本	千本	%	千円		
							（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	
							（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	
							（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	
							（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	
							（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	
							（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	
							（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	
							（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	
							（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	
計							（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	

（注）　１　被害面積は、区域面積とする。

２　被害量欄は、上段に総被害量を記入し、下段に30％以上の被害量を（　）内書する。

３　計画量欄は、確定報告時にのみ記載する。

様式６号の７

苗　ほ　施　設　被　害　状　況　報　告　書　（概況・中間・確定）

年　　月　　日　現在

（市町村名等

被害の内容	箇所数	被害数量	被害金額	復旧の種類	数　量	単　価	金　額	備　考
			千円			円	千円	
	（　　）	（　　）	（　　）		（　　）	（　　）	（　　）	
	（　　）	（　　）	（　　）		（　　）	（　　）	（　　）	
	（　　）	（　　）	（　　）		（　　）	（　　）	（　　）	
	（　　）	（　　）	（　　）		（　　）	（　　）	（　　）	
	（　　）	（　　）	（　　）		（　　）	（　　）	（　　）	
	（　　）	（　　）	（　　）		（　　）	（　　）	（　　）	
	（　　）	（　　）	（　　）		（　　）	（　　）	（　　）	
	（　　）	（　　）	（　　）		（　　）	（　　）	（　　）	
	（　　）	（　　）	（　　）		（　　）	（　　）	（　　）	
	（　　）	（　　）	（　　）		（　　）	（　　）	（　　）	
計	（　　）	（　　）	（　　）		（　　）	（　　）	（　　）	

（注）１　被害内容は、「畑地埋没」、「畑地流失」、「灌水施設損」、「堆肥舎倒壊」等具体的に明記する。
２　１つの被害内容ごとに「土地排除」、「跡地整理」等と復旧欄に明記する。
３　埋没、流失の数量欄は、面積と耕土の流失と埋没量（㎥）を記載する。
４　数量、金額は、上段に総数、金額を記入し、下段に30％以上の被害量を（　）内書する。

様式６号の８

林 産 物 被 害 状 況 報 告 書（概況・中間・確定）

				月　日　現在		市町村名　等
区　分			数量単位	①数量	②被害額	備　考
一般林産物	木材	立木	m^3			
		素材	m^3			
		製材	m^3			
		その他	m^3			
	薪炭	薪炭原木	m^3			
		木炭	kg			
		薪	束			
		その他	件			
	計					
特殊林産物	しいたけ（生）		kg			
	しいたけ（乾）		kg			
	わさび		kg			
	なめこ		kg			
	その他		kg			
	計					

様式６号の９

林産物施設被害報告書（概況・中間・確定）

月　日現在	市町村 名　等

区分			数量単位	全壊		半壊		計	
				数量	金額	数量	金額	数量	金額
一般林産物	木材	木材倉庫	棟						
		貯木場	㎡						
		加工施設 建物	棟						
		加工施設 機械	点						
		加工施設 小計							
		集運材施設	件						
	木炭	木炭倉庫	棟						
		炭がま	基						
		建物	棟						
		機械	点						
		小計							
		簡易搬送施設	件						
特殊林産物施設	特殊林産倉庫		棟						
	わさび育成施設		㎡						
	しいたけ育成施設		㎡						
	しいたけほだ木		本						
	なめこほだ木		㎡						
	加工施設	建物	棟						
		機械	点						
		小計							
	計								
合計									

様式６号の10

林 野 火 災 被 害 状 況 報 告 書（概 況・中 間・確 定）

年　月　日	年　　月　　日　現在
市町村名等	

市町村	出火原因	罹災日時	所有別	被害内容							工造林面積跡地の要人	備考
				林種	樹種	林令	被害面積	被害材積	焼失材積	損害額		

様式７号の１

土木施設被害状況等報告書

（単位：千円）

土木施設被害状況報告書	概況 中間 確定	（市町村計・支部計・県計）

災害の種類		災害発生の日時	年　月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時現在	発受信時刻	月　日　時　分
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

区分			記号	県工事		市町村工事		計	
				①箇所数	②被害額	③箇所数	④被害額	⑤箇所数	⑥被害額
一般土木災害	Ⅰ公共	河川	ア						
		砂防	イ						
		地すべり	ウ						
		急傾斜	エ						
		道路	オ						
		橋梁	カ						
		下水道	キ						
		計	ク						
	Ⅱ単独	河川	ケ						
		砂防	コ						
		地すべり	サ						
		急傾斜	シ						
		道路	ス						
		橋梁	セ						
		下水道	ソ						
		計	タ						
	計	河川	チ						
		砂防	ツ						
		地すべり	テ						
		急傾斜	ト						
		道路	ナ						
		橋梁	ニ						
		下水道	ヌ						
		計	ネ						
合計			ノ						

応急対策その他の状況									
区分		路線名	道路被災		橋梁被災				
			被災地	処置	橋名	地名	橋長幅員	河川名	処置
道路の状況	道路被災状況								
	上の措置交通確保								
河川の状況									
砂防の状況									
その他の状況									

市町村災の状況	市町村名	種別	被害程度

記入上の注意事項

Ⅰ 公共欄　県工事、被害額120万円以上のもの。市町村工事、被害額60万円以上のもの。

Ⅱ 単独欄　県工事、被害額120万円未満のもの。市町村工事、被害額60万円未満のもの。

様式７号の２

都 市 施 設 被 害 状 況 報 告 書

都市施設被害状況報告書　概況／中間／確定　（支部計・県計）			
災害の種類		災害発生の日時	年　月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時　現在	発受信時刻	月　日　時　分
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

区分		記号	①箇所数	②被害面積又は延長等	③被害額	備考
都市施設		ア			千円	
街路		イ				
公園		ウ				
堆積土砂排除事業		エ				
区画整理	街路	オ				
	公園	カ				
	水路	キ				
街路樹		ク				
合計		ケ				

主な被害地域	市町村名	種別	被害程度

様式８号

教育関係被害状況等報告書

（１面）

教育関係被害状況報告書　概況／中間／確定（施設・市町村分・支部計・県計）			
災害の種別		災害発生日時	年　月　日　時
災害の発生場所			
報告の時限	月　日　時現在	発受信時刻	月　日　時　分
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

区分				記号	単位	①	②	③	④	⑤	⑥	計
被害施設数（学校等数）				ア	カ所							
建物	要新築	全壊	棟数	イ	棟							
			金額	ウ	千円							
		半壊	棟数	エ	棟							
			金額	オ	千円							
	要補修		棟数	カ	棟							
			金額	キ	千円							
	計		棟数	ク	棟							
			金額	ケ	千円							
	浸水		棟数	コ	棟							
			金額	サ	千円							
土地	件数			シ	棟							
	金額			ス	千円							

（２面）

区分		記号	単位	①	②	③	④	⑤	⑥	計
工作物	件数	セ	件							
	金額	ソ	千円							
設備	件数	タ	件							
	金額	チ	千円							
その他財産	件数	ツ	件							
	金額	テ	千円							
その他	件数	ト	件							
	金額	ナ	千円							
被害額合計		ニ	千円							

主な被害地域	市町村名	学校名	種別	被害程度

1　区別欄の記入順序は、県地域防災計画の調査報告の要領の順序により記入すること。

2　全壊、半壊、要補修等被害の判定の基準は、県地域防災計画の調査報告の要領を参照すること。

様式９号

市有財産被害状況等報告書

市有財産被害状況報告書　概況／中間／確定			
災害の種別		災害発生日時	年　月　日　時
機関施設名称			
報告の時限	月　日　時現在	発受信時刻	月　日　時　分
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

区分			記号	単位	①数量	②被害額
庁舎	全壊（焼）		ア	棟		
	流失		イ	棟		
	半壊（焼）		ウ	棟		
	浸水	床上	エ	棟		
		床下	オ	棟		
	一部破損		カ	棟		
	小計		キ	棟		
公舎	全壊（焼）		ク	戸		
	流失		ケ	戸		
	半壊（焼）		コ	戸		
	浸水	床上	サ	戸		
		床下	シ	戸		
	一部破損		ス	戸		
	小計		セ	戸		

区分			記号	単位	①数量	②被害額
その他建物	全壊（焼）		ソ	棟		
	流失		タ	棟		
	半壊（焼）		チ	棟		
	浸水	床上	ツ	棟		
		床下	テ	棟		
	一部破損		ト	棟		
	小計		ナ	棟		
敷地	流失		ニ	㎡		
	その他		ヌ	ヵ所		
その他	財産		ネ	件		
	物品		ノ	件		
計			ハ			
被害施設数			ヒ	施設		

主な被害施設	施設名	被害程度

様式10号

消 防 職 団 員 活 動 状 況 報 告 書（概況・中間・確定）

災害の種別		出動年月日	年　月　日
報告の時限	月　日　時現在	受信時刻	月　日　時　分
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

団体名	出動期間	出動先	出動人員	主な活動
	時～　時		人	

様式11号

総　合　被　害　状　況　調

（金額単位：千円）

災害総合被害（概況・中間・確定）			多治見市
発生日時	月　日　時　分	災害対策本部設置等	月　日　時　分　設置 月　日　時　分　解散
集計時限	月　日　時　現在		
災害発生地域		災害救助法適用	

被害区分			資料	数量	被害額
住宅等一般様式1号	罹災総数	棟数	ケの①	棟	
		世帯	ケの②	世帯	
		人員	ケの③	人	
	人命	死者	ア	人	
		行方不明	イ	人	
		重傷	ウ	人	
		軽傷	エ	人	
	住家 全壊焼	棟数	オの①	棟	
		世帯	オの②	世帯	
		人員	オの③	人	
	住家 流失	棟数	カの①	棟	
		世帯	カの②	世帯	
		人員	カの③	人	
	住家 半壊焼	棟数	キの①	棟	
		世帯	キの②	世帯	
		人員	キの③	人	
	住家 床上浸水	棟数	クの①	棟	
		世帯	クの②	世帯	
		人員	クの③	人	
	住家 床下浸水	棟数	コの①	棟	
		世帯	コの②	世帯	
		人員	コの③	人	
	住家 一部破損	棟数	サの①	棟	
		世帯	サの②	世帯	
		人員	サの③	人	
	非住家	棟数	スの①＋セの①	棟	

被害区分			資料	数量	被害額
関係	水産（様式５の９）	施設	セの③　④	箇所	
		水産物	ツの④		
	耕地（様式５号の15） 農地	公共	オの①　②	(ha)箇	
		単独	オの③　④	(ha)箇	
		代行	オの⑤　⑥	(ha)箇	
	耕地（様式５号の15） 施設	公共	スの②		
		単独	スの④		
		代行	スの⑥		
	被害額計		５の１のン＋５の９のテ＋５の15のセ		
	うち建物		５の９のト	棟	
林業関係様式６の１	林産物		エの②		
	林産施設		ケの②		
	山地		セの①　④	箇所	
	治山施設		チの①　②	箇所	
	苗畑施設		トの③		
	森林被害		ナの①　③	ha	
	林道		ハの②　④	箇所	
	建物被害		ヘ		
	被害額計		フ		
土木関係様式７号	河川	公共	アの⑤　⑥	箇所	
		単独	ケの⑤　⑥	箇所	
	砂防	公共	イの⑤　⑥	箇所	
		単独	コの⑤　⑥	箇所	
	地すべり	公共	ウの⑤　⑥	箇所	
		単独	サの⑤　⑥	箇所	
	急傾斜	公共	エの⑤　⑥	箇所	
		単独	シの⑤　⑥	箇所	
	道路	公共	オの⑤　⑥	箇所	
		単独	スの⑤　⑥	箇所	
	橋梁	公共	カの⑤　⑥	箇所	
		単独	セの⑤　⑥	箇所	

社会福祉施設（様式２号）	施設数	シの⑤	施設		
	被害額	サの⑩			
	うち建物	キの⑨	棟		
医療衛生施設（様式３号の１）	施設数	ホの①	施設		
	被害額	ホの③			
	うち建物	ホの②	棟		
商工業関係（様式４号の１）	件数	ヌの⑨	件		
	被害額	ヌの⑩			
	うち建物	ヌの⑪	棟		
観光施設（様式４号の２）	件数	エの⑬	件		
	被害額	エの⑭			
	うち建物	エの⑮	棟		
農業 施設等（様式５号の１）	共同利用	キの①　②	箇所		
	非共同利用	セの①　②	箇所		
	地方公共団	ナの①　②	箇所		
農業 農作物（様式５号の１）	農作物	メの②			
	樹体	ヨの②			
	家畜等	レの②			
	在庫品	ロの②			
	冠浸水	ワの③　④	ha		

下水道	公共	キの⑤　⑥	箇所		
	単独	ソの⑤　⑥	箇所		
都市施設被害（７号の２）		ケの①　③	箇所		
被害額計		７の１のノの⑥＋７の２のケの③			
教育・文化関係（様式８号）	施設数	アの計	施設		
	被害額	ニの計			
	うち建物	クの計＋コの計	棟		
県有財産様式９号	件数	ヒの①	件		
	被害額	ハの②			
うち公舎	全壊（焼）	クの①	戸		
	流失	ケの①	戸		
	半壊（焼）	コの①	戸		
	床上浸水	サの①	戸		
	床下浸水	シの①	戸		
	一部破損	スの①	戸		
その他建物		キの①＋ナの①	棟		
その他警察情報（様式10号）	交通不通		箇所		
	鉄道被害		箇所		
	通信被害		回線		
	船舶被害		隻		
電力被害			世帯		
被害額合計					

様式12号

消防関係報告書（火災即報）　（概況・中間・確定）								
報告の時限	年　月　日　時　現在			発受信時刻	月　日　時　分			
発信機関				受信機関				
発信者				受信者				
出火場所	市　町 郡　村　丁目　番地							
火災種別		火元の業態		用途				
出火施設責任者				事業所名				
出火箇所		出火原因						
出火日時	月　日　時　分	り災世帯数		世帯				
覚知日時	月　日　時　分	焼損棟数	全焼　棟　半焼　棟 部分焼　棟　計　棟					
鎮火日時	月　日　時　分	焼損面積	㎡（林野はａ）					
死者	性別	氏名	年令	負傷者	性別	氏名	年令	
人				人				
死者の生じた理由								
消防署	台　人	消防団	台　人	その他	人			
その他参考事項								

様式第13号

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　　報）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分								
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全　壊		棟	床上浸水		棟
									半　壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）				（市町村）								
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その被害が未確定のものについては、「未分類」の欄に記入すること。

様式14号

（被害状況即報・中間調査報告・確定調査報告）

※該当に○を付けること。

都道府県		区分			被害	区分		被害	災害対策本部等の設置状況		
災害名・報告番号	災害名	その他	田	流失・埋没 ha		公立文教施設 千円				都道府県	
				冠水 ha		農林水産業施設 千円					
	第　報		畑	流失・埋没 ha		公共土木施設 千円				市町村	
				冠水 ha		その他の公共施設 千円					
	（　月　日　時現在）		文教施設 箇所			小計 千円					
報告者名			病院 箇所			公共施設被害市町村数 団体					
区分	被害		道路 箇所			その他	農業被害 千円				
人的被害	死者 人		橋りょう 箇所				林業被害 千円				
	行方不明者 人		河川 箇所				畜産被害 千円		適用災害救助法		
	負傷者 重傷 人		港湾 箇所				水産被害 千円				
	負傷者 軽傷 人		砂防 箇所				商工被害 千円				
住家被害	全壊 棟		清掃施設 箇所								
	全壊 世帯		崖くずれ 箇所								
	全壊 人		鉄道不通 箇所				その他 千円				
	半壊 棟		被害船舶 隻			被害総額 千円			１１９番通報件数		件
	半壊 世帯		水道 戸			災害の概況					
	半壊 人		電話 回線								
	一部破損		電気 戸								
			ガス 戸								
			ブロック塀等 箇所			応急対策の状況	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）			
	床上浸水										
	床上浸水										
	床上浸水										
	床下浸水		り災世帯数 世帯								
	床下浸下		り災者数 人								
			火災発生 建物 件				自衛隊の災害派遣		その他		
非住家	公共建物		危険物 件								
	その他		その他 件								

※１　被害額は省略することができるものとする。

※２　１１９番通報の件数は、１０件単位で、例えば約１０件、３０件、５０件（５０件を超える場合は多数）と記入すること。

第３項　災害広報計画

災害時における各機関、住民に対する被害状況その他災害に関する各種情報の広報活動は次によるものとする。

１　広報実施機関

市本部における被害状況その他の災害情報の収集及びその広報は、市本部秘書広報班において担当するものとする。ただし、被害状況等災害情報の収集のうち第２項「災害情報計画」に定める事項については、同計画の定めるところにより、そのとりまとめは総務班が行い、これに基づいて秘書広報班が広報するものとする。

２　災害情報の収集

第２項「災害情報計画」に定める事項以外の災害情報は、次の要領によって収集するものとする。

（１）秘書広報班は、自ら取材のため現地に直接職員を派遣しあるいは他班において現地に派遣された職員が撮影した災害写真の収集を図る。

（２）他機関の職員が撮影した災害写真の収集を図る。

（３）その他現地における資料の収集を図る。

３　災害情報等の広報

市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、掲示版、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバ運営業者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

（１）写真速報

秘書広報班において撮影し、又は収集した写真は、市庁内、駅前等に貼付しＰＲに努め、県広報班にも提供するものとする。

（２）コミュニティＦＭ放送、広報車、同報無線、ケーブルテレビ等を使用し災害情報の迅速かつ的確な広報に努める。

（３）報道機関に対する情報発表

市本部において収集した被害状況その他災害の情報は、報道機関に対して提供し、その実効を図るものとする。なお、報道機関に対する報道依頼等は、通常の場合県を通じて行うものとする。

（４）インターネットのホームページ等による情報提供

市本部において収集した被害状況等を市公式ホームページやＳＮＳに掲載し、情報提供に努める。

４　災害広報

災害時における住民の要望を速やかに把握することに努め陳情を受付け、その速報の作成配布を図る。また、被災住民の災害復旧等に対する災害相談に応ずるものとする。

第５節　災害防除計画

第１項　事前措置に関する計画

災害対策基本法第 59 条第 1 項に基づく災害時における被害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去、保安その他事前措置は本計画によるものとする。

１　事前措置の範囲

災害が発生するおそれのある場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる施設又は物件について、被害の拡大を防止するため必要な範囲において、次のような物件の除去保安等の措置を指示するものとする。

がけくずれのおそれのある土地

貯木場の材木

風害のおそれのある広告物、煙突等

農業用ため池

その他危険物等

２　実施（代行）者

事前措置の実施は、原則として市本部長が行うものとするが、市長が行うことが困難なときは、次によるものとする。

（１）警察署長への要請

市本部において措置することが困難で、警察機関における措置が適当（効果的）なときは、所轄警察署長（警察官）に事前措置の要請をするものする。

（２）本部職員の代行

現地に居合わせる消防職員等市本部職員が、緊急に事前措置を要すると認めたときで、これを市本部長に報告して実施するいとまのないときは、その消防職員等市本部職員がその権限を代行するものとする。

３　指示の方法

事前措置の指示は、文書によって行うことを原則とするが、緊急を要する場合は、とりあえず口頭をもって行うものとする。

４　措置期間

平常時における事前の通知は、「第２章第１項災害危険地域調査等の計画」の定めるところによるが、直接の指示は、概ね気象警報発表時等災害の発生が具体的に予想される場合、又は被害が拡大しつつある場合等に行うものとする。

第２項　水防計画

本項は別に定める「多治見市水防計画」に定めるところによる。

第３項　消防計画

火災その他災害に際しての消防機関の災害応急対策は、消防部の計画に定めるもののほか本計画によるものとする。

１　火災気象通報等の取扱い

消防法第 22 条第１項の規定により気象機関から通報される火災気象通報は、次の取り扱いによるものとする。

（１）定時に行う通報

気象台等は、５時に発表する天気予報に基づき、向こう 24 時間先までの 気象状況の概要を気象概況として毎日朝（５時頃を想定）に都道府県に通報する。都道府県は、通報を受けた内容を市町村等へ通報する。この通報において、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として以下のとおり「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。ただし、火災気象通報の通報基準に該当する全ての地域・時間帯で降水 （降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないこととして、見出しの明示を行わない。

【通報区分】

乾燥注意報　　⇒ 火災気象通報【乾燥】

強風注意報　　⇒ 火災気象通報【強風】

乾燥注意報及び強風注意報 ⇒ 火災気象通報【乾燥・強風】

（２）随時に行う通報

（１）で通報した内容と異なる「乾燥注意報」または「強風注意報」の発表があった場合は、その発表をもって火災気象通報に代えることとする。

（３）伝達の系統

通報を受けた県本部防災班より別記様式により、次の系統で伝達される。

２　火災警報等の計画

（１）火災気象観測計画

多治見市消防本部において下記観測計器を設けて、毎日１時間単位をもって観測し、万全を期する。

記録事項　　天候、温度、湿度、気圧、風向、雨量、風速

観 測 器　　温度計（防水型測温抵抗体式）湿度計（塩化リチューム塗布式）
気圧計（円筒振動式）風向計（シンクロ電機式）
風速計（工学パルス式）雨量計（転倒ます式）

観測記録　　ウェザーステーション、電子式自動平衡記録計（2 ペン式・6 打点式）
プリンタにて記録表示

（２）火災警報発表計画

消防法第 22 条第３項の規定により、次の火災警報発表基準に適合する気象条件に際して、火災警報を発令する。

（[消防長専決] 消防長が火災予防上危険であると認め、かつ気象状況が次のいずれかに該当するときに発令することができる。）

基準

イ　最小湿度 40 パーセント以下、実効湿度 60 パーセント以下で７m/ｓを超える風が吹くと見込まれるとき。

ロ　最小湿度 30 パーセント以下、実効湿度 50 パーセント以下になると見込まれるとき。

ハ　10m/ｓ以上の風が連続して１時間以上吹くと見込まれるとき（最小湿度 60 パーセント以上かつ実効湿度 70 パーセント以上のときを除く。）。

（上記いずれかに該当する場合でも、降雨時、降雪時には発令しない。）

火災警報発表信号

打鐘信号	余いん防止サイレン信号	その他の信号		
１点と４点の班打	30 秒	掲示板	吹流し	旗
○　○－○－○－○	○－６秒－○－	火災警報発表中	赤白	赤白

（３）火災警報解除計画

イ　降雨又は降雪があったとき。

ロ　日没。ただし、秒速７メートル以上の風が吹いているとき又は火災予防上なお危険であると認められるときを除く。

ハ　日没以降に前号ただし書きに該当しなくなったとき。

火災警報解除信号

前記の掲示板、吹流し、旗の降下により告知する。

（４）火災警報伝達、徹底計画

イ　火災警報発表信号（消防団車庫でのサイレン吹鳴も含む）

ロ　電話通報（消防関係者、市内官公署、その他主要防火対象物）

ハ　防災行政無線放送

ニ　広報車の巡回

ホ　緊急メール

３　火災報告

火災が発生したときの被害状況その他の調査、報告は、次の方法によるものとする。

（１）報告の系統

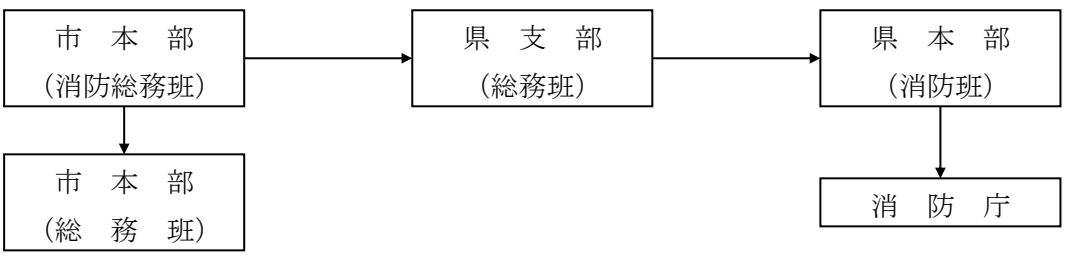

（２）報告の種別及び報告期

報告の種別	報　告　期　限
火 災 月 報	翌月５日
火 災 報 告	翌月５日
火 災 詳 報	県支部長の指示する日
火 災 即 報	即時

（３）火災詳報を要する火災

火災詳報は、火災による損害額が相当な規模にのぼる火災、特殊な出火原因による火災又は特殊な態様による火災で県本部長が必要に応じて報告を求めたものについて提出するものとする。

（４）火災即報を要する火災

火災即報は、「火災・災害等即報要領」の定める火災等即報の一般基準、個別基準に該当する火災について報告するものとする。

（５）調査報告事項

火災の即報は、第３章第４節第２項「災害情報計画」の様式 12「消防関係報告書（火災即報）」及び「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに電話等によって行うものとする。火災詳報及び火災報告並びに被害程度の基準等については、「火災報告取扱要領」の定めるところによるものとする。

４　出動計画

（１）第１出動
（２）第２出動
（３）第３出動
　　第２章第４項２消防出動計画による。

５　消防（防ぎょ）計画

各種防ぎょに関する計画は、概ね次の事項について別に定めるところによるものとする。

（１）特殊建築物
　イ　建築物
　ロ　危険物製造所等
（２）家屋密集地域
　イ　防火地域
　ロ　所轄消防署長が特に必要と認める地域
（３）その他火災消防計画
　トンネル、山林等で所轄消防署長が特に必要と認める地域

６　警戒計画

（１）火災警報下の警戒計画
　イ　出動態勢の強化
　ロ　火災の早期発見、警報発表下の措置
（２）特別警戒計画
　イ　歳末特別警戒（12 月 28 日～12 月 30 日）15 分団
　ロ　その他異常気象下の特別警戒

７　断減水時の計画

（１）消火栓の断水及び減水
　イ　事前計画
　　a　防火水槽を始め、自然水利、人工水路の点検整備も強化し、水利確保に努める。
　　b　広報車を活用して防火ＰＲを強化する。

c　断減水地域の防ぎょ計画を協議し対策を講じる。

ロ　消防（防ぎょ）計画

a　水そう付消防車及び水そう付化学車を水利皆無の地域火災に際し、有効に活用し延焼防止に努める。

b　遠距離の水利より中継放水が予想されるので第２、第３出動措置を迅速に実施する。

８　風水害等警防計画

（１）消防職（団）員の招集

（２）配備計画（警戒巡視）

（３）資機材の配備

イ　資機材の備蓄

ロ　資機材の配備活用

（４）事前措置

９　応援部隊誘導計画

応援部隊を要請したときは、指命する消防職員又は本部付員をもって応援部隊の到達する進出拠点に誘導員として待機し、防ぎょ部署について現場本部の指令を伝達し誘導する。

なお、防ぎょ部署完了後は応援部隊の総指揮者並びに伝令要員を現場本部へ誘導し万全を期する。

10　相互応援計画

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定により隣接市町相互及び県下全市町村と次のとおり消防相互応援協定を締結する。

締　結　年　月　日	締　　結　　市　　町　　村　　名　　等
令和元年 5 月 24 日	土岐市、瑞浪市
昭和 44 年 1 月 30 日	愛知県瀬戸市
昭和 48 年 6 月 1 日	愛知県春日井市
昭和 58 年 7 月 18 日	愛知県犬山市
平成 19 年 12 月 19 日	（東濃地区）土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市
平成 30 年 10 月 1 日	可茂消防事務組合

【中央自動車道における応援協定】

締　結　年　月　日	締　　結　　市　　町　　村　　名　　等
昭和 50 年 3 月 4 日	（東濃地区）土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市
昭和 63 年 10 月 19 日	小牧市

【県内高速道路における応援協定】

締　結　年　月　日	締　　結　　市　　町　　村　　名　　等
令和 2 年 11 月 4 日	岐阜市、大垣消防組合、可茂消防事務組合、高山市、中濃消防組合、各務原市、多治見市、土岐市、羽島市、中津川市、恵那市、瑞浪市、羽島郡広域連合、不破消防組合、揖斐郡消防組合、養老町、飛騨市、郡上市

【岐阜県広域消防相互応援協定】

締　結　年　月　日	締　　結　　市　　町　　村　　名　　等
令和３年 12 月１日	岐阜県下全市町村

【岐阜県防災ヘリコプター応援協定】

締　結　年　月　日	締　　結　　市　　町　　村　　名　　等
平成７年４月１日	岐阜県下全市町村

（１）派遣区域

災害が発生した応援協定締結の市（町）長（消防長）から消防業務応援の要請があったときは、消防隊または救急隊を派遣するものとする。

（２）指揮

応援のため派遣された消防隊、救急隊の指揮は原則として応援を受けた市町村の消防長、消防署長（団長）が行う。

（３）経費

消防相互応援協定書による。

11　多治見警察署との連絡

災害時における応急対策実施のため消防本部と多治見警察署他警察機関等の連絡あるいは調整のため必要がある対策については、両機関相互に連絡協議して行うものとする。

12　救急業務

社会環境の複雑化に伴い交通事故その他の事故が激増の傾向にあるので、これらによる負傷者の救急のため消防本部は常に組織及び施設の整備に当たり、救急業務の完璧を期するものとする。又、高速道路消防連絡協議会を通じて中日本高速道路株式会社と緊密な連絡を保持し、その業務の万全を期するものとする。

13　災害時における火薬、ガスの保安

市本部は、火薬及び高圧ガスの保安責任者が災害時にそれら施設の危険防止措置を講ずるよう監督指導を行うとともに、必要があると認められるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。

14　その他の計画

（１）火災通報計画

イ　消防本部は火災専用電話 119 番の活用ＰＲに努める。

ロ　警察機関、中部電力パワーグリッド㈱、上水道、その他必要な官公署へ通報連絡する。

ハ　県危機管理部消防課に対する火災即報

（２）災害広域計画

イ　消防本部所属広報車並びに市本部広報班と協力して広報周知に努める。

ロ　市防災行政機関（同報系）により、広報周知に努める。

第６節　罹災者救助保護計画

第１項　応急救助の手続等

災害時における罹災者の救助及び健康の保持は本計画の定めるところによるものとし、救助実施上の関連手続及び災害救助法による救助の基本等は、次によるものとする。

１　罹災者台帳の作成

市本部税務班は被害状況の把握につき関係各班の協力を得て、各世帯別の被害状況が判明したときは、速やかに様式１号による「罹災者台帳」を作成するものとする。

（１）罹災者台帳はできるだけ速やかに作成するものとするが、災害時の混乱により作成が遅れるときは「住家等一般被害調査表」（第３章第４節第２項災害情報計画様式１号の２）または、「救助用物資割当台帳」（第３章第６節第５項物資供給計画様式３号）を一時的に利用するものとする。

（２）罹災者台帳の作成に当たっては、「住家等一般被害調査表」に基づくことはもちろんであるが、戸籍（住民登録）等の係と連絡をとり正確を期するものとする。

（３）罹災者台帳は、救助の基本となるものであり、また世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況をできるだけ具体的に記載し、整備保管しておくものとする。

２　罹災に関する証明書の発行

（１）罹災証明書

市本部税務班は、罹災世帯に対して罹災証明書（様式２号の１）または被災証明書（様式２号の１の２）を交付する。証明書の交付を希望する者は、罹災後概ね１月以内に市本部税務班に申し出るものとするが、やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りではない。

罹災証明書及び被災証明書は、それぞれ次に掲げる事項を証明するものとする。

イ　罹災証明書　災害による住家（併用住宅を含む）の被害の程度または被害の事実を証明するもの

ロ　被災証明書　罹災証明の対象とならない住家以外（事業所、工場、門扉・塀などの工作物、家具などの家財、車など）について被害の事実を証明するもの

＜被害を受けたものと証明する様式の区分＞

被害を受けたもの	証明する様式
住家のみ	罹災証明書
住家及び住家以外	罹災証明書
住家以外のみ	被災証明書

証明書の発行に当たっては、次の点に留意するものとする。

イ　各証明書は、災害救助はもちろんであるが、後日諸対策の基礎となるものであるから特に慎重に扱うこと。

ロ　各証明書は、罹災者台帳と照合し、発行に当たっては、契印をする等、発行の事実を判然とし、重複発行を避けるように留意するものとする。

ハ　罹災証明書は、救助用の物資の支給その他救助を受けるときに必要な書類とする。

（２）罹災者旅行証明書

市本部税務班は、住家に被害を受けたため、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難（旅行）する者から要請があったときは、様式２号の２による「罹災者旅行証明書」を作成し交付するものとする。

（３）仮罹災証明書

市本部税務班は、災害時の混乱等により、罹災証明書を発行できない場合、罹災害世帯に対して様式３号による「仮罹災証明書」を交付するものとする。

イ　仮罹災証明書は、「被害状況調査表」または「救助用物資割当台帳」と照合し、発行するものとする。

ロ　仮罹災証明書では、救助用の物資の支給その他の救助が受けられないため、救助用物資支給の開始前に、罹災証明書と切り替えるものとする。

３　災害救助法適用基準

災害救助法による救助の適用は、市本部総務班が報告する「住家等一般被害状況等報告書」（第４節第２項災害情報計画様式１号の１）による被害及び応急対策実施状況に基づき、県本部長が決定するが、この場合の適用される被害の基準は、概ね次のとおりである。

（１）適用被害基準

多治見市地域内の被害が、次の各号の１に該当する災害時で、県本部長が災害救助法による救助実施の必要があると認めるとき。

イ　住家の全失世帯が 100 世帯以上に達したとき。

ロ　県地域の全失住宅被害の集計が 2,000 世帯以上に達し、かつ多治見市地域内の被害が 50 世帯以上に達したとき。

ハ　県地域の全失住宅被害の集計が 9,000 世帯以上に達し、かつ多治見市地域内で救助を要する被害が発生したとき。

ニ　多数の者が災害により生命もしくは身体に被害を受けまたは受けるおそれが生じたとき。

（注）上記被害に達しないときでも、災害が隔絶した地域に発生し、災害にかかった者の救助が著しく困難とする特別の事由がある場合で、かつ多数の住家が全失したとき等にも適用される。

（２）被害計算の方法

適用基準である全失世帯の換算の方法は、次によるものとする。

イ　住家の半失（半壊、半焼）世帯は、全失世帯の１／２、床上浸水又は土砂堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は１／３として計算する。

ロ　被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なくあくまで居住世帯で計算する。

したがって、例えば被害家屋は１戸であっても３世帯が居住しておれば３世帯として計算する。

ハ　寄宿舎、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠地の所在地等総合的条件を考慮して実情に即して決定する。

ニ　災害の種別については限定しない。従って洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても差し支えない。

４　救助法による救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類とその実施者は次のとおりである。

救　助　の　種　類	実　施　期　間	実 施 者 の 区 分
避難所の開設及び収容	7 日以内	市本部
炊出し及び食品の給与	7 日以内	市本部
飲料水の供給	7 日以内	市本部
被服、寝具及び生活必需品の給貸与	10 日以内	確保、輸送＝県本部 調査報告、割当、配分＝市本部
医療	14 日以内	医療救護班派遣＝県本部、日赤支部、市本部 その他＝市本部
助産救助	分娩した日から 7 日以内	
学用品の給与	教科書１か月以内文具通学用品 15 日以内	確保、輸送＝県本部 調査報告、割当、配分＝市本部
災害にかかった者の救出	３日以内	市本部
埋葬救助	10 日以内	市本部
仮設住宅の建設	着工 20 日以内	市本部
住宅応急修理	３か月以内	市本部
遺体の捜索	10 日以内	市本部
遺体の処理	10 日以内	市本部
障害物の除去	10 日以内	市本部

（注）（１）本実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので、実際の実施に当たっては、県本部実施分を市本部が、市本部実施分を県支部等が実施することが適当と認められるときは、県本部長が実情に即して決定するものとする。

（２）救助法の実施は、知事である県本部長が法的責任者であるが、市本部の行う救助活動は災害救助法第 30 条第１項の規定による知事がその権限に属する事務を市町村長が行うこととする通知をした場合である。

（３）救助を実施し、または実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告または連絡をするものとする。ただし、実施に当たって連絡するいとまのないときは、市本部で実施した結果を報告するものとする。

（４）実施期間は、災害発生の日からの期限（仮設住宅の建設については着工期限）を示す。従って、この期間内に救助を終了（着工）するようにしなければならない。

５　市本部実施の応急救助と救助法との関係

災害が発生し、または発生しようとしているとき、市本部は、地域防災計画の定めるところにより、罹災者の救出、避難所の開設及び炊き出しあるいは医療、助産の応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県本部危機管理政策班（県支部総務班経由）に連絡するものとする。実施した応急救助については、災害救助法が適用されたときは、災害救助法に基づく救助として取扱い、災害救助法が適用されない災害にあっては、市本部単独の救助として処理するものとする。

参　考

応急救助の実施と災害救助法適用の時期は、災害の規模及び発生の地区等により一定でないが、原則として災害救助法の適用が先に決定されるべきである。しかし現実には、災害発生後災害救助法の適用が現地に指達されるまでには、長時間を要することが多く、応急救助を先に

着手する場合が多い。すなわち広範囲にわたる風水害、震災等においては災害が発生したとき直ちに罹災者の救出、避難所の開設、炊出しの実施あるいは医療、助産等の応急救助の実施が必要となるが、災害救助法の適用指達には通信施設の被害等により相当長時間を要することは必至であるから、救助法適用指達の有無にかかわらず必要な応急救助の実施に着手しなければならない。なお、応急救助の実施は、災害が発生したからといって必要でない救助まで実施することなく、どうしても実施しなければならない場合に限って必要な救助を行うものとし、今直ちに救助を行う必要がない事項については、被害状況を報告し、その適用をまって県本部の指示に基づき実施するものとする。

６　救助実施状況の報告

市本部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、または実施したときは様式４号の「救助日報」により毎日その状況を県本部危機管理政策班に報告し、県支部総務班に連絡するものとする。なお、救助別の報告事項は次のとおりである。

報告事項		報告様式				その都度報告	日報	期間
		節	項	No.	様式名称			
被害	概況報告	4	2	1－1	住家等一般被害状況報告書	○		
	中間報告					○		
	確定報告							２日以内
避難所設置	開設報告	－	－	－		○		
	収容状況報告	6	1	4	救助日報		○	
	閉鎖報告	－	－	－		○		
仮設住宅設置	住宅対策報告	6	7	1	住宅総合災害対策報告書			５日以内
	入居該当世帯報告	6	7	2	応急仮設住宅入居該当世帯調			〃
	着工報告	6	1	4	救助日報		○	
	竣工報告	6	1	4	〃		○	
	入居報告	－	－	－		○		
炊出し状況報告		6	1	4	救助日報		○	
飲料水供給状況報告		6	1	4	〃		○	
被服寝具等生活必需品給与	世帯構成員別被害報告	6	5	1	世帯構成員別被害状況			２日以内
	支給状況報告	6	1	4	救助日報		○	
	支給完了報告	－	－	－		○		
医療・助	医療救護班出動要請	－	－	－		○		
	医療救護班出動報告	6	8	2	医療救護班出動編成表	○		

	医療助産実施状況報告	6	1	4	救助日報		○	
罹災者救出状況報告		6	1	4	〃		○	
住宅応急修理	住宅対策報告	6	7	1	住宅総合災害対策報告書			５日以内
	応急修理該当世帯報告	6	7	4	住宅応急修理該当世帯調			〃
	着工報告	6	1	4	救助日報		○	
	竣工報告	6	1	4	〃		○	
学用品支給	被災教科書報告	6	9	2	被災教科書報告書			５日以内
	支給状況報告	6	1	4	救助日報		○	
	支給完了報告	－	－	－		○		
埋葬救助状況報告		6	1	4	救助日報		○	
遺体捜索状況報告		6	1	4	〃		○	
遺体処理状況報告		6	1	4	〃		○	
障害物除去	住宅対策報告	6	7	1	住宅総合災害対策報告書			５日以内
	障害物除去該当報告	6	7	6	障害物除去該当世帯調			〃
	障害物除去状況	6	1	4	救助日報		○	
	除去完了報告	－	－	－		○		
輸送、人夫雇上状況報告		6	1	4	救助日報		○	
救助期間、程度、方法、特例申請		－	－	－	－	○（程度、方法）		（期間特例）各救助実施期間中

様式１号

罹　災　者　台　帳

（表面）

罹災区分		番号	

			氏名	続柄	性別	年令	職業	学校(学年)	摘要
罹災者（世帯主）	住所								
	氏名								
	職業								
災害の原因									
罹災年月日									
罹災場所									
罹災状況	住宅								
	その他家屋								
	家財								
	生命								
	その他								
備考			備考						

（注）　1　罹災者住所、職業、氏名欄の氏名は、世帯主名を記載する。

2　負傷者等についてはそれぞれの氏名欄の摘要に記載する。

罹　災　者　台　帳　（裏面）

月　　日	援　護　状　況　等

（注）援護状況等欄には、救助用支給物資の内訳はもちろん仮設住宅、生業資金、医療救助等救助内容を記載し、できれば義えん金品の内容も明記すること。

様式２号の１

（整理番号）

罹　災　証　明　書

世帯主住所	
世帯主氏名	
（追加記載事項欄①）	

罹災原因	

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　□半壊　□準半壊 □準半壊に至らない（一部損壊）
（追加記載事項欄②）	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることという。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

（追加記載事項欄③）	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

多治見市長

追加記載事項欄には、必要に応じて下記のとおり記載する。
①…世帯員情報（氏名、続柄、年齢）など　②…被災程度追加事項
③…住家以外の被害

様式２号の１の２

（整理番号）

被　災　証　明　書

所有者住所	
所有者氏名	

被災原因	

被災場所	
住家以外の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

多治見市長

様式２号の２

第　　号 罹　災　者　旅　行　証　明　書	
住　　所	多治見市
職業、氏名、年令	
家　族　数	大人　　名　　小人　　名　　計　　名
乗　車　月　日	年　　月　　日
乗　車　区　間	線　　駅から　　駅まで
そ　の　他	

上記の者は、災害による罹災者で旅行（避難）する者であることを証明する。

年　　月　　日

多治見市長　　印

（注）　発行に当っては、罹災者台帳にその旨記載、契印すること。

様式３号

仮　罹　災　証　明　書

仮　罹　災　証　明　書

第　　号

罹災者住所

世帯主氏名

１　罹災の種別

２　被害の状況

３　世　帯　員　　名

内　大人　男　　名　　女　　名

小人　男　　名　　女　　名

乳児　　名

４　そ　の　他

上記のとおり罹災したことを証明する。

年　　月　　日

多治見市長　　㊞

注意事項

１　この証明書は、　　月　　日　　時に　　において本証明書と切替えますから必ず持参して下さい。

２　この証明書では、救助用の物資の支給その他救助は受けられませんから必ず本証明書に切替えて下さい。

（注）記載事項のうち、内容の明確でないときは、判明事項のみ記載し他は斜線で抹消する。

様式４号

救　助　日　報

報告機関				受信機関			
発信者				受信者			
報告時限	月　日　時　現在			発受時間	月　日　時　分		
避難所開設	開設期間	開設日時	月　日	被服寝具生活必需品給与	県より受入又は前日よりの繰越量		点
		閉鎖日時	月　日		本日支給	全失世帯数	（　世帯）　点
	既存建物	個所数	ヵ所			半失、床上浸水世帯数	（　世帯）　点
		収容人数	人		翌日への繰越量		点
	野外仮設	個所数	ヵ所	医療・助産救助	医療班	医療班出動数	ヶ班
		収容人数	人			救助地区	
炊出し	炊出期間	開始月日	人			診療者数	医療　人
		終了予定日	月　日				助産　人
	炊出個所数		ヵ所		医療機関	医療	施設数　ヵ所
	炊出人員	朝	人				診療人員　人
		昼	人			助産	施設数　ヵ所
		夕	人				診療人員　人
		計	人		救助終了予定月日		月　日
給水	供給地区数		地区	り災者救出	救出地区		
	供給実人員		人		救出をした人員		人
	供給水量		ℓ		今後救出を要する人員		人
	給水期間	開始月日	月　日		救出終了予定月日		月　日
		終了予定日	月　日		救出の方法		
	給水方法						
学用品支給	県より受入又は前日よりの繰越量		点	遺体の処理	死亡原因別人員		
	本日支給	中学生 全失世帯	（　人）　点		遺体処理	遺体洗浄	体
		中学生 半失（床上浸水）世帯	（　人）　点			遺体縫合	体
		小学生 全失世帯	（　人）　点			遺体消毒	体
		小学生 半失（床上浸水）世帯	（　人）　点		遺体保存	既存建物利用	ヵ所
	翌日への繰越量		点			仮設建物	ヵ所

埋葬救助	前日までの埋葬		体	遺体の処理	遺体処理機関		
	本日埋葬	大人	体		今後遺体処理を要する死体		体
		小人	体		遺体処理終了予定月日		月　日
		計	体	障害物除去	障害物除去を要する戸数		戸
	翌日以降の要埋葬数		体		本日除去した戸数	(計　戸)	戸
	埋葬終了予定月日		月　日		今後除去を要する戸数		戸
遺体の捜索	捜索地区				障害物除去の終了予定月日		月　日
	遺体	捜索を要する遺体	体	輸送	公用車使用		台
		本日発見遺体	体		仮上車使用		台
		今後の要捜索遺体	体		救助の種類		
	捜索の方法						
	捜索終了予定月日		月　日	人夫	人夫雇上数		人
仮設住宅	着工月日		戸　月　日		従事作業		
	竣工月日		戸　月　日		その他		
住宅修理	着工月日		戸　月　日	備考			
	竣工月日		戸　月　日				

様式５号

救　助　実　施　記　録　日　計　票

救　助　実　施　記　録　票

救助の種類	避	炊	水	救出
	修理	学	死捜	死処
	障			

多治見市

No.

（　　月　　日　　時　　分）

責任者　　班氏名　　㊞

地区責任者氏名　　㊞

員数（世帯）	
品目（数量金額）	
受入先	
払出先	
場所	
方法	
記事	

様式６号

救助の種目別物資受払状況

多治見市

救助の種目別	年月日	品　名	単位 呼称	摘　要	受	払	残	備　考
避　難　所　用	月　日 月　日 計							
炊出しその他による食品給与用								
給水用機械器具 燃料浄水用 薬品資材								
被服寝具等								
医　薬　品 衛生材料								
被災者救出用機械器具燃料								
燃料及び 消　耗　品								

第２項　避難計画

災害から人命、身体の保護、または災害の拡大防止のため特に必要があると認められる時、避難の指示の責任者等は住民等に対して、避難の指示を行う。避難の指示及び誘導並びに避難所の開設、収容は次によるものとする。

１　実施責任者

避難のための立ち退きの指示及び指定避難所の開設並びに指定避難所への収容は、次の者が行う。

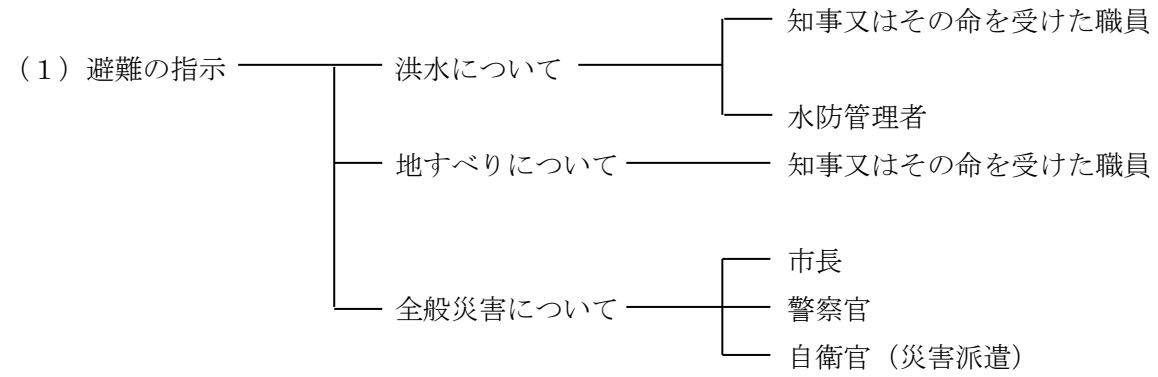

（２）指定避難所の開設、収容 ―――――――――――――――― 市長

避難の指示（高齢者等避難を含む。以下同じ。）から指定避難所への誘導までは、それぞれ避難の指示者が行い、誘導に際して被災者等の移送で救出作業の必要により実施する作業及び避難所の開設、収容は、災害救助法を適用する災害にあっては市独自の応急対策として市長が実施するものとするが、本計画の実施者は緊密な連絡を保って応急対策に当たるものとする。

２　避難の指示

避難に関する対策の実施は、次の区分によるそれぞれの機関が行う。

（１）避難の指示者

イ　市本部長（多治見市長）

（ａ）洪水及び地すべりに伴う避難

（ｂ）その他の災害に伴う避難

ただし、緊急を要する場合等で、現地において直接指示を行う必要があるときはその場所で活動中の消防部員等が直接行うものとする。

ロ　県本部及び県支部（県知事又はその命を受けた職員）

水害及び地すべりに伴う避難

ハ　警察官及び災害派遣中の自衛官

全災害についての避難

（２）避難情報の発令基準

緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令基準は、国により示された「避難情報に関するガイドライン」（令和３年５月改定）に沿って、できる限り数量的に判断できるような具体的な内容のものとし、洪水予報河川等及びそれ以外の河川等について、別途これを定めるものとする。避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応

したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより住民の積極的な避難行動の喚起に努める。市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

（３）避難の周知徹底者

市本部における避難の周知徹底は、秘書広報班（広報担当）が各避難の指示者の通知に基づいて行う。

ただし、現地において指示を行ったときは、緊急必要な範囲に対する徹底は指示者が直接行うものとする。

（４）避難者の誘導

避難者の誘導は、消防部が警察署と協力して行う。ただし、消防部員が防ぎょ活動等のため誘導できないときは、市本部職員等のうちから市本部長が命じたものが当たるものとする。

（５）指定避難所の開設及び収容

市本部が指定避難所の開設を決定後、その指示に基づき福祉班が使用する施設の管理者その他関係者の協力を得て行うものとする。

（６）特定施設（個人）の行う避難

特定の施設あるいは個人が単独で行う避難については、その施設の管理者あるいは各個人がそれぞれの判断によって行うものとするが、多人数を収容する施設等にあっては、平常時からその対策を樹立しておくものとする。

３　注意喚起及び緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令

市は、水害及び土砂災害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、河川の水位、異常現象等の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して速やかに避難すること（自主避難）を促す。

なお、自主避難の呼びかけについては、要配慮者等の避難行動に時間を要する者及び第 15 条第４号ロに掲げる要配慮者利用施設に対しては避難準備情報を伝えることにより早めの避難を呼びかけ、さらに、風水害の被害のおそれが高い区域については、健常者など一般市民に対しても、状況に応じて、早めの避難行動の開始を求める旨の情報発信を行うこととする。

また、災害による危険が急迫し、人命保護その他災害の拡大防止等のため、特に避難の必要が認められるときは、指示者は避難のための立退きを指示する。

なお、指示に当たっては、次の事項（以下本項において「指示・条件」という。）を明示するものとする。

イ　指示を行う地域、対象

ロ　避難すべき時間等

ハ　指定避難所及び避難経路

ニ　誘導者名

ホ　避難に当たっての必要事項又は参考事項

４　機関相互の連絡

避難の指示者は、指示を行ったときは、ただちに市本部危機管理班に通知するものとする。なお関係機関に対する通知（連絡）は、次の系統によって行うが、通知に当たってはできる限り指示条件あるいは災害の状況等を明示するように努めるものとする。

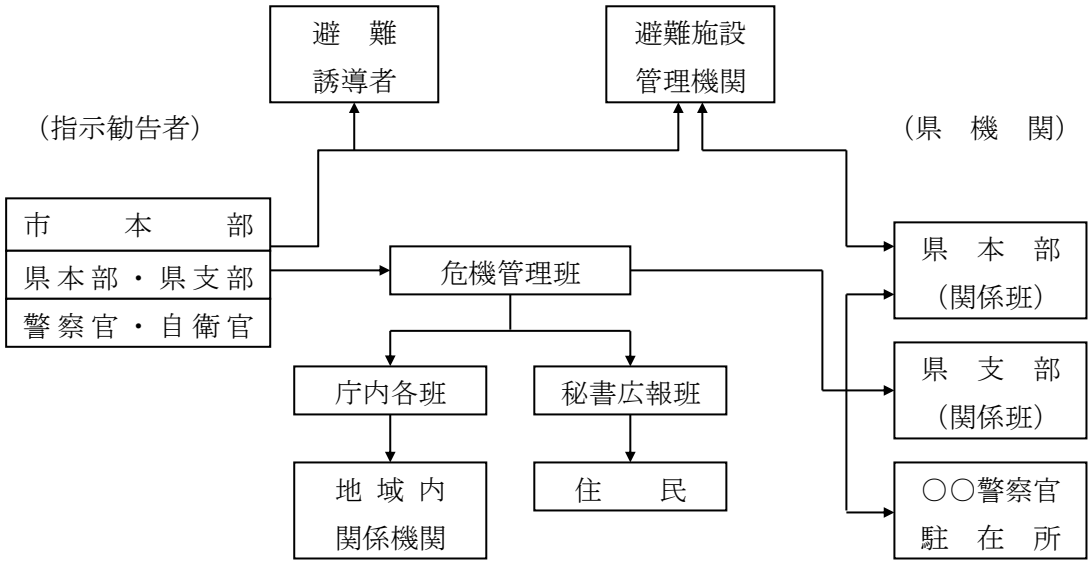

５　避難の周知徹底

市本部危機管理班は、避難の指示を承知したときは、次の要領によって避難する地域の住民、その他関係機関に指示、勧告の徹底を図るものとする。なお、現地で直接避難の指示をしたときは、指示者は、関係者の協力を得て、次の要領に準じてその地域内の住民等にその徹底を図るものとする。その際、要配慮者へ特に留意するものとする。

（１）周知徹底事項

避難の周知徹底に当たっては、できる限り必要な事項を具体的に示すこととし、避難までに時間的余裕があるとき等にあっては、概ね次の事項のうち特に必要な事項について徹底できる範囲の事項を行うものとする。

イ　避難の指示者及び避難誘導者（機関）

ロ　避難場所及び経路

ハ　予想される災害の概要と見通し

ニ　避難に当たっての留意事項（「７　避難に当たっての留意事項」参照）

（２）周知徹底の方法

地域内住民等に対する避難の指示は、短時間にその徹底を図るため、市防災行政無線を使用して行うものとする。ただし、市防災行政無線が使用できない場合においては、次の方法のうちから最も適切な方法を２以上併用する等その万全を期するものとする。

イ　広報車による徹底

市有広報車を当該地域に派遣し、拡声機によりその徹底に当たるものとする。

ロ　口頭による徹底

電話又は伝令により各区長に伝達し、区長は各町内会長等の協力を得て、地域内の各世帯まで大声で呼びかける等その徹底に当たるものとする。

ハ　信号による徹底

消防（水防）機関に連絡し、信号によって徹底するものとする。使用する信号は次によるが、信号に当たっては適当な時間継続することとし、必要に応じて警鐘とサイレンを併用するものとする。

	60 秒	60 秒	60 秒
○サイレン信号	○－５秒休止	○－５秒休止	○－５秒休止
○警鐘信号	乱打		

ニ　放送による徹底

市は、エフエムたじみにＦＭ放送、おりべネットワークにケーブルテレビ放送の要請をするものとする。

また、必要に応じて県支部総務班にラジオ・テレビによる放送を依頼する。

ホ　関係機関への伝達

避難の指示地域の次の機関に対しては、一般の伝達徹底のほか直接電話又は伝令をもって徹底するものとする。

（伝達を要する機関）	（伝達責任班）	
各　保　育　園	市民福祉部	保育幼稚園班
各　幼　稚　園	〃	〃
各児童館・児童センター	こども健康部	こども家庭課
発達支援センター	〃	〃
各社会福祉施設	市民福祉部	福祉班・高齢福祉班
文化（生涯学習）各施設	環境文化部	文化スポーツ班
各小・中学校	教　育　部	教育推進班

ヘ　緊急メール

市は、緊急メールシステムによる避難情報の提供を実施する。

６　避難の誘導

避難誘導者は、指示者から通知を受け、あるいは本部長から命ぜられたときは、ただちに避難者の誘導に当たるものとするが、誘導に当たっては「７　避難に当たっての留意事項」に留意するものとする。

７　避難に当たっての留意事項

（１）着衣等

避難に当たっては、次のものを着用し、または携行すること。

イ　頭に座布団や保安帽をつけること。

ロ　夏期等でも身体の裸出をさけ、できるだけ厚着をすること。

ハ　夜間は懐中電灯を携行すること。

ニ　ロープ、紐等を携行すること。

（２）携帯品（所持品）

携帯品は、できるだけ最少とし、自力で所持でき避難に際して障害にならない程度とすること。

携帯（所持）すべき主なものは、概ね次のとおりである。

イ　主食（にぎり飯、パン等）　２～３食分程度

ロ　副食（缶詰、漬物等携帯可能なもの）　若干

ハ　飲料水（水筒、ペットボトル等による）

ニ　貴重品（現金、印鑑等）

ホ　肌着等衣類（気温を考慮し、寒冷期には毛布等も携帯する。）

（３）避難の方法

避難者あるいはその誘導者は、避難に当たっての行動に際しては、次の点に留意すること。

イ　避難の順序

避難を時期的に段階に分けて行うときは、要配慮者を先にし、青壮年者等は後にすること。

ロ　集団避難

避難は集団で行い、できるだけ単独行動はさけること。

ハ　避難補助者が不足し、あるいはいないときにあっては、避難者等の内から壮健なものが誘導補助者あるいは直接誘導者となって統制をとり安全を期すること。

ニ　集団の脱落防止

集団避難する場合にあっては、誘導者は人員の掌握に努めるとともに、脱落者等を防ぐため、ロープ等によって集団の確保に努めること。なお、集団の配列に当たっては高齢者や子どもは中央の安全な場所に位置させ、あるいは必要に応じて各人をロープにつなぐ等集団の確保と安全を図ること。ただし、ロープ等による集団のつなぎを行わない方が安全に移動できると判断される場合は、誘導者がその旨を指示すること。

ホ　誘導者の配置

集団避難時にあっては、誘導者が先頭と後尾につくこと。ただし、集団の規模あるいは危険度の高いときには、誘導者あるいはその補助者を増員して適宜に配置し、避難の安全を期すこと。

ヘ　病人等の避難

避難は、各人が自力で行動することが原則であるが、避難行動要支援者があるときは、誘導者あるいはその補助者が、その家族に助力し必要に応じ担架、車両等によって移送すること。

ト　愛玩動物の同行避難

家庭で飼育する愛玩動物を同行して避難する場合にあっては、リードやクレート等により避難時の逸走を防ぐこと。

チ　その他事故防止

その他避難に当たっての事故防止のため、次の点に留意すること。

（ａ）台風時にあっては風をよけるため、家屋の下を通るようなことは避け、建物が倒れても下敷きにならないようにすること。

（ｂ）避難中に電線が垂れ下がっているような場合は絶対に触れないこと。

（ｃ）自動車交通の頻繁な道路を避難するときは、交通事故の防止に努め、必要に応じ警察機関と連絡し安全を期すこと。

（ｄ）避難のために家屋を空けるとき等にあっては、盗難予防あるいは財産保全のために戸締り施錠を厳重にし、災害の危険に応じた家財等の処置（浸水時にあっては家財を高い所に移す等）をする。なお、予想される災害の程度を考慮して必要に応じ家族のうち青壮年者が居残る等万全を期すこと。

８　指定避難所の指定

（１）指定避難所は、概ね次の場所（資料編「９　一般災害時の指定避難所・指定緊急避難場所」）

から災害の態様に応じ安全適切な場所を選定して設置し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。また、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化や、指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。

市は、災害の規模等に鑑みて、必要に応じ、避難者の健全な住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

（２）指示によらず避難する者にあっては、できる限り縁故者宅等に避難するものとするが、適当な避難先のない者にあっては、次の場所（※）に避難し、施設管理者にその旨申し出て、その指示に従うものとする。申し出を受けた施設管理者は、直ちにその旨を市本部に通報し、その後の処置については、福祉班の指示に従うものとする。

（３）市は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむをえない時は、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

（４）市は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民などへの周知徹底に努めることとする。

（５）市は、災害の想定等により必要に応じて、隣接する市の協力を得て、越境避難のための施設を確保するものとする。

※資料編「９　一般災害時の指定避難所・指定緊急避難場所」参照

９　指定避難所の開設及び収容保護

指定避難所の開設及び収容者の収容・保護は、災害救助法が適用された場合は同法により、災害救助法が適用されない災害または適用されるまでの間は、市本部独自の応急対策として実施するものとする。また、市は、要配慮者の収容・保護に際し必要と判断したときは、別途、その人数に応じて福祉避難所を開設する。

（１）避難施設への移送

指定の避難場所が野外のため収容保護することが困難なとき等にあっては、集団的に収容保護できる適当な施設へ避難者を移送して保護するものとする。

（２）野外仮設

避難者を収容する適当な既存施設がないときは、テント等を使用して野外に避難施設を仮設するものとする。

（３）本部職員の駐在

避難所を開設したときは、本部職員を派遣駐在させるものとする。駐在員は福祉班の指示に従い、避難所の管理と収容者の保護に当たり次の事務を処理するものとする。

イ　避難所設置及び収容状況（様式１号）並びに避難所収容者名簿（様式３号）の記録整備

ロ　救助実施記録日計票（前項様式５号）を記録整備し福祉班に報告すること並びに救助の

種目別物資受払状況（前項様式６号）と避難所用施設及び器物借用整理簿（様式２号）を記録整備すること。

ハ　食品等の配分

ニ　指定避難所の防疫清掃等衛生管理に関すること。

ホ　その他

（４）指定避難所開設状況の報告

市本部は、避難所を開設したときは速やかに県支部総務班を経由して県本部危機管理政策班に報告するとともに、その後の収容状況を毎日、「救助日報」（前項様式４号）により報告するものとする。なお、報告は次の事項について電話、電報等によって行うものとする。

イ　開設状況の報告

○開設日時　　○開設場所及び施設名

○収容状況［うち、避難指示・高齢者等避難によるもの（施設ごとに）］

○開設期間の見込み

ロ　収容状況の報告

○収容人員（施設ごとに）　　○開設期間の見込み

ハ　閉鎖報告

○閉鎖日時（施設ごとに）

（５）指定避難所の運営

市は、避難所の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るために、指定避難所に市職員等を配置するとともに、指定避難所の運営に当たっては、できる限り自主防災組織等の協力を得て管理を行い、次の点に留意するものとする。

イ　必要な物資などの数量を確実に把握するため、指定避難所に世帯単位での登録を求め、収容能力から見て支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

ロ　常に、市災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて不安の解消に努めること。

ハ　避難のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーに配慮すること。

ニ　指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めること。また、LGBTQ、外国人への対応について十分配慮するものとする。

ホ　指定避難所での集団生活が困難な避難者がいることが認められた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。

ヘ　指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅被災者の情報の把握に努め、市本部へ報告すること。

ト　自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を指定避難所にも提供するよう努めること。

チ　指定避難者の健康状態を調査するとともに、長期の避難生活による精神的ストレス解消のため、避難者のこころのケアに努めること。

リ　避難者の生活環境の確保及び指定避難所の衛生状態の保持に努めること。

ヌ　短期的には、避難者への適時適切な情報の提供、及び長期的には、情報通信環境の整備に努めるものとする。

（６）資機材の設置等

市本部は、避難施設の状況に応じ収容保護に必要な毛布、ライト、燃料、災害用トイレ等を確保する。災害用トイレは福祉班が建築住宅班の協力を得て設置するものとする。

（７）指定避難所開設の労力

指定避難所の開設その他収容保護に必要な労力は、世話人等収容者によるが、ボランティア等の協力を得て行うものとする。

（８）収容期間

災害救助法による指定避難所の開設、収容、保護の期間は災害発生の日から７日間とするが、それ以前に必要のなくなった者は逐次退所させ、期間内に完了するものとする。ただし、開設期間中に、罹災者が住居あるいは仮居住を見い出すことができずそのまま継続するとき、その数が少数であるときは、それ以降の収容は災害救助法によらず市本部独自の収容として行うものとし、また８日目以降においても多数の収容者を続けて収容する必要のあるときは、災害発生後５日目以内に県支部を通じて県本部に開設期間の延長を申請するものとする。

なお、申請に当たっては次の事項を明示して行うものとする。

イ　延長を要する期間
ロ　延長を要する地域
ハ　延長を要する理由
ニ　延長を要する避難所名及び収容人員
ホ　延長を要する期間内の収容見込

（９）費用の基準

災害救助法による避難所の設置及び収容のための費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(10) 所要物資の確保

指定避難所開設及び収容保護のための所要物資は原則として市本部において確保するものとする。ただし、市本部において確保できないときは、県支部に指定避難所用物資の確保について連絡し、県本部または県支部に物資の確保及び輸送を要請するものとする。

(11) 施設使用の強制

指定避難所の設置に当たり、その施設の所有者または占有者の反対により、当該施設を使用することができず、かつ他に適当な施設がないときは、県支部を通じ県本部に強制命令の執行を要請するものとし、県本部はこれにより調査・検討し、その必要を認めたときは公用令書による強制命令を執行するものとする。

(12) 応援の要請

大規模な災害のため、多治見市の地域内において収容保護ができないときは、福祉班は危機管理班と協議して県支部（総務班）に応援の要請をするものとする。

ただし、緊急を要する場合は、直接県本部又は土岐市もしくは可児市に応援の要請をするものとする。応援の要請に当たっては、次の事項を明示するものとする。

イ　応援を求める内容及び理由
ロ　対象人員
ハ　移送の方法
ニ　その他必要な事項

10　避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図る。住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。避難所における感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び指定各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、多様な避難所を確保するよう努めるものとする。また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

11　拠点避難地の整備

市は、大規模災害を想定し、市民の安全な避難に資するため、拠点避難地を整備する。拠点避難地においては、避難者の生活環境の向上を図るための施設（空調・Wi-Fi・トイレ）を整備するとともに、避難形態の多様化に対応するため車中泊避難場所（駐車場等）を確保する。また、停電時等に対応可能な夜間照明及び再生可能エネルギー設備、備蓄倉庫等、避難者及び車中泊避難者の避難地としての施設整備に努めるものとする。

【拠点避難地】　多治見市総合体育館

12　広域避難

ア 市の役割

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

イ 県の役割

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

ウ 国の役割

国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

エ 関係機関の連携

国、県、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

国、指定行政機関、公共機関、県、市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

様式１号

避難所設置及び収容状況

多治見市

避難所の名称	種別	開設期日	実人員	延人員	物品使用状況		実施出額	備　考
					品　名	数量		
		月　日～ 月　日	人	人			円	
計								

（注）１　「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。

２　物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。

３　他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式２号

避難所用施設及び器物借用整理簿

多治見市

避難所名	品　名 施設名	数量	借用月日	借　損　料		借入先	てん末
				単価	金額		

（注）無料借用のものについても記載すること。

様式３号

避　難　所　収　容　者　名　簿

多治見市　　避難所

世　帯　主		収　容　状　況　（人員）								
住　所	氏　名	日	日	日	日	日	日	日	日	日

第３項　食糧供給計画

災害時における罹災者及び災害応急対策従事者に対する炊出し等食糧品の供給は次によるものとする。

１　実施担当者

炊出し等食糧の供給は、福祉班が担当するが、食糧供給のため必要な原材料は、主要食糧（米穀）にあっては市民班（食糧配給担当）が、また副食及び燃料にあっても市民班がそれぞれ協力するものとする。なお、小規模災害時において地区単位に実施する炊出しにあっては、その程度に応じ各町内会あるいは各班単位においてそれぞれに実施するものとする。

２　炊出し食糧

炊出しの献立その他の方法は、概ね次によるものとする。

（１）主食

主食は通常包装食及び市本部が備蓄しているご飯缶詰とする。ただし、包装袋がないとき、あるいは不足するときにあっては握り飯やパン等によるものとする。

（２）副食

副食は、災害発生直後の混乱時あるいは給食者が分散しているとき等、副食の配分が困難なときにあっては、缶詰、ビン詰、梅干、漬物等の輸送配分に便利なものによるものとする。なお、給食が長期にわたるような場合にあっては、栄養価を考慮して実施しなければならないが、食器を必要とするような副食は、事態が平静化し、食器が支給され、あるいは確保できた後行うものとする。

（３）湯茶

防疫上、生水の飲用を避けるため、炊出しにあわせ必ず湯茶の供給を行うものとする。

湯茶は、罹災者の所持する水筒等の容器に供給するほか集団的に食事をし、あるいは収容する場所には、湯茶及び容器を備え付け供給する。

（４）献立

献立は、被災状況に留意しできるだけ栄養価等を考慮するものとする。

３　主食糧の一般的確保

被災者及び被害応急対策従事者に対する炊き出し及び食品の給与のために必要な米穀は、原則として市本部市民班において、災害時協定等締結先及び市内の米穀販売業者から米穀を購入するものとする。

４　主食糧の緊急確保

災害救助法が発動された場合において、前記「３」の一般的確保が困難な状態において主食糧の確保は次によることとする。

（１）食糧緊急引渡要請

市本部は、前記「３」の一般的確保が困難な場合は、岐阜県知事に所要数量及び引渡希望事項を示して申請書を提出するものとする。

（２）引渡品目

緊急引渡しを行う品目は米穀（精米又は玄米）とする。

（３）引渡数量

緊急引渡しを行う数量は、次表のとおりとする。

区　　分	米　　穀	乾　パ　ン
被害者供給用	精米１人１食当たり　200ｇ 又　は 玄米１人１食当たり　220ｇ	１人１食当たり　115ｇ
災害救助従事者供給用	精米１人１食当たり　300ｇ 又　は 玄米１人１食当たり　330ｇ	１人１食当たり　115ｇ

（４）引渡場所等

災害の状況による緊急引渡しを行う場所、引渡品目及び引渡を受ける者の区分は、次表のとおりとする。

	引渡場所	引渡品目	引渡を受ける者
知事と市長が連絡できる場合	岐阜県の指定する場所	米穀（精米）	市長
交通、通信の途絶等のため知事と市長の連絡がつかない場合	政府の指定する倉庫	米穀（精米）	市長

（５）引渡手続

災害救助用食糧の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。

イ　知事と市の連絡ができる場合

（イ）米穀（精米）

（ａ）市長は、知事に災害救助用食糧の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助食糧（米穀）緊急引渡申請書（様式第１号）を１部提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、ファックス又は電話により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

（ｂ）市長は、精米の引渡を受ける際に、供給業者へ災害救助用食糧（精米）受領書（様式第４号）を１部提出する。

ロ　交通、通信の途絶等のため、知事と市長の連絡がつかない場合

（市長がイの規定による災害救助用食糧の引渡を受けることができない場合）

（ａ）市長は、政府が定める所定の手続きにより農林水産省生産局に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行い、政府が指定する倉庫において米穀を受領する。

（ｂ）市長は、政府が指定した倉庫から米穀を受領したときは、連絡がつき次第、知事に報告するとともに、速やかに、災害救助用米穀緊急引取報告書（様式第８号）を提出する。

（６）代金納付

市長は、県が発する納付書により指定する期日までに県金庫に払い込むものとする。

５　副食の確保

副食及び副食の原材料並びに炊出しのため必要な燃料等の確保は、福祉班の要請に基づいて市民班が購入するものとする。ただし、災害の規模その他により市内において確保することができないときは、県本部又は県支部あるいは隣接市町に要請するものとする。

６　炊出しの方法

炊出しの方法等は、概ね次の要領で福祉班が施設の管理者と協議して定めるものとする。

（１）学校給食調理場の利用

学校給食調理場として、下表の施設を利用するが、災害によっては大量な湯沸しが可能な学校の施設を利用して市本部が直接行うものとする。

	施設名	炊出し能力（副食のみ）	所在地	平時の運用
川北	食育センター	5,000 食	姫町 6 丁目 1 番地の 10	直営
川南	昭和小学校近接校対応調理場	1,500 食	平和町 4 丁目 180 番地	委託
	養正小学校近接校対応調理場	1,000 食	平野町 2 丁目 80 番地	委託

（２）業者委託

米飯業者における炊出しが適当な場合は、福祉班から連絡を受けた市本部が、業者に献立、費用基準等を示して委託し、あるいは購入するものとする。委託する場所にあっては必要に応じて原材料を給付するものとするが、米穀については給付することを原則とする。ただし、米穀を購入し、給付するいとまがないときは、とりあえず業者所有の米穀を立替え使用するものとする。

（３）家庭炊出し

被災をまぬがれ、あるいは災害の危険のない地域の家庭で、分散して炊き出すことが適当な場合は、関係ボランティアの組織を通じて各家庭に割り当て、主食（包装食または握り飯）の炊出しを行う。この場合の副食は、市本部において一括購入し、炊出し品と合わせて配分するものとするが、この方法は災害発生後１～２食分について行い、できる限りすみやかに集団給食施設利用による炊出しに切り替えるものとする。なお、家庭炊出しに当たっての米穀等原材料は、市長が一括購入確保し、これを配分して行うことを原則とするが、そのいとまがないときは、とりあえず各家庭等において原材料等を立替え使用するものとする。

（４）臨時仮設

以上の方法によれない場合、あるいは適宜の場所に仮設して炊き出すことが適当な場合にあっては、炊出しを行う適当な場所に炊飯具を仮設して行うものとする。この場合はできるだけ既存建物を利用することとするが、それができない場合にあっては、野外に天幕等を張って仮設するものとする。

７　給食責任者の配置

各炊出し場所には、市本部職員のうちから連絡責任者を派遣駐在させ、炊出しの円滑を期するものとする。ただし避難所施設において炊出しを実施する場合にあっては、避難所駐在員に炊出しの連絡責任者を兼ねさせるものとする。

連絡責任者は、福祉班の指示に従って次の事項を処理する。

（１）炊出しの実施及び配分割当てを行い、又は指揮すること。

（２）炊出し品を食事場所（配分場所）まで輸送すること。（輸送に当たって自動車等を必要とする場合にあっては総務班に連絡し、自動車等を確保して行うものとする。）

（３）炊出し施設を管理し、給食原材料等物品の出納管理を行うこと。

（４）炊出し日誌（様式適宜）を備え付け、炊出しに関する記録をすること。

８　配分

炊出し品その他食品の給与は、次によるものとする。

（１）引継ぎ

連絡責任者は、炊出し品の配分条件を示して、次の者に引き継ぐものとする。

（イ）避難所施設にあっては、避難所駐在員

（ロ）災害応急対策従事者にあっては、その部隊（団体）の指揮者

（ハ）分散収容されている被災者にあっては、その地区の役員（町内会長又は民生委員）

（２）配分

引継ぎを受けた者は、配分条件に基づき各対象者に配分するものとするが、災害救助法に基づく炊出し品の配分は次によるものとする。

（イ）避難所における配分は、駐在員が世話人の協力を得て各世帯別に配分するものとする。

（ロ）この場合は、その状況を収容者名簿に記録しておくものとする。

（ハ）分散収容者に対する配分に当たっては、配分責任者は、名簿（収容者名簿に準ずる）を作成し、これに配分の状況を記録しておくものとする。

（ニ）上記の記録は、救助終了後、市本部に引き継ぐものとする。

９　食品衛生

炊出し連絡責任者は、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意するものとする。

（１）炊出し施設には、飲料適水を充分に確保すること。

（２）炊出し場所には、手洗設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。

（３）供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫などの駆除に留意すること。

（４）使用原材料の購入、保管に当たっては、衛生に充分注意すること。

（５）臨時に仮設便所を仮設するような場合にあっては、湿地、排水の悪い場所、じんあい及び汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。

10　炊出し労力

炊出しに関連した作業に必要な労力は、ボランティアによるものとする。

なお、集団炊出し時におけるボランティア１人当たりの炊出し量は 30～50 名分程度である。

11　応援の要請

多治見市地域内において炊出しに必要な原材料の確保ができないときは、福祉班は危機管理班と協議し、県支部総務班に応援の要請をするものとする。なお、緊急を要する場合にあっては、直接に土岐市又は瑞浪市、可児市に応援の要請をするものとする。

応援の要請に当たっては、次の条件を明示して行うものとする。

（１）炊出しの要請

炊出し食数（人数）

炊出し期間

炊出し品送付先

その他必要な事項

（２）物資の確保

所要物資の種別、数量

物資の送付先及び期日

その他必要な事項

12　災害救助法による基準

災害救助法に基づく炊出し食品の給与等の実施基準は次のとおりである。

（１）炊出しの対象者

イ　避難所に収容された者

ロ　住家の被害が全焼、全壊、流出、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできる方途のない者

（注）〇床下浸水の場合は、炊出しの対象とならない。しかし、避難の指示により避難所に収容した者は対象とする。

〇旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等は市本部による救助の対象とする。

〇汽車、電車の旅客等は東海旅客鉄道㈱又は関係会社等で救済措置ができない場合にかぎり対象とする。

ハ　食糧品その他の食品の供給における配慮

被災者へ食糧品等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、縁故先等への一時避難者、所在が把握できる広域避難者等についても供給されるよう努めるものとする。

ニ　食糧品その他食品の給与

住家に床上浸水以上の被害を受けたため、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者で、食糧品を喪失し、持合せのない者に対して行う。

（２）実施期間

炊出し及び食品の給与は災害発生の日から７日以内とする。ただし期間前に必要がなくなったときは、その日までとし、また期限を経過しても多数の者に対して継続実施の必要があるときは、市本部は期間内に県支部総務班を経由して県本部危機管理政策班に期間延長を申請するものとする。なお申請に当たっては次の事項を明示しなければならない。

〇延長の期間　　〇延長を要する地域及び対象員　　〇延長を要する理由

（３）費用の基準

１人１日当りの費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

（注）①　費用の内容は、主食、副食、燃料、雑費等の合計をいう。ただし、炊出しに要する労力は、ボランティアにより経費には含めない。

②　費用の基準は、１人１日分であって、１食分については１日の費用の３分の１としなければならない。

③　食品の給与は、主食、副食及び燃料費等の支給が基準額以内で現物により給付するものである。

④　罹災者が一時縁故地等へ避難する場合における食品の給与は３日以内とする。

（４）費用の範囲種別

支出できる費用は、概ね次の範囲である。

イ　主食費

〇米穀類臨時購入切符で配給業者から購入するもの（小売価格）

〇知事が東海農政局岐阜県拠点から一括売却をうけ配分した主食代（売却価格）

〇配給食糧のほか一般食糧品店から購入したパン、うどん、押麦、甘藷、乳児用ミルク等（購入価格）

ロ　副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない。

ハ　燃料費

品目、数量について制限はない。

ニ　雑費

器物（釜、鍋、やかん、しゃくし、バケツ）等の借上料、謝金、その他茶、はし、荷札等の購入費であって、備品類の購入は認められない。なお、市町村等公共団体から借用した物品の借上料及び謝金は認められない。

ホ　その他

人夫賃、輸送費は、特別の場合を除き原則として認められない。

（５）その他事務手続

市本部は、次の諸記録を整備し、炊き出しの状況等を毎日県支部総務班を経て県本部危機管理政策班に報告するものとする。

○救助実施記録日計票（第６節第１項様式５号）

○炊き出し給与状況（様式第９号）

○救助の種目別受払簿（第６節第１項様式第６号）

○炊き出し協力者、ボランティア名簿（様式第 10 号）

注　報告は電話等によることとし、その様式は「救助日報」（第６節第１項第４号）による。

〔参考〕

災害時における応急食糧の緊急引渡方法の協定

災害時における応急食糧の緊急引渡について東海農政局岐阜農政事務所長と岐阜県知事の協定内容は次のとおりである。

１　災害を受けた市町村の長が、交通、通信の途絶のため、応急配給の実施に関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法発動期間中に応急配給する限度数量の食糧について、東海農政局岐阜地域センター所長又は倉庫の責任者に対して緊急引渡を要請することができる。

２　市町村長が１により緊急引渡を要請し、政府所有物品の引渡しを受けた場合には、知事は速やかに被災市町村長から、倉庫別引取数量を取りまとめ当該物品の全数量について所定の価格により買い受けること。

（様式第１号）

災害救助食糧（米穀）緊急引渡申請書

年　　月　　日

岐阜県知事殿
（農産園芸課経由）

多治見市長

被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し給食を実施する必要がありますので、下記のとおり、災害救助用食糧の引渡しを受けたく申請します。

記

１　災害件名

２　災害概況

３　給食期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

４　申請数量　　米穀（精米）　　kg

（内訳）
別紙のとおり

５　引渡希望場所
住　　所
名　　称
（主要道路から現地へわかりやすい地図を添付すること）

（別紙）

（１）米穀（精米）

区　分	ア 対象人員	イ １人当りの食回数	ウ 給食延人数 （ア×イ）	エ １人１食当り給食数量	オ 計 （ウ×エ）	備　考
被災者用		食		0.2 kg	kg	（対象戸数） （災害救助従事者内訳）
災害救助従事者用		食		0.3 kg	kg	
計					kg	

（注）１　災害救助従事者の内訳には、市吏員（消防吏員を含む）、消防団員、青年団員等それぞれの人員を記入のこと。

（様式第４号）

災害救助用食糧（精米）受領書

年　　月　　日

殿

（米穀販売業者）

多治見市長

岐阜県災害救助用食糧（精米）を下記のとおり受領しました。

記

１　市引取責任者

所属部課名

職　　名

氏　　名

２　引取場所

３　受領数量　　精米　　kg

（内訳）

別紙のとおり

（別紙）

年 産	種 別	産 地	品 種	等級	包装	受領数量	引　取 車両番号
						kg袋入 袋	
						kg袋入 袋	
						kg袋入 袋	
						kg袋入 袋	
						kg袋入 袋	
						kg袋入 袋	
						kg袋入 袋	
						kg袋入 袋	
						kg袋入 袋	
						kg袋入 袋	
						kg袋入 袋	

（様式第６号）

年　　月　　日

農林水産省生産局長　殿

多治見市長　　㊞

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年５月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第４章Ⅰ第 11 の１に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量（kg）	引渡希望時期	引　渡　場　所	引　渡　方　法	備　　考

（様式第８号）

災害救助用米穀緊急引取報告書

年　　月　　日

岐阜県知事　殿

（農産園芸課経由）

多治見市長

政府所有物である災害救助用米穀を、下記のとおり受領しましたので、報告します。

記

１　災害件名

２　災害概況

３　給食期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

４　市引取責任者

所属部課名

職　　名

氏　　名

５　引取倉庫名

６　受領数量　　米穀　　袋（30 kg袋入）

（内訳）

区　分	ア 対象人員	イ １人当りの食回数	ウ 給食延人数 （ア×イ）	エ １人１食当り給食数量	オ 計 （ウ×エ）	備　考
被災者用		食		0.22 kg （玄米）	kg	（対象戸数）
災害救助従事者用		食		0.33 kg （玄米）	kg	（災害救助従事者内訳）
計					kg	

（注）１　災害救助従事者の内訳には市吏員（消防吏員を含む）、消防団員、水防団員、青年団員等それぞれの人員を記入のこと。

様式第９号

炊　出　し　給　与　状　況

多治見市

炊出し場	月　日			月　日			月　日			合計	実支出額	備　考
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕			

（注）備考欄には給食内容を記入すること。

様式第 10 号

炊出し協力者・ボランティア名簿

多治見市

年月日	炊出場所	協力・ボランティア代表者名	人数	時間	備　　考

第４項　給水計画

災害のため飲料水が枯渇し、あるいは汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対する災害救助法、伝染病予防法その他による飲料水の供給は、本計画の定めるところによるものとする。

１　実施者

飲料水の供給は、建設水道部が担当し、災害救助による給水は避難所駐在員と建設水道部、保健センター班が連絡を保って実施する。なお、その他の場合の給水は建設水道部において直接実施する。

２　給水の方法

飲料水の供給は、給水車等により水道施設等の給水拠点から取水し、指定する応急給水拠点や避難所まで運搬し給水を行うものとする。水道水源が冠水等で汚染したと認められるときは、充分な清掃及び消毒を行い、水質検査（通常の理化学検査）を実施し、飲用に適することを確認の上供給する。住民への給水は、地域住民やボランティアの協力を得ながら行う。また、医療機関や社会福祉施設についても同様とする。

給水に当たって利用可能な供給地及び給水用器具等の状況は次のとおりである。

（１）給水拠点

区分	施　設　名	所　在　地	所　　属
上水道	滝呂第１配水池	滝呂町９丁目地内	多治見市（水道部）
〃	滝呂第２配水池	滝呂町９丁目地内	多治見市（水道部）
〃	滝呂台配水池	滝呂町 14 丁目地内	多治見市（水道部）
〃	市之倉配水池	市之倉町１丁目地内	多治見市（水道部）
〃	大畑配水池	大畑町大洞地内	多治見市（水道部）
〃	脇之島配水池	脇之島町７丁目地内	多治見市（水道部）
〃	元町配水池	元町２丁目地内	多治見市（水道部）
〃	虎渓山配水池	緑ヶ丘地内	多治見市（水道部）
〃	旭ヶ丘第１配水池	旭ヶ丘 10 丁目地内	多治見市（水道部）
〃	旭ヶ丘第２配水池	旭ヶ丘 10 丁目地内	多治見市（水道部）
〃	高根配水池	明和町３丁目地内	多治見市（水道部）
〃	小名田北配水場	小名田町小滝地内	多治見市（水道部）
〃	小名田西配水場	希望ヶ丘１丁目地内	多治見市（水道部）
〃	小名田東配水池	小名田町別山地内	多治見市（水道部）
〃	高田配水池	高田町東山	多治見市（水道部）
〃	笠原配水池	笠原町地内	多治見市（水道部）
〃	北小木配水池	北小木町字大上地内	多治見市（水道部）

（２）耐震貯水槽

設置位置	住所	構造	遮断弁口径φ	貯水量
文化会館駐車場	十九田町２丁目	SUS 造地下式	300	100 ㎥
本庁舎西口花壇	日ノ出町２丁目	PC 造地下式	－	100 ㎥
笠原体育館北	笠原町神戸	SUS 造地上式	150	40 ㎥

（３）給水機材

種　別	規　格	数　量	所　属	保管場所	備　考
給　水　車	1,500 ﾘｯﾄﾙ	１台	多治見市	幸町倉庫	
給　水　車	2,000 ﾘｯﾄﾙ	１台	多治見市	滝呂第２配水池	
タ ン ク 車	10,000 ﾘｯﾄﾙ	１台	多治見市	多治見市消防本部	
タ ン ク 車	1,500 ﾘｯﾄﾙ	３台	多治見市	多治見市消防本部	
タ　ン　ク	2,000 ﾘｯﾄﾙ	３台	多治見市	滝呂第２配水池	
タ　ン　ク	1,500 ﾘｯﾄﾙ	２台	多治見市	滝呂第２配水池	
タ　ン　ク	1,500 ﾘｯﾄﾙ	１台	多治見市	幸町倉庫	
タ　ン　ク	1,000 ﾘｯﾄﾙ	１台	多治見市	笠原高区配水池	
ポリタンク	500 ﾘｯﾄﾙ	15 個	多治見市	笠原高区配水池	
ポリタンク	1,000 ﾘｯﾄﾙ	22 個	多治見市	幸町倉庫	
ポリタンク	1,000 ﾘｯﾄﾙ	９個	多治見市	笠原高区配水池	
ポ リ 容 器	20 ﾘｯﾄﾙ	200 個	多治見市	滝呂第２配水池	
ポ リ 容 器	20 ﾘｯﾄﾙ	550 個	多治見市	幸町倉庫	
給　水　袋	10 ﾘｯﾄﾙ	9,100 枚	多治見市	滝呂第２配水池	
給　水　袋	6 ﾘｯﾄﾙ	3,900 枚	多治見市	滝呂第２配水池	
給　水　袋	10 ﾘｯﾄﾙ	1,900 枚	多治見市	幸町倉庫	
給　水　袋	6 ﾘｯﾄﾙ	2,400 枚	多治見市	幸町倉庫	
給　水　袋	10 ﾘｯﾄﾙ	12,000 枚	多治見市	多治見市消防本部	
ろ 過 装 置	3,800 ﾘｯﾄﾙ／H	14 台	多治見市	市役所倉庫	

（注）輸送に必要な一般の自動車等は、総務班に連絡して確保する。

３　給水順序

飲料水の供給に当たって、順位を設けて配分する必要があるときは、概ね次の順序で行うものとする。

（１）避難所及び炊き出し場所

（２）病院（手術、入院施設のあるものを優先する。）

（３）断水地域の住民、施設

４　応援等の手続

市本部において飲料水の供給ができないときは、建設水道部は危機管理班と協議し、原則として岐阜県水道災害相互応援協定に基づき県支部保健班に応援の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、直接、土岐市、瑞浪市、美濃加茂市、岐阜市、可児市、瀬戸市、犬山

市、春日井市、名古屋市等のうち被災をまぬがれた市本部に応援の要請をするものとする。

５　水道の対策

市本部建設水道部は、災害による水道事故に対処するため、災害の発生が予想されるときは、水道技術管理者及び各要員を待機させるとともに資料の整備に努め、事故が発生したときは次の方法でその対策を講ずるものとする。

（１）施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

（２）施設の損壊、漏水等を発見したときは、応急措置を講ずる。

（３）塩素滅菌による残留塩素を 0.2PPM 以上に保持する。

（４）水道施設に被害があったときは、第４節第２項の「医療衛生施設被害状況等報告書」（様式 3 号）により県支部保健班を経由して、県本部薬務水道班に報告するものとする。また、同様に水道事故報告書（様式２号）を県本部薬務水道班へ報告するものとする。

６　災害救助法による基準

飲料水の供給のうち災害救助法に基づく実施の基準その他は次のとおりとする。

（１）対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない地区に居住している者に対して行う。

（２）実施期間

災害発生の日から７日以内とする。ただし期限前に必要のなくなったときはその日までとし、また期限を経過しても多数の者に対して継続して実施する必要があるときは、市本部水道部は期限内に県支部総務班を経由して県本部危機管理政策班に次の事項を明示して期間延長の申請をするものとする。

（イ）延長を要する期間

（ロ）延長を要する地域及び対象人員

（ハ）延長を要する理由

（３）費用の範囲

（イ）ろ水器その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費

（ロ）浄水用薬品及び資材費

（ハ）飲料水の輸送費及び供給のための人夫賃

（ニ）費用の限度は、概ね１人１日当たり３ ℓを供給するに必要な範囲とする。

（４）その他事務手続

市本部建設水道部は次の諸記録を整備し、飲料水供給の状況を、毎日県支部総務班を経由して県本部健康政策班に報告するものとする。

・救助実施記録日計票（第６節第１項様式５号）

・飲料水の供給簿（様式１号）

・救助の種目別物資受払状況（第６節第１項様式６号）

（注）報告は電話等によることとし、その様式は「救助日報」（第６節第１項様式４号）によるものとする。

７　その他

（１）災害救助法による飲料水の供給は、特別の場合を除いて７日間以内とされているので８日目以降は、自力ないし市単独事業に切り替えるよう配慮するものとする。

（２）防疫措置を伴う飲料水の供給は、本計画に定めるほか給水日報等については第 13 項「防疫

計画」の定めるところによるものとする。

（３）災害救助法以外による飲料水供給に当たっては、災害救助の基準を参考にして市本部において計画し、実施するものとする。

（４）被災者へ飲料水を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、所在が把握できる広域避難者等についても供給されるよう努めるものとする。

様式１号

飲　料　水　の　供　給　簿

多治見市

供給月日	対象人員	給水用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	故障の概要			
					円	月日	円				
計											

（注）①　給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。

②　「故障の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

様式２号

水　道　事　故　報　告　書

多 治 見 市

水 道 名 称			事業所所在地	多治見市　　町	
発 生 年 月 日	年　月　日　時		発 生 原 因		
事業完成年月日	年　月　日	現在給水人口	人	計画給水人口	人
事 故 状 況（詳 細 に）					
応 急 処 置					
被　害　額					
対　　策					
復旧予定年月日	年　月　日　時				
備　　考					

（注）１　本報告は、次の事故が発生したときに行うものとする。

（イ）断水戸数が給水戸数の２割以上で断水時間が６時間以上に及ぶと予想されるとき。

（ロ）５日以上にわたり給水量の制限が給水戸数の３割以上になったとき。

（ハ）水質に異常変化を来したとき。

（ニ）水道に基因すると認められる疾病が発生したとき。

（ホ）主要水道施設に著しい被害があったとき。

（ヘ）給水の緊急停止をしたとき。

（ト）その他必要と認められる事故が発生したとき。

２　水道事業者は、本報告書を２部作成して所管する保健所に提出する。保健所は１部を県薬務水道班に提出する。なお、緊急を要するときは電話によって行い後刻本書を提出するものとする。

第５項　物資供給計画

災害救助法による罹災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与は本計画の定めるところによる。

１　実施者

物資の確保及び輸送は、原則として県本部が行い、各世帯に対する割当及び支給は市本部において行うものとする。ただし、県本部長が現地において直接確保することを認めたときは、県支部又は市本部で確保するものとする。

２　対象者

本救助は次の各号に該当する者に対して行う。なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、所在が把握できる広域避難者等についても供給されるよう努めるものとする。

（１）住家が全失（全焼、全壊、流失をいう。）及び半失並びに床上浸水した世帯

（２）被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した世帯

（３）物資販売機構の混乱等により資力の有無にかかわらず家財を直ちに入手することができない状態にある世帯

３　世帯構成の調査報告

市本部は「住家等一般被害調査表」等により様式１号の「世帯構成員別被害状況」を作成し、県支部総務班を経由して県本部危機管理政策班に報告するものとする。なお、報告に当たっては緊急を要するので文書による報告に先だって電話によって行うものとする。

４　物資支給の基準

支給する物資は、罹災者が一時的に急場をしのぐことができる程度のものとし、岐阜県災害救助法施行細則の定める基準の範囲内において、物資を現物により給付するものとする。

（注）床上浸水には土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含むものとする。

５　物資支給の期間

災害発生の日から 10 日以内に各世帯に対して支給を完了するものとする。ただし、市本部は期限内に支給することができないと認めたときは、速やかに（期間内において）県支部総務班を経由して県本部危機管理政策班に期間延長の申請をするものとする。なお、申請に当たっては次の事項を明示して行うものとする。

（イ）延長する期間

（ロ）延長を要する地域

（ハ）延長を要する理由

（ニ）延長を要する地域ごとの世帯数

６　物資の調達及び輸送確保

生活必需品の調達及び輸送は、市本部において行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

また、被災者の中でも、孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、所在が把

握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

７　物資の割当及び配分

（１）割当台帳の作成

市本部は様式３号の「救助用物資割当台帳」を全失世帯及び半失世帯に区分して作成する。

（２）割当の基準

物資の世帯別の割当ては、別表１に掲げる物資割当基準表によるものとする。ただし、県本部長が特に指示したときは、その指示した基準によるものとする。

（３）物資割当上の注意

・割当ての基準（県本部長が指示したときはその指示）を変更してはならないこと。（余剰物資があってものそのまま保管しておくこと。）

・世帯人員は罹災者台帳に記載された人員で、災害発生の日における構成人員によること。ただし、給貸与するまでに死亡した者又は死亡したと推定される者は除かれること。

・世帯の全員が災害救助法適用外市町村に転出したときは除かれること。

・災害発生後出生した者があるときは、県本部に連絡の上割り当てること。

・性別、年令等により区分のある物資は実情に適して割り当てること。

（４）物資の配分

罹災世帯に対する物資の支給は、市本部が給与責任者を定めて行うものとする。なお、物資支給の場所は物資の管理上等から、市役所（地区事務所）等において実施するものとし、給与責任者があらかじめ給与の場所、日時を罹災者に通知するとともに関係事項を記録しておくものとする。給与場所を避難所とするときは、避難所の責任者が給与の責任者を兼ねることができる。

８　物資の保管

市本部は物資の引継ぎを受けてから配分するまでの間は厳重な保管に留意し、保管場所の選定、警察機関に対する警備の要請等十分な配意をするものとする。なお、罹災者に対して物資を支給した後の残余物資については（通常の場合残余物資の生ずるように輸送される。）市本部は厳重に保管し、県本部の指示によって処置（返還）するものとする。

９　その他事務手続

市本部は、物資支給について責任者を定め、さらに支給場所には物資別に職員を配し、的確な配分を期するとともに、物資の保管配分の状況を第６節第１項様式４号の「救助日報」により毎日県支部総務班を経由して県本部に報告し、次の諸記録を作成、整備保管しておくものとする。

（イ）救助用物資引継書（様式２号）

（ロ）救助用物資割当台帳（様式３号）

（ハ）救助実施記録日計票（第６節第１項様式５号）

（ニ）物資の給与状況（様式４号）

（ホ）救助の種目別物資受払状況（第６節第１項様式６号）

10　生活保護法による被服等の支給

災害救助法が適用されない災害の被災者のうち、生活保護世帯に対しては、所管の福祉事務所長がその必要を認めた場合生活保護法により次の物資を支給する。

（１）被服及び寝具の支給

基準の範囲内において支給する。

（２）家具、什器の支給

基準の範囲内において炊事用具、食器等を支給する。

別表１

物　資　割　当　基　準　表

１　夏季の場合（自４月～至９月）

（１）住家の全焼、全壊、流失世帯分

種別	品目		単位	世帯人員別内訳										備考（11人以上の場合）
				１人	２人	３人	４人	５人	６人	７人	８人	９人	10人	
寝具	毛布		枚	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	１人増すごとに１枚ずつ
外衣	外衣		着	1	1	2	2	3	3	3	3	3	3	
肌着	シャツ		枚	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	１人増すごとに１枚ずつ
	ズボン下等		枚	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	〃
	パンツ		枚	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	〃
見廻り品	タオル		枚	1	2	2	2	2	2	2	3	3	3	
	ゴム草履		足	1	2	2	3	3	3	4	4	5	5	
	傘		本	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	
炊事道具	鍋	大	個				1	1	1	1	1	1	1	
		小		1	1	1								
	包丁		丁	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	バケツ	大	個				1	1	1	1	1	1	1	
		小		1	1	1								
食器	茶わん		個	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	１人増すごとに１個ずつ
	汁わん		個	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	〃
	皿		枚	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	１人増すごとに１枚ずつ
	はし		対	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	１人増すごとに１対ずつ
日用品	石けん		個	1	1	1	2	2	2	3	3	3	3	
	塵紙		束	1	1	1	2	2	2	3	3	3	3	
	歯ブラシ		本	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	１人増すごとに１本ずつ
	歯磨粉		個	1	1	1	1	2	2	2	3	3	3	
その他	マッチ		個	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	ローソク		本	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	

（注）１　肌着価格は、大人男女、小人男女、乳幼児の平均値とする。

２　価格は基準価格であるので、世帯人員別基準額内において変更することができるものとする。

（２）住家の半焼、半壊、床上浸水世帯分

種別	品　目		単位	世帯人員別内訳										備　　考（11人以上の場合）
				１人	２人	３人	４人	５人	６人	７人	８人	９人	10人	
外衣	外衣		着	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	
肌着	シャツ		枚	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	１人増すごとに１枚ずつ
	パンツ		枚	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	〃
見廻り品	タオル		枚	1	1	1	2	3	3	3	3	3	3	
	ゴム草履		足	－	－	2	3	4	5	6	6	6	6	
炊事道具	鍋	大	個				1	1	1	1	1	1	1	
		小		1	1	1								
	包丁		丁	－	－	1	1	1	1	1	1	1	1	
	バケツ	大	個					1	1	1	1	1	1	
		小				1	1							
食器	茶わん		個	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	１人増すごとに１個ずつ
	汁わん		個	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	皿		枚	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	１人増すごとに１枚ずつ
	はし		対	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	１人増すごとに１対ずつ
日用品	石けん		個	1	1	1	1	2	2	3	3	3	3	
	塵紙		束	1	1	1	1	2	2	3	3	3	3	
	歯ブラシ		本	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	歯磨粉		個	1	1	1	1	2	2	2	3	3	3	
その他	マッチ		個	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	ローソク		本	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	

（注）１　肌着価格は、大人男女、小人男女、乳幼児の平均値とする。

２　価格は基準価格であるので、世帯人員別基準額内において変更することができるものとする。

２　冬季の場合（自 10 月～至３月）

（１）住家の全焼、全壊、流失世帯分

種別	品目		単位	世帯人員別内訳										備考（11 人以上の場合）
				１人	２人	３人	４人	５人	６人	７人	８人	９人	10 人	
寝具	毛布		枚	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	１人増すごとに１枚ずつ
外衣	外衣		着	1	1	2	2	3	3	3	4	4	4	
肌着	シャツ		枚	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	１人増すごとに１枚ずつ
	ズボン下等		枚	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	〃
	パンツ		枚	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	〃
見廻り品	タオル		枚	1	1	1	2	2	2	3	3	3	3	
	ゴム草履		足	1	2	2	3	4	4	4	4	6	6	
	傘		本	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	
炊事道具	鍋	大	個				1	1	1	1	1	1	1	
		小		1	1	1								
	包丁		丁	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	バケツ	大	個				1	1	1	1	1	1	1	
		小		1	1	1								
食器	茶わん		個	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	１人増すごとに１個ずつ
	汁わん		個	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	〃
	皿		枚	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	１人増すごとに１枚ずつ
	はし		対	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	１人増すごとに１対ずつ
日用品	石けん		個	1	1	1	2	2	2	3	3	3	3	
	塵紙		束	1	1	1	2	2	2	3	3	3	3	
	歯ブラシ		本	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	１人増すごとに１本ずつ
	歯磨粉		個	1	1	1	1	2	2	3	3	3	3	
その他	マッチ		個	5	5	5	5	10	10	10	10	10	10	
	ローソク		本	5	5	5	5	10	10	10	10	10	10	

（注）１　肌着価格は、大人男女、小人男女、乳幼児の平均値とする。

２　価格は基準価格であるので、世帯人員別基準額内において変更することができるものとする。

（２）住家の半焼、半壊、床上浸水世帯分

種別	品　目		単位	世帯人員別内訳										備　　考 （11 人以上の場合）
				１人	２人	３人	４人	５人	６人	７人	８人	９人	10 人	
外衣	外衣		着	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
肌着	シャツ		枚	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1 人増すごとに 1 枚ずつ
	パンツ		枚	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	〃
見廻り品	タオル		枚			1	2	2	2	3	3	3	3	
	ゴム草履		足	－	－	2	2	4	4	4	4	6	6	
炊事道具	鍋	大	個				1	1	1	1	1	1	1	
		小		1	1	1								
	包丁		丁	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	バケツ	大	個				1	1	1	1	1	1	1	
		小		1	1	1								
食器	茶わん		個	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1 人増すごとに 1 個ずつ
	汁わん		個	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	皿		枚	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1 人増すごとに 1 枚ずつ
	はし		対	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1 人増すごとに 1 対ずつ
日用品	石けん		個	1	1	1	2	2	2	3	3	3	3	
	塵紙		束	1	1	1	2	2	2	3	3	3	3	
	歯ブラシ		本	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	歯磨粉		個	1	1	1	1	2	2	3	3	3	3	
その他	マッチ		個	5	5	5	5	10	10	10	10	10	10	
	ローソク		本	5	5	5	10	10	10	10	10	10	10	

様式１号

世　帯　構　成　員　別　被　害　状　況

			多治見市
区　　分		全　壊（焼）	流　　失	半　壊（焼）	床上浸水
世帯構成員別世帯数	１人世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	２人世帯				
	３人世帯				
	４人世帯				
	５人世帯				
	６人世帯				
	７人世帯				
	８人世帯				
	９人世帯				
	１０人世帯				
	１１人世帯				
	計				
構成内訳	大　人　男	人	人	人	人
	大　人　女				
	小　人　男				
	小　人　女				
児童生徒	小　学　生	人	人	人	人
	中　学　生				

（注）　本報告は、市町村本部においてはできるだけ調査報告に努めるものとするが、全事項について調査累計が不可能なときは、とりあえず「世帯構成員別世帯数」のみ調査報告する。

様式２号

救　助　用　物　資　引　継　書

救　助　用　物　資　引　継　書		
引継者機関名	職　氏　名	㊞
引受者機関名	職　氏　名	㊞

救助用物資次のとおり引継ぎました。

記

１　引継日時

２　引継場所

３　引継物資　　次表のとおり　　（車両番号　　）

物　資　名	単価	輸送数量	引継数量	差引過不足数	過不足を生じた理由その他

（注）　本書は、２部作成し、引継・引受両機関とも保管する。

様式３号

救　助　用　物　資　割　当　台　帳

り災区分																					
り災台帳番号	住　　所	世帯主氏名	世帯員数	同　左　内　訳					学令児童		物　　資　　名										
				大人		小人		乳幼児													
				男	女	男	女		小学校	中学校											
	計																				

（注）　①　本台帳は、全失と半失（床上浸水を含む。）に区分して作成すること。

②　物資名欄は、品種数に応じ適宜増欄する。

様式４号

物　資　の　給　与　状　況

多　治　見　市

住家被害程度区　分		世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員	給与月日	物資給与の品名								実支出額	備考
					布団	毛布	作業衣							
計	全壊	世帯												
	半壊	世帯												

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年　　月　　日

給与責任者氏名　　㊞

（注）１　住家の被害程度に、全壊（焼）、流失又は半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。

２　受領年月日に、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。

３　物資給与の品名欄に数量を記入すること。

第６項　要配慮者・避難行動要支援者対策

高齢者、障がい者、外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、また避難生活においても不自由を強いられることから各種の災害対策においてきめ細やかな配慮が必要で、関係団体、住民等の連携による要配慮者支援体制を確立するとともに、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を整備するものとする。

１　在宅の要配慮者対策

市は、関係機関と連携し要配慮者対策を進め、特に避難行動要支援者が地域住民等とともに避難できる体制づくりに努めるものとする。

２　避難行動要支援者対策

（１）避難行動要支援者名簿の作成及び提供

市は、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等が実施できるよう、「多治見市避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から避難支援等関係者に提供するものとする。市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする 。

（２）名簿の更新

名簿の更新は原則として年２回とする。新たに避難行動要支援者となった者の登録、死亡等による削除を行うとともに、避難支援等関係者への名簿情報の提供について同意もしくは不同意の確認を行うものとする。

（３）情報漏えい防止

名簿情報の提供を受けた者は、「多治見市避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき、名簿情報の漏洩防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（４）個別避難計画

市は、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならないものとする。個別避難計画の作成に当たっては、個別避難計画の作成について避難行動要支援者本人の同意を得た者から作成するものとする。また、避難行動要支援者の居住地における地域特有のハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて記載内容を更新するほか、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも適時適切に更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 市は、避難支援等に携わる関係者として市計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、又は条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する

情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

（５）避難のための情報伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、気象警報の発表、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令については、高齢者や障がい者等にもわかりやすい表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるように努めるものとする。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行うものとする。

≪情報伝達手段≫

・防災行政無線
・防災アプリ
・電子メール
・コミュニティＦＭ放送
・聴覚障がい者へのＦＡＸ
・広報車
・区長・町内会長への連絡
・多治見市ホームページ
・多治見市公式ＬＩＮＥ　等

（６）避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援が行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するものとする。

避難支援等関係者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難支援者として実効性のある活動ができるよう、平常時には要支援者本人や関係者等とともに、具体的な支援方法を決めておくものとする。発災時には、自分自身の安全確保を最優先するとともに、可能な範囲での支援を実施し、少人数での活動に限界を生じた場合には、地域内のほかの支援者に応援を求めるものとする。

（７）要配慮者利用施設の災害予防

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水又は土砂災害に係る避難確保計画を作成し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。また、報告を受けた市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

（８）外国人等に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ａ　避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進
ｂ　外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
ｃ　インターネット、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

第７項　応急住宅対策

災害により住宅を失い、または破損し、もしくは障害物の流入等により生活することができなくなった者に対する住宅の対策は本計画の定めるところによる。

１　住宅確保等の種別

対策種別			内容
住宅の確保	①自力確保	(1)自費建設	罹災世帯が自費で建設する。
		(2)既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造し住宅とする。
		(3)借用	親戚、その他一般の借家、貸間、アパート等を借りる。
	②既存公営施設入所	(1)公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用。
		(2)社会福祉施設へ入所	老人ホーム、児童福祉施設等県、市又は社会福祉法人の経営する施設へ優先入所
	③国庫資金融資	災害復興住宅	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		地すべり等関連住宅融資	
	④災害救助法による仮設住宅供与		自らの資力では住宅を修繕することができない者に対して市が仮設の住宅を供与する。
	⑤公営住宅建設	(1)災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当をうけ、公営住宅を建設する。
		(2)一般公営住宅の建設	一般公営住宅の建設
住宅の修繕	①自費修繕		罹災者が自力で修繕する。
	②資金融資	(1)国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資（災害復興住宅融資）を受けて修繕する。
		(2)その他公費融資	生活困窮世帯に対して、県あるいは社会福祉協議会が改築又は補修資金を融資する。
	③災害救助法による応急修理		自らの資力では住宅を修繕することができない者に対して市が応急的に修繕する。
	④生活保護法による家屋修理		生活保護法により修理する。
障害物の除去等	①自費除去		罹災者が自力で除去する。
	②除去費等の融資		住宅修繕と同様に融資を受けて除去する。
	③災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために市が除去する。
	④生活保護法による除去		保護世帯に対し土砂の除去又は屋根の雪おろし等を生活保護法で行う。

２　住宅対策等の調査報告

市本部建築住宅班は、住宅の被害が確定したときは、次の方法により調査し報告するものとする。なお、調査に当たっては福祉班と協力して説明会を開催し、あるいは必要に応じて相談所を開設するなどして、次の各制度別の希望世帯をとりまとめるものとする。

（１）調査

ａ　公営住宅入居希望者

b　公庫資金借入希望者
c　生活福祉資金借入希望者
d　母子父子寡婦福祉資金借入希望者
e　社会福祉施設入所希望者
f　仮設住宅入居対象者
g　住宅応急修理対象者
h　障害物除去対象者

なお調査に当たっては次の点に留意して行うものとする。

（イ）制度の種別が多くその内容も異なるので、罹災者に対して十分にその内容を徹底すること。

（ロ）建設、あるいは融資等の時期が異なるため、本調査後相当の変更希望者が予想されるが、直ちに着手する災害救助法による制度については、特に正確を期するよう努めること。

（ハ）各世帯別重複計上をさけることにこだわり、本人の第１希望によってのみ計上することなく、その世帯条件等も十分考慮して適切な種別を希望できるよう指導すること。

（ニ）各制度別種別のうち次の制度間については重複しても差支えないこと。

a　応急仮設住宅と各種公営住宅
b　応急仮設住宅と各種資金融資
c　住宅応急修理と各種資金融資
d　障害物の除去と各種資金融資

（２）報告の方法

市本部建築住宅班は、その対策をとりまとめ住宅総合対策報告書（様式１号）により県支部総務班を経由して県本部危機管理政策班に報告するものとする。報告期限は災害発生の日から５日以内に行わなければならない。

３　応急仮設住宅の供与

災害により住宅を失った者で、直ちに住宅を確保できない者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対して災害救助法により応急仮設住宅を建設し、または民間賃貸住宅を借り上げ、貸付入居させるものとする。

（１）実施者

応急仮設住宅の供与は、県が主体となるが、県から事務委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、市本部建築住宅班が直接又は業者に請負わせて実施するものとする。なお、建設用地については県支部総務班と協議してあらかじめ確保しておくものとする。なお、建設候補地は次のとおりとし、被災状況に応じて適地を選定するものとする。

優先用地	90,930 ㎡	883 戸
準優先用地	28,180 ㎡	294 戸
合計	119,110 ㎡	1,177 戸

※南海トラフ地震の仮設住宅必要想定数 996 戸に対し 1,177 戸分の建設用地を確保

（２）対象者及び入居予定者の選定

市本部は、次の条件に適合する対象者のうちから入居予定者を選定し、様式 2 号の「応急仮設住宅入居該当世帯調」により災害発生後５日以内に県支部を経由して県本部危機管理政策班に報告するものとする。

（イ）住家が全失（全焼、全壊又は流失）した世帯であること。

（ロ）居住する仮住宅がなくまた借家等の借上げもできない世帯であること。

（ハ）自己能力では、住宅を確保できない世帯であること。

（３）建築基準等

（イ）規模

応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

（ロ）費用の限度（整地費、附帯工事費、事務費等を含む。）は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

（ハ）その他

必要に応じ、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置に努めるものとする。

（注）面積及び建設費の限度額をやむを得ない事由で超過させる必要があるときは、市本部は県本部危機管理政策班に連絡するものとする。

（４）建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに完成させるものとする。

（５）応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の管理

市長は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

（イ）家賃及び維持管理

ａ　家賃は無料とする。

ｂ　維持補修は入居者において行う。

ｃ　地料を必要とするときは入居者の負担とする。

ｄ　維持補修に当たって原形が変更される場合は、市に届出て実施するものとする。市長は、承認に当たっては県の意見に従って承認するものとする。

（ロ）入居台帳の作成

入居予定者が入居したときは様式 3 号による「応急仮設住宅入居者台帳」を作成し、様式８号による「入居誓約書」とともに整備保管しておくものとする。

なお、入居者台帳の写を、県支部総務班を経由して、県本部危機管理政策班に提出するものとする。

（ハ）貸与期間その他

罹災者を応急仮設住宅に入居させるに当たっては、応急仮設住宅の趣旨をよく説明し貸与期間が２年であること等も指示し、様式８号による入居誓約書を徴するものとする。

（６）着工届及び竣工届

着工届及び竣工報告を、県支部総務班を経由して、県本部危機管理政策班に提出するものとする。

（７）備付帳簿等

応急仮設住宅建設に関し、次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。

（イ）応急仮設住宅入居者台帳（様式３号）及び入居誓約書（様式８号）

（ロ）応急仮設住宅入居該当世帯調（様式２号）及び入居該当者選考関係書類

（ハ）建設請負契約関係書類及び敷地貸借契約関係書類

（ニ）救助実施記録日計票（第６節第１項様式５号）

（ホ）救助の種目別物資受払状況（第６節第１項様式６号）

４　住宅の応急修理

災害により住宅が破損し、居住することができない者のうち自らの資力では住宅を修繕することができない者に対して、災害救助法により応急修理を行うものとする。修理は次の方法による。

（１）実施者　市本部建築住宅班

（２）修理対象世帯の選定

市本部は、次の各条件に適合する対象者のうちから修理予定者を選定し、様式４号の「住宅応急修理該当世帯調」により災害発生後５日以内に県支部総務班を経由して県本部危機管

理政策班に報告するものとする。

（イ）住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない世帯であること。

（ロ）生活程度が低く自己の資力では、住宅の応急修理を行うことができない世帯であること。

選定に当たっては、民生委員その他関係者の意見を聞き、生活機能が低くかつ住宅の必要度の高い世帯から順次修理戸数の範囲内において選定するものとする。なお、必要に応じ適宜補欠世帯も選定しておくものとする。

（注）住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮については会社が、又公舎、公営住宅については設置主体が行うものとするが、借家等で家主に能力がなくかつ借家人も能力がないような場合は本救助の対象とする。

（３）修理基準

応急修理は、居室、炊事室、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とし、土台、屋根、天井、壁、窓等のいかんを問わないものとする。なお、１世帯当りの費用は一切の費用を含め岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。又、修理期間は３ヶ月以内とする。

（４）その他

市本部は、修理についての着工報告及び竣工報告を、県支部総務班を経由して県本部危機管理政策班に提出するものとする。

（５）備付帳簿等

住宅の応急修理に関し、次の帳簿類を作成し、整備保管しておくものとする。

（イ）住宅応急修理該当世帯調（様式４号）

（ロ）住宅応急修理記録簿（様式５号）

（ハ）修理請負契約関係書類

（ニ）住宅応急修理該当者選考関係書類

（ホ）救助実施記録日計票（第６節第１項様式５号）

（ヘ）救助の種目別物資受払状況（第６節第１項様式６号）

５　障害物の除去

災害により住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対して、災害救助法により次のように除去するものとする。

（１）実施者

障害物の除去は、市本部建築住宅班がボランティアまたは人夫を雇い上げ、機械器具を借り上げて直接実施し、または土木業者に請負わせて実施するものとする。ただし、市本部において実施できないときは、次の方法により応援を得て実施するものとする。

（イ）市本部は、県支部総務班に障害物除去の応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等にあっては隣接市町本部に直接応援の要請をするものとする。

（ロ）応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

ａ　応援を要する地域（作業場所）

ｂ　障害物の除去を要する戸数及び状況

ｃ　応援を求める内訳（人員、機械、器具）

ｄ　応援を求める期間

ｅ　その他

（２）除去する基準等

障害物の除去に要する経費は１世帯当り岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。ただし、同一住家に２世帯以上が居住している場合は１世帯とする。実施は、居室、便所、炊事場等について、人夫の雇上、器具の借上、除去のため輸送等被害の条件に適した方法によって行うものとするが、清掃法、伝染病予防法による清掃との関係を考慮し「第 13 項清掃等の計画」に準じて実施するものとする。

（３）除去する期間

障害物の除去をする期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

（４）報告等事務手続

市本部建築住宅班は障害物の除去を実施したときは、その状況を毎日（様式４号救助日報）により、県支部総務班を経由して県本部危機管理政策班に報告するとともに、次の諸記録を整備保管するものとする。

（イ）障害物除去該当世帯調（様式６号）

（ロ）障害物除去記録簿（様式７号）

（ハ）救助実施記録日計票（第６節第１項様式５号）

（ニ）救助の種目別物資受払状況（第６節第１項様式６号）

（ホ）除去工事その他関係書類

（ヘ）障害物除去対象世帯選考関係書類

６　低所得世帯等に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子父子世帯及び寡婦世帯で住宅の補修等のため、資金を必要とする世帯に対して次の資金を融資するものとする。

（イ）生活福祉資金の災害援護資金

（ロ）母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

（ハ）災害援護資金の貸付

申込その他借入貸付手続については、第 11 項「災害援護資金等貸与計画」による。

７　その他の住宅対策

特殊収容施設への収容は福祉班により実施する。

８　生活保護法による家屋修理

災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋の修理をするものとする。

（１）家屋修理費等

厚生労働大臣が定める基準額の範囲内において必要最小限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

（２）土砂等の除去費

家屋修理費の一環として（１）による基準の範囲内において土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び人夫賃等

（３）屋根の雪下ろし費

降雪が甚だしく、屋上の雪下ろしをしなければ家屋が破損するおそれのある場合は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内において、雪下ろしに要する人夫賃

９　社会福祉施設への入所

市は、災害により住家を失いまたは破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者については、必要性の高い者から入所させるものとする。

市及び県は、被災者の避難状況等を鑑み、他県等区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させるものとする。

様式１号

住 宅 総 合 災 害 対 策 報 告 書

月　　日 現在
多　治　見　市

区分			記号	(滅失戸数) ①全失戸数	② 半失戸数	③ 床上浸水戸数	④ 一部破損戸数	⑤備考
被害状況	災害救助基準		ア					
	公営住宅基準		イ					
災害救助	仮設住宅建設		ウ					
	住宅応急修理		エ					
	障害物除去		オ					
	計		カ					
公営住宅	災害　公営住宅建設		キ					
	一般　公営住宅建設		ク					
	既設　公営住宅復旧		ケ					
	計		コ					
住宅融資	住宅金融公庫融資	災害復興住宅融資	サ					
		地すべり等関連住宅融資	シ					
		小計	ス					
	低所得世帯融資	生活福祉資金	セ					
		母子福祉資金	ソ					
		小計	タ					
	計		チ					
既存施設入所	既存　公営住宅入居		ツ					空屋　　戸
	社会　福祉施設入所		テ					
	計		ト					
合計			ナ					

様式２号

応急仮設住宅入居該当世帯調

							多　治　見　市	
番号	罹災台帳番号	世帯主氏名	職業	住所	家　族　人　員		生活程度	摘　要
					人員数	同左中可働者		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

（注）　１　本欄は、住宅対策報告書に添えて（更に本調に地図を付する。）提出する。

２　番号は優先順位を記載し、補欠は補欠１、２とする。

３　生活程度は、上、中、下、保護世帯に区分して記載する。

４　身体障害世帯、母子世帯等特殊世帯にあっては摘要欄に記載する。

様式３号

応急仮設住宅入居者台帳

多 治 見 市

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工年月日	竣工年月日	入居年月日	実支出額	備考
		人					月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯										

（注）　１　「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置個所を明らかに簡単な図面を作成し添付すること。

２　「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。

３　「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

４　「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅の別を記入すること。

５　「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。

６　「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

様式４号

住宅応急修理該当世帯調

多　治　見　市

番号	り災台帳番号	氏　　名	職業	世　　所	家　族　人　員		生活程度	被害程度	修理予定箇所	備　考
					人員数	同左中可働者				
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

（注）１　本調は、住宅対策報告書に添えて（更に本調に地図を付する。）提出する。
２　番号は優先順位を記載し、補欠は補欠１、２とする。
３　生活程度は、上、中、下、保護世帯に区分して記載する。
４　被害程度は、半壊、半焼、半流失に区分して記載する。
５　被害箇所はできるだけ具体的に記載する。
６　身体障害世帯、母子世帯等特殊世帯にあっては備考欄に記載する。

様式５号

住宅応急修理記録簿

多　治　見　市

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備　　考
		月　日	円	
計　　世帯				

様式６号

障害物除去該当世帯調

多　治　見　市

番号	り災台帳番号	氏　　名	職業	住　　所	家　族　人　員		生活程度	被害程度	障害物の状況	備　考
					人員数	同左中可働者				
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										

（注）１　本調は、住宅対策報告書に添えて提出する。
２　番号は優先順位を記載し、補欠は補欠１、２とする。
３　生活程度は、上、中、下、保護世帯に区分して記載する。
４　被害程度は、半壊、床上浸水に区分して記載する。
５　障害物の状況は、できるだけ具体的に記載する。
６　身体障害世帯、母子世帯等特殊世帯にあっては備考欄に記載する。

様式７号

障 害 物 除 去 記 録 簿

多　治　見　市

住家被害程度区分		氏　　名	除　去　に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備　考
			月　日～　月　日	円		
計	半　壊（焼）	世帯				
	床 上 浸 水	世帯				

様式８号

災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書

　　年　　月　　日発生の　　災害により災害救助法に基づき設置された応急仮設住宅に入居のうえは、次の事項を厳守して、当該住宅の維持、保全に最善の注意を払うことを誓約いたします。

　　年　　月　　日

　　入　居　者（世 帯 主）住　所

　　氏　名　　㊞

　　誓約立会人（民生委員）住　所

　　氏　名　　㊞

市　　長　　殿

記

誓　　約　　事項

1　入居期間は、入居の日から２ヵ年以内（　　年　　月　　日まで）とする。

2　入居後においては、当該住宅の模様替え（建増し、改築等）は一切これをしないこと。

　ただし、やむを得ぬ理由により知事の許可を得て模様替をした場合は、これに基づく当該財産権の主張は、一切しないこと。

3　入居後において当該住宅以外の居宅を得たときは、直ちに退去すること。

4　入居したうえは、当該仮設住宅についての不服を申さないこと。

5　仮設住宅の転貸または世帯員以外の者の同居はしないこと。

6　修理義務個所を生じたときは、当事者の責任において市長と連絡のうえ実施すること。

7　入居資格をなくしたときまたは退去を命ぜられたときは、通知を受けた日または事由の発生した日から 30 日以内に無条件で退去すること。

8　その他指示されたすべての事項は遵守すること。

第８項　医療（助産）救護計画

大規模な災害が発生し、多数の負傷者が出た場合や地域の医療機関が被害を受け機能が停止した場合における医療（助産）の実施は本計画の定めるところにより保健センター班が担当し、多治見市医師会等の医療機関団体の指導、協力を得て実施するものとする。

（注）災害時であっても、当該医療施設の管理者が平常の医療が可能、又は一部が可能と判断したときは、可能な範囲の医療、助産は本計画によらず平常時の医療、助産の制度、方法によることができる。ただし、実施責任者から災害時医療実施の要請があったときは、この限りではない。

１　医療対策本部の設置

市は、災害が発生し平常の医療が不可能又は困難となった場合に、迅速に医療提供体制を確保するため、市災害対策本部の下に医療対策本部を設置する。（保健センター内）

（１）医療対策本部の役割

（イ）救護所の設置検討

（ロ）救護所や医療機関との連絡調整

（ハ）医療ボランティアの受入れ調整

（ニ）関係機関との連絡調整

（ホ）医療救護に関連する情報拠点

（２）構成

こども健康部長（医療対策本部長）、東濃地域災害医療コーディネーター、市医師会（長）、市歯科医師会（長）、市薬剤師会（長）、消防長、県立多治見病院防災対策監、市民病院事務長

２　医療救護班の編成

被災現地において応急医療を実施するため、多治見市医師会等の協力を得て医療救護班を編成する。

（１）構成

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、連絡調整員など

（２）医療救護班の役割

①傷病者の医療機関への転送可否、優先順位の決定（トリアージ）

②傷病者に対する応急処置及び必要な医療

③重症者の移送先確保

④死亡の確認及び死体の検案

⑤その他医療救護活動に必要な業務

３　医療機関の状況

市内の医療機関の状況は、資料編のとおりである。

４　救助対象者

医療および助産の救助は、次の者に対して実施するものとする。

（１）医療救助

（イ）医療を必要とする負傷または疾病の状態にあるにもかかわらず災害のために医療の途を失った者

（ロ）災害時における異常な状況でストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については、医学的配慮の上から、これを医療救護の対象とする。

（２）助産救助

災害発生時（災害発生前後７日以内）に分べんした者で災害のため助産の途を失った者（死産・流産も含む。）

５　救護所の設置

地域の医療機関が喪失、機能停止、又は当該医療機関の診療可能患者をはるかに超える患者が発生し、必要な医療を受けられない者がある場合、災害対策本部は救護所を設置する。

（１）　設置場所

救護所の設置場所は、災害の規模や傷病者の状況に応じて、下記の７施設から災害対策本部が決定するものとする。

感謝と挑戦のＴＹＫ体育館、多治見中学校、精華小学校、小泉中学校、北陵中学校、南姫小学校、笠原体育館

６　救護活動の実施

医療の実施は災害の条件によって一定ではないが、概ね次のとおりとする。

（１）救護所での実施

被災地において医療の必要があるとき、医療対策本部長は多治見市医師会等に医療救護班の派遣を要請し、救護所にて医療救護活動を実施する。

（２）医療機関での実施

被災現場に近い医療機関において、医療の機能が存続している場合は、協力医院として医療救護活動を行うこととし、医療対策本部は必要に応じて協力医院に医療救護班を派遣する。

（注）本救助は、災害の混乱により一般の方法によらない場合の対策であるから、通常の方法による場合は、本救助は行わないのが原則である。

７　重症者の移送・収容

医療を要するものの状態が重傷病で施設（病院）へ収容する必要があるときは、医療救護班、医療機関又は発見者は保健センター班に通知、協議し救助に適当な医療収容施設（病院）へ移送し救助するものとする。

患者の移送に当たって自動車、ヘリコプター等を必要とするときは、移送をしようとするものは、ただちに総務班（保健センター班経由）に対して車両等の確保を要請するものとする。

８　応援の要請

医療救護の実施が市単独では不可能または困難なとき、あるいは医薬品等の確保ができないときは、市災害対策本部は県災害対策本部に災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、県医療救護班等の派遣、医薬品の斡旋等を要請する。

①　保健センター班は県支部保健班に要請する。ただし、緊急を要する場合でそれが困難なときは県本部に対して要請をするものとする。

②　要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

（イ）医療（助産）救助実施の場所

（ロ）当該地域における対象者及び医療機関の状況

（ハ）実施の方法及び程度（派遣医療救護班数等）

（ニ）その他必要な事項

《 医療（助産）救護活動体制図 》

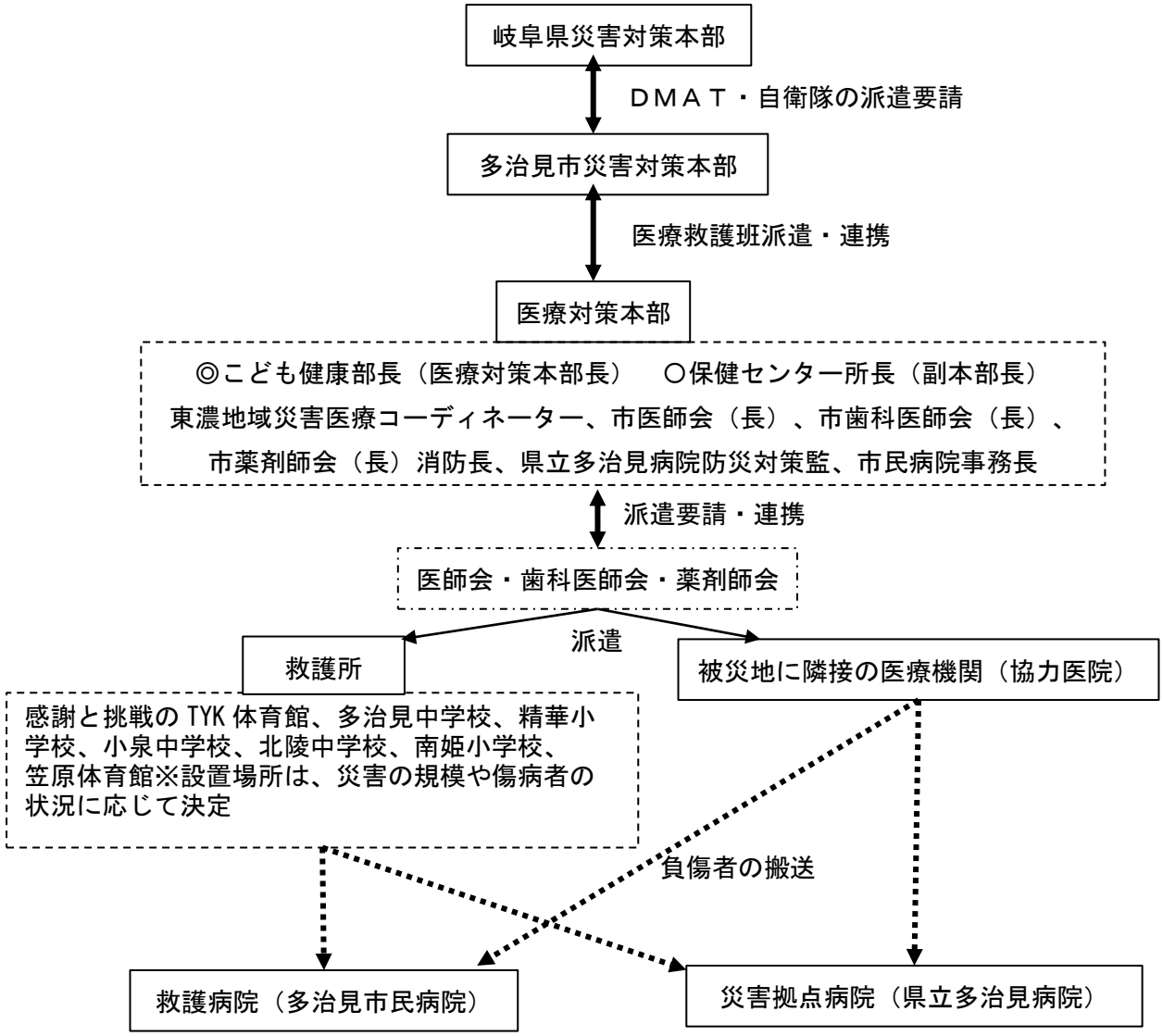

９　医療等の範囲及び程度

災害救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と程度は、次の基準によるものとする。

（１）医療の範囲

（イ）診療

（ロ）薬剤又は治療材料の支給

（ハ）処置、手術その他の治療及び施術

（ニ）病院又は診療所への収容

（ホ）看護

（２）助産の範囲

（イ）分べんの介助

（ロ）分べん前後の処置

（ハ）脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

（３）程度

医療、助産救助の程度は、生活保護法による医療、助産保護に定める程度によるものとする。

（４）期間

（イ）医療救助は、災害発生の日から 14 日以内

（ロ）助産救助は、災害発生前後７日以内に分べんした者で、分べんの日から７日以内

（ハ）上記期間で打ち切ることができないときは、保健センター班は県支部総務課に実施期間延長の要請を連絡するものとする。

（ニ）期間延長の要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

（ａ）延長を要する期間

（ｂ）期間延長を要する地域

（ｃ）期間延長を要する理由

（ｄ）救助を要する理由

（ｅ）その他

10　医薬品、衛生材料等の確保

医療及び助産救助実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は医療救護班を編成する医療関係者（医療機関）の手持品を繰替使用するものとする。ただし、手持品がなく又は不足し当該地域において確保不可能又は困難なときは、保健センター班は県支部総務班に報告し確保するものとする。

11　費用の請求

災害救助法による医療及び助産のための費用の基準及び請求は次によるものとする。

（１）費用の基準

（イ）医療救護班の費用

（ａ）救助費　　使用した薬剤、治療材料及び医療器具消耗破損の実費（医療救護班が使用し、あるいは患者移送に要した借上料、燃料等は輸送費として別途に扱う）

（ｂ）事務費　　医療救護班の派遣旅費

（ロ）医療機関による費用

国民健康保険の診療報酬の例による額以内（生活保護法医療扶助の基準）

（ハ）助産の費用

産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費等の実費

また、助産師による場合は当該地域における慣行料金の８割以内の額

（２）請求

医療救護班費用の請求は様式１号に所要事項を記載して県本部健康福祉政策班に提出する。

12　病院における対策

多治見市民病院においては、次の対策を立てるとともに災害時の応急措置を実施するものとする。

（１）給食

患者の給食は、できる限り病院の給食施設を使用して行うものとするが、施設の被害その他により市民病院において炊事ができない場合は市民班に入院患者の炊出し救助の要請をす

るものとする。要請を受けた市民班は、罹災者に対する炊出しに準じて供給し、斡旋するものとする。

（２）診療

市民病院の現地出動は２班以内とし、常時１班は病院において収容患者及び外来患者の診療に当たるものとする。

13　診療記録

医療救護班が出動し、救助に従事したときは次の記録を作成し保健センター班に提出するものとする。

（１）医療救護班出動編成表（様式２号）

（２）医療救護班活動状況（様式３号）

（３）医療救護班医薬品衛生材料使用記録（様式４号）

（４）病院診療所医療実施状況（様式５号）

（５）助産台帳（様式６号）

（６）救助実施記録日計票及び救助の種目別物資受払簿（第６節第１項様式５号及び６号）

14　保険制度等への切替

医療及び助産の救助は、原則的には 14 日以内で打ち切られ、平常時の医療体制にもどるものとする。従って各制度を所管する関係機関は、継続診療を要する者について速やかに国民健康保険等の制度の医療給付に切り替えるよう適用の決定、保険証の再交付等に努めるものとする。

15　報告その他事務手続

災害救助法による医療、助産救助を実施したときは、次の方法により報告あるいは記録を作成保管するものとする。

（１）医療救護班出動報告

医療救護班を派遣した場合は様式 2 号により編成及び出動の状況を、県支部（保健所）を経由し県本部健康福祉政策班に提出するものとする。

（２）取扱患者台帳（診療記録表）

医療救護班が扱った患者については、様式３号により活動状況を作成し保管しておくものとする。

16　その他

医療・助産の実施は、本計画に定めるほか、岐阜県地震災害等医療救護計画によるものとする。

様式１号

医療救護班に要した経費請求書

○○第○○号
年　　月　　日

岐阜県知事　　殿

（医療救護班編成機関名）　　㊞

医療救護班に要した経費請求書の提出について

○○災害の医療班派遣に要した諸経費の下記請求書を関係書類を添えて提出します。

記

１　医療救護班員派遣旅費（別紙旅費請求書のとおり）
２　医薬品等消耗器材費（別紙２のとおり）
３　医療器具修繕費（別紙３のとおり）
４　自動車借上費（別紙４のとおり）
５　自動車用消耗燃料費（別紙５のとおり）

添付書類
（１）医療救護班出動編成表
（２）医療救護班活動記録控（様式３号）
（３）医療救護班医薬品衛生材料使用記録控（様式４号）

（注）１　各請求書のうち旅費については、岐阜県職員の旅費請求用紙により、その他は適宜の様式とする。
２　医薬品等手持品については、医療救護班編成機関の請求とし、業者から購入し借上げ又は修繕した等の経費は業者の請求書を提出する。

様式２号

医　療　救　護　班　出　動　編　成　表

<table>
<tr><td colspan="6">医療救護班出動編成表</td></tr>
<tr><td>医療救護班名</td><td colspan="2"></td><td>医療救護班所属</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職　　名</td><td>氏　　名</td><td>区　　分</td><td colspan="2">日　　時</td></tr>
<tr><td>班　長</td><td>医　師</td><td></td><td>出　動　日　時</td><td colspan="2">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td rowspan="8">班　員</td><td></td><td></td><td rowspan="2">○　○　地　区</td><td colspan="2">自　月　日　時　分
至　月　日　時　分</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>○　○　地　区</td><td colspan="2">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>解　散　日　時</td><td colspan="2">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td rowspan="4">摘

要</td><td colspan="2" rowspan="4">（使用車両の所属等）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td>名</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）１　本報告書は医療救護班ごとに出動単位に作成する。

２　班員の一部が中途で引き揚げ、あるいは参加したときは摘要欄にその旨記載する。

３　従事（出動）を命じた担当者等が適宜空白か所に従事した事実証明を行うものとする。

４　本報告書は経費請求時に添えて提出する。

様式３号

医　療　救　護　班　活　動　状　況

医療救護班　名					班長医師氏名	
月　日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備　考

（注）「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式４号

医療救護班医薬品衛生材料使用記録

医療救護班名				担当医師	班長名						
品　名	単位呼称	単価	受入先	受	払					残	備考
					日	日	日	日	計		
計											

（注）１　備考欄に使用量に見合う金額を記載する。
　　２　本記録の控は経費請求時に添えて提出する。
　　３　その時に記録できない部分は事後に整理する。

様式５号

病院診療所医療実施状況

多治見市

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
		月　日				点	点	円	
計	人								

（注）「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

様式６号

助　　産　　台　　帳

多治見市

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金　額	備　考
			月　日～　月　日		
計					

第９項　罹災者救出計画

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者等の救出は本計画の定めるところによるものとする。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

１　実施者

市本部における救出は、消防部が当たるものとするが、実施に当たっては警察機関と連絡を密にし、相互協力して行うものとする。

２　対象者

罹災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。なお、本救出は、災害にかかった原因の種別あるいは住家の被害とは関係なく必要に応じて実施するものとする。

（１）災害のため、概ね次のような生命身体が危険な状態にある者

（イ）火災の際に火中に取り残されたような場合

（ロ）水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたりしたような場合

（ハ）がけ崩れ等により生き埋めになったような場合

（２）災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでない者

３　発見者の通報

救出を要する状態にあるものを発見した者は、ただちに救出に当たるとともに独自で救出できない場合にあっては、市本部（消防部またはその所属部班員）または警察官に通報しなければならない。

４　救出の方法

市本部における救出作業は消防部がその対策をたて、作業は消防長またはその代理者が指揮するものとする。

救出の具体的な方法は災害条件によってそれぞれ異なるが、救出に必要な労力（活動組織）あるいは機械器具等の確保は次によるものとする。

（１）活動組織等

救出作業は消防部員を動員して行うものとするが、不足するときはその場に居合わせる活動可能な者の協力を得るものとする。

なお、さらに不足しあるいは特殊技術を必要とする作業のため技術者を要する場合、救出指揮者は市本部班にその旨連絡し応援を得るものとする。連絡を受けた班は危機管理班と協議し市本部職員あるいはボランティアを動員派遣しもしくは技術者を動員（雇上げ）するものとする。

（２）救出用資機材等

救出に必要とする機械器具及び資材は現地等において確保（借上げ）するものとするが、確保できないときは、現地指揮者は市本部に連絡し関係各班（自動車、舟艇にあっては総務班、建築用資機材にあっては建築住宅班）と協議して確保するものとする。

５　応援の要請

危機管理班は市本部において救出作業ができないとき、又は機械器具等の借入れができない

ときは、県支部（県事務所）に応援等の要請をするものとする。

６　災害救助の基準

災害救助法による罹災者救出の実施基準その他は、次によるものとする。

（１）費用の範囲

（イ）借上費

舟艇その他救出に必要な機械器具で、実際に使用した期間分の借上費

（ロ）修繕費

救出のために使用した機械器具の修繕代

（ハ）燃料費

機械器具の使用に必要なガソリン代、石油代あるいは救助実施のために必要な照明用の灯油代金等

（２）救出期間

災害発生の日から３日以内とする。ただし、災害発生の日から４日以上経過してもまだ救出を要するものが生じ災害救助法による救助の必要があるときは、市本部は法定の救出期間内に県支部（県事務所）を経由して県本部危機管理政策班に期間延長の要請をするものとする。なお、延長の要請申請に当たっては、次の事項を明示するものとする。

（イ）延長を要する予定期間

（ロ）延長を要する地域

（ハ）延長を要する理由又はその状況

（ニ）救出を要する人数

（３）事務手続

市本部は、罹災者の救出に関し、次の諸記録を作成し整備保管しておくものとする。なお市本部は罹災者の救出期間中は、その状況を毎日「救助日報」（第６節様式４号）により県支部（県事務所）を経由して県本部危機管理政策班に電話等によって報告するものとする。

（イ）救助実施記録日計表（第６節第１項様式５号）

（ロ）罹災者救出状況記録簿（様式１号）

（ハ）救助の種目別物資受払状況（第６節第１項様式６号）

７　惨事ストレス対策

救助活動を実施する際には、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。消防部は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

様式１号

罹 災 者 救 出 状 況 記 録 簿

多治見市

年月日	救出人員	救出用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者（管理者）氏名	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
月日	人				円	月日	円		円	円	
計											

（注）１　他市町村に及んだ場合には備考欄にその市町村名を記入すること。

２　借上費については、有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額欄」に記入すること。

３　「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

第 10 項　学用品等支給計画

災害により教科書、文房具等を失った小、中学校（特別支援学校を含む。）児童、生徒に対する学用品の支給及び斡旋は、本計画の定めるところによる。

１　実施担当者（班）

市本部における教材、学用品の調達、支給は、災害救助法適用時にあっては福祉班の要請に基づいて次の区分で分担して実施するものとする。なお、災害救助法が適用されない災害時の教科書の斡旋は、教育推進班又は各小学校が実施するものとする。

区　　分	担　当　班	摘　　要
被災児童生徒等の調査報告	各　学　校	とりまとめ、県支部への報告は教育推進班
教科書等の確保	教育推進班	
学用品等の割当	〃	
物品の直接支給	各小中学校	教育推進班で各学校別に配分

２　罹災児童、生徒等の調査報告

福祉班は災害が発生し学用品等支給の必要があると認めたときは、教育推進班に調査、報告の要請をするものとする。

調査、報告の実施期間は次表のとおりである。

区　　分	各学校班における期限	各学校班から教育推進班への提出期限	教育推進班から県支部への提出期限
被災児童生徒等の調査	２日以内	－	－
同上名簿による教科書等の集計	３日以内	－	－
被災教科書一覧表の提出	－	３日以内	５日以内

（注）１　災害救助法が適用されない災害時にあっては、各学校において適宜に実施する。
　　２　県支部に対する報告に当たっては、教育推進班は福祉班と合議をする。
　　３　県支部（教育事務所）へは３部作成し提出する。

３　学用品等の調達

災害救助法による学用品等の確保を県本部から指示されたときは、教育推進班は、多治見市地域又は岐阜市地域において確保するものとする。なお、市本部において調達する場合の学用品等の種別は、県本部からの指示条件に従うとともに各学校の意見を聞き、できるだけ必要なものを調達するものとする。

４　災害救助法による学用品支給条件

災害救助法による教科書、文房具等学用品の費用の基準等の条件は、次によるものとする。

（１）支給対象者

住家が焼失、流失、倒壊又は半焼、半壊、床上浸水による被害を受けた小中学校、高等学校等に在籍する児童、生徒で、学用品を滅失又はき損した者に対して行う。

（注）１　支給対象者は、市本部における罹災者台帳に登載されている児童、生徒であること。
　　２　従って災害救助法が適用されなかったとき及び住家の被害が対象基準に達しなかった者に対しては、本救助の対象とせず教科書についてのみ斡旋をするものとする。

（２）費用の基準

（イ）教科書代

「教科書の発行に関する臨時措置法」第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材を支給するための実費とする。

（ロ）文房具及び通学用品等

小学校児童
中学校生徒
高等学校等生徒　｝　岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

（３）支給期間

（イ）教科書は災害発生の日から１ヶ月以内

（ロ）文房具及び通学用品等は、災害発生の日から 15 日以内

ただし、期間内に支給することが困難なときは、市本部は県支部（県事務所）を経由して県本部危機管理政策班に期間の延長を要請するものとする。要請に当たっては次の事項を明示して行うものとする。

（ａ）延長の見込期間

（ｂ）期間延長を要する地域

（ｃ）期間延長を要する理由

（ｄ）延長を要する地域ごとの児童、生徒数

（ｅ）その他

５　その他の事務手続

市本部教育推進班及び学校長は、次の諸記録を作成し、救助終了後市本部及び福祉班に引き継ぎ、整備保管するとともに、学用品の保管、配給の状況を毎日第６節第１項様式４号「救助日報」により学校長は教育推進班へ、教育推進班は県支部（県事務所）を経由して県本部（危機管理部）に報告するものとする。

（１）被災児童生徒名簿（様式１号）

（２）被災教科書報告書（様式２号）

（３）学用品引継書（様式３号）

（４）学用品の給与状況（様式４号）

（５）救助実施記録日計票（第６節第１項様式５号）

（６）救助の種目別物資受払状況（第６節第１項様式６号）

様式１号

被　災　児　童　生　徒　名　簿

小中学校																															
番号	学年	児童・生徒名	被害区分	り災者台帳番号	親権者名	国語		社会																							
						国語	書写	社会	地図																						

多治見市

様式２号

被　災　教　科　書　報　告　書

区分							小中学校 多治見市本部	
教　　科		学年	発行所名	教科書記号番号	教科書名	冊　数	単　価	金　額
計								

（注）（１）　区分欄は、次の二つに分けて作成する。

（イ）適用被災　　災害救助法による支給対象者分

（ロ）不適用　　災害救助法に適用地域ではあるが、住家の被害が適用基準に達しないもの及び災害救助法が適用にならなかった市町村分、いわゆる市費負担分

（２）　本報告書は、学校班から市本部へ、市本部から県支部へ（３部）提出するものとする。県支部は、県本部へ（２部）提出するものとする。

様式３号

学　用　品　引　継　書

学　用　品　引　継　書				
引　継　者	機　関　名		職　氏　名	㊞
引　受　者	機　関　名		職　氏　名	㊞

学用品を次のとおり引継ぎました。

記

１　引継日時

２　引継場所

３　引継物資　　次表のとおり（車両番号）

物　資　名	単　位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由その他

（注）　２部作成し、引継・引受両機関とも保管する。

様式４号

学　用　品　の　給　与　状　況

多 治 見 市

学校名		学年	児童(生徒) 氏　名	親権者 氏　名	給与 月日	給　与　品　の　内　訳							実支 出額	備考
						教　科　書				その他学用品				
						国語	算数			鉛筆	ﾉｰﾄ			
					月日									
計	小学校		人										円	
	中学校		人										円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし。

年　　月　　日

給与責任者　　氏　名　　㊞

（学校長）

（注）①　給与月日は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入のこと。

②　「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

第 11 項　災害援護資金等貸与計画

罹災者のうち生活困窮者等に対する事業資金その他の小額融資は、次によるものとする。

１　資金の種別

（１）災害援護資金

（２）生活福祉資金の災害援護資金

（３）母子父子寡婦福祉資金

（４）その他一般資金

災害の規模その他により、罹災者用として前記資金の融資を受けられないとき、又は前記以外の一般融資を希望する世帯に対して、次の一般資金を融資するものとする。

（イ）特別給付金国庫債券担保貸付金

（ロ）恩給担保貸付金

（ハ）特別弔慰金国庫債券担保貸付金

２　貸付条件の概略

各資金別の貸付その他の条件等の概略は、次表のとおりである。ただし、その他一般資金については、恩給担保貸付金等一般資金の条件による。

区　　分	災害援護資金	生活福祉資金 （災害援護資金）	母子父子寡婦 福祉資金
対　象　者	相当以上の自然災害により被害を受けた世帯で世帯員の所得が一定額未満の世帯主	罹災低所得世帯	罹災母子世帯 罹災父子世帯 罹災寡婦世帯
貸付世帯数	特別制限なし	特別制限なし	特別制限なし
貸付種別	特になし	事業住宅等資金	事業住宅等資金
貸付限度額	住宅損害有 350 万円 住宅損害無 250 万円	150 万円ただし住宅貸付金との重複貸付は 350 万円	事業開始　283 万円 事業継続　142 万円 住　　宅　200 万円
償還期間	10 年	7 年	事業開始　　7 年 事業継続　　7 年 住　　宅　　7 年
償還方法	年賦、半年賦	月　　賦	月　　賦
貸付利率	年　３　％	年　３　％	事業開始　無利子 事業継続　無利子 住　　宅　無利子

（注）各資金別の貸付条件等の詳細は、それぞれの資金別条件等の定めるところによるものとする。

３　災害援護資金の貸付

市は、多治見市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 28 号）の定めるところ

により、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

（１）貸付機関

貸付機関は、市本部とする。

（２）貸付対象世帯

市の区域内において、災害救助法による救助が行われる災害その他政令で定める災害により、災害援護資金の貸付け事由たる被害を受けた世帯で、その世帯に属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主

（３）資金の内容

特別に資金種別の制限はなく、生活の立て直しに必要な経費として貸付ける。

（４）貸付条件

本資金の貸付条件は、２「貸付条件の概略」に示すほか、次のとおりである。

（イ）保証人　　１人

（ロ）違約金　　延滞元利金額につき年 5%

（５）提出書類

災害援護資金借入申込書（用紙は市備付）

４　生活福祉資金の貸付

被災者に対して県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の災害援護資金の貸付は、次のとおりである。

（１）貸付機関

生活福祉資金（災害援護資金）の貸付は、県社会福祉協議会が行う。なお、次の各機関は、本貸付に当たってはそれぞれ協力をする。

（イ）民生委員

（ロ）市社会福祉協議会

（２）貸付対象世帯

災害により住家又は事業場若しくは家財、商品等が被害を受けた世帯で、次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。

（イ）低所得の世帯であること。

（ロ）融資によって独立生活できると認められる世帯であること。

（ハ）蓄積資本がなく、他から借り入れることができない世帯であること。

（注）１　世帯の被災の程度については、特別の制限はないが少なくとも融資額以上の被害のあった世帯であること。

２　貸付世帯数について特別制限はないが、資金保有高の範囲内において実施される。

３　対象となる災害については、その種類、程度等に特別の指定はないが、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は除く。

（３）資金の内容

災害援護資金は、特別に資金種別の制限はなく、災害を受けたことによる困窮から自立更正するのに必要な経費として貸付けられる。

（４）貸付条件

本資金の貸付条件は２「貸付条件の概略」に示すほか、次の条件のとおりである。

（イ）連帯保証人　　１人以上

連帯保証人は原則として借入希望者と岐阜県に居住しその世帯の更正に熱意があり、かつ返済資力のある者

（ロ）延滞利子

延滞元金１年につき 5%

（５）提出書類

借入希望者は、次の書類を作成して、借入の希望者の居住地を担当区域とする民生委員に提出する。

借入申込書（用紙は、市社会福祉協議会備付）

借入希望者及び連帯保証人の所得証明書

罹災証明書（市長の証明書）

（６）申込書等の提出経由機関

申込書等は、原則として次の系統で提出する。

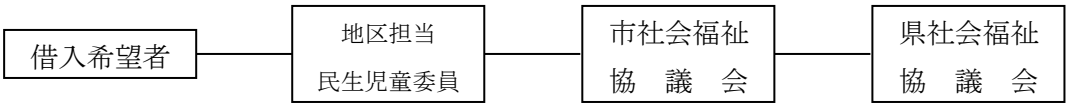

５　母子父子寡婦福祉資金の貸付

被災母子世帯および被災父子世帯並びに被災寡婦世帯に対する母子父子寡婦福祉資金の融資は、次の方法によるものとする。

（１）貸付機関

県本部子ども家庭班が県貸付委員会の審査に基づいて貸し付けるものとする。なお、申込みその他に当たっては、市本部及び民生児童委員が協力するものとする。

（２）貸付対象世帯

災害により住家又は事業場若しくは家財、商品等が被害を受けた配偶者のいない者であって現に児童（20 歳未満）を扶養している者及び寡婦等に対して貸し付けを行う。

（３）資金の種別

本資金の融資は次のものとする。

（イ）事業開始資金及び事業継続資金

（ロ）住宅資金

（４）貸付条件

本資金の貸付条件は、２「貸付条件等の概略」に示すほかは、次の条件のとおりである。

（イ）保証人　　１人以上

（ロ）違約金　　延滞元利金につき年 5%

（５）提出書類

借入希望者は、次の書類を作成して、借入希望者の居住地域を担当する福祉事務所に提出する。

（イ）貸付申請書

（ロ）戸籍謄本

（ハ）罹災証明書

（ニ）税額及び資産等証明書

（ホ）事業計画書（事業開始・事業継続資金について）

（ヘ）補修計画書（住宅資金について）

なお、申請書等は市本部において備え付けられている。

（６）申込書等の提出経由機関等

申込書等は、次の系統で提出するものとする。

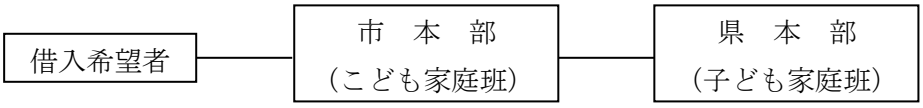

（注）１　福祉事務所長は、貸付申請調査書及び意見書を作成して申請書に付する。

第 12 項　遺体保護計画

災害時に死亡した者の遺体の捜索、見分、処理及び埋葬の実施は次によるものとする。

１　遺体の捜索

行方不明の状態にある者で、周囲の状況からすでに死亡していると推定される者があるときの遺体捜索は次によるものとする。

（１）捜索の方法

福祉班は遺体捜索の必要があるときは、消防部と協議しその対策を立て、その実施を消防部またはボランティアに要請するものとする。捜索作業は消防長またはその代理者の指揮により実施する。なお、捜索作業の具体的な方法は災害条件等によってそれぞれ異なるが、概ね「第８項　罹災者救出計画」に定める方法によって行うものとする。

（２）応援の要請

市本部において被災その他の条件により実施できないとき又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあっては、県支部総務班に遺体捜索の応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等にあっては、隣接市町本部又は遺体漂着が予想される市町本部に直接捜索応援の要請をするものとする。

応援の要請に当たっては次の事項を明示して行う。

（イ）遺体が埋没しあるいは漂着していると思われる場所

（ロ）遺体数及び死亡者の氏名、性別、年令、容ぼう、特徴、所持品等

（ハ）応援を求めたい人数、舟艇、器具等

（ニ）その他必要な事項

（３）災害救助法による場合の基準等

（イ）捜索期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期間内において捜索を打切ることができないときは、市本部は、県支部総務班を経由して県本部危機管理政策班に期間延長の要請をするものとする。なお、要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

（ａ）延長の見込期間

（ｂ）期間の延長を要する地域

（ｃ）期間の延長を要する理由

（ｄ）延長することによって捜索されるべき遺体件数

（ｅ）その他

（ロ）費用の範囲

遺体捜索に要する費用として認められる範囲は、次のとおりである。

（ａ）借上費

舟艇その他遺体捜索のため必要な機械器具の借上費

（ｂ）修繕費

捜索のため使用した機械、器具の修繕費

（ｃ）燃料費

機械、器具の使用に必要なガソリン代、石油代又は捜索作業実施のため必要な照明用の灯油代等

（ハ）報告及び事務手続

市本部は、本救助を実施したときは、次の諸記録を整備保管するとともに、毎日、その状況を、県支部総務班を経由して県本部危機管理政策班に次の事項を第６節第１項様式４号「救助日報」により報告するものとする。

記録

（ａ）遺体捜索状況記録簿（様式２号）

（ｂ）救助実施記録日計表（第６節第１項様式５号）

（ｃ）救助の種目別物資受払状況（第６節第１項様式６号）

（ｄ）遺体捜索用機械器具修繕簿（様式３号）

報告

（ａ）実施月日

（ｂ）実施の地域

（ｃ）実施の状況及び方法

（ｄ）捜索対象遺体数

（ｅ）その他

２　遺体の見分、処理

福祉班は災害時に事故死亡したと認められる遺体を発見しあるいは承知したときは、速やかに県支部（警察署）に連絡し、その見分をまって必要に応じ遺体の処理をするものとする。

遺体の処理は市本部医療救護班が処理場所を借上げ（仮設）し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をするものとするが、市本部において実施できないときは、県支部（県事務所）に医療救護班の応援出動を求める等によって実施するものとする。

なお、応援出動の要請については、「１　遺体の捜索」に準ずるものとする。また、記録としての死体処理台帳（様式４号）、死体及び所持金品引取書（様式６号）を添付するものとする。

災害救助法適用時の遺体処理の実施基準は、次によるものとする。

（１）遺体処理を行う場合

遺体の処理は、災害により社会混乱を来たし、その処置を要する時に行うものとし、埋葬救助の実施と一致することを原則とする。

（２）遺体処理の内容

遺体の処理はその条件によってそれぞれ異なるが、概ね次の内容について実施するものとする。

（イ）遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

（ロ）遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合等において遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋葬等の処置をするまで保存する。

（ハ）検視

遺体についての死因その他について医学的検査をする。

（３）遺体処理期間

遺体処理期間の取扱は、「１　遺体の捜索（３）災害救助法による場合の基準等（イ）捜索

期間」に準じる。

３　遺体の埋葬等

災害の際に死亡した者で、市本部において埋葬等（棺の支給等を含む。）を行う必要があるときは、環境班は応急的な埋葬等を行うものとする。

埋葬の実施は災害条件等により必要に応じて直接火葬に付し、または棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

なお、埋葬等の実施に当たっては次の点に留意を要する。

（１）事故死の疑ある遺体については必ず警察機関から引継を受けた後埋葬等に付すること。

（２）身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬等に当たっては火葬とすること。

（３）他市町村の被災遺体が漂着（本市に災害救助法が適用されていない場合）し、その身元が判明しないものの埋葬は行旅死亡人としての取扱によるものとする。

なお、埋葬の実施が市本部でできないときは「１　遺体の捜索」の（２）「応援の要請」に準じて他機関の応援、協力を得て実施するものとする。

なお、遺体の埋葬に関する災害救助法の基準については、「１　遺体の捜索」に準ずるものとする。ただし、記録としての埋葬台帳（様式５号）をつけ加えるものとする。

（４）大規模な災害が発生し、火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、岐阜県広域火葬計画に基づき、広域火葬を実施する。

様式１号

死　亡　診　断　書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。かい書で、できるだけ詳しく書いてください。

<table>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="3"></td><td>１ 男
２ 女</td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日
（生まれてから 30 日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください。）
午前 ・ 午後
時　　分</td></tr>
<tr><td>死亡したとき</td><td colspan="6">年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分</td></tr>
<tr><td rowspan="3">死亡したところ及びその種類</td><td colspan="2">死亡したところの種別</td><td colspan="4">１病院　２診療所　３老人保健施設　４助産所
５老人ホーム　６自宅　７その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">死亡したところ</td><td colspan="4">番地
番　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">（死亡したところの種別１～５）施設の名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">死亡の原因
◆Ⅰ欄、Ⅱ欄ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください。
◆Ⅰ欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください。
◆Ⅰ欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください。ただし、欄が不足する場合は、(エ)欄に残りを医学的因果関係順番で書いてください。</td><td rowspan="4">Ⅰ</td><td>（ア）直接死因</td><td></td><td rowspan="5">発病（発症）又は受傷から死亡までの期間
◆年月日等の単位で書いてください。ただし、1 日未満の場合は、時分等の単位で書いてください。
（例:1 年 3 か月、5 時 20 分）</td><td></td></tr>
<tr><td>（イ）(ア) の原因</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（ウ）(イ) の原因</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（エ）(ウ) の原因</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td><td>直接には死因に関係しないがⅠ欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>手術</td><td colspan="2">１無　２有　部位及び主要所見</td><td>手術年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>解剖</td><td colspan="4">１無　２有　主要所見</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>死因の種類</td><td colspan="4">１病死及び自然死
不慮の外因死 ｛ ２交通事故　３転倒・転落　４溺水
５煙、火災及び火焔による傷害　６窒息
７中毒　８その他 ｝
外因死
その他及び不詳の外因死（９自殺　10 他殺　11 その他及び不詳の外因）
12 不詳の死</td></tr>
<tr><td rowspan="3">外因死の追加事項

◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください。</td><td>傷害が発生したとき</td><td colspan="2">年　月　日
午前・午後　時　分</td><td rowspan="2">傷害が発生したところ</td><td rowspan="2">都道府県
市　区
郡　町村</td></tr>
<tr><td>傷害が発生したところの種別</td><td colspan="2">１住居　２工場及び建築現場
３道路　４その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="5">手段及び状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生後 1 年未満で病死した場合の追加事項</td><td>出生時体重

グラム</td><td colspan="2">単胎・多胎の別
１単胎
２多胎（　子中第　子）</td><td colspan="2">妊娠週数

満　週</td></tr>
<tr><td colspan="2">妊娠・分娩時における母体の病態又は異状
１無　２有（　）３不詳</td><td>母の生年月日
昭和・平成
年　月　日</td><td colspan="2">前回までの妊娠の結果
出生児　人
死産児　胎
（妊娠満 22 週以後に限る）</td></tr>
<tr><td colspan="5">その他特に付言すべきことがら</td></tr>
<tr><td colspan="5">上記のとおり診断（検案）する。
診断（検案）年月日　年　月　日
本診断書（検案書）発行年月日　年　月　日
｛病院、診療所若しくは老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所｝　番地
番　号

（氏　名）　医師　㊞</td></tr>
</table>

様式２号

遺 体 捜 索 状 況 記 録 簿

岐　阜　県
多　治　見　市

年月日	捜索地区	捜索死体	捜索用機械器具			金　額	備　考
			名　称	数量	所有（管理）者名		

（注）１　捜索用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記載するものとし、有償による場合のみその借上費を記載する。

２　その他は記載例に準じて記載する。

様式３号

遺体捜索用機械器具修繕簿

岐　阜　県
多　治　見　市

機械器具の名称	所有（管理）者名	故　障 年月日	故障の概要	修　繕 年月日	修繕費	備　考

（注）「故障の概要」欄は、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式４号

死　体　処　理　台　帳

多治見市

処　理 年月日	死体発見の 日時及び場所	死亡者氏名	遺　族		洗浄等の処理			死体の一 時保存料	検案料	実支出額	備　考
			氏　名	死亡者と の関係	品　名	数量	金　額				
計		人									

様式５号

埋　　葬　　台　　帳

多治見市

死　亡 年月日	埋　葬 年月日	死　亡　者		埋葬を行った者		埋　　葬　　費				備　考
		氏　　名	年令	死亡者との関係	氏　　名	棺（附属品を含む）	埋葬又は火葬料	骨　箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

（注）１　埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。

２　市町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。

３　埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式６号

死体及び所持金品引取書

次の死体及び所持金品を引き取りました。

年　月　日

引取者住所

職業　　氏名

警察署長殿　　㊞

死体

一　本籍、住居又は国籍
二　性別
三　氏名、年令（推定年令）
四　人相、体格、特徴等

所持金品目録

品目	数量	備考

第 13 項　防疫計画

災害時における多治見市地域の防疫は、本計画の定めるところによるものとする。

1　実施者

災害時における防疫の実施は検病調査等県機関が実施するもののほか、市本部（保健センター班担当）が県支部保健班の指導、指示に基づき地域住民、関係団体等の協力を得て行うものとするが、多治見市地域の被害が広域にわたり激甚のため、あるいは災害により市の機能がいちじるしく阻害されたため、その実施が十分でないときは県保健班に応援を要請し、県または県支部管内の他市町村本部から応援を得て実施するものとする。

なお、防疫作業の直接的な実施あるいは協力は次の区分によってそれぞれの機関が協力して行うものとする。（感染症予防委員及び防疫班の編成は次頁２、清掃班の編成は第 14 項によるものとする。）

作業区分			県機関	市機関	備考
検病調査			検病調査 （県支部保健班）	情報提供等協力 （保健センター班及び予防委員）	患者発生の届出 （医師）
健康診断			健康診断 （県支部保健班）	対象人員把握等協力 （保健センター班及び予防委員）	
臨時予防接種			予防接種の命令 （県本部感染症対策推進班）	予防接種の実施 （保健センター班、予防委員、嘱託医）	
清潔方法			清潔方法の指示 （県本部感染症対策推進班） 清潔方法の指導 （県支部保健班）	公共施設の清掃、ごみ、し尿等の収集処分 （保健センター班、清掃班等）	
消毒方法			消毒方法の指示 （県本部感染症対策推進班） 消毒方法の指導 （県支部保健班）	（内容下記）	
内訳	飲料水の消毒	井戸水		井戸の消毒 （保健センター班、防疫班、予防委員）	
		水道水		水道水の消毒 （上下水道施設班、防疫班、予防委員）	
		市本部供給水		供給水の消毒 （保健センター班、上下水道施設班）	

作業区分		県　機　関	市　機　関	備　　考
内訳	家屋の消毒		家屋内の消毒（防疫班、予防委員）	
	便所の消毒		便所の消毒（防疫班、予防委員）	
	芥溜､溝渠等の消毒		芥溜、溝渠、その他周辺の消毒（防疫班、予防委員）	
	患者運搬用器具等の消毒		病毒運搬器具等の消毒（保健センター班、防疫班）	
ねずみ、昆虫等の駆除		ねずみ・昆虫等駆除指定（県本部医療整備班）ねずみ・昆虫等駆除指導（県支部保健班）	ねずみ、昆虫駆除等の実施（農林班、防疫班、予防委員）	
家用水の供給		家用水供給指示（県本部薬務水道班）家用水供給指導（県支部保健班）	家用水の供給（上下水道総務班）	
伝染病患者の措置			収容診療（保健センター班、医療機関等）	

２　防疫の実施組織

市本部における防疫作業の直接実施組織として、感染症予防委員会及び防疫班の組織を置くものとする。

（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）第 35 条第 1 項の規定による感染症予防委員の選任

患家の清掃方法、消毒方法等の指導監視および衛生教育等を行い、あるいは防疫作業に協力するため県本部長が指示したときは当該職員を選任し､防疫活動に従事させるものとする。

当該職員は市本部が次のもののうちから県本部長の指示により選任するものとする。

市管内の医師

市議会議員

地域代表者

小、中学校、幼稚園、保育園等の代表者
事業所の代表者
その他市本部長が適当と認める者
　｝各施設に集団発生のあった場合

（２）防疫班の編成

市本部が行う防疫作業を実施するため防疫班を編成する。

防疫班の編成数は防疫実施の範囲、程度、規模等に応じて保健センター班が編成するが班の規模は概ね次のとおりである。

班　　長　　１名
事務職員　　１名
作 業 員　　３名

（注）１　班長は市本部の保健衛生担当者をもって充てる。
２　事務職員は市本部職員をもって充てる。
３　作業員はボランティアまたは本部職員の応援者をもって充てる。

３　関係施設及び器具の状況

多治見市における伝染病施設及び防疫用器具等の状況は次のとおり。

施設器具名	数　　量	所　　属
噴　霧　器	８台	多治見市役所（保健センター）
感染症病棟	６床	岐阜県立多治見病院

４　応援等の要請

市本部保健センター班は地域内の被害が激甚で、防疫等関係者が不足しあるいは防疫薬等の確保ができない場合等市本部で実施不能のときは危機管理班と協議し県支部保健班に応援、斡旋等の要請を行うものとする。

要請に当たっては次の点を明示するものとする。

（１）要請する作業内容等
（２）要請する防疫班数、物資名、数量
（３）日時、場所等
（４）その他必要な事項

５　防疫業務実施の基準

（１）検病調査能力等

検病調査班１個班の調査能力は、概ね１日当り 60 戸（300 人）であるので、対象人員及び予定回数を考慮して調査班を編成し派遣するものとする。なお、調査の結果発見される菌検索対象者数は、通常その家族を含め 15 人程度である。

（２）消毒方法の基準

（イ）飲料水の消毒

○井戸の消毒は、水量 50 分の１の煆製石灰を乳状にしたものまたは水量の 500 分の１のクロール石灰水（クロール石灰５分、水 95 分）を投入し、充分攪拌したのち 12 時間以上放置する。

○上水道、簡易水道、専用水道は塩素殺菌処理を完全にするとともに管末における遊離残留塩素量を 0.2PPM 以上に確保する。

（ロ）家屋内の消毒

汚水などで汚染された台所、炊事具及び食器棚等を中心に塩化ベンザルコニウム塩化物液などの消毒薬を用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じ、所要石灰等を撒布する。

（ハ）便所の消毒

便所は石灰水（石炭酸３割、水７割）、クレゾール水もしくはホルマリン水をもって拭浄し、またはこれを撒布し、便池には煆製石灰、石灰乳またはクロール石灰水を注ぎ、充分

攪拌する。

（ニ）芥溜、溝渠の消毒

芥溜及びその周辺の土地には、石灰乳又はクロール石灰水を、溝渠にはかせい石灰乳又はクロール石灰水を注ぎ、塵芥は焼却する。なお、かせい石灰末は、乾燥した場所の消毒に適当でないのでこの場合は石灰乳又はクロール石灰水を用いる。

（ホ）患者運搬用器具などの消毒

病毒に汚染された物件などを運搬した器具は、使用の都度石灰酸水、クレゾール水、昇汞水もしくはホルマリン水で拭浄し、またはこれを撒布する。

（ヘ）薬剤

（ロ）から（ニ）の消毒に要する薬剤の必要量は、災害の条件によって異なるが概ね次の基準（水害時）により確保するものとする。

ａ．Ａ級災害地（感染症流行のおそれのある地域が広汎にわたる場合）

○床上浸水家屋　１戸当り　クレゾール 200ｇ

○床下浸水家屋　　〃　　クレゾール 50ｇ

○床上床下浸水　　〃　　普通石灰　６kg

ｂ．Ｂ級災害地（感染症流行のおそれのある相当広い地域が数ヶ所以上に及ぶ場合）

○ａの基準の約３分の２

ｃ．Ｃ級災害地（感染症流行のおそれのある地域が小さくかつ点在的である場合）

○ａの基準の約３分の１

６　報告を要する事項

災害時における防疫に関する報告は次による。

（１）被害状況の報告

市本部保健センター班は、防疫を必要とする災害が発生した場合は、防疫に関する情報を、県支部保健班を経由して、県本部感染症対策推進班に毎日電話及び文書をもって報告（以下「日報」という）するものとする。

（２）災害防疫所要見込額の報告

市本部保健センター班は、災害防疫に関する所要見込額を様式３号「災害防疫経費所要額調」により、県支部保健班を経由して県本部感染症対策推進班に提出するものとするが、その概要は可能な限り事前に報告するものとする。

（３）災害防疫完了報告

市本部保健センター班は、災害防疫の完了したときは完了の日から 20 日以内に様式４号「災害防疫業務完了報告書」を、県支部保健班を経て県本部感染症対策推進班に提出するものとする。

７　記録の整備

（イ）災害防疫活動状況日報

（ロ）災害防疫経費所要額調（様式３号）

（ハ）清潔方法及び消毒方法に関する書類

（ニ）ねずみ、昆虫等駆除に関する書類

（ホ）家用水供給に関する書類

（ヘ）防疫作業日誌

（ト）患者台帳

８　経費の精算

災害防疫に要した経費は、他の経費とは明確に区分し、災害防疫活動を終了した後できる限り速やかに精算するものとする。

様式３号

災害防疫経費所要額調

事項	区分	所要経費			備考
		員数	単価	金額	
１）予算委員諸費			円	円	
	委員手当	延　人			実人員　　人
	委員旅費				実人員　　人
２）清潔消毒方法諸費					
	清潔方法				内訳別紙(イ)のとおり
	消毒方法				内訳別紙(ロ)のとおり
３）予防救治諸費					
	傭上費				
	旅費				
	物件費				
	診療委託費				
４）伝染病院隔離病舎諸費					
	傭上費				
	患者諸費				
	医療費				
	検査費				
	消毒費				
	給食費				
	患者輸送費				
	入院費				
	管理費				
	建物修繕費				
５）委託入院費		延　人			
６）臨時隔離病舎諸費					収容実人員　　人
	傭上費	延　人			収容延人員　　人
	患者諸費				職種別人員　　人
	医療費				傭上日数
	検査費				
	消毒費				
	給食費				
	患者輸送費				
	管理費				
７）予防救治従事者の手当等諸費					
	特殊勤務手当	延　人			実人員　　人

事項	区　分	所要経費			備　考
		員数	単価	金額	
			円	円	
	療治料、弔祭料				
８）交通遮断、隔離等諸費					
	交通遮断、隔離生活補給費	延　人			実人員　人
９）伝染病貧民患者及び死者等諸費					
	生活補給費				実人員　人
	遺体消毒費				実施件数　件
	埋火葬費				実施件数　件
10）ねずみ、昆虫駆除費		延　戸			実施実戸数　戸 実施地域 （　） 内訳別紙(ハ)のとおり
11）家用水供給費					対象実人員　人 給水日数　日
12）法第 19 条の２手当金					
13）予防事務費					内訳別紙(ニ)のとおり
14）設備整備費					設備名 台　数 理　由
計					

別紙（イ）清潔方法に要する経費内訳

科　目	品　名	員　数	単　価	金　額	備　考
賃　金			円	円	実施回数　回
	人　夫　賃				
消　耗　品　費					
	○　○　○				
医 薬 材 料 費					
	○　○　○				
運　搬　費					
	○　○　○				
○　○　○					
	○　○　○				
計					

別紙（ロ）消毒方法に要する経費内訳

科　目	品　名	員　数	単　価	金　額	備　考
賃　金			円	円	
	人　夫　賃				
消　耗　品　費					
	○　○　○				
医 薬 材 料 費					
	○　○　○				
備　品　費					
	○　○　○				
○　○　○					
	○　○　○				
計					

別紙（ハ）ねずみ、昆虫駆除費内訳

科　目	品　名	員　数	単　価	金　額	備　考
賃　金			円	円	
消耗品費					
備品費					
医療材料費					
借料損料					
○　○　○					
計					

別紙（ニ）予防事務費内訳

科　目	品　名	員　数	単　価	金　額	備　考
消耗品費			円	円	
燃料費					
食糧費					
印刷製本費					
○　○　○					
計					

様式４号

災 害 防 疫 業 務 完 了 報 告 書

１　災害発生年月日

２　災害の原因

３　被害の概要

４　市のとった防疫措置の概要

（１）災害防疫本部の活動（防疫実施の方針及び主要作業日程を含む）

（２）災害防疫活動

（ア）予防広報　　（イ）調査指導　　（ウ）検病調査　　（エ）患者処理

（オ）飲料水の確保及び井戸の消毒　　（カ）消毒方法　　（キ）ねずみ、昆虫駆除

（ク）避難所の防疫指導　　（ケ）し尿処理の指導

（コ）泥土堆積物の処理および清潔方法　　（サ）その他特記すべき事項

５　伝染病の発生状況

６　予防接種

７　伝染病院隔離病舎等の被害状況

８　災害防疫所要額

（１）防疫作業費

（ア）市町村事業分

（２）伝染病院隔離病舎等災害復旧費

第 14 項　清掃等の計画

災害時における被災地の清掃その他公衆衛生に関する対策は次によるものとする。

１　実施者

災害時における被災地の道路、溝渠、公共施設の清掃と、ごみ等（し尿を含む）の収集処分は環境文化部が行うものとする。ただし、被害の甚大等により市本部限りで実施できないときは、県支部総務班に応援の要請をするものとする。

２　清掃班の編成

災害時（特に水害時）におけるごみ又はし尿を収集及び運搬するため、清掃班を編成するものとする。

清掃班は、ごみ収集運搬班とし尿収集運搬班に区分して編成するものとするが、一班の編成は、次の基準によるものとし、災害の種類、規模、状況等に応じて班員及び装備の増減をするものとする。

区　　分		ごみ収集運搬班	し尿収集運搬班
班員	班長	1	1
	運転手	6	6
	作業員	10	6
作業器具	スコップ	10	－
	タケミ	10	－
	トラクターショベル等	随時	－
車両	ダンプカー（6ｔ車）	1	－
	（4ｔ車）	4	－
	特殊車	1	－
	バキュームカー	－	1.8kℓ車　6

（注）１　班長には、本部職員がつくものとする。

２　作業員は、ボランティアの動員又は人夫を雇い上げる。

３　車両等は、市本部所属施設で不足するときは、民間から借り上げるものとする。

３　清掃方法

清掃の実施について、次の点に留意するものとする。

（１）ごみの収集順位

ごみの収集順位は清掃班が被災地の状況（減水状況）あるいは被災世帯における屋内清掃状況等を勘案して決めること。ただし伝染病発生のおそれのある地域について最優先すること。

（２）ごみの処理

収集したごみのうち、リサイクルできない廃棄物は、焼却施設による焼却処分を原則とし、不燃性物質又は焼却できないごみは埋立処分に付するものとする。なお、フロン使用機器の廃棄処分に当たっては、フロンの適切な回収・処理を行うこと。

埋立する場合は次の場所に処分するものとする。

大畑センター又は愛岐処分場

（３）し尿の収集、処分

し尿のくみ取りは清掃班が被災地の状況（減水状況）あるいは被災世帯における屋内外清掃状況を勘案して決めること。ただし、伝染病発生のおそれのある地域については最優先すること。収集したし尿の処理は原則として多治見市のし尿処理施設、下水終末処理場等で処分するものとするが、し尿処理施設、下水終末処理場等で処理できないときは県支部総務班に報告し、その指示によるものとする。

４　清掃の事務

災害時における清掃等応急対策を完了した場合、市本部は、次の報告書を県支部総務班経由で、県本部環境生活部（廃棄物対策班）に４部提出するものとする。

（ア）廃棄物処理施設等被害状況の報告について（様式１号）

ただし、１施設の復旧事業に要する経費が 120 万円未満のものは、報告を必要としない。

（イ）災害廃棄物処理事業の報告について（様式２号）

ただし、事業経費が 60 万円未満の場合は報告を必要としない。

５　清掃施設の状況

多治見市内における清掃設備及び資機材の状況は次のとおりである。

施設名	数量等			所属
ごみ運搬車	ダンプ車	２ｔ	１台	市本部（廃棄物処理班）
	低床車（トラック）	４ｔ	３台	〃
		３ｔ	３台	〃
		２ｔ	１台	〃
	軽トラック		２台	〃
	プレスパッカー		20 台	〃
ごみ処理施設内作業車	パワーショベル		６台	〃
	ブルドーザー		１台	〃
し尿収集車		1.8kl	７台	委託業者
清掃器具 スコップ			21 丁	市本部（廃棄物処理班）
清掃器具 トビ口			２丁	〃
清掃器具 ホーク			３丁	〃
ごみ処理施設	焼却炉	三の倉センター	１日処理能力 170ｔ	〃
し尿処理施設	標準脱窒素処理		１日処理能力 61kl	〃

６　応援等の要請

大規模災害のためあるいは清掃施設被災のため市本部において清掃の実施ができないときは、環境班は危機管理班と協議して県支部総務班に応援の連絡をするものとする。

７　その他

清掃に関連した公衆衛生対策は次によるものとする。

（１）野外便所の仮設

避難人員 200 人に対して大小便器をそれぞれ２個以上ずつ設置する。なお、閉鎖に当たっ

ては消毒実施後撤去するものとする。

（２）へい獣の処理

犬、ねこの死体処理については環境班で焼却処分するが、牛、馬、豚、山羊、めん羊の死体処理は防疫班が行うものとする。

（３）清掃事務の処理手続

被害状況の報告及び清掃事業の報告は次の書式による。

（ア）廃棄物処理施設等被害状況の報告について（様式１号）

（イ）災害廃棄物処理事業の報告について（様式２号）

様式第１号

番　　号
年　　月　　日

環 境 大 臣　　殿

多治見市長
氏　　名　　㊞

廃棄物処理施設等被害状況の報告について

標記のことについて、　　年　　月　　日の（災害名）により下記のとおり被害を受けたので報告します。

記

１　災害の概要

（具体的に記入すること。特に暴風、豪雨、洪水による被害の場合は降雨量（1 時間最大雨量、24 時間最大雨量）を必ず記入すること。）

２　全般的被害状況

市町村名	人的被害			住家の被害					備考
	死者	行方不明	負傷者	全壊	流失	半壊	床上浸水	床下浸水	
	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	

３　廃棄物処理施設等の被害状況

（１）被害の概要

（具体的に記入すること。）

（２）設置主体名　　市

（一部事務組合の場合は構成市町村名を付記すること。）

（３）施 設 名

（４）処 理 方 式

（５）規　　模

（６）被 害 額　　円

（７）復旧見込額　　円

（８）建 設 年 度

（９）建設に要した総事業費　　円

（国庫補助金　　円
　県費補助金　　円
　そ　の　他　　円）

(10) 災害復旧見込額内訳

区　　分	員　　数	単　　価	金　　額	備　　考
送水管復旧工事	１式	円	円	別紙設計書のとおり
電動機（3.7kw）分解修理	２台			別紙見積書のとおり
電動機（0.75kw）分解修理	１台			〃
排水ポンプ修理	１式			〃
計				

(11) 添付資料

ア　行政区域図（縮尺１／25,000 ～ １／50,000 程度）
　　（施設の位置を明示すること。）

イ　平面配置図（縮尺１／100 ～ １／500 程度）
　　（被災部分を色分けすること。）

ウ　被災写真（できるだけ詳細に）

エ　その他参考となる資料

様式第２号

番　　号
年　　月　　日

環 境 大 臣　　殿

多治見市長
氏　　名　　㊞

災害廃棄物処理事業の報告について

標記のことについて、　　年　　月　　日の（災害名）により下記のとおり被害を受けたので報告します。

記

１　災害の概要

（具体的に記入すること。特に暴風、豪雨、洪水による被害の場合は降雨量（1 時間最大雨量、24 時間最大雨量）を必ず記入すること。）

２　全般的被害状況

市町村名	人的被害			住家の被害					備考
	死者	行方不明	負傷者	全壊	流失	半壊	床上浸水	床下浸水	
	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	

３　事業主体名　　市
４　事業区分　　し尿処理
５　事業費見込額　　円
６　事業費算出内訳（別紙のとおり）
７　添付資料
（１）行政区域図（縮尺１／25,000 ～ １／50,000 程度）
（被災区域を色分けすること。）
（２）被害写真　（できるだけ詳細に）
（３）その他参考となる資料

（別　紙）

事　業　費　算　出　内　訳

事業区分	費用区分	数量	単価	金額	積算内訳
し尿処理			円	円	汲　取　家　屋　数 戸 汲　取　量　　k ℓ
	（直営分） 燃 料 費 消耗品費 小　　計	ℓ			清　掃　期　間 日 台　　ℓ　　円 円
	（委託分） 自動車借上料 人　夫　賃 船舶借上料 小　　計 合　　計	台 人 人 隻			延　×　×@　＝ 円　　円 ×@　＝ 台　　円 円 延　×@　＝ 人　　円 円 運転手延　×@　＝ 円 円 その他延　×@　＝ kℓ　　円 円 海洋投棄量　×@　＝

（注）直営分について、職員の超過勤務手当等の人件費は含まれないものであること。

第 15 項　その他の救助保護計画

本節第１項から第 14 項までに定める救助、保護計画のほか罹災者に対する義援金品の募集、配分あるいは市長見舞金の支給等は次によるものとする。

１　災害義援金品の募集、配分計画

災害義援金品の募集及び配分は次によるものとする。

（１）募集、配分機関

市地域における義援金品の募集及び配分は市本部（会計班並びに福祉班）が中心になり、次の関係機関をもって協議会を構成し、各機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。

日本赤十字社多治見市地区（義援金のみ）　　多治見市社会福祉協議会
多治見市民生児童委員協議会　　自治会（区・町内会）
小学校児童会・中学校生徒会

（２）募集、配分会議

義援金品を募集し配分しようとするときは、市本部（会計班並びに福祉班）は募集配分に参加する機関の代表者を集め「義援金品募集、配分会議」を開催し、次の事項を決定するものとする。

（イ）募集に関する事項

（ａ）参加団体
（ｂ）募集対象（一般世帯募集、学校募集等）
（ｃ）募集の種別（金銭募集、物品募集の別）
（ｄ）集積、輸送の場所、方法、期間等
（ｅ）その他必要な事項

（ロ）配分に関する事項

（ａ）配分基本方針
（ｂ）配分、輸送の時期、方法
（ｃ）特殊な金品（条件付金品等）の配分
（ｄ）その他必要な事項

（３）募集、集積

義援金品の募集、集積は市本部（会計班並びに福祉班）が中心になり参加機関が協力して集積するものとする。なお義援金品の募集は県及び郡単位で実施する場合のほか、概ね次の災害が発生したとき「義援金品募集会議」に諮って決定するものとする。

（イ）市地域内に全失 10 世帯以上の災害が発生したとき。
（ロ）隣接市町に全失 50 世帯以上の災害が発生したとき。
（注）募集に当たっては、被災世帯等は除くものとする。

（４）配分

義援金品の配分は市本部（会計班並びに福祉班）が中心になり参加機関が協力して配分するものとする。なお、配分は「義援金品配分会議」に諮って決定するが、被災世帯に対する配分の基準は概ね次によるものとする。配分に当たっては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

（単位：千円）

世帯内訳	物資			金銭			
	全失	半失	床上浸水	全失	半失	床上浸水	死亡、負傷者
2 人以上	100	50	30	100	50	30	死亡者(遺族に対し) 1 人につき 100 重傷(障がいが残るもの) 1 人につき 50 重傷(その他の者) 1 人につき 30
3 人～4 人	150	75	45	150	75	45	
5 人～6 人	200	100	60	200	100	60	
7 人～8 人	250	125	70	250	125	70	
9 人以上	300	150	90	300	150	90	

（５）事務手続

募集あるいは任意拠出される義援金品の募集、配分、集積は、次の記録を作成し、あるいは発行してそれぞれ整備保管するものとする。

（イ）義援金品拠出者名簿（様式１号）

（ロ）義援金品引継書（様式２号）

（ハ）義援金品受領書（様式３号）

（ニ）現金出納簿（様式４号）

（ホ）義援金品受払簿（様式５号）

２　市長見舞金の支給

市民が火災、地震及び風水害等により被災した時は、次の基準により見舞金を支給する。ただし、本市に災害救助法が発動されたときは、支給しない。

(多治見市災害見舞金支給規則)

①	死亡者	1 人につき	100,000 円
②	全焼、全壊	1 世帯につき	100,000 円以内
③	半焼、半壊	〃	50,000 円以内
④	床上浸水	〃	30,000 円以内

３　知事見舞金の支給

災害により多数のものが被害を受けたときは、次により知事見舞金を罹災者に支給するものとする。

（１）適用する災害

市町村管内の被害が同一災害により次の各号の一に該当するときで、知事が必要を認めたとき、支給するものとする。

（イ）被害が甚大で、災害救助法を適用したとき。

（ロ）災害救助法適用基準（災害救助法施行令第１条第１項第１号による災害救助法の適用基準）の３分の１以上の被害があったとき。

（ハ）住家の被害のあった世帯のうち生活保護法による被保護世帯又はこれに準ずる生活困窮世帯が５世帯以上（全失換算）の被害があったとき。

（ニ）前各号の被害には達しないが、特に知事が見舞の必要を認めたとき。

（注）被害世帯数の計算は、住家の全焼、全壊、流失は１世帯を１世帯に、半焼、半壊は２世帯をもって１世帯に、床上浸水は３世帯をもって１世帯として計算する。

（２）適用する世帯等

見舞は、次の世帯等に対して行うものとする。ただし、知事がその必要を認めないときは、この限りではない。

（イ）災害の規模が（１）の（イ）（ロ）に該当するときは、罹災した全世帯

（ロ）災害の規模が（１）の（ハ）に該当するときは、罹災した世帯のうち現に生活保護法による被保護世帯又は、これに準ずる生活困窮世帯

（ハ）前各号のほか、知事が、見舞の実施を適当と認めた世帯

（ニ）災害の規模が（１）の（イ）（ロ）又は（ニ）に該当するときでその災害により死亡又は重傷を負った者又は、その災害の復旧に従事中死亡又は重傷を負った者について、死亡した者１人について 50,000 円、重傷を負った者１人について 20,000 円

４　災害弔慰金の支給

「多治見市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例」により、自然災害によって死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行う。死亡者１人当たりの弔慰金の額は次のとおりである。

①　死亡者が死亡当時において弔慰金を受ける者の生計を主として維持していたとき 500 万円

②　①以外のときは 250 万円

５　被災者生活再建支援金の支給

自然災害により被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給の必要が生じたときは、県、市は支援金支給のための事務を迅速に行う。

県は、支援金の対象となる自然災害を公示し、国土交通省及び被災者生活再建支援基金（以下「基金」という。）へ報告を行う。また、支援金支給に係わる市からの書類の取りまとめ及び基金への送付等を行う。市は、住宅被害の認定を行い、被災者への支援金の支給申請に必要な罹災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請書等の受付、県への書類送付等を行う。

様式１号

義 援 金 品 拠 出 者 名 簿

				多治見市
年月日	住　　所	氏　　名	拠出区分	数　　量

（注）１　記載例に準じて記載する。

２　連名簿であるが市町村で別葉等として差支えない。

様式２号

義　援　金　品　引　継　書

義　援　金　品　引　継　書

引継者	機関名		職氏名	
引受者	機関名		職氏名	

義援金品を次のとおり引継ぎました。

記

１　引 継 月 日

２　引 継 場 所

３　引 継 金 品　　次表のとおり

金品区分	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由

（注）１　２部作成し、引継、引受両機関とも保管する。

２　金品区分は、衣類、生活必需品、現金等に区分し、単位は梱包、点数、円等で表示する。

様式３号

義　援　金　品　受　領　書

義　援　金　品　受　領　書

No.

殿

１　現　　金　　円也

２　物　　資

ただし、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　災害の義援金品として

上記のとおり受領しました。

年　　月　　日

機　関　名

（取扱者　　）

（注）１　複写式とし、事前に機関別の通し番号を付しておく。

２　控は義援金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。

３　各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は、本様式事項をただし書き等に付記することとして差支えない。

４　物資区分は実情に則して記載する。

様式４号

現　金　出　納　簿

年月日	摘　要	受	払	残

（注）１　各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は「義援金」の補助口座を設け、義援金についての出納を明確にしておくものとする。

２　預金と現金は、区分することなく一括経理して差支えない。ただし、区分して経理する必要のあるときは、口座を「現金」「預金」に区分して扱うものとする。

３　公共団体の取扱いで「歳入歳出外現金」として保管するときは、「災害見舞金」として財務規則等に定める「歳入歳出外現金等受払簿」により現金出納簿と別途に経理する。

様式５号

義　援　金　品　受　払　簿

年月日	摘　要	受	払	残	てん末

（注）１　この帳簿は、受入れてから配分するまでの受払及びてん末を記録する。

ただし、現金については現金出納簿へ転記し、その時に払出記帳をする。なお、物資と現金の口座を設け現金出納簿と併用しても差支えない。

２　記載方法は、記載例に準じ適宜累計を行う。

第７節　文教対策

文教関係の災害対策は、他の計画に定めるもののほか本計画の定めるところによるものとするが、各施設の経営者または管理者は、それぞれの災害条件を考慮し、施設別にその対策を樹立しておくものとする。

第１項　施設等の応急対策

学校その他文教施設の災害時における応急対策等は、本計画の定めるところによるものとする。

１　災害の防止対策

災害の発生を承知し、あるいは災害が発生したときは、被害を未然に防止し、あるいはその拡大を防止するため的確な判断に基づいて直ちに補修、補強その他の対策をとるものとする。

２　応急復旧等の処置

施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、あるいは、そのまま放置することが、他に影響を及ぼし被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行うものとする。

３　清掃等の実施

学校その他文教施設の経営者は、学校が浸水した場合等にあっては直ちに清掃を行い、衛生管理と施設の保全を期するものとする。

（１）浸水した校舎、寄宿舎等はなるべく建具、床板等をとりはずし、日光の射入、空気の流通をはかり、床下汚物、泥土を除去し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰などを散布する。

（２）泥水などで汚染された建具、床板、校具等は、よく清浄した後クレゾール水等の消毒薬を用いて拭浄する。

（３）浸水した便所は、よく清浄した後石炭酸水（石炭酸３：水７の割合)、クレゾール水若しくはホルマリンをもって拭浄し、又はこれを撒布し、便池にはかせい石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を注ぐ。

第２項　小中学校関係の対策

小中学校に関する災害の応急対策は、別の計画で定めるもののほか本計画の定めるところによるものとする。

１　学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、概ね次の方法によるものとする。

（１）被害程度別応急教育予定場所

災害の規模及び被害の程度によって次の施設を利用するものとする。

（イ）応急的な修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急処置をして使用する。

（ロ）学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内体育施設を利用し、なお不足するときは２部授業等の方法による。

（ハ）校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合

公民館等公共施設あるいは隣接学校の校舎又は神社仏閣等を利用する。

（ニ）特定の地区が全体的に被害を受けた場合

住民避難先の最寄りの学校、罹災をまぬがれた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設がないときは応急仮校舎の建設をする。

上記施設の決定に当たっては、関係の機関が協議し、その決定事項を教職員及び住民に徹底するものとする。

（２）施設の応急復旧

市本部は、被災校舎等の維持保全のため、又は授業実施のため必要な範囲において、災害終了後できる限り速やかに応急処置を行うものとする。ただし、処置（応急復旧）をする場合にあっては、被害の状況をできる限り詳細に記録しておくため写真の撮影保存に留意するものとする。

（３）施設利用の応援

隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合には次の方法により当該施設管理者の応援を得るものとする。

（イ）市内施設利用の場合

市本部教育推進班において関係者協議のうえ行うものとする。

（ロ）市外施設利用の場合

県支部教育班に対して施設利用の応援を要請するものとする。

（ハ）応援要請事項等

応援（協力）に当たっては、次の事項を明示し行うものとする。

（ａ）応援を求める学校名

（ｂ）予定施設名又は施設種別

（ｃ）授業予定人員及び室数

（ｄ）予定機関

（ｅ）その他の条件

なお、応援に当たっては、教育長は、市本部長（市長）と協議して決定するものとする。

２　教育職員の対策

災害に伴い教育職員に欠員が生じたときは、次の方法によって補うものとする。

（１）学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作するものとする。

（２）市内操作

学校内で解決できないときは、学校長は、市本部教育部に派遣の要請をするものとする。市本部は市内の学校間において操作するものとする。

（３）市外操作

市において解決できないときは、市本部は県支部教育班に教職員派遣の応援要請をするものとする。

（４）応援要請事項等

教育職員派遣の応援要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

（イ）応援を求める学校名

（ロ）授業予定場所

（ハ）派遣要請をする人員（必要に応じその内訳）

（ニ）派遣予定期間

（ホ）派遣職員の宿舎その他の条件

なお、応援に当たっては、教育長は、市本部長（市長）と協議して決定するものとする。

３　応急対策

災害に伴う被害程度によって授業が不可能なときは臨時に授業を行わないものとする。ただし、正規の授業は困難であっても、できるだけ速やかに応急授業の実施に努めるものとする。

応急教育実施に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

（１）災害時の授業に当たっては、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、損失児童が負担にならないように留意する。

（２）教育の場が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童の保健等に留意する。

（３）通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導し徹底する。

（４）学校が避難所に利用される場合には、収容者あるいは児童に対し、それぞれに支障とならないように充分徹底する。

（５）授業が不可能な事態が予想されるときは、勉学の方法、量等を周知徹底する。

（６）授業の不可能が長期にわたるときは、学校と児童との連絡の方法、組織（子ども会等）の整備工夫をしておく。

４　教材、学用品の調達及び配給

災害により教科書、文房具等の教材、学用品を失った児童、生徒に対する支給及び斡旋は、第３章第６節第９項「学用品等支給計画」の定めるところによるものとする。

５　被災児童、生徒の調査報告

市本部教育総務班は、施設責任者の協力を得て、次の様式に定める事項につき速やかに調査し、県支部教育班を経由して県本部教育部に報告するものとする。

様　式

災害により被災した児童生徒数調

市町村名	

災害の名称		災害発生年月日	年　　月　　日	災害救助法適用の有無	

関係市町村名	学校種別	被災児童生徒数					被災したことにより新たに就学援助を必要とする児童生徒数				被災したことにより学用品費通学用品費の再給与を必要とする準要保護児童生徒数	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金にかかる配分児童生徒数の追加配分を必要とする数等					
												学用品費			修学旅行費		
		家屋の全壊焼・流失	家屋の半壊焼	家屋の床上浸水	田畑等の被害	計	学用品費・通学用品費	修学旅行費	校外活動費	通学費		既配分数　A	追加配分必要数B	計　A＋B	既配分数　A	追加配分必要数B	計　A＋B
		人（　）	人（　）	人（　）	人（　）	人（　）	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	小学校	（　）	（　）	（　）	（　）												
	中学校	（　）	（　）	（　）	（　）												
	計	（　）	（　）	（　）	（　）												
	小学校	（　）	（　）	（　）	（　）												
	中学校	（　）	（　）	（　）	（　）												
	計	（　）	（　）	（　）	（　）												

（注）　1　この調査において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度がこれらに類する大規模な事故をいうこと。

2　「被災児童生徒数」欄には、就学援助を受けているといないとにかかわらず、保護者が当該欄に該当した場合のすべての児童生徒数を記入し（　）内に就学援助の対象とされる児童生徒数を記入すること。

なお、児童生徒が当該欄の各欄（被害の程度の別）の２以上に該当する場合には主として該当する１の欄にのみ記入すること。

3　「被災児童生徒数」欄のうち「田畑等の被害」とは、災害により、保護者が事業を営んでいる場合の主要な財産に復旧困難または復旧に多額の経費を要する程度の被害がある場合等をいうこと。

第３項　私立学校関係の対策

私立学校の災害応急対策は、それぞれの学校経営者が計画を樹立し、その実施に当たるものとするが、公費負担等と関係ある事項については、本計画の定めるところによるものとする。

１　被害状況の調査

私立学校経営者は、学校施設の被害があったときは、速やかにその状況を調査し、県本部私学振興・青少年班に報告するとともに、市本部教育推進班に概況を連絡するものとする。なお、調査報告は、次の方法によるものとする。

（１）被害状況の調査、報告実施者

施設経営者が調査し、報告するものとする。

（２）調査報告事項

様式１号に定める事項について調査、報告するものとする。ただし、電話、電報等による報告に当たっては、県計画第３章第６節第２項「災害情報収集等の計画」に定める様式によって行うものとする。

（３）その他調査、報告の方法

次の事項については県計画第３章第６節第２項「災害情報収集等の計画」の定めるところによる。

（イ）調査報告の種別

（ロ）被害報告の方法

（ハ）調査報告を要する災害の規模

（ニ）被害程度判定の基準

２　被災児童、生徒及び教職員の調査報告

私立学校の園児、児童及び生徒並びに教職員等の属する世帯の住家の被災状況を様式２号により速やかに調査し、県本部環境生活部に報告するとともに市本部教育推進班へ概況を連絡するものとする。

様式１号

私立学校施設被害状況報告書

月　　日 現在

学校法人名		学　校　名		学生生徒数	

建物	建物名称						計
	建物構造						
	建物経過年数						
	要新築 全壊	棟数					
		面積					
		被害額					
		半壊 棟数					
		面積					
		被害額					
	要補修	棟数					
		面積					
		被害額					
	計	棟数					
		被害額					
	復旧計画額						
	被害直前の建物保有面積						
校地	校地名称						
	土砂の被害 流失	土量					
		被害額					
	流入	土量					
		被害額					
	計	土量					
		被害額					
	石垣擁壁被害	名称					
		面積					
		被害額					
	被害額合計						
	復旧計画額						
工作物	名称						
	数量						
	被害額						
	復旧計画額						
設備	主なる品目						
	数量						
	被害額						
	復旧計画額						
備考					被害総額		
					復旧計画総額		
	（建物床上浸水　　棟　床下浸水　　棟）						

（注）　１　床上、床下浸水は、被害の有無にかかわらず備考欄に記載する。この場合一部破損以上の被害があるときは、重複して計上されるものであること。

２　用紙の大きさはＢ５とする。

３　工作物とは、建物を含まないものであること。

様式２号

被災児童生徒及び教職員数調

月　　日 現在

区分		人的被害				住家の被害						計
		死亡	行方不明	負傷	計	全壊焼	流失	小計	半壊焼	床上浸水	小計	
児童生徒学生	幼稚園											
	小学校											
	中学校											
	高等学校											
	盲ろう及び養護学校											
	大学校											
	短期大学校											
	計											
教職員	幼稚園											
	小学校											
	中学校											
	高等学校											
	盲ろう及び養護学校											
	大学校											
	短期大学校											
	計											

（注）１　負傷は、災害により負傷したもので、医師による診断治療又は、治療材料を特別要するものを計上する。

２　住家の被害は、市町村本部で備付のり災者台帳による被害区分によること。

第４項　学校保健の対策

被災時における学校給食及び児童、生徒の保健対策は、本計画の定めるところによるものとする。

１　被害の調査報告

給食関係の被害状況の掌握と災害に伴う準要保護児童、生徒給食補助の国庫負担のため次の事項を速やかに調査し、報告するものとする。

（イ）学校給食用物資の被害状況調

学校給食用物資（パン、スキムミルク）の被害を速やかに調査し、（公財）岐阜県学校給食会に報告するものとする。

（ロ）児童生徒被災状況調

小・中学校児童、生徒の属する世帯の被害状況を様式４号により、速やかに調査し、報告するものとする。

（１）実施者

市立施設については、市本部食育推進班が報告するものとし、直接の実施者を施設別に定めておくものとする。

（２）報告の系統

施設管理者 → 食育推進班 → 県支部教育班 → 県本部教育部

２　給食の実施

市本部は、災害により被害が発生しても授業を行うときは、給食も実施するように努めるものとする。

災害時における給食の実施に当たっては、特に次の点に留意を要する。

（１）施設の管理

給食用施設、設備が浸水した場合等にあっては、汚染された台所、炊事場、炊事具及び食器、戸棚等を中心にクレゾール水などの消毒薬を用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰などを撒布する等衛生管理に配意するものとする。

（２）従事者の保健

調理及び配分等給食従事者に対しては、必要に応じ臨時の健康診断を実施するとともに健康管理を行い、特に下痢状態にある者は、従業を禁止し、検便を行うものとする。

なお、従事者の身体、衣類の清潔保持に努めさせるとともに、特に調理者の手洗いを励行させるものとする。

（３）飲料水の確保

災害時における学校の飲料水は、水道、井戸水いずれについても当分の間煮沸したものを使用するものとする。

なお、浸水した井戸については、井戸ざらいを行い、クロール石灰等を用いて十分消毒を行うものとする。

（４）食品衛生

災害時における給食は、伝染病、中毒等の発生防止のため調理の方法（献立）、使用原材料等に十分注意するとともに、食事前には必ず手洗いを励行させるものとする。

（５）その他

（イ）炊き出しとの調整

給食施設は罹災用炊き出し施設に利用されるときが少なくないが、学校給食と罹災者炊き出しとの調整に留意する。

（ロ）被害物資対策

被害を受けた給食用原材品は、県本部から指示があるまでの間保管しておくものとする。

３　児童、生徒の保護

各学校長は、洪水等の災害時にあっては児童、生徒の保健指導を強化し、伝染病の発生のおそれがあるときは、臨時に児童、生徒又は幼児の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努めるものとする。

なお、児童、生徒に伝染病が集団発生したときは、県支部保健班、市本部、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期するものとする。

防疫の実施は、第３章第６節第 12 項「防疫計画」の定めるところによるが、特に次の点に留意するものとする。

（１）県支部保健班あるいは学校医の意見を聞き、健康診断、臨時休校、消毒その他の事後措置の計画をたて、これに基づいてその実施の推進に当たる。

（２）保護者その他の関係方面に対して患者の発生状況を周知させ、協力を求める。

（３）児童、生徒等の食生活について十分の注意と指導を行う。

（４）伝染病の発生原因について関係機関に協力を求め、これを明らかにするとともにその原因の除去に努める。

４　児童、生徒の安全措置

各学校長は、平素の避難訓練に基づき、迅速に児童、生徒を避難させ、その掌握を確実にする等、それぞれの災害の質に応じた救急処置及び安全措置を講ずるものとする。

（１）登下校

地域やその他の状況判断により市本部等との連携を密にしながら登下校の可否を決めるものとする。

緊急下校の際は、通学路の安全を確認し、できるだけ家庭との連絡をとりながら小集団で下校するなどを指示し、児童生徒の安全を確保するものとする。

（２）死傷者等の報告

災害による児童、生徒の死者、行方不明者又は負傷者のある場合には、市本部、教育委員会及び教育事務所へ速やかに報告するものとする。

様式４号

児童生徒被害状況報告書

（多治見市）

月　　日 現在

区　　分		小　学　校				中　学　校			合計
		学校	学校	学校	計	学校	学校	計	
災害救助法適用の有無									
住家被害	全壊・全焼・流出								
	半　壊　・　半　焼								
	床　上　浸　水								
農作物被害 総耕作反別で50%以上被害									
計									
調査時在学児童生徒数									
被災児童生徒内訳	生活保護適用者								
	学校給食法による給食補助用者								
	被災により新たに保護又は補助を要する者								
	その他欠食がちと認められる者の数								
	計								
摘　要									

（注）１　住家被害及び農作物被害は、市町村本部のそれぞれの被害調査記録に基づくものとする。（特に住家は罹災台帳の被害程度）

２　住家被害と農作物被害の重複するものは、住家被害に計上する。

３　生活保護適用者は、生活保護法により給食扶助を受けている者。

第５項　文化財、その他文教関係の対策

災害時における文化財その他文教関係の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

１　被災教育職員の調査報告

市本部は、災害の発生に伴い被害を受けた教育職員を別紙様式により調査し、県支部教育班を経由して県本部教育部に報告するものとする。

２　公民館その他文化（生涯学習）施設の対策

市は、公民館その他文化（生涯学習）施設等に災害が発生したときは、３により被害状況を報告するとともに、被災施設の応急対策等を行うものとする。なお、被災時においては、公民館等の施設は、災害応急対策のため（特に避難所、災害対策現地本部等）に利用される場合も少なくないので、設置管理者は、その受入れ等について積極的に協力するものとする。

３　被害報告

文化財、公民館その他文化（生涯学習）施設等に被害が発生したときはその管理者は、次の系統により被害の状況を報告するものとする。なお、市本部は、報告を受けあるいは承知したときは、第４節第２項「災害情報計画」様式８号により報告するものとする。

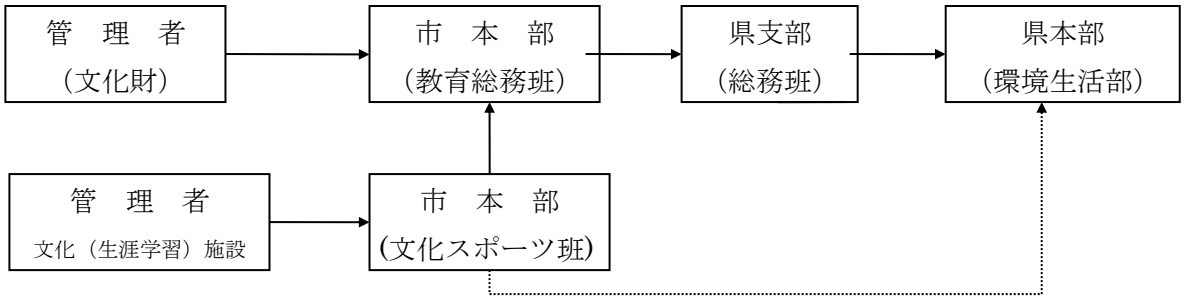

４　文化財の対策

被災文化財については、文化財審議会委員等専門家の意見を参考にして文化財的価値を可及的に維持するよう被害文化財個々について、所有者あるいは管理者にその対策を指示し指導するものとする。

様　式

公立学校共済組合員被害状況報告書

（市町村本部名）

学校名	組合員名	死亡		負傷		住家被害					その他	備考
		本人	家族	本人	家族	流失	全壊焼	半壊焼	床上浸水	床下浸水		
	小計											
合　計												

（注）１　負傷は、災害により負傷したもので、医師による診断治療又は治療材料を特別要する程度のものを計上する。

２　住家の被害は、市町村本部で備付の罹災者台帳による被害区分による。

３　電話による報告時には、それぞれの機関は、その合計数によって報告するものとするが、後刻文書によって提出するものとする。

第８節　公共的施設の応急対策

災害における鉄道、軌道、通信、電力、都市ガス等の公共的施設（ライフライン施設）の応急対策は、それぞれの防災業務計画等及び県計画第３章第 35 項「ライフライン施設の応急対策」によるほか、本計画によるものとし、また、被害の概要等について市本部へ通報するものとする。

１　鉄道、軌道等の応急対策

（１）応急対策

東海旅客鉄道㈱は鉄道及び軌道等の交通施設に対する被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、災害に対応した応急対策を行うものとする。

（２）救出活動

乗務員は、車両火災、脱線、転覆、衝突、パニック等が発生したときは、直ちに運転を停止し負傷者の救出等について、市長（消防長）、警察署、最寄駅等に通報し、救援を求めるものとする。

（３）応急復旧

災害により交通施設等に被害が生じた場合は、速やかに救護措置及び応急復旧に当たること。なお、復旧作業が困難である場合には、臨時車両等による代行運転により輸送の確保に努めるものとする。

２　通信施設の応急対策

（１）緊急臨時電話の架設

市本部長は、現地本部を設置したとき又は被災地の通信確保のため必要があると認めたときは、西日本電信電話㈱岐阜支店長に対して、緊急臨時電話の架設を文書（ＮＴＴ指定の様式）により要請するものとするが、事前に文書の提出ができないときは、口頭で行い、事後速やかに文書を提出するものとする。ただし、設置及び通話に要する費用は、市本部において負担するものとする。

（２）防災機関への優先復旧

西日本電信電話㈱は、災害対策上の必要度を勘案し、その度合いの高いものから優先して復旧するものとする。

３　電力施設の応急対策

（１）電気施設異常発見時の通報

電気施設に断線等異常があることを発見した者（機関）は、速やかに中部電力パワーグリッド㈱多治見支社に連絡するものとする。

（２）災害時における電気の保安

中部電力パワーグリッド㈱は、災害時における電気の保安を図るため、次の処置をとるものとする。

（イ）火災時の措置

中部電力パワーグリッド㈱は、火災の発生を承知したときは、直ちに職員を現場に派遣し、火災または注水により危険があると認められた場合及び消防職員、警察官の要請があった場合は、速やかに停電する等安全措置を講ずるものとする。

（ロ）非常災害時

中部電力パワーグリッド㈱は、暴風雨、水害時等の非常災害時においては、民心の安定、

重要機関への送電確保のため、極力送電を維持するものとする。ただし、冠水等で危険と認めた場合は、当該範囲の送電を停止するものとする。

（３）災害復旧

中部電力パワーグリッド㈱は、被災施設の早期復旧に当たるものとするが、復旧に当たっては、民心の安定と社会、経済上の必要度を勘案し、その度合いの高いものから優先して復旧するものとする。また、防災機関において特に早期供給を必要とする施設があるときは、中部電力パワーグリッド㈱多治見支社にその旨要請するものとする。

（４）災害時の広報

電力施設の復旧状況及び電気事故防止に関する必要事項は、関係の防災機関に通知するとともに、住民に対しては新聞、ラジオ、テレビを利用し、あるいはポスター、チラシ類の配布、サービスカーによる巡回放送等によりその徹底に当たるものとする。

（５）関係機関相互の連絡調整

中部電力パワーグリッド㈱における復旧活動その他対策の円滑な推進を図るため、必要があるときは関係機関と密接に連絡し、その協力を得て実施するものとする。

また、応急対策の実施上、他機関が電力施設（通信設備、復旧用器具資材）等の利用が必要なときは、中部電力パワーグリッド㈱多治見支社に要請し、その協力を得るものとする。

４　都市ガス施設の応急対策

（１）ガスもれ等発見時の通報

ガスもれ等ガスによる災害の危険な状態を発見した者（機関）は、速やかに東邦ガス㈱に連絡するものとする。

（２）予防対策

東邦ガス㈱は、災害時におけるガスによる二次的な災害の発生を防止するとともにガスの円滑な供給を継続できるようにするため、次の対策を講じておくものとする。

（イ）ガス施設は、建設、補修時において予想される台風、大火災、浸水等の災害を考慮し、これに対処し得る措置を講じておくものとする。

（ロ）災害による施設損傷を最小限に止めるため、台風等の予知し得る災害の場合は、主要供給路線の巡回点検を行い、事前に保安の処置を行っておくものとする。

（３）要員の確保

東邦ガス㈱は、災害時における応急対策要員を確保するため、平素から関連企業を含めた非常呼出し制度を確立し、災害発生の場合には、第一次的には、これら要員によって対処し、さらに応援を必要とする場合は、被災を免れたガス事業者からの協力を得るため、（一社）日本ガス協会に対し、必要な応援要請を行うものとする。

（４）災害時におけるガス施設の保安措置

災害の発生及びその状況をできる限り速やかに収集するように努めるとともに主要供給路線、橋梁架管、整圧器を巡回点検する。また、事情の許す限り導管内の圧力を低下させるとともに需要家に対しても不要時には、ガス栓を閉止しておくようラジオ、テレビ等による放送並びにサービスカーによる巡回放送等により事故の防止に努めるものとする。

（５）電源の確保

保安上必要な予備電源装置を設置し、平素より点検修理を行って災害時の使用に支障のないようにしておくものとする。なお、災害時の受渡に伴う諸措置について中部電力パワーグ

リッド㈱と打合せておくものとする。

（６）資器材の確保

ガス管その他応急工事用の資材及び器材は、平素より必要最小限の数量を災害時にも出荷可能な場所に確保しておくものとするが、なお不足する場合には、同業他者より相互に融通するものとする。

（７）災害時における応急工事

応急工事の第一段階としては、災害によるガス施設の破損によって生じた漏洩事故の修理に当たり、二次災害の発生防止に努めるものとする。応急工事の第二段階としては、供給不良ないし不能となった地域への供給再開工事を行うが、その復旧順序は、公共的機関を第一とし、次いで災害地の民生安定に関係の深い施設より順次復旧するものとする。

（８）災害時の広報

ガス施設の復旧状況及びガス事故防止に関する必要事項は、関係の防災機関に通知するとともに、住民に対しては新聞、ラジオ、テレビ等を利用し、関係機関の協力を得てその徹底に当たるものとする。

（９）関係機関相互の連絡調整

ガス供給機関における復旧活動その他対策の円滑な推進を図るため必要があるときは、関係機関と相互に密接な連絡をとり、その協力を得て実施するものとする。

(10) 防災に関する教育訓練

防災活動の成果をあげるため、次により防災知識の高揚を図るものとする。

（イ）教育に関する事項

災害に対する諸業務の周知徹底を図るため、下記の講習会、検討会を年１回以上開催する。

（ａ）非常災害対策基準の確認と周知徹底

（ｂ）動員計画及び業務分担等の対策事項の確認

（ｃ）呼出連絡先の確認及び周知徹底

（ロ）訓練に関する事項

災害に対する諸業務を効果的に遂行するため、防災訓練を年１回以上実施する。

第９節　その他応急対策

第１節から第８節までに定める以外の次の災害応急対策は県計画のそれぞれの対策（計画）に基づいて実施するものとする。

１　災害対策要員の確保（県計画第３章第　２項）
２　孤立地域対策　　（県計画第３章第 16 項）
３　帰宅困難者対策　　（県計画第３章第 23 項）
４　愛玩動物等の救護　（県計画第３章第 31 項）
５　産業応急対策　　（県計画第３章第 33 項）
６　公共施設の応急対策（県計画第３章第 34 項）
７　災害警備活動　　（県計画第３章第 37 項）

第４章　災害復旧計画

災害により被害を受けた公共施設の復旧、被災者の生活確保あるいは被災企業の振興など復旧に関する計画は次によるものとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

その際、地域住民の意向等を反映するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。あわせて、障がい者、高齢者等の災害時要配慮者の参画を促進するものとする。

１　復旧・復興体制の整備

被災地の復旧・復興計画体制の整備は県計画「第４章第１項」の定めるところによる。

２　公共施設災害復旧事業

公共施設等の復旧は県計画「第４章第２項」の定めるところによる。

３　被災者の生活確保

被災者の生活再建に向けての住まいの確保等は県計画「第４章第４項」の定めるところによる。

４　被災企業及び被災農林業者の再建

被災企業及び被災農林業者の再建に向けた支援は県計画「第４章第５項」及び「第４章第６項」の定めるところによる。

５　人的資源等の確保

市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し職員の派遣を要請するものとする。国及び県は、必要に応じて職員の派遣に係る斡旋に努めるものとする。県は、県及び市町村の被災施設について復旧工法の早期立案を支援するため、県土木技術職員ＯＢで組織するボランティア団体「災害復旧支援隊（ＤＲＳ）」を被災地へ派遣するものとする。

地震対策編

第１章　総　　則

第１項　地域防災計画（地震対策編）の目的、性格、構成

１　目的

この計画は、災害対策基本法の規定により、多治見市防災会議が策定する計画であって、多治見市、岐阜県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における地震に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を図ることを目的とする。

２　性格、構成

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき作成されている「多治見市地域防災計画」の「地震対策編」として、東海地震、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を始めとする海溝型地震のほか、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）や新潟県中越地震などの原因ともなった内陸直下型地震をも対象とし、その防災計画を定めるものである。また、この計画は、地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号）に基づく地震防災緊急事業５箇年計画との整合性を保つものとする。

この計画は、市及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これらの関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目等については、別途関係機関が定める。

なお、この計画中第５章は、東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合に、本市のとるべき対策及び事前対策について必要な事項を定め、東海地震の予防体制の推進を図ることを目的とし、第６章は東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第６条規定に基づく推進計画とする。

また、この計画に定められていない事項については、「多治見市地域防災計画一般対策計画」の例による。

第２項　防災関係機関等の責務

１　市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て防災活動を実施する。

２　岐阜県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び自衛隊その他の公共的団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう措置をとる。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から地震災害予防体制の整備を図るとともに、地震災害時には災害応急措置を実施する。

また、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

６　住民

大地震発生の場合、防災関係機関の活動が遅延したり阻害されたりすることが予想され、地域住民は、『みんなの地域はみんなで守る』という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行う必要がある。

第３項　防災関係機関等の事務又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。
なお、次に掲げるもののほか、防災関係機関等は、防災教育、防災訓練、災害応急対策に係る情報の収集及び伝達をその事務又は業務とする。

１　市

ア　市防災会議に関する事務
イ　防災に関する施設、組織の整備と訓練
ウ　被害の調査報告と情報の収集等
エ　災害の防除と拡大防止
オ　救助、防疫等被災者救助、保護
カ　災害復旧資材の確保と物価の安定
キ　被災産業に対する融資等の対策
ク　被災市営施設の応急対策
ケ　災害時における文教対策
コ　災害対策要員の動員、雇上
サ　災害時における交通輸送の確保
シ　被災公共施設の復旧
ス　市内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
セ　防災活動推進のための公共用地の有効活用
ソ　その他災害対策

２　公共的団体

（１）多治見市医師会
ア　医療及び助産活動の協力
イ　防疫その他保健衛生活動の協力

（２）農業協同組合、森林組合、商工会議所等
ア　被害調査への協力
イ　物資、資材等の供給確保及び物価安定についての協力
ウ　融資希望者のとりまとめ、斡旋等についての協力

（３）自治会（区・町内会）、赤十字の各ボランティア団体等
ア　被災者の救助活動の協力
イ　義援金品の募集、受付及び配分の協力

（４）少年消防クラブ
火災予防の啓発

（５）市社会福祉協議会
ア　被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
イ　ボランティア活動の推進

３　防災上重要な施設の管理者

（１）病院等医療施設の管理者
ア　医療施設の不燃耐震化
イ　災害時における病人等の収容及び保護

ウ　災害時における被災負傷者の治療及び助産

エ　避難施設の整備及び避難訓練の実施

オ　水、電気、ガス等必要なライフラインの確保対策

（２）社会福祉施設管理者

ア　社会福祉施設の不燃耐震化

イ　被災時の入所者及び要介護者等の入所保護

ウ　社会福祉施設の応急復旧及び災害復旧

（３）学校法人

ア　施設の不燃耐震化

イ　応急の教育

ウ　施設の応急復旧及び災害復旧

（４）金融機関

ア　施設及び設備の不燃耐震化

イ　業務運営の確保

ウ　非常金融措置の実施

エ　災害復旧資金の融通

（５）危険物、高圧ガス等取扱い機関

ア　危険物、高圧ガス等の保安

イ　LP ガス等の供給確保

（６）簡易専用水道設置者

簡易水道施設の応急復旧及び災害復旧

４　地域住民の自主防災組織

ア　自主防災組織の整備

イ　防災資機材の整備

ウ　地震予知情報等の伝達

エ　組織的初期消火

オ　負傷者等の救出救護

カ　組織的避難

キ　給食給水活動

ク　各種防災訓練への参加

ケ　その他の相互扶助

第４項　市地域の概要

１　市地域の特色

本市の西部は古生代から中生代にかけての砂泥互層など堅い岩盤が山地を形成し、北部、東部、南部は新生代第三紀の砂礫層、陶土層が分布する。底平野からなる市街地や旧河道には砂礫、砂、粘土が分布する。兵庫県南部地震のような大規模な地震が発生すれば、活断層に伴う地震の影響をもろに受け、家屋の密集化が進んだ市街地などでは大きな被害が予想される。市地域のうち、市街地や造成地では軟弱な地盤がみられる。

今日、丘陵地では住家や工場などの施設が濃尾地震や東南海地震のころとは比べものにならないほど密集し、集積している。これらの中には極めて軟弱な地盤でありながら、戦後住宅や工場団地が建設された所が多々あり、地震災害の潜在的な災害主体が以前に比べ著しく増大しているといえよう。

２　活断層の概要

断層は従来地震の原因ではなく、地震動の結果として地層がずれたのであるという考えであったが、近年、地震断層が発見されて、「最近の地質時代に活動した証拠があり、今後も繰り返し大地震を発生させる可能性があると判断される断層」つまり活断層が、地震発生と密接なかかわりをもっていることが明らかになった。今日では、地震予知の点から活断層の存在は特に重要視されている。

本市及び周辺には、多数の活断層が分布していることが最近のプレートテクトニクスの研究によって明らかにされているが、本市及び周辺の主なものは、次のとおりである。

（１）華立断層

華立断層は、市域の中央よりやや西側に北西から南東方向に全長約 10 ㎞ほど続く断層であり、確実度Ⅰ・活動度 B 級に属する活断層である。もしこの断層が地震を引き起こした場合、本市は直下型地震に襲われることになる。

（２）笠原断層

笠原断層は、多治見市の南端部に位置し西南西から東北東に全長約 16 ㎞ほど続く断層であり、確実度Ⅰ・活動度 B－C に属する活断層である。もしこの断層が地震を引き起こした場合、本市は直下型地震に襲われることが予想される。

（３）屏風山断層・猿投山北断層

笠原断層の南側の屏風山断層、猿投山北断層は、南西から北東方向に連なって走り全長（屏風山断層 32 ㎞、猿投山北断層 21 ㎞）ほど続く断層であり、共に確実度Ⅰ・活動度 B に属する活断層である。

（４）阿寺断層

阿寺断層は、岐阜県中津川市北東部から北西へ向かって、下呂市萩原町北部へ至る全長 70 ㎞にも及ぶ大断層で、日本における第一級の左横ずれ断層として知られている。この断層は、中津川市坂下町における木曽川の河岸段丘面の段差を始めとして、断層露頭、低断層崖、鞍部の連続など断層地形が各所に見られる。

（５）根尾谷断層

明治 24 年に起きた濃尾地震は、日本内陸部における有史以来最大の大地震であるが、これは根尾谷断層の活動により発生した地震である。この根尾谷断層は、福井県の大野市南部か

ら南東へ向かって本巣市根尾地域を横切り、関市を経て、美濃加茂市、可児市まで全長約 80 ㎞にわたる左横ずれ断層である。また、国の天然記念物に指定され、長さ約 1 ㎞にわたり、上下に約 6m、水平に約 3m ずれた根尾村水鳥の断層崖は、濃尾地震の地震断層としてあまりにも有名である。

多治見市および周辺の活断層の分布

平成８年多治見市地震被害想定調査、地震動予測及び地変予測編より

第５項　想定地震

想定地震として、今後本市に大きな影響を与える可能性が高い地震として活断層の側面からは、華立断層と笠原断層の２つ、歴史的地震の観点からは 1891 年の濃尾地震を設定し、これらの３つの想定地震調査を実施した結果は次のとおりである。

（平成 7、8 年度、応用地質㈱調査実施）

（１）華立断層

最大加速度は 500gal 以上が市中央部及び西部・南部の造成地に見られる。西部及び東部の丘陵地は 300gal 以下であり、大半は 300～500gal となる。

計測震度は、市の中央部・南部が６弱、一部に６強となるほかは、５強であると予測される。

（２）笠原断層

最大加速度は市南部で 400～500gal 以上、市北部で 300gal 以下となる。

また、計測震度は、市南部で６弱、中部のほとんどが５強、北部の一部で５弱になると予測される。

（３）濃尾地震

最大加速度は市北部で 400～500gal 以上、南部で 400gal 以下となるほか、西部などでの丘陵地で 300gal 以下、市の中心部では 400gal 以上になる。

計測震度は、市の北部から中心にかけて６弱、ごく一部で６強となり、その他は５強となると予測される。

以上のように、市の直近もしくは直下で地震が起これば、かなり強烈な地震動が予想され、軟弱な地盤（河川沿いの低地、造成地盛土）ではより大きな地震動となることが予想され大きな被害をもたらす可能性が高い。

第６項　被害想定

１　東海地震被害想定

東海地震については、中央防災会議において、想定震源域及び想定震度の検討が行われてきたが、平成 13 年３月に中央防災会議内に「東海地震に関する専門調査会」が設置され、同年 12 月には、西へ 50 ㎞程度移動した新たな想定震源域が公表された。

東海地震の震源域とされる駿河湾から御前崎にかけては、1854 年の「安政東海地震」以降大規模地震は発生しておらず、発生の際の地震規模はマグニチュード８程度と予測されている。

２　内陸直下型地震被害想定

本市では、直下型大規模地震の発生を想定した被害想定調査については、平成７年から平成８年にかけて以下の計画により実施した。その調査結果をもとに多治見市地域防災計画を策定することとした。

別表は、市地域に影響をおよぼすと予想される地震を想定した場合の地震被害想定調査結果等をもとに、予想地震動、液状化、山崩れ、地すべり、建物被害、人的被害等について予想される被害を表したものである。

《内陸直下型地震被害想定調査実施計画》

	平　成　７　年　度	平　成　８　年　度
調査内容	地盤資料、地震資料の収集及び整理 崖及び造成地資料の収集及び整理 想定地震の検討 地質解析及び地盤の分類 基盤での地震動分布 地盤の地震時応答解析 地表地震動分布の算定 液状化危険度分布の算定 崖等の危険度の算定 造成地の危険度の算定	建物等資料調査 公共土木施設関係資料調査 火災・人的資料調査 建築物倒壊予測 火災・延焼予測 公共土木施設の被害予測 人的被害想定 被害のシナリオ作成 総合地域被害想定

別表

《想定被害調査の結果》

				華立断層	笠原断層	濃尾地震
現象	地震動			５強～６強	５弱～６弱	５強～６強
	液状化			市街地や市之倉ハイランド、ホワイトタウンに発生する可能性が高い。	市之倉ハイランドや市之倉町、滝呂団地で可能性が高い。市街地への影響は比較的低い。	市街地や造成地に分布。
	山崩・地すべり			全体的に危険度は高いが、十分な対施工がなされている場合は危険度はあまり大きくない。	滝呂・笠原地区の危険度が高い。	姫町や金岡町で危険度が高い。
被害	建物被害	全壊	全壊棟数	2,207 棟	606 棟	852 棟
			全壊率	5.10%	1.40%	1.97%
		半壊	半壊棟数	3,753 棟	1,942 棟	2,150 棟
			半壊率	8.68%	4.49%	4.97%
	火災	出火件数		4～23 箇所	2～12 箇所	2～14 箇所
		延焼		1～18 箇所	0～7 箇所	0～9 箇所
	人的被害	死亡者		27～182 人	12～67 人	15～85 人
		負傷者		3,387～4,059 人	2,336～2,938 人	2,379～2,990 人
		避難者		4,858～5,828 人	1,034～1,933 人	1,904～2,719 人
	その他の被害	道路		3 路線	1 路線	3 路線
		橋梁		被害なし	被害なし	被害なし
		鉄道		10 箇所	9 箇所	11 箇所

注　火災及び人的被害の幅は、最悪のケースとして冬の夕方（18 時）、比較的被害がでにくいケースとして夏の日中（15 時）を想定したもの

第２章　地震災害予防対策

第１節　自発的な防災活動の促進

第１項　防災協働社会の形成推進

１　基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り推進し、ハード・ソフトを組み合わせて一体的な災害対策を推進する。最新の科学的知見を総動員し、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

地震災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、県、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

２　推進体制

（１）「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

市は、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ、県と連携して「災害から命を守る岐阜県民運動」を全世代に向け展開していく。ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、個人や家庭、地域、企業、団体等様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても市民の命を守り、命をつなげるため、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げを図る。

（２）災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

（３）男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

市は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

（４）関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

加えて、県、市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難所としての施設利用等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

３　災害に強いまちづくり

市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、「流域治水協議会」等を活用し、集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で被害を軽減する「流域治水」の取組を促進する。

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

４　デジタル技術を活用した防災対策の推進

市、県及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。

５　被災者支援の仕組みの整備

市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

６　ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、市及び県の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにＮＰＯ・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

市及び県は、行政、社会福祉協議会、ＮＰＯ・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第２項　防災思想の普及

地震被害を最小限にとどめるには、災害初期の各個人、家庭、地域での活動が大きなポイントで、住民の一人ひとりが『自らの命は自ら守る。』、『みんなの地域はみんなで守る。』との基本理念と正しい防災知識を身に付け、飲料・飲料水の備蓄など、平素から災害に対する備えを心掛けることが重要であり、住民の生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図るものとする。

また、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な情報や各種データをわかりやすく発信するものとする。

１　『岐阜県地震防災の日』

濃尾地震が発生した 10 月 28 日の『岐阜県地震防災の日』に、市の地震防災対策の取り組みの状況を点検するとともに、防災意識の向上を図るための啓発活動の実施に努める。

２　『岐阜県防災点検の日』

毎月 28 日（明治 24 年 10 月 28 日発生の濃尾大地震にちなむ）の『岐阜県防災点検の日』に市の防災体制、個々の職員の防災活動体制について点検するとともに、地域住民等の点検を啓発する。

３　震災時の行動マニュアル作成

地域住民の地震発生直後から時間を追った具体的な行動マニュアルを作成し配布する。

４　防災教育

講演会、講習会、地震体験車、ビデオ、フィルム等を活用して防災教育を推進する。

（１）住民教育

市、その他防災関係機関は、地震時に地域住民が『みんなの地域はみんなで守る』という意識の下に、自主的な行動がとれるよう必要な教育を行う。また、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとれるよう必要な普及啓発を行う。

ア　教育内容

（ア）地震時に関する一般的知識

（イ）建築の点検と補強方法

（ウ）生活必需物資等の備蓄、家具等の固定方法

（エ）地震発生時及び地震が予知された場合の心得

（オ）火災の発生防止、初期消火及び応急救護の方法

（カ）避難場所、避難路及び避難方法

（キ）情報入手の方法

（ク）防災関係機関が講ずる地震対策の内容

（ケ）愛玩動物との同行避難方法

（コ）その他必要に応じて教育すべき事項

イ　教育方法

（ア）自主防災組織単位の講習会の開催

（イ）自治会、ＰＴＡ等の会合等の利用
（ウ）社会教育活動の利用
（エ）起震車による地震体験
（オ）防災映画等の上映
（カ）地震手引書等の作成配布
（キ）新聞、広報誌、パンフレット、チラシ等を通じての広報

（２）防災業務従事者教育

市、その他防災関係機関は、迅速かつ的確な地震対策の実施を図るため、それぞれ防災業務に従事する職員等に対し、その果たすべき役割等について必要な教育を行う。

ア　教育内容
（ア）地震に関する一般的・専門的知識
（イ）現在講じられている地震対策に関する知識
（ウ）今後地震対策として取り組むべき課題
（エ）地震の発生及び地震が予知された場合に取るべき行動
（オ）防災資機材の使用方法、応急手当等の防災活動に関する知識
（カ）緊急輸送路の周知
（キ）その他必要に応じて教育すべき事項

イ　教育方法
（ア）講習会、説明会、研修会等の開催
（イ）地震手引書等の配布

（３）児童生徒等に対する教育

地震に関する知識、地震発生時の心得等について、児童、生徒の発育段階に応じた地震対策に関する教育、特に児童、生徒一人ひとりが的確な判断と機敏な行動ができるような実践的な教育を行う。市は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

ア　教育内容
（ア）地震に関する基礎知識
（イ）地震の発生及び地震が予知された場合の心得
（ウ）児童、生徒が取るべき行動
（エ）学校の立地条件、環境及び地域の危険箇所等に関する知識
（オ）避難場所、避難路に関する知識及び避難方法
（カ）地震体験車による地震体験
（キ）連帯意識、隣人愛の高揚・啓発
（ク）自衛意識に関する知識
（ケ）その他必要に応じて教育すべき事項

イ　教育方法
（ア）地震対策のための指導計画の作成及び計画的な指導

（イ）学校教育活動全体を通じての適切な指導

（ウ）県、市その他防災関係機関との連携を図っての組織的な指導

（４）災害伝承

市は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うに当たり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

５　防災訓練

地域、職場、学校、その他施設等において実践的な防災訓練を実施し、防災活動、避難活動等を通じて防災能力を取得する。また、訓練成果を取りまとめ、訓練後の課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

６　岐阜県地震防災対策連携強化地域

県との連携により、防災訓練や自主防災活動の活性化等を進め、地域防災力の向上を図る。

第３項　自主防災組織の育成と強化

大地震発生の場合、防災関係機関の活動の遅延・阻害が予想され『みんなの地域はみんなで守る』という地域の人々のコミュニティ連帯意識に基づく防災活動が不可欠である。自主防災組織の重要性について認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を図るものとする。

１　地域住民の自主防災組織

市は、自主的な防災組織の重要性の啓発及び多様な世代が参加できるような環境の整備に努め、自主防災組織の設立を促進し、防災計画の作成、防災訓練等の指導を行い、その育成を図るとともに、地域の実情に応じて、防災資機材等の整備に努めるものとする。

（１）自主防災組織の規模

自主防災組織の規模は、その組織的活動が円滑に行われるような規模として、町内会、事業所等を単位とする。

（２）各自主防災組織の防災計画

ア　組織の編成

組織の長	情　報　班	情報の収集及び伝達、防災広報、防災訓練の計画
	消　火　班	消火資機材による消火、消火資機材の整備点検
	救出救護班	負傷者の救出、救護、高齢者・身体障がい者・病人等の保護計画
	避難誘導班	避難地、避難所への避難誘導、危険箇所の把握、避難誘導用具の整備等
	給食給水班	給食給水活動、非常食等の備蓄指導、炊き出し器具の整備点検

イ　平常時の活動

（ア）防災知識の普及に関すること

（イ）防災計画、防災マップの作成に関すること

（ウ）防災訓練の実施に関すること

（エ）防災点検の実施に関すること

（オ）防災資機材の備蓄に関すること

（カ）要配慮者の把握に関すること

（キ）その他必要な事項に関すること

ウ　災害発生時の活動

（ア）情報の収集、伝達に関すること

（イ）地震発生時における災害応急対策に関すること

（ウ）被災者の救出、救護に関すること

（エ）避難誘導に関すること

（オ）給食、給水活動に関すること

（カ）要配慮者の支援に関すること

（キ）その他必要な事項に関すること

２　自主防災資機材の整備

（１）自主防災活動に必要な資機材を整備してきたが、更に整備を進め充実を図る。

《自主防災資機材》

ア　情報伝達用具 ･･･ ハンドマイク、ラジオ等

イ　消　火　用　具 ･･･ 可搬動力ポンプ、街頭消火器、バケツ等

ウ　救　護　用　具 ･･･ 救急医療セット、担架、毛布等

エ　避　難　用　具 ･･･ 発電機、投光機、ヘルメット、標旗、腕章、ロープ等

オ　救　出　用　具 ･･･ バール、ジャッキ、チェンソー、スコップ、救命ロープ等

カ　給食・給水用具 ･･･ 炊飯装置、ろ水器、給水用水槽、非常食等

キ　そ　　の　　他 ･･･ テント、防雨シート、リヤカー、燃料等

（２）市は、地域における自主防災組織の活動を支援するため、防災事業を行う自主防災組織に対し、多治見市自主防災組織支援事業補助金を交付する。

３　研修の実施

市、その他の防災関係機関は連携して、自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識・技能の向上を図る。

４　消防団、交番等との連携強化

自主防災組織と地域の防災情報拠点である消防団及び交番・駐在所との連携を強化し、迅速・的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制充実を図る。

５　地区防災計画

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市地域防災計画に提案することができる。

また、市は、これらの提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第４項　ボランティア対策

大規模地震災害発生時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要がある。ボランティアは個人での活動や団体での活動、またその活動内容も多種多様であり、いかに効果的に機能させるかが問題で、このためボランティアの登録・養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し迅速・円滑な活動を確保する。

１　ボランティア対策

市は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ボランティア等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。また、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの運営に積極的に参画する。

２　社会福祉協議会の災害ボランティア登録

社会福祉協議会は、次の要領で災害ボランティアの登録受付を行う。

（１）対象者

ア　18 歳以上で災害ボランティア活動が可能な者

イ　15 歳以上 18 歳未満で次の条件を満たす者

（ア）グループの活動であること

（イ）グループに 20 歳以上の指導者がいること

（ウ）原則として県内の活動に限ること

ウ　災害救援活動を希望するグループ又は団体

（２）登録後の活動

次の場合に県社会福祉協議会からボランティア活動を要請する。

ア　災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合

イ　災害が発生し、災害ボランティア活動が必要と認められる場合

３　ボランティアコーディネーターの養成

市、及び社会福祉協議会は、地震災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの養成・研修に努めるものとする。

《ボランティアコーディネーターの活動内容》

①　ボランティアと要配慮者との調整・連絡

②　ボランティア活動に関する助言・相談

③　ボランティアの発掘、登録、斡旋等

４　総合ボランティア部会等の整備

市は、災害応急対策に当たり、ボランティアがその自主性を尊重しつつ、効果的に活動できるように、災害対策本部等にボランティア活動を総合的に支援する機構を整備する。

第２節　迅速かつ円滑な地震災害対策への備え（危機管理）

第１項　防災体制の確立

地震は前ぶれもなく不意に発生し、被害が同時かつ広域的に多発することから、即座に対応できる体制を整備し、交通・通信網の途絶・職員自身の被災等を考慮した防災活動体制と、迅速で多重的な初動体制の確立を図るものとする。

また、市は自主防災組織化の促進に努めるとともに、関係機関との連携により中枢機能の充実を図るものとする。

１　防災組織の充実

（１）多治見市防災会議

市は、災害対策基本法第 16 条の規定に基づき、防災に関する基本的事項を審議するため防災関係機関による防災会議を設置する。

ア　所掌事務

（ア）地域防災計画の作成とその実施の推進

（イ）市域に係る災害情報の収集

（ウ）災害応急対策及び災害復旧に係る市及び関係機関との連携調整

（エ）非常災害時における緊急措置計画の作成とその実施の推進

（オ）その他法令に基づき権限に属する事務

イ　組織

会長：市長

委員：

（１号委員）
国土交通省多治見砂防国道事務所長、国土交通省土岐川出張所長、多治見警察署、岐阜県東濃県事務所長、岐阜県多治見土木事務所長、岐阜県東濃保健所長、岐阜県東濃農林事務所長

（２号委員）
東海旅客鉄道㈱多治見駅長
西日本電信電話㈱岐阜支店災害対策室長
中部電力パワーグリッド㈱多治見支社長
東邦ガスネットワーク㈱地域計画部岐阜営業所長
岐阜県 LP ガス協会土岐支部多治見地区会長

（３号委員）
多治見医師会が会員の中から推薦する者

（４号委員）
危機管理統括監（副市長）、教育長、企画部長、建設水道部長、消防長

（５号委員）
消防団長

（６号委員）
多治見市社会福祉協議会会長、多治見市赤十字奉仕団委員長

（２）多治見市災害対策本部

多治見市地域防災計画に基づき、市本部は「多治見市災害対策本部条例（昭和 37 年条例第 26 号）」及び「多治見市災害対策本部条例施行規則（昭和 38 年規則第 16 号）」の定める防災組織により、災害予防、災害応急対策を的確かつ円滑に推進できるよう設置する。なお、職

員は災害発生当初は勤務地に参集することを基本とする。勤務地に参集できない職員は最寄りの地区事務所に参集する。初動時の対応は別に定めるマニュアルにしたがって行動する。

《組織》

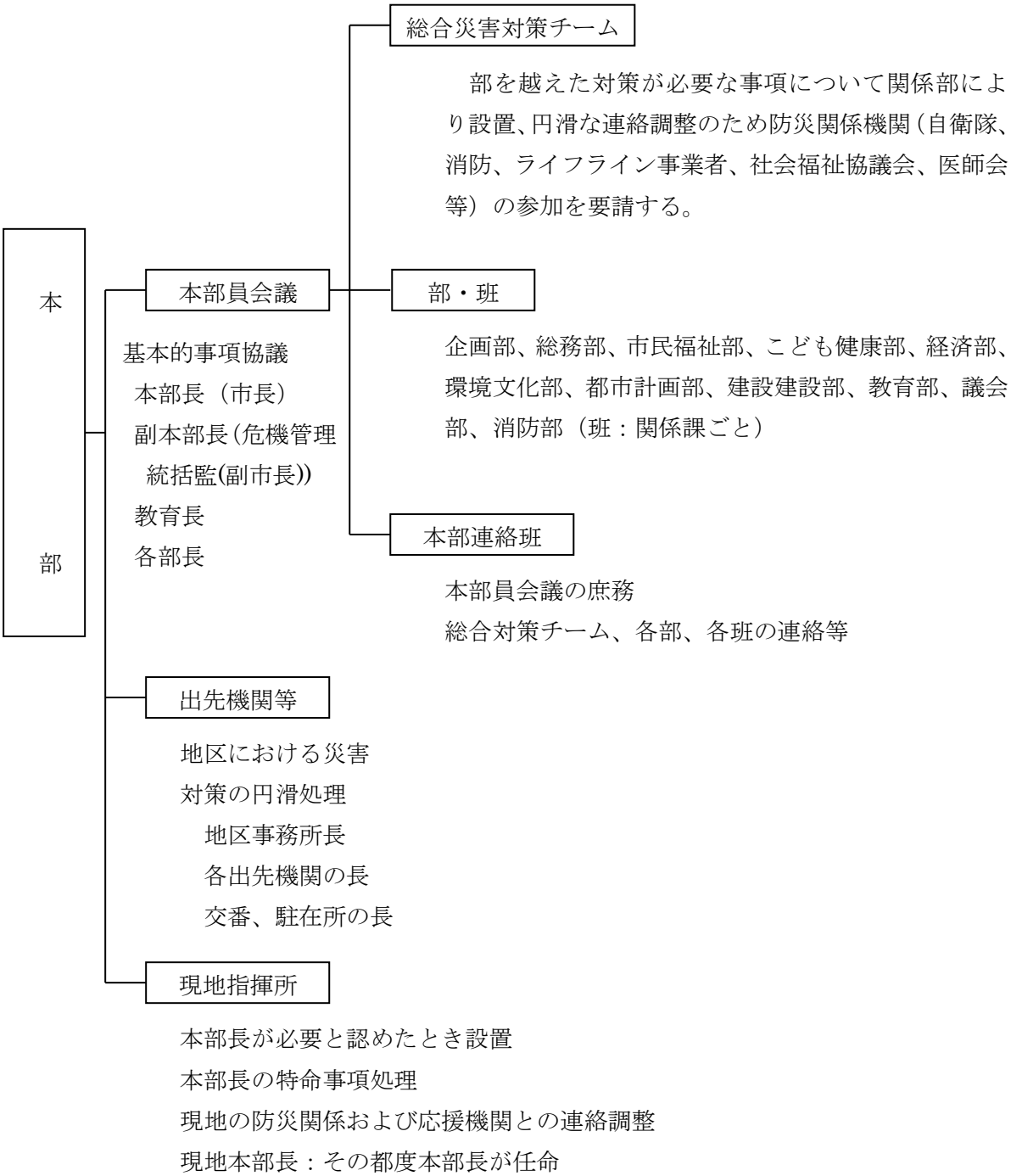

（３）防災関係機関の防災組織

市域にある防災関係機関は、防災計画及び防災業務計画等の円滑な実施のため、消火・誘導、社会秩序維持等を、防災機関相互間の連携について具体化しておくこと。また、道路公益事業施設等の応急作業に当たり、関係機関は効率的に実施できるよう相互連絡を密にすること。

（４）自主防災組織等

第２章第１節第２項のとおり

（５）分担任務等

一般対策計画第１章第５節３.分担任務による

（６）協力体制

市本部で実施する応急対策に協力を得るため、ボランティア団体等と連携・協力する。ボランティア団体等の構成等は、一般対策計画「第３章第２節災害動員計画」に定めるところによる。

２　防災活動拠点の整備

市は災害応急活動の中枢拠点を整備するとともに、地域防災拠点（小学校区ごとに１か所）等の整備に努め、円滑な災害応急活動体制の確立を図る。

（１）市の防災応急活動拠点の整備

市の防災対策活動の中枢拠点として、迅速・正確な災害情報の収集・伝達及び迅速・的確な指揮・指令機能を有する市本部のバックアップ機能整備を検討する。

（２）地域防災拠点の連携の確保

各防災拠点は有機的な連携を保つことが重要であり、そのために特に情報の相互連携を図るものとする。

指定避難所にインターネット回線やWi-Fi環境の整備を行っていく。

第２項　広域応援体制の確立

大規模災害にあっては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が予想されることから、他地域からの応援が必要である。したがって被災地においては混乱により応援についての十分な事務処理ができない場合があり、事前にこれを想定したきめ細かな取決めをした広域の応援体制を多重的に整備するものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう受援体制の整備に努める。応援の派遣及び受け入れに当たっては、感染症対策に留意する。

１　広域相互応援

（１）大規模災害における他地方公共団体との受援、応援の相互応援に関して検討する。

（２）県が中部９県１市と相互応援協定が締結されたことから、協定県及び市の応援を県に要請する。(H７.11.14)

（３）災害時には、初期段階での人命救助等の応急対策活動の着手が最も肝要であることから、５～10 時間に到着できる市町村との協定締結を推進する。また、兵庫県以西地域、神奈川県・山梨県以東地域内の市（地域ごと２都市程度）との相互応援協定締結を基本方針とする。

（４）市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

《応援内容》

ア　物資、資機材、要員等の提供・派遣・斡旋

・食糧、飲料水、生活必需品、医薬品等

・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、資機材等

・救援及び救助活動に必要な車両、船艇等

・救護及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等の職員

イ　被災県（市）の境界付近における必要な措置

・避難場所等の相互使用

・緊急輸送路の共同啓開等

ウ　被災者の一時収容のための施設の提供

２　県内相互応援

（１）広域消防相互応援体制

市は、消防組織法第 39 条の規定に基づき消防に関し相互に応援するため「岐阜県広域消防相互応援協定」（令和 3 年 12 月 1 日施行）を締結しており、大規模災害が発生した場合に広域的な消防力の応援が行われる。

《応援要請》

ア　ブロック要請 ── ブロック内市町村に対する応援要請

イ　県 域 要 請 ── ブロック要請でも被害防除が困難な場合に他のブロックの市町村等に対する応援要請

（２）県広域防災相互応援体制

岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により、県及び県内市町村へ応援を要請する。(H30.3.26)

《応援内容》

応援の内容は広域相互応援に準ずる。

３　その他の応援体制

（１）緊急消防援助隊の設置

国内で発生した地震等の大規模災害における人命救助活動等をより効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による迅速な援助体制として「緊急消防援助隊」が設置された。

（２）緊急消防援助隊の活用

市内で発生した大規模災害の初期消火・救助活動等を迅速に行うため、受援計画を作成し、大規模災害時に効率的な活用ができるようにする。

（３）警察災害派遣隊の設置

国内の大規模災害時に都道府県の枠を越えて広域的に即応でき、高度の救出能力と活動能力を有する「警察災害派遣隊」が警察管区ごとに設置された。

（４）緊急消防援助隊航空小隊応援

市は消防組織法第 44 条の規定に基づき、県を通じ緊急消防援助隊航空小隊の応援を要請することができる。

４　応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策

市は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるものとする。

第３項　情報体制の確立

大規模地震発生直後は通信機器の損傷、輻輳等により、情報の途絶・混乱は必至で情報収集・伝達の遅れが応急対策活動の遅れにもつながるものであり、また被災者のニーズにあった対策を講ずるうえからも迅速性を重視した情報の収集・伝達体制の確立を図るとともに、バックアップ機能（情報通信体制の多重化）の整備を行うものとする。

１　防災通信網の整備

（１）市防災行政無線

市は、住民に対する災害広報を即時にかつ一斉に実施するため、同報無線通信施設、災害現地、集落等との通信を確保するための移動無線通信施設及び市と防災関係機関との間の通信を確保するための地域防災無線通信施設の整備拡充に努めるものとする。

ア　市防災行政無線通信施設の整備

（ア）固定系（同報）無線通信施設

こうほうたじみ

親局　市庁舎無線室

親局遠隔制御器　消防本部救急指令課

子局　市内 191 局

（イ）移動系無線通信施設

ぎょうせいたじみ

基地局　市庁舎無線室

陸上移動局　可搬 2 局　携帯 20 局

（ウ）IP 無線　20 台

イ　市防災行政無線通信施設の利用

（ア）固定系（同報）無線通信施設

- 「警戒宣言」「地震予知情報」の伝達
- 気象情報の伝達
- 災害情報の伝達
- 避難の指示

（イ）移動系無線通信施設

- 災害情報の収集伝達
- 避難状況等の伝達
- 災害応急対策の指示
- 災害現場相互間の情報の収集伝達

ウ　通信訓練の実施

多治見市防災行政無線管理運用規程に基づき、災害その他緊急の事態が発生し又は発生するおそれがあるときに無線施設の正常な機能の維持及び通信の適切な運用を図るため、定期的な通信訓練を行うものとする。

（２）消防、警察その他の防災関係機関

消防、警察その他の防災関係機関は、それぞれ通信の確保を図るため、防災用無線の整備拡充を図るものとする。

（３）西日本電信電話㈱の防災用無線

西日本電信電話㈱は、有線通信網の途絶時における防災関係機関及び孤立地域通信を確保するため、防災用無線の整備に努めるものとする。

（４）防災相互通信用無線等

災害現場において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、防災相互通信用無線局の整備に努めるものとする。

また、消防関係機関は、消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の共通波を備えた無線局を整備するよう努めるものとする。

（５）非常通信

災害時等に、加入電話又は自己の所有する無線通信施設等が使用できない時、又は利用することが困難となった場合に対処するため、非常通信の活用を図るものとし、非常通信体制の整備充実に努めるものとする。

（６）非常通信訓練の実施

災害時における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報に係る通信方法の習熟と通信体制の確立に努める。

また、非常通信の普及、啓発については防災関係機関等に対し、災害時における情報の連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行うものとする。

（７）アマチュア無線通信

有線通信が不通になったとき、アマチュア無線通信により、市本部又は消防本部内に通信本部を設置し、通信手段の確保に努めるものとする。

２　情報の収集・伝達方法の多様化

（１）ヘリコプターによる情報収集

市は、必要に応じ県及び自衛隊から情報を収集する。

ア　県防災ヘリコプターは、県内で震度５強以上の地震が発生した場合は自主的に情報収集活動を行うこととなっている。

イ　自衛隊は、震度５強以上の地震が発生した場合、ヘリコプターによる自主的偵察活動を行うこととなっている。

（２）職員による情報収集

ア　職員は参集経路及びチェックポイントを予め定め、参集途上での情報収集に努める。

イ　防災関係機関並びに避難所の近くに住所を有する職員を指定し、直接当該機関等に派遣し、情報収集に当たらせることとする。

（３）災害現場からの情報収集

被災現場に赴き情報収集に当たる職員を指定し、自主防災組織等との連絡体制を確立し、また、小型無人機（ドローン）等の機材を整備するなど、被災現場情報等の収集に努めるものとする。

３　情報システムの高度化

市は、画像監視カメラ、防災情報モバイルネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ・ラジオ（コミュニティFM含む）、携帯電話（緊急メール、緊急速報（エリア）メール）、市公式ホームページ、ＳＮＳ等、情報収集や連絡のためのシステム整備に努め、伝達手段の多様化を図るものとする。

第４項　医療救護体制の整備

大規模災害により多数の負傷者の発生や医療体制の混乱が予想されることから、医療機関情報の早期把握に努め、災害医療救護についての組織・体制を確立するものとする。

１　地震災害等医療（助産）救護計画の策定

市は、医療救護活動に万全を期すため、医療機関等の協力の下に、地震災害等医療救護計画を策定するものとする。

《医療（助産）救護計画》

① 医療救護施設（救護所、救護病院）の設置

② ①以外の医療機関への対応

③ 搬送体制

④ 医療ボランティア受入れ体制整備

２　救護所、救護病院の整備

傷病者を処置、収容等を行う施設として、救護所及び救護病院を指定し、住民への周知を図る。

（１）救護所：多治見市総合体育館、多治見中学校、精華小学校、小泉中学校、北陵中学校、南姫小学校、笠原体育館

（２）救護病院：　多治見市民病院

災害拠点病院である岐阜県立多治見病院と連携し医療を提供する

※災害拠点病院とは：災害による重篤患者の救命医療等の高度な診療機能を有し、地域における災害医療活動の指導調整等、中心的な役割を担うとともに,DMAT 派遣や広域医療搬送に係る対応等を行う。

３　研修の実施

効率的な医療を確保するため、消防機関及び医療機関は連携して、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療に関する研修を実施する。

《トリアージの基準》（患者の重傷度と治療優先度を決めること）

優先度	処　置	色別	疾病状況	診　　断
1	最優先	赤	生命、四肢の危機的状態で直ちに処置の必要なもの	気道閉塞又は呼吸困難、重症熱傷、心傷害、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショック
2	待機的	黄	２～３時間処置を遅らせても悪化しない程度のもの	熱傷、多発又は大骨折、脊髄損傷、合併症のない頭部外傷
3	保　留	緑	軽度外傷、通院加療が可能な程度のもの	小骨折外傷、範囲小熱傷（対表面積の10%以内）で気道の熱傷を含まないもの、精神症状を呈するもの
4	死　亡	黒	生命兆候のないもの	死亡又は明らかに生存の可能性のないもの

４　災害医療の普及・啓発

消防機関は、心肺蘇生法、応急手当、トリアージの意義等に関し、住民への普及・啓発を行う。

５　医薬品等の確保体制の確立

市は、次のとおり医薬品等の確保体制の確立に努めるものとする。

（１）救急医薬品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握

（２）医療用血液の備蓄、輸送体制の確保、献血促進

６　搬送拠点の整備

県内他地域や近隣県へ患者を搬送するための域内搬送拠点を多治見市民病院とし、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

《医療（助産）救護活動体制図》

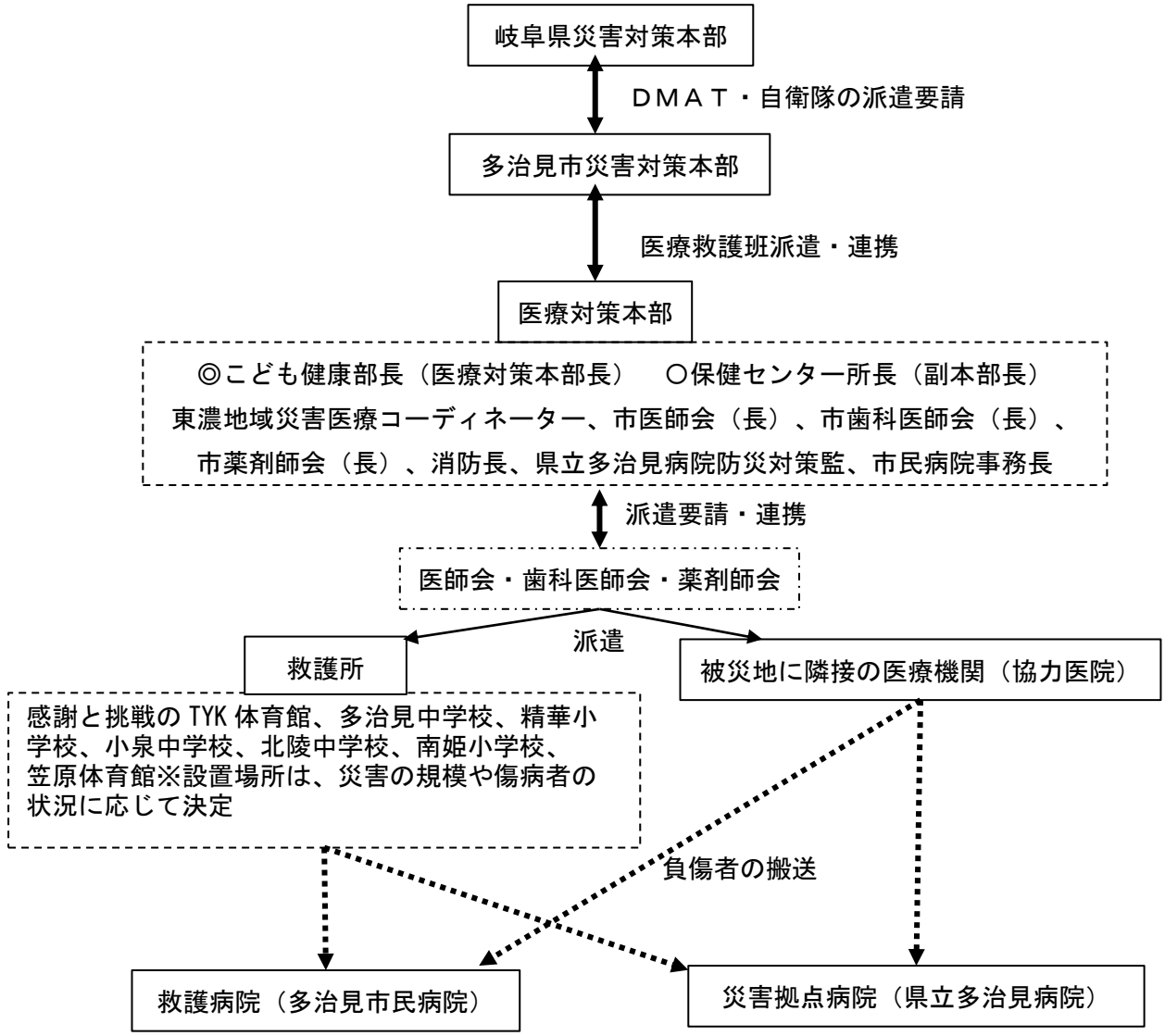

第５項　緊急輸送網の整備

大規模震災時には、道路・橋梁等の破壊、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルートの確保が重要で、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図るものとする。

１　緊急輸送道路（＝「緊急交通路」以下同じ）

緊急輸送道路の選定及び整備については、次によるものとする。

（１）地震災害発生後の緊急輸送の確保の観点から、広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から区分して緊急輸送道路に指定し、ネットワークを構築する。緊急輸送道路は、道路種別に関係なく、代替性を考慮したネットワークを構築する。

ア　第１次緊急輸送道路

岐阜市及び地方中心都市等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路（市関連道路：中央自動車道、東海環状自動車道、国道 19・248 号）

イ　第２次緊急輸送道路

第１次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

ウ　第３次緊急輸送道路

第１次・第２次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

（２）緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面対策等を進めていくものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ無電柱化の推進を図り、新規の電柱占用を原則認めないものとする。

（３）道路管理者は、地震災害発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、県へ報告する。

（４）防災拠点

緊急輸送道路に関連して、知事が指定する市内防災拠点は以下のとおり。

第１次防災拠点	多治見市役所（本庁舎）
第２次防災拠点	多治見市役所駅北庁舎、東濃西部総合庁舎、多治見警察署、多治見市消防本部、国土交通省多治見砂防国道事務所、NEXCO 中日本多治見保全サービスセンター、JR 多治見駅、岐阜県立多治見病院、旭ヶ丘運動公園・笠原梅平運動広場・潮見公園（ヘリポート）、セラミックパーク MINO・多治見運動公園（県広域防災拠点）

（５）防災上特に重要な市道路線網図

「資料 22　防災上特に重要な市道路線網図」のとおり

２　地域内輸送拠点の設置

（１）地震による災害が発生した場合において、被災地の物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するために地域内輸送拠点を被災地周辺に確保し、被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として設置する。

（２）選定した地域内輸送拠点が市町村の施設でない場合には、該当施設の使用について覚書を締結することとし、また防災関係機関に周知する。

《地域内輸送拠点》

施　設　名	所　在　地	電話	面積
県立多治見北高等学校	上山町２丁目	22-3361	1,280 ㎡
旭ヶ丘運動公園	旭ヶ丘 10 丁目 6－83	27-6784	70,182 ㎡
笠原体育館	笠原町 2072-5	43-5155	1,622 ㎡

３　緊急通行車両の周知・普及

輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための申出があったときは、災害発生前においても、当該車両に対して緊急通行車両標識が交付されることから、民間事業者へ周知を行うとともに、自らも事前の申出を積極的に行うなど、その普及を図る。

４　既設地下埋設物（上下水）及び沿道建築物等の耐震化

緊急輸送路下の地下埋設物及び沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害となる可能性が高い地下埋設物及び建築物等に対して重点的に実施する。

第６項　地震防災訓練の実施

市は、防災関係機関等により種々の災害対策が講じられているが、これらに実効性を持たせるには、日頃からの訓練により防災に関する知識・技能の習得を図ることが必要で、地震の規模や被害の想定を明確にした、より実践的な訓練を実施することにより、防災活動の円滑な実施を期するものとする。

１　総合防災訓練

市は、防災関係機関と連携して、基礎訓練（情報収集伝達訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、救出・救護訓練、給食・給水訓練等）を含めた総合的な防災訓練を実施する。

（１）直下型大規模地震を想定した訓練

毎年、１年間のうちでいずれかの土曜日又は日曜日に、県、市、防災関係機関、住民、事業所等の協力のもとに、直下型大地震を想定した総合防災訓練を実施するものとする。

《訓練の内容》

①　現場指揮本部訓練
②　広域消防応援体制訓練
③　避難所開設運営訓練
④　広域防災応援受入れ体制訓練など

（２）東海地震を想定した予知型対応訓練

中央防災会議の主唱により行われる国の総合防災訓練と連携して実施する。

《訓練の内容》

①　判定会招集に基づく非常配備員の参集訓練
②　警戒宣言発令に伴う訓練
③　地震発生後の被害情報等の収集伝達訓練

２　防災関係機関等の訓練

防災関係機関等は、それぞれ又は共同して、地震被害応急対策に係る訓練を実施するものとする。

なお、訓練は、各防災関係機関の実施すべき地震災害応急対策の内容に応じて具体的な想定に基づき、情報の収集及び伝達、要員の動員、災害対策本部等の設置運営に重点をおいて実施するものとする。

３　地域住民の自主防災組織の訓練

市は、地震被害の発生防止、又は軽減を図るため、地域住民の自主防災組織による情報の収集及び伝達、出火防止、初期消火、避難誘導、負傷者及び要配慮者の救出・救護に重点をおいた訓練を指導するものとする。

４　通信連絡訓練

地震による災害時には、有線設備が大きな被害を受けるほか、無線設備についても被害を受けることが考えられ、通信の途絶の事態が予想されることから、通信の円滑な運用を確保するためには、機関ごとに有事の際における情報の収集及び伝達の方法並びに通信設備の応急復旧等についての訓練を適宜、繰り返し行う。

５　動員訓練

地震災害時における初動体制を確保するため、職員の動員訓練、情報連絡員や応援職員等の

派遣訓練を適宜実施する。

６　図上訓練

的確なとっさの対応を確保するため、多様な想定による図上訓練を実施する。

第３節　民生安定のための備え

第１項　避難対策

大地震の発生時には、二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切であり、又、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測される。

このため、安全・迅速な避難の方策を講ずるとともに、質的にも、量的にも整備された避難場所を確保しておく必要がある。

又、避難の安全を確保し、避難誘導体制を整備するとともに、指定避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

１　避難計画の策定

市は、地震災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、予め避難計画を策定するとともに、避難所・避難場所を掲載したマップ等を作成、広報紙・ホームページ等への掲載と併せ、それらの内容を地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底するものとする。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めるものとする。

《計画の内容》

①　避難の指示を行う基準

②　避難の指示の伝達方法

③　避難場所の名称、所在地、対象区域及び対象人口

④　避難方法、避難場所への経路、誘導方法、誘導責任者等

⑤　避難場所等の整備に関する事項

- 収容施設
- 給水施設
- 情報伝達施設

⑥　避難の心得、知識の普及啓発に関すること

２　指定避難所

市は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長時間に及び宿泊を要するときの施設として予め指定避難所を確保・指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。なお、指定避難所の選定に当たっては、二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物の構造等を考慮し安全性が十分確保されていること、主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていることなど、環境衛生上問題のないことなどを検討する。

また、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び非常用電源、通信機器、マンホールトイレ等の排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレ等の要配慮者にも配慮した整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備

の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

社会福祉施設等を指定避難所として指定するなど要配慮者の多様なニーズに配慮した福祉避難所（二次避難所）の確保、宿泊施設を避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保について検討する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。

（１）指定避難所の選定基準

ア　被災者等が避難生活しやすい公共施設等で、多数の者を収容できるものであること。

イ　耐震耐火構造であり、隣接して空き地があることが望ましい。

ウ　市が管理する以外の施設にあっては、その利用についての同意が予め得られていること。

エ　選定順序は概ね次のとおりとする。

①公立小中学校　②公民館・集会所　③その他公立の学校　④神社・寺院・教会

⑤その他の公共的施設　⑥私立学校・旅館等

（２）指定避難所の施設設備の整備

ア　避難所開設に必要な施設設備 …… 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット等

※資料編「21 マンホールトイレ（下部受入口）整備状況一覧」参照

イ　避難所生活の環境を良好に保つための設備 …… 換気、照明等

ウ　要配慮者への配慮 …… スロープ等

（３）指定避難所における生活物資の確保

指定避難所又はその近くで避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

（４）指定避難所の運営体制

市は、避難者（自主防災組織）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアル（避難所開設・運営の手引き）を策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図る。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

マニュアルの策定等に当たっては、以下の点に留意し、検討するものとする。

ア　車中泊避難者等が発生することも想定した対策を検討する。

イ　必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

ウ　指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

エ　市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

オ　要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、多様な避難所を確保するよう努めるものとする。

《避難所運営マニュアル（避難所開設・運営の手引き）の内容》

①　事前対策

② 避難所運営の基本方針
③ 要配慮者への配慮事項等
④ 避難所開設
⑤ 避難所活動班の業務
⑥ 長期化への対応
⑦ その他避難所生活に必要な事項

《避難所運営マニュアル（避難所開設・運営の手引き「感染症対策編」）の内容》

① 事前対策
② 初動期の対応（発災後２４時間）
②－１ 居住スペース、専用スペース、福祉スペースの設置
②－２ 事前受付の設置
③ 展開期以降の対応

３　指定緊急避難場所

自主防災組織、自治会ごとに一時的に集合して待機する場所として、指定緊急避難場所を予め確保・指定し、住民に周知するものとする。

《指定緊急避難場所の選定基準》

① 自主防災組織、自治会等の居住者等を収容できる程度の空地等
② 避難場所・その周辺に危険を及ぼすおそれのある物がないこと。
③ 居住者等が集合しやすく、また移動しやすい場所であること。

４　避難道路の指定

市は、市街地が大火になった場合、避難場所から郊外の安全な場所へ避難が円滑に行えるよう避難用道路を選定し、関係機関の協力のもとにその整備と安全性の向上に努めるものとする。

《避難道路の選定基準》

① 概ね８メートル以上の幅員を有する道路であること。
② 避難道路付近に多量の危険物が貯蔵されていないこと。
③ 避難道路は相互に交差しないものとする。

５　行政区域を越えた広域避難の調整

市本部は、県、国の協力を得て、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

ア　大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また住民に周知するよう努めるものとする。

イ　被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

ウ　市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよ

う努めるものとする。

６　帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促したりするなど、帰宅困難者対策を行う。

※資料編「10　地震災害時の指定緊急避難場所・指定避難所一覧」参照

７　避難所・緊急避難場所標識の整備

指定避難所または緊急避難場所の標識看板を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難所または緊急避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、災害種別一般図記号を使った標識の見方に関する周知に努めるものとする。

８　拠点避難地の整備

市は、大規模災害を想定し、市民の安全な避難に資するため、拠点避難地を整備する。拠点避難地においては、避難者の生活環境の向上を図るための施設（空調・Wi-Fi・トイレ）を整備するとともに、避難形態の多様化に対応するため車中泊避難場所（駐車場等）を確保する。また、停電時等に対応可能な夜間照明及び再生可能エネルギー設備、備蓄倉庫等、避難者及び車中泊避難者の避難地としての施設整備に努めるものとする。

【拠点避難地】　多治見市総合体育館

第２項　食料、飲料水、生活必需品の確保

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域的な応援が必要であり、また被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なるので、それぞれに適合する物資の確保を図る必要がある。

このために、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図るものとする。

また、被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、搬送体制の整備を図るものとする。

１　食料及び生活必需品の確保

市は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保・供給するため、予め次の措置を講ずる。

ア　緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の策定（被災者、特に要配慮者のニーズを十分配慮する。）

イ　緊急物資流通在庫調査

ウ　緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結

エ　緊急物資調達に関する相互応援協定の締結

オ　公共備蓄すべき物資の備蓄

カ　緊急物資の集積場所として緊急輸送道路・ヘリポートとの位置関係から選定した一時集積配分拠点施設を利用

キ　炊き出し要請先リストの作成（学校給食施設、炊飯業者、外食事業者等の給食施設等）

２　住民の緊急物資の確保

市は、地域住民に対し「最低３日間、推奨１週間」分の食料の備蓄、及び非常持出し品の準備等の指導をするものとする。

３　飲料水の確保

市は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、予め次の措置を講ずる。

ア　岐阜県水道災害相互応援協定に基づく他の水道事業者からの応急給水等を含む応急給水計画の作成

イ　応急給水資機材等の整備

ウ　湧き水、井戸水、ため池等の把握

エ　水道工事事業者等との協力体制の確立

オ　復旧用資機材の備蓄

４　住民の飲料水の確保

市は、地域住民に対し少なくとも１人１日３ℓを基準とし、世帯人数の「最低３日間、推奨１週間」分の貯水を指導するものとする。

５　緊急輸送拠点の整備

市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

６　支援物資の輸送体制の整備

市は国、県及び民間物流事業などと連携し、調達から避難所までの輸送システムの構築を図ると共に、関係機関との訓練を実施する。

第３項　防災資機材の確保

大規模災害時には、警察、消防、自衛隊等の装備では効率的な応急対策活動ができないことも予想され、防災資機材の確保を図る必要がある。市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

また、自主防災組織等地域住民による活動も重要であることから、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災資機材の充実強化を促進するとともに、地域における資機材の整備を進め、地域防災力を高めるものとする。

１　防災資機材の充実強化

市は、防災資機材の確保を図るため、次の措置を講ずるものとする。

ア　防災活動上の資機材、救助活動上の資機材等の備蓄

情報連絡用資機材 …… 車載型拡声装置、ハンドマイク等

防災活動上の資機材 …… テント、防水シート、発電機及び投光器、リヤカー等

救助活動用資機材 …… チェンソー、エンジンカッター、可搬式ウインチ、油圧ジャッキ、救命ロープ、救急医療セット、担架等

イ　その他の災害応急対策用資機材

防災関係機関は、その実情に応じて必要とするその他の災害応急対策用資機材の整備増強に努める。

ウ　重機類借上げ等に関する協定の締結

建設業協会、土木建設業者等と重機類及び要員の借上げ等に関する協定を締結するものとする。

エ　化学消火薬剤等の備蓄

化学消火薬剤等の備蓄は、製造業者又は販売業者と協定を締結するものとする。

２　地域における防災資機材の整備

市内各小学校下単位に設ける防災資機材倉庫に備蓄するほか、各指定避難所等にも防災資機材倉庫を設置し、自主防災活動の充実に努める。

第４項　防疫予防対策

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力・抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要である。このため、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立するものとする。

１　防疫体制の確立

市は、地震災害時における防疫体制の確立を図る。

《地震災害時における防疫体制》

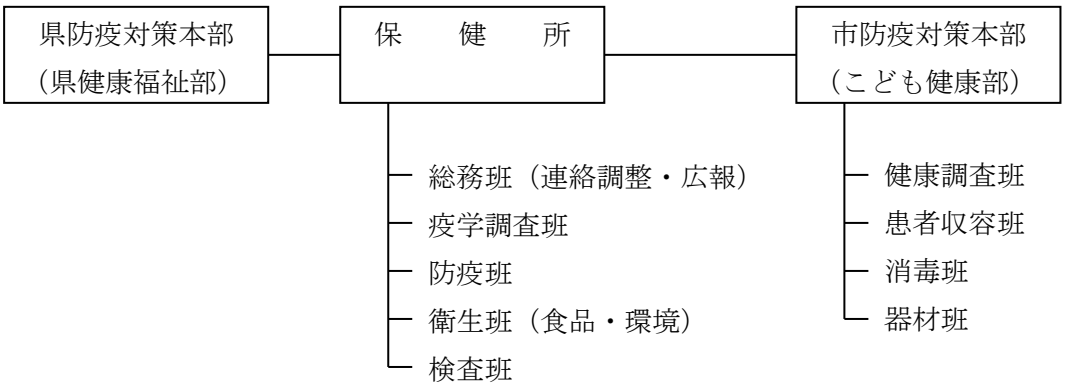

２　防疫用薬剤等の備蓄等

市は、防疫用薬剤及び資機材について、備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

３　感染症患者の医療提供体制の確立

市は、地震発生による感染症患者又は保菌者の発生に備え県内の感染症指定医療機関との体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

第５項　要配慮者・避難行動要支援者の安全確保

高齢者、障がい者、外国人、妊婦等のいわゆる要配慮者は、身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、また避難生活においても不自由を強いられることから各種の災害対策においてきめ細やかな配慮が必要となるため、関係団体、住民等の連携による要配慮者支援体制を確立するとともに、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を整備するものとする。

１　地域ぐるみの要配慮者支援

市は、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るため、情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを自主防災組織、民生児童委員、地域住民等の協力を得て進める。また、自主防災組織は、要配慮者を支援できる地域の体制づくりに努める。

２　要配慮者の状況把握

市は、日頃から要配慮者の詳細情報の把握に努める。

《情報の内容》

①　居住地、電話番号
②　家族構成
③　保健福祉サービスの提供状況
④　連絡先
⑤　安否確認の方法（複数）
⑥　生活環境 … 特に独居の要配慮者については、生活環境の災害危険度チェック（家屋の倒壊危険度と居住場所との関係、家具の転倒防止措置等）を行う。

(注)（１）要配慮者は、近隣の住民、福祉施設、市外の連絡先等とのつながりを保ち、災害時に自らの安否等を連絡できるように努める。

（２）住民は、日頃から地域の要配慮者に関する情報を把握しておくように努める。

３　要配慮者に配慮した防災知識の普及

市は、要配慮者を災害から守るための防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉協議会等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導するものとする。

（１）社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所管理者等は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るための防災訓練、防災教育等を行う。

（２）要配慮者は、自分の身体状況等に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、医薬品等の入手方法等を明確にしておくよう努める。

（３）住民は、積極的にボランティアとして活動するなど、要配慮者の生活について知識の習得に努める。

４　施設、設備等の整備

（１）市は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、要配慮者の所在等を把握した防災マップ及び要配慮者への情報提供体制の整備を図る。

また、要配慮者に配慮した避難所、避難路等の防災施設の整備を図るものとする。

（２）市は、要配慮者利用施設が災害の危険性が低い場所に立地するよう誘導するなど災害に対する安全性の向上を図り、災害時に社会福祉施設において一定程度の要配慮者が受入れ可能となるよう施設整備を進める。

（３）市は、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

（４）市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

５　人材の確保

（１）市は、要配慮者の支援に当たり、避難所等での介護者の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

（２）ボランティアの活用を図るため、その活動の支援等に努める。

（３）社会福祉施設等においては、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取組み災害時のマンパワー確保に努める。

６　避難行動要支援者名簿の作成等

第３章　一般対策計画編　第６節第６項に示したとおり、市は予め避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に努め、適切に運用するものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする 。

第６項 応急住宅の確保

大規模地震により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を収容するための住宅を仮設する必要があることから、的確かつ迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

１ 供給体制の整備

市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

２ 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅を、災害時に迅速に斡旋できるよう、体制を整備する。

第４節　地震に強いまちづくり

第１項　まちの不燃化・耐震化

阪神淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物までもが倒壊している。また、地震に伴い二次災害としての延焼火災も各地で発生し、建築物の耐震化・不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街地の開発等による密集市街地の整備等を推進することが必要であり、災害廃棄物の発生を抑制する意味でも、想定を超える災害が発生した場合、生命の安全確保を第一としつつ、被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指すものとする。

１　都市防災の推進

地域の特性を踏まえた災害に強いまちづくりを推進するため、過密化した都市の地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による市街地の整備の施策を総合的に展開し、都市の防災構造化を図るものとする。

２　建築物の防災対策

（１）防災上重要な建築物の防災対策の推進

市は、地震による大規模な災害時に、応急対策活動の拠点となる市有施設を防災上重要建築物として指定し、防火対策及びライフライン系統の不測の事態に備え、水、電力の確保等、各種の対策を相互に関連づけた総合的な防災対策を推進し、又岐阜県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき耐震補強工事を推進する。

《防災上重要建築物の指定》

① 市庁舎、地区事務所等　・・・　災害対策本部、支部
② 保健センター、病院等　・・・　医療救護活動拠点
③ 消防庁舎　・・・　消防活動拠点
④ 市立小中学校、社会教育施設、体育教育施設等・・・避難収容拠点
⑤ 社会福祉施設等　・・・　要介護施設

（２）市及び公共的施設管理者による施設の耐震化

地震災害時における建築物の倒壊の被害を最小限にするため、耐震性の向上を目的として、平成 7 年 10 月 27 日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行され、一定規模以上の特定建築物の管理者に対して耐震診断及び耐震改修が義務付けられた。

市及び公共的施設管理者は、避難施設となる公共建築物について計画的に耐震診断及び耐震改修を実施する。

（３）一般建築物の耐震性の向上

市は、耐震化の必要性と具体的な耐震方法の啓発に努めるとともに、木造住宅の無料耐震診断、建築物（木造住宅以外）の耐震診断及び耐震補強工事への一部助成等を行う。

（４）空き家等の状況の確認

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

（５）被災建築物の応急危険度判定制度の充実

市は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険

度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から事前に準備しておくよう努める。

ア　市は、判定士の養成に努め、危険度判定活動の普及啓発を行う。

イ　市は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、市街地状況等を勘案し、倒壊等被害が大きいと予想される地域を想定する。

（６）その他の安全対策

市及び施設管理者は、窓ガラス及び看板等の落下対策、ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずる。

ア　建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行う。

イ　窓ガラス、看板等が落下するおそれのある建築物の所有者又は管理者に対し、改修指導する。

（７）塀の倒壊防止対策

市は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

ア　住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報誌等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

イ　市街地にあるブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。

ウ　ブロック塀を設置している住民に対し、日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。

エ　ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

（８）建築物の不燃化の促進

ア　防火・準防火地域の指定

建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

（ア）建築物用途の混在の防止、容積率や建ぺい率の規制等用途地域制による規制によって、都市の過密化を防止し、防災性の向上強化を図る。

（イ）建築物が密集した火災危険度の高い防火地域、準防火地域については、さらに耐火建築の促進の強化を図る。

イ　建築物の防火の促進

新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の促進を図る。

（ア）既存建築物に対する改善指導

建築基準法第 12 条の規定に基づく報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改修を指導する。

３　道路、河川施設等の防災対策

（１）道路施設等の整備

道路管理者は、地震発生後に緊急輸送路を確保する等の観点から、道路、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等の推進を図るものとする。

ア　道路の整備

道路防災点検に基づき、緊急的に対策が必要とされる箇所について、順次対策を実施するとともに、道路情報表示板等必要な施設の整備を図り、警察及び消防との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

市街地においては、道路空間が有する延焼遮断機能についても考慮し、新設改良計画を立てるものとする。

イ　橋梁の整備

道路防災点検に基づき（「道路橋示方書」「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」により）、緊急性の高い橋梁について順次耐震補強を実施する。

（２）河川等の整備

河川管理者及び市は、安全と利用の両面から河川施設の整備を推進する。

ア　河川施設の安全性の確保

地震災害時における河川、樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な個所を指定し、整備を図る。

イ　河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。

ウ　消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺への坂路や階段の設置、緩傾斜護岸等の改善を図る。

また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路、ため池等の活用を図る。

エ　河川管理施設等の整備拡充

万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急時に備えて、管理施設（観測施設）等の整備拡充を図る。

４　防災空間の確保

市は、緑地保全地区等の地域指定の拡大を推進し、防災空間の確保に努めるものとする。

都市公園の整備

都市公園は、市内の緑のオープンスペースとして住民のレクリエーション、スポーツ、散策の場として、生活上の重要な役割を担うものであると同時に、大規模な災害発生時には、延焼防止あるいは避難場所として防災上重要な役目を果たしている。

今後も、整備拡大を図る場合には、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

５　市街地の開発等

（１）市街地開発の推進

市は、低層の木造建築物が密集し生活環境の悪化した市街地について次の事業等を推進し、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努めるものとする。

ア　市街地再開発事業

土地の健全な高度利用と都市機能の更新及び都市防災を推進するため、事業計画等の作成を進めている地区の事業化を促進する。

イ　優良再開発建築物整備促進事業等

市街地の環境整備改善、防災性の向上に資する良好な建築物の整備を図るため、再開発関連諸制度を活用し、安全で快適なまちづくりを促進する。

ウ　市街地再開発資金融通制度

耐火建築物の建設を行う者に、防災性の高いまちづくりを促進する。

（２）住環境整備事業の推進

市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備し、防災性の高い安全で快適なまちづくりを図る。

（３）土地区画整理事業の推進

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを促進する。

第２項　火災防止対策

地震が発生した場合、最も恐ろしいのは火災であり、多くの場合、火災は同時多発した時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性があり、また消防水利の損壊、応援隊相互の通信混乱等予期せぬ事態を踏まえ、効果的・機能的な消火活動ができる体制を整備する必要がある。

火災防止体制を万全のものとするため、火災予防の指導強化、初期消火体制の確立及び消防力の増強等を図るものとする。

１　火災予防の指導強化

（１）地域住民に対する指導

ア　地震時における火災予防思想の普及に努める。

イ　広報活動及び各種会合等において消火方法等の指導を行い、地震時における出火防止及び消火の徹底を図る。

ウ　自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術を教育する。

エ　少年消防クラブ、危険物安全協会等の組織を活用し、地震時に対する広報及び消火に必要な技術を教育する。

（２）防火管理者等に対する指導

ア　防火管理講習において、地震時の防火対策について教育する。

イ　消防用設備等講習において、耐震措置、地震時の防火対策について教育する。

ウ　防火対象物の関係者の行う、消防法に基づく点検結果の報告を通し、防火対象物及び消防用設備等の耐震性の確保を指導する。

エ　防火管理の一部を受託する警備業協会に対し、従業員等を適法に指導するための教育担当者及び常駐警備を主とした防災センター要員に対し、地震時における火災の防止及び消火に必要な技術を教育する。

（３）予防査察の強化指導

防火対象物の予防査察を計画的に実施し、防火対象物の状況を把握するとともに火災発生の危険の排除に努め、火災予防対策の万全な指導を行う。

（４）消防同意制度の活用

建築基準法の規定による消防同意制度を効果的に運用し、建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底を図る。

（５）初期消火体制の確立

各家庭で消火しきれない火災について、自主防災組織等での初期消火活動を行えるよう、街頭消火器の設置、消火栓隊用消火器具の設置等を整備するとともに、その使用方法及び組織的消火活動を指導する。

２　消防力の整備強化

（１）消防力の強化

消防力の整備指針に適合するよう消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、地震が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害等に対応できる消防力の整備に努める。

また、岐阜県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき消防施設の整備拡充を図り、消防職員、消防団員の確保に努めるとともに、防災拠点となる消防庁舎の耐震化に努めるものとする。

（２）大規模特殊災害に対応するため高度な技術、資機材を有する救助隊の整備に努める。

（３）必要に応じ次の資機材等の整備に努める。

ア　消防団、自主防災組織等への小型動力ポンプ、救助用資機材（鋸、バール等）の整備

イ　生埋め者の発見救出等のための資機材（油圧救助器具、画像探索機等）の整備

ウ　輻輳する情報を迅速に収集、伝達できる通信体制の整備

（４）救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、大型建設機械の要請について、関係団体との協力体制を確保しておくこと。

（５）消防団の処遇改善、教育訓練体制の充実、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進かつその育成に努める。

（６）同時多発災害時には市町村の消防力だけでは対応できないので、住民による自主防災組織の育成強化に努める。

ア　自主防災組織の設置及び防災資機材の確保

イ　自主防災組織の普及及び初期消火、応急救護、防災資機材の取扱訓練の実施

（７）消防水利の確保

消防水利の基準に適合するよう消防水利の適正配置と同時多発火災、消火栓使用不能事態等に備え水利の多様化を図るものとする。

ア　防火水槽の長寿命化及び耐震性貯水槽の整備を図る。

イ　緊急水利として利用できる河川、池、プール等を把握しておき、水利の多様化を図る。

ウ　長時間放水時の水を確保するため、必要に応じ水を輸送できる民間車両（例えば散水車等）の利用について関係団体と協議しておくこと。

第３項　危険物等の災害予防対策

地震が発生した場合、危険物等により、出火、爆発、有毒ガスの発生等人命に著しく危険を及ぼすおそれがあり、災害の発生・拡大防止のため平素からの対策が重要である。

また、危険物は製造所、貯蔵所、取扱所、販売所の形態で流通しており、それぞれの流通部門ごとの対策も必要であり、市、その他の関係機関は危険物等の保安体制の確立について、施設、事業所等を指導し、災害の未然防止に努めるものとする。

１　危険物

地震時の危険物による災害を最小限に止めるため、各関係機関は次の措置を行うものとする。

（１）地震対策の指導、推進

ア　施設の耐震化

イ　地震対策を含めた予防規程の作成指導

ウ　地震防災教育、訓練の推進

エ　地震関係教材の整備

オ　地震時の安全管理キャンペーンの実施

カ　事業所間における相互協力の指導、推進

（２）事業所の自主保安体制充実のための地震対策

ア　防災資機材、危険物流出防止資機材の整備

イ　化学消火薬剤の備蓄

ウ　緊急停止等に関する規程の作成及び整備

エ　地震防災訓練の実施

オ　取扱者に対する地震防災教育の実施

カ　混合発火防止措置の実施

キ　事業所間における相互協力の指導、推進

２　高圧ガス及び火薬類

地震時の高圧ガス及び火薬類による災害を最小限に止めるため、各関係機関は次の措置を行うものとする。

（１）地震対策の指導、推進

ア　高圧ガス施設の地震対策

イ　保安管理技術の研究開発

ウ　地震時応急体制の整備の推進

エ　地震防災教育、訓練の実施

（２）事業所の自主保安体制充実のための地震対策

ア　施設、設備等の耐震対策の強化

イ　防災資機材の整備

ウ　緊急保安体制の確立

エ　地震時における緊急措置作業基準の作成

オ　地震防災教育、訓練の実施

３　毒物及び劇物

地震時の毒物及び劇物による災害を最小限に止めるため、各関係機関は次の措置を行うもの

とする。

（１）地震対策の指導、推進

ア　施設の耐震化の推進

イ　貯蔵タンクの検査強化の推進

ウ　関係行政機関及び関係団体との緊密な連携

エ　地震防災教育、訓練の実施

（２）事業所の自主保安体制充実のための地震対策

ア　緊急保安体制の確立

イ　防災資機材の整備

ウ　施設、設備等の耐震性の強化

第４項　災害危険区域の防災事業の推進

本市の面積は、その 51%は山地であり、いたるところにがけ崩れ、山崩れの危険性をかかえており、さらに道路の地割れ、陥没、堤防の破損等が発生するおそれがある。このため大規模な地震が発生した場合、これらの災害により、一瞬にして多くの人命を失い、また、広範囲に人命が危機にさらされるおそれがあるため、防災事業が必要であり、災害危険区域を把握し、関係機関及び地域住民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進及び指導を図るものとする。

１　土砂災害防止事業

市、国、県は、土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）の把握を行い、法令に基づき砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を指定し、有害行為等の規制等を行うとともに、次により土砂災害防止事業の推進等を図るものとする。

（１）砂防

山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び渓床 や渓岸の安定を図るため、対策工事（砂防堰堤等）を実施。

（２）地すべり

地すべり崩壊による被害を除却、又は軽減するため、地すべりを助長、又は誘発する原因、機構及び規模に応じ、対策工事（集水井工等）を実施。

（３）急傾斜地

急傾斜地（傾斜角 30 度以上、がけ高 5m以上）の崩壊による被害を軽減するため、対策工事（擁壁工等）を実施。

２　ため池の整備

市及び県は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施するものとする。

市及び県は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。

３　造成地の災害防止

市、県その他の関係機関は、急傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想されるので、土地造成業者に対し安全を図るよう指導する。

また、既存の土地造成地にあって、崩壊等の危険のある土留め施設等についてはその危険を周知し、防災対策を確立するよう指導するものとする。

４　液状化対策

市は、現在ある液状化マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過などを進め、一般住宅の液状化対策工法の周知など被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導するものとする。

また、基幹交通網の耐震化の推進、堤防及びライフライン施設の液状化対策を実施するものとする。

５　住宅移転事業

（１）防災のための集団移転促進事業

市及び県は、災害危険地域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住民の集団移転を促進することが適当と認められる区域について防災のための集団移転の促進を図る。

（２）がけ地近接危険住宅移転事業

市及び県は、県建築基準条例で指定した「災害危険区域」及び建築を制限している区域に存する住宅で移転を必要とするものについては、がけ地近接危険住宅の移転の促進を図るものとし、地域住民の積極的な理解と協力を得るように努める。

第５項　ライフライン対策

電気、ガス、水道等のライフラインはまさに生命線であり、その寸断は都市生活の基本的な部分での麻痺を生ずることとなり、ライフラインの寸断は、二次災害の発生、応急対策の遅延にもつながるなど、その影響は極めて広範に及ぶものであり、その対策は万全でなければならない。このため、施設の耐震性の確保に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域的な応援体制等）の確保を図るものとする。

１　上水道施設

水道施設のより一層の耐震化を図り、地震時における水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

（１）上水道水の確保

受水、配水施設等の耐震性の強化を図るとともに、貯溜水の流出防止のため配水池に緊急遮断弁等を設置し応急用飲料水等を確保する。

（２）管路施設の整備

ア　送・配水管路の布設については、耐震性の高い管を採用するほか鋳鉄・ビニール管等の老朽管は布設替えを行い、送・配水管路の耐震強化を図る。

イ　２以上の配水系統を有する水道施設については、幹線で各系統相互の連絡管の整備を図る。

（３）電力施設の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家用発電設備を含む）の整備に努める。

（４）緊急給水拠点の設定

緊急時に応急給水を行う場所（配水池、給水車配置場所及び飲用井戸等）を予め設定する。

（５）資機材の備蓄等

ア　復旧工事を速やかに施工するため、必要な応急工事用資機材を備蓄し、別に製造業者と優先調達に関する契約を締結する。

イ　応急給水用器材を備蓄し、応急給水活動を支援するための給水タンク等の整備に努める。

（６）広域的相互応援体制

隣接水道事業者等と個別に地震災害時の応急復旧の応援活動を含めた広域的相互応援の体制を確保する。

２　下水道施設

下水道施設の管理者は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ地震に対して次の対策を行う。

（１）ポンプ場及び処理場内の重要施設についてレベル２地震動に対応できる施設とし、その他の施設については、ある程度（レベル１地震動）の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等で機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とし、復旧対策に重点をおいて整備を図る。

（２）ポンプ場及び処理場では、地震時においても最低限の排水機能が確保されるよう整備を図る。また、停電及び断水に対して速やかに対応できる設備の整備に努める。

（３）地震被害の程度によって排水機能に支障をきたす場合があるので、緊急用として管きょ及

び処理場にバイパス等の整備を図る。

（４）ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料用施設の設置に当たっては地震による漏えい、その他の二次災害が発生しないよう整備を図る。

（５）施設の維持管理にあっては、点検などによる危険箇所の発見とこれの改善を行い施設の機能保持に努める。

（６）管路施設の「重要な幹線等」はレベル２地震動に対して流下機能を確保できるものとし、「その他の管路」はレベル１地震動に対して設計流下能力を確保できるよう整備を図る。

レベル１地震動	施設の供用期間内に１～２度発生する確率を有する地震動
レベル２地震動	陸地近傍に発生する大規模なプレート境界地震や直下型地震による地震動のように供用期間内に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動

３　電気施設

中部電力パワーグリッド㈱は、地震時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を行うものとする。

（１）電力供給施設の耐震性の確保

（２）防災資機材及び緊急用資材の整備

ア　復旧用資材

イ　各種工具

ウ　無線

エ　車両・船艇

（３）要員の確保

ア　緊急連絡体制の整備

イ　交通途絶時の出動体制の確立

４　ガス施設及び設備

ガス事業者は、地震時のガス施設の災害及びガスによる二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため次の予防対策を行うものとする。

（１）施設・設備の安全確保

ア　導管等供給設備の耐震化

イ　遮断バルブの設置促進

ウ　地震対応型マイコンメーターの設置促進

エ　容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷防止措置

オ　防火、消火設備の充実

カ　保安電力の確保

（２）地震対策用資機材の確保

（３）情報収集・伝達体制の整備

ア　通信施設の整備

イ　地震計の設置

５　鉄道施設

東海旅客鉄道㈱は、地震時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を行うものとする。

（１）施設、設備の耐震性の確保

ア　橋梁の維持、補修

イ　のり面、土留の維持及び改良強化

ウ　トンネルの維持、補修及び改良強化

エ　建物設備の維持、修繕

オ　通信施設の維持

（２）地震計の設置

地震計を設置することにより、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

（３）耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知した場合、列車を自動的に、又は信号等を発することにより停止させる耐震列車防護装置、落石警報装置、列車指令装置等の整備増強を図る。

（４）防災資機材の整備点検及び要員の確保

ア　クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備

イ　重機械類、その他必要な資機材、要員の確保体制の整備

６　電話（通信）施設

西日本電信電話㈱は、地震時に電気通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電気通信の混乱を防止するため、次の予防対策を行うものとする。

（１）電気通信施設、設備の安全確保

ア　社屋の耐震化の推進

イ　社屋内設備の耐震化、転倒防止の推進

（２）災害対策機器類の配置

ア　ポータブル通信衛星装置

イ　非常用移動電源車

ウ　防災用器材等

７　ライフラインの代替機能の確保

ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能の確保に努めるものとする。

（１）避難所その他公共施設での井戸の掘削

（２）飲料水の貯溜が可能な耐震性貯水槽の設置

（３）避難所その他公共施設への自家発電装置の設置

（４）避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け

（５）仮設トイレ、バキュームカーの配備

（６）各種通信体制の活用 …… アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、移動通信システム（携帯電話、スマートフォン）

第３章　地震災害応急対策

第１節　応急体制

第１項　防災活動体制の整備

地震は風水害等の災害と異なり、突発的なものであるため、その発生後極めて短時間に起動する体制作りを不断に考えておく必要がある。しかし職員が被災すること、また交通が途絶することから、職員の参集が困難な場合があり、さらに防災中枢機能そのものが被災する場合もある。この厳しい条件の中で、初動時に最低限必要な要員を確保し、中枢機能を迅速に立ちあげる必要がある。

１　中枢機能の立ち上がりの迅速性

（１）市災害対策本部の設置

市長は、地震が発生し、又は発生のおそれがある場合、その地域に係る災害応急対策を円滑に行うため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、市長は災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における措置が概ね完了したとき、災害対策本部を廃止する。

市　災　害　対　策　本　部　設　置　基　準
１　市内に震度５弱以上の地震が発生したとき ２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

（２）防災関係機関の災害対策組織

指定行政機関、指定公共機関、及び指定地方公共機関は、地震災害が発生した場合、又は発生するおそれがあり、必要があると認めたときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置する。

（３）関係機関への通報

市長は、市災害対策本部を設置、又は廃止したときは、速やかに東濃県事務所に通報するとともに次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

ア　指定地方行政機関、指定地方公共機関及び公共団体の長又は代表者

イ　防災上重要な施設の管理者、地域住民の自主防災組織の代表者

ウ　災害時に支援を要請した市町村の長

（４）市本部の開設の場所

地震に対する災害対策本部は、原則、市駅北庁舎に設置する。市駅北庁舎が被災し、その使用に耐えないときは、消防本部３階講堂において市本部を設置する。

（５）現地災害対策本部の運用

現地災害対策本部は、必要に応じ、被災地に近いところの学校、公民館等公共の施設を利用し設置する。この場合できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

２　要員の確保

（１）職員参集体制等

一般対策計画第３章第１節第１項１職員参集体制等による。

第２項　災害応援要請

中枢機能が麻痺すると、従来の応援要請第一主義では立ち行かなくなり、自主出動の必要性が生じ、応援内容をあらかじめ具体的に定めておかないと、咄嗟のとき役立たないので、自衛隊その他の防災関係機関及び隣接市町村とは、平時から連絡を密にし、防災訓練等の共同実施により、その連携を図るものとする。

１　自衛隊に対する災害派遣要請

（１）　派遣要請

市長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、「災害派遣要請依頼書」により県知事に要請の依頼を行う。ただし、急を要するときは、口頭又は電話で行い事後速やかに文書を提出するものとする。要請を行った場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

なお、県知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。ただし、事後速やかに通知した旨を県知事に通知するものとする。

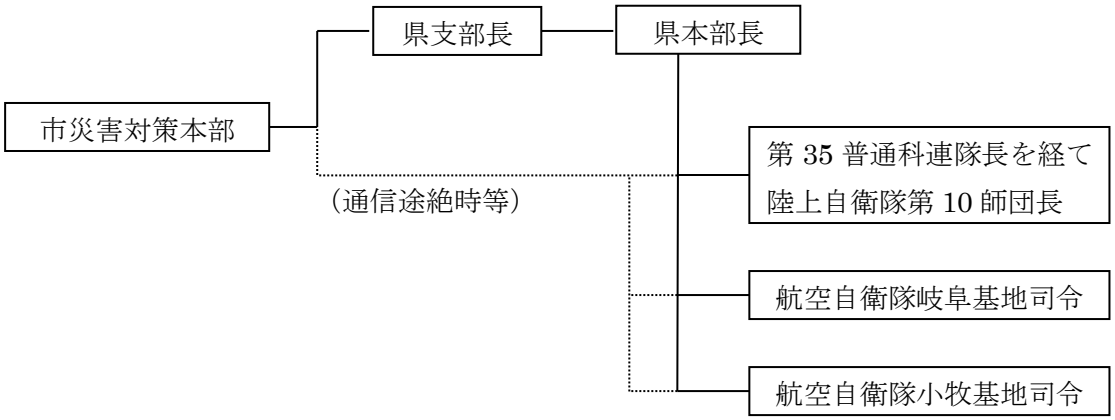

（２）　要請の方法

要請は、次の事項を記載した書類二通を添えて行う。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等をもって要請し、事後速やかに所定の手段をとるものとする。

ア　災害の状況及び派遣を要請する理由

イ　派遣を希望する機関

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

（３）　要請の窓口

部　隊　名　等	連　絡　責　任　者　（電話番号）	
	時間内（平日）　～17：00	時間外
陸上自衛隊第 35 普通科連隊（守山）第３科	第 35 普通科連隊第３科 052-791-2191	駐屯地当直指令 052-791-2191
	ＦＡＸ　052-791-2191	
航空自衛隊岐阜基地	第２補給処企画課運用班 0583-82-1101（内線 2682）	基地当直幹部 0583-82-1101（内線 2225）
航空自衛隊小牧基地	防衛部運用班 0568-76-2191　　ＦＡＸ0568-76-2191	

（４）　自衛隊の自主派遣

自衛隊は、地震による災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

（５）　災害派遣部隊の受入れ体制

ア　他の災害救助復旧機関との競合重複排除

自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

イ　作業計画及び資材等の準備

自衛隊に対し作業を要請、又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を樹立するとともに、作業実施に必要な十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

ウ　自衛隊との連絡窓口一体化

派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にする。

エ　派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し作業が円滑に行えるよう宿舎等必要な設備を整える。

オ　市長は、自衛隊の活動状況等について随時知事に報告するものとする。

（６）　自衛隊の業務の範囲

ア　被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

イ　避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ　遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救護活動に優先して、捜索救助を行う。

エ　水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ　消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

カ　道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が破損し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

キ　応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

ク　人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ　炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ　物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、または救じゅつ品を譲与する。

サ　危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ　その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

（７）　経費の負担等

ア　自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により市が負担する。

（ア）　派遣部隊の宿営、及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

（イ）　派遣部隊の宿営、及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼動させるため必要とする燃料を除く。）水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

（ウ）　派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費

イ　負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は県本部が調整してその都度決定するものとする。

２　他市町村等に対する応援要請

（１）　災害対策基本法に基づく応援要請

市長は、市の地域において災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。また、必要に応じて他の市町村長に対して応援を求める。

（２）　相互応援協定に基づく応援要請

ア　県外市町村との災害時の応援協定に基づき、当該市町村長に応援を求める。

イ　県内の市町村との次の相互応援協定に基づき、当該市町村長に応援を求める。

（ア）　広域防災相互応援協定

（イ）　広域消防相互応援協定

３　ヘリコプターの派遣要請

市長は、知事に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他都道府県の防災ヘリコプター又は、消防ヘリコプターの派遣要請を行うものとする。

《地震発生時における広域応援の体系》

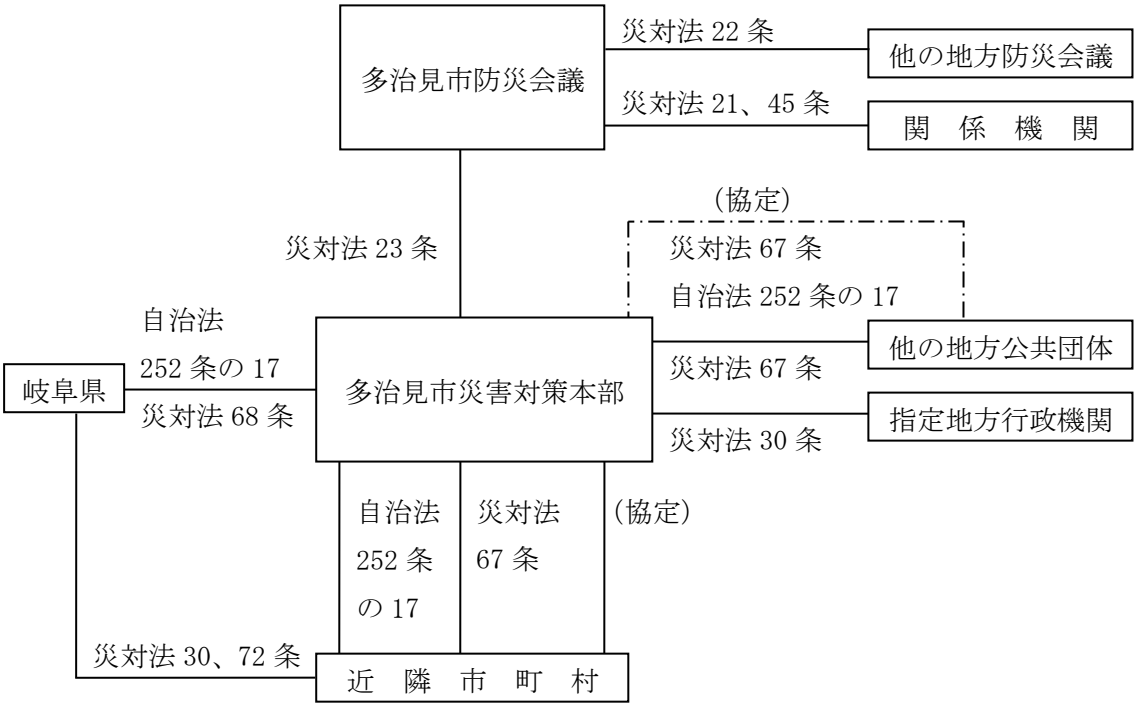

- 自治法第 252 条の 17（地方公共団体相互間の職員派遣）
- 災対法第 21 条（関係行政機関等に対する協力要求）
- 〃　第 22 条（地方防災会議等相互の関係）
- 〃　第 23 条、23 条の２（災害対策本部）
- 〃　第 29 条（職員の派遣要請）
- 〃　第 30 条（職員の派遣のあっせん）
- 〃　第 45 条（地域防災計画の実施の推進のための要請等）
- 〃　第 67 条（他の市町村長等に対する応援の要求）
- 〃　第 68 条（都道府県知事等に対する応援の要求等）
- 〃　第 72 条（都道府県知事の指示等）

第３項　地震災害情報の収集・伝達

地震発生直後における初動体制の確立、迅速な応急対策活動の実施のためには、関係機関との連絡や情報収集、さらには、報道関係や市町村等を通じての正確な情報提供が不可欠であり、迅速で総括的な被害情報の収集・伝達体制を確立するとともに被災者へのきめ細かな情報の提供を実施するものとする。

１　地震情報の受理伝達

県本部及び岐阜地方気象台が発表する地震情報の受理伝達は、次のとおり実施する。

（１）　地震情報の発表

岐阜地方気象台は、県内に設置した気象庁の観測点で震度３以上を観測した場合又は必要と認める場合は、「地震情報」、「各地の震度に関する情報」等を発表する。

（２）　地震情報等の受理伝達

ア　関係機関は、地震情報について、次の受理伝達系統図により迅速・的確に伝達する。

イ　岐阜地方気象台から地震情報を県が受理した後、多治見市に伝達される。

ウ　市は、地震情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の指示等の措置を行う。

《地震情報の伝達系統図》

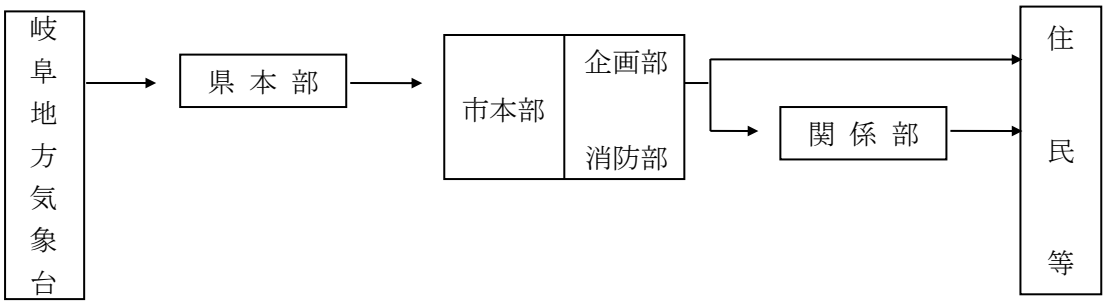

《震度情報の伝達系統図》

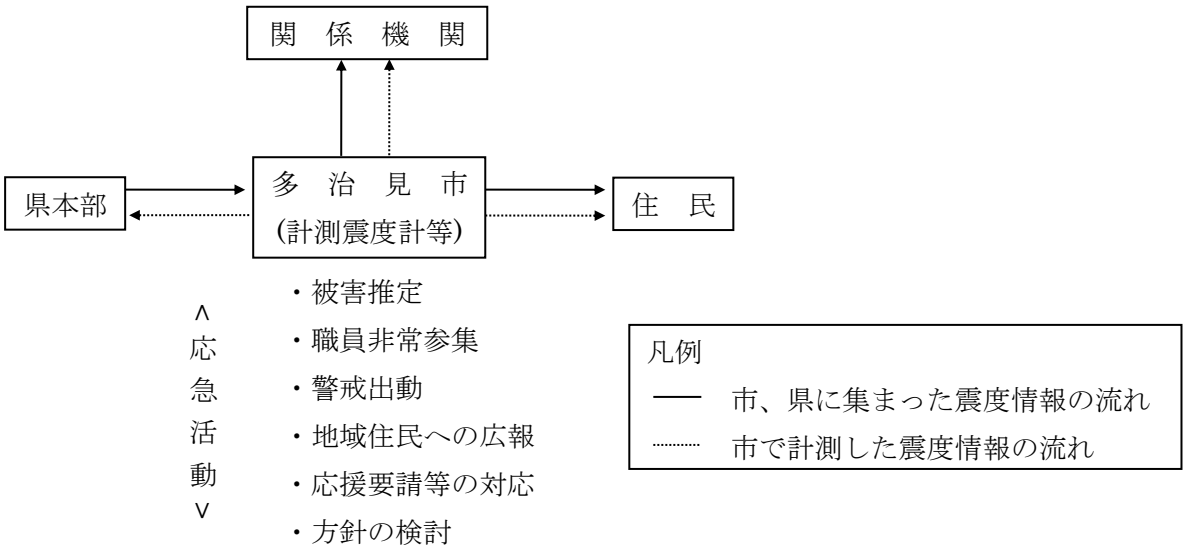

２　被害情報等の収集、連絡

（１）　被害規模早期把握のための活動

市長は、地震による被害規模の早期把握のため、次の活動を行う。

ア　災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たる。

イ　被害が広範囲にわたる場合は、県を通じて、防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊の航空偵察等による情報収集を要請する。また、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求める。

ウ　参集途上にある職員に、途中の被害状況や商店等のオープン状況等の情報収集を行わせる。

エ　自主防災組織や自治会等地域住民から情報を収集する。

オ　被害が甚大な場合にあっては、調査班を編成し現地に派遣する。

カ　甚大な被害を受けた職員を自宅待機させ、自宅周辺の情報収集に当たらせる。

（２）　地震発生直後の被害の第１次情報等の収集・連絡

市長は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報等を把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報となるため、住民登録や外国人登録の有無に関わらず、市の区域内での行方不明者となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

さらに、１１９番通報が殺到する状況については、市長は県に報告するとともに直接総務省消防庁へも報告する。

さらに、震度６弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告するものとする。

《災害対策基本法第 53 条及び消防組織法第 40 条に基づく被害状況等の報告ルート》

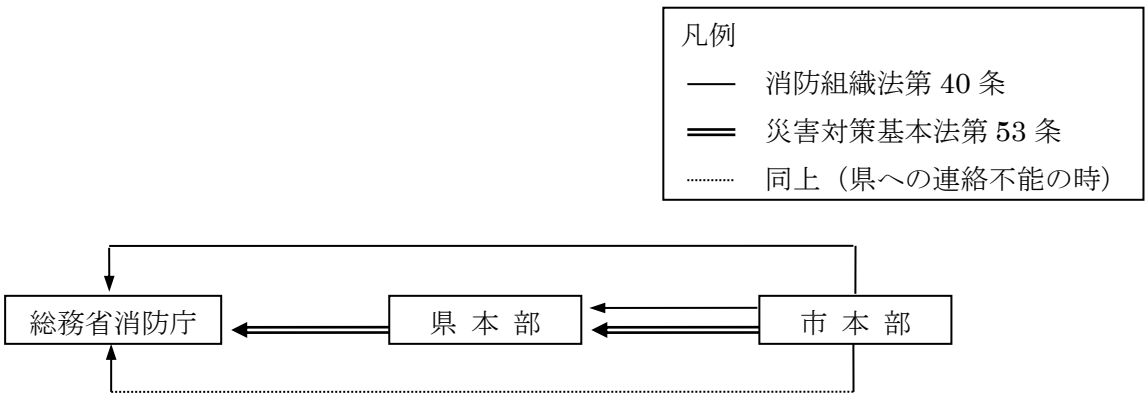

（３）　一般災害情報等の収集・連絡

ア　市長は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ県に連絡する。

イ　防災関係機関からその業務に係る被害情報を収集する。

（４）　応急対策活動情報の連絡

市長は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

（５） 情報の共有化

県及び市は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報共有を図るよう努める。

（６）災害情報相談所の設置

ア　市長は、情報発信の総合窓口を設置する。

イ　災害情報相談所は、各部（課）から派遣された要員で構成するものとし、災害対策本部の下に置く。

第４項 通信の確保

阪神・淡路大震災の時もそうであったが、大規模な災害が発生すると、親戚、友人の安否確認のため電話をかける人が多く、電話はほとんどその機能を失う。こうした事態に対処するため、無線用機材の整備とそのネットワークの一層の充実により、通信手段の確保を図ることが必要であり、情報通信体制の多重化、コミュニティＦＭ、アマチュア無線、タクシー無線等の活用を図るものとする。

１　通信手段の確認

（１）　情報通信手段の機能確保

ア　災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

イ　携帯・自動車電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

（２）　通信の統制

地震、災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

（３）　各種通信施設の利用

ア　各種メディアの活用

コミュニティＦＭ、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット等各種メディアを有効に活用し、緊急情報通信を行う。

イ　通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

ウ　報道機関への報道要請

加入電話及び市防災行政無線が使用不能になったとき、報道機関に対し、連絡のための報道を依頼する。

エ　災害用伝言ダイヤルの開設

ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル・171 を利用する。

ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル・171 のしくみ

171 にダイヤルする

↓

ガイダンスが流れる

↓　　↓

録音の場合　　再生の場合

1 をプッシュ　　2 をプッシュ

「171」は、一般電話、公衆電話、携帯電話からも利用できる。

オ　特設公衆電話（災害時優先電話）の活用

指定避難所に特設公衆電話回線及び電話機が備わっている場合は、西日本電信電話㈱との協定に基づき、避難者の安否情報伝達等のために、その利用が認められる範囲内において活用する。

２　市防災行政無線の運用

（１）　災害時の通信連絡

気象予警報及び災害時における災害情報の伝達、若しくは被害状況の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、応援要請等は、市防災行政無線を有効に活用し行う。

（２）　市防災行政無線の運用

市防災行政無線の運用については、「多治見市防災行政無線管理運用規程」に基づき次のとおり運用する。

ア　通信の種類

（ア）　緊急通報　災害の発生若しくは発生のおそれのある場合その他緊急のある場合に親局から行う通報

（イ）　普通通報　平常時に親局から行う通報

（ウ）　緊急通話　災害の発生若しくは発生のおそれのある場合その他緊急のある場合に基地局と陸上移動局及び陸上移動局相互間で行う通話

（エ）　普通通話　平常時に基地局と陸上移動局及び陸上移動局相互間で行う通話

イ　一斉通報

（ア）　親局から同一内容の通報を、二以上の受信設備に対し、同時に通報を送信する場合は、原則として一斉通報により行う。

（イ）　一斉通報の送信は、防災に関する緊急度の高いものから順次行い、その優先順位は概ね次による。非常時の一斉通報は、無線管理者の統制のもとに行う。

- 人命救助に関する通報
- 気象の予警報に関する通報
- その他防災に関する通報
- 一般行政に関する通報

ウ　通信の統制

（ア）　無線管理者は、災害の発生その他特別の理由があると認めるときは、通信を統制又は制限するものとする。

（イ）　無線管理者は、通信の統制又は制限をする時は、統制又は制限の内容、開始時刻、解除予定時刻、その他必要な事項を通信取扱責任者に通知するものとする。また、統制又は制限の必要がなくなった時も同様とする。

エ　職員の配置

通信取扱責任者は、災害その他緊急の用務のための通信を行う必要が生じ、又は生ずることが予想される時は、執務時間外にも通信取扱担当者を配置し、当該通信の円滑な運用を図るものとする。

第２節　緊急活動

第１項　避難対策

避難生活が長期化した場合、避難者同士のトラブルの発生、学校教育の再開の遅延等様々な弊害が生ずる。これらの弊害を除去し、最低限の生活環境が保持できるように対応を図る必要があり、このため人命の安全を第一に避難活動を実施し、避難所での生活環境の保持を図り、また避難路の安全性を確保するものとする。

１　避難の指示

地震の発生に伴う火災、山（がけ）崩れ等の災害から人命、身体の保護、又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、避難の指示の実施責任者等は、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して避難の指示を行う。

《避難の指示の実施責任者、区分、担当部》

実施責任者	区分	災害種別	根　拠　法	担　当　部（班）
市　長	指示	災害全般	災害対策基本法 60 条１項	火災の場合　消防部 その他の場合　関係各部
警　察　官 自　衛　官	指示	災害全般	災害対策基本法 60 条１項 警察官職務執行法 4 条１項 自衛隊法 94 条１項	災害現場にある警察官、自衛官
水防管理者（市長）	指示	洪　水	水防法 29 条	道路河川班

なお、市は、避難指示の対象地域、判断時期等について、指定地方行政機関及び岐阜県へ助言を求めることができる。

２　避難措置の周知等

市本部は、自ら避難の指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、第３章第３節第１項の災害広報により住民への周知を実施する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

３　関係機関への通知

市長は、避難に関する措置を実施した場合は、県知事に通知するものとする。

《関係機関相互の連絡系統》

（１）洪水を除く災害

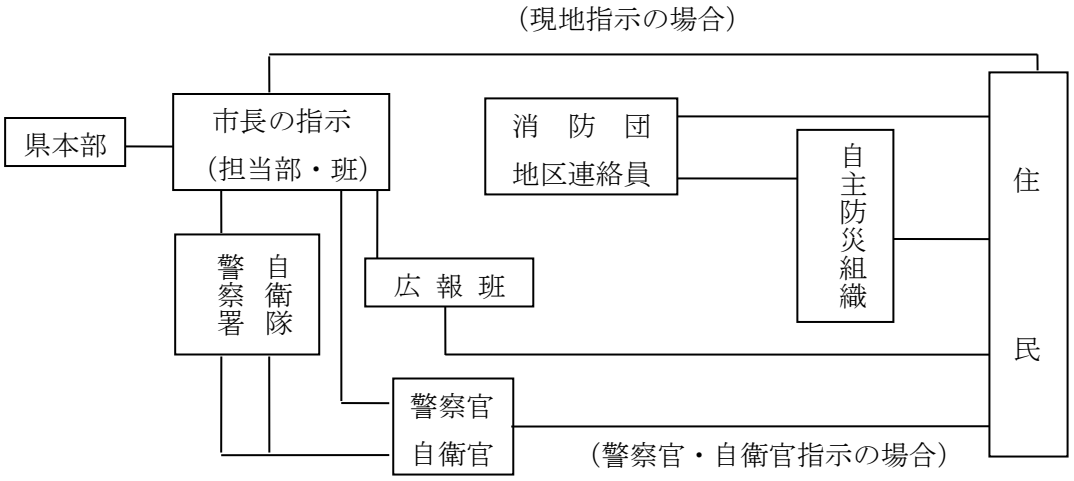

（２）洪水による災害

洪水による災害の場合は、前表の市長を水防管理者と読み替え、消防団、地区連絡員の枠内には消防団、消防部、救助班とする。なお、警察機関は除く。

４　指定避難所の開設

（１）指定避難所の開設場所

市長は、災害の態様に応じ安全適切な場所を選定し指定避難所を開設する。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

また、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を促すものとする。

市は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

（２）指定避難所の周知

市長は、指定避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに県をはじめ警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

（３）指定避難所における措置

指定避難所における市長の実施する救援措置は、概ね次のとおりとする。

ア　被災者の受け入れ

イ　被災者に対する給水措置

ウ　負傷者に対する医療救護措置

エ　被災者に対する生活必需品の供給措置

オ　その他被災状況に応じた応急救護措置

（４）指定避難所における配慮・管理等

市本部は、指定避難所の運営があらかじめ自主防災組織、市、施設管理者の協議により運営されるよう指導する。さらに長期の避難生活による精神的ストレス解消のため、被災者の「こころのケア」に努める。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。また、LGBTQ、外国人への対応について配慮するものとする。

指定避難所ごとにそこで受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。

短期的には、避難者への適時適切な情報の提供、及び長期的には、情報通信環境の整備に努めるものとする。

（５）ボランティア活用

市は指定避難所を開設するに当たっては、日赤奉仕団、その他のＮＰＯ・ボランティア等の協力を得て、指定避難所の生活環境の保持等に努めるものとする。

５　避難道路の通行確保

市職員、警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し避難道路の通行確保に努める。

６　避難の誘導

市職員、警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。

避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

７　自主防災組織による避難活動

地域住民の自主防災組織は、自ら又は市の指示、指導により、次のとおり避難活動を実施する。

（１）避難指示等の地域内居住者等への伝達の徹底

（２）避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知

（３）高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送

（４）防火、防犯措置の徹底

（５）組織的な避難誘導、避難場所又は指定避難所への収容

（６）地域内居住者の避難者の把握

８　避難先の安全管理

市及び警察は、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の収容及び

救援対策が安全に行われるよう措置する。

９　応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の提供

学校等が指定避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるので、市及び県は、迅速に応急仮設住宅を提供し、指定避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

10　要配慮者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。また、避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、身体障がい者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、身体障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

11　広域避難

ア 市の役割

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

イ 県の役割

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

ウ 国の役割

国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

エ 関係機関の連携

国、県、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

国、指定行政機関、公共機関、県、市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

12　広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

13　避難指示等の解除

市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。なお、解除の対象地域、判断時期等について、指定地方行政機関及び岐阜県へ助言を求めることができる。

14　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則等による。

第２項　消防・救急・救助対策

阪神・淡路大震災の消火活動においては消防水利の損壊、応援隊相互の通信の混乱等予期せぬ事態が発生した。また、倒壊家屋の下敷きになった人の救出には、バール、鋸等の資機材の他、建物の構造によっては重機等の確保も必要である。

このため災害発生時の初期消火の実施、迅速な被災者の救出・救助等の消防対策の充実を図るものとする。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

１　出火、延焼の防止

（１）　出火等の防止

出火等を防止するため居住者、施設、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い出火等の防止措置の徹底を図る。また、地域住民の自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等は、これに協力して出火等の防止に万全を期する。

《広報事項》

①　火気の使用中止

②　ガス器具等火気使用器具へのガス等の供給遮断の確認、保安点検、引火物の漏出、流出の防止

③　危険物施設の保安点検、危険物等の漏出、流出の防止

④　ガス漏れ、漏電等の警戒、及び異常が発生した場合の市等への通報

⑤　電気製品の点検、及び避難の際の電源プラグ、ブレーカーの遮断

（２）　初期消火

道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、自主防災組織等は、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力する。

（３）　延焼の防止（火災防御）

消防機関は、火災の発生状況、通行可能な道路、利用可能な水利等を速やかに把握し、火災の延焼防止に万全を尽くす。また、火災の状況が市の消防力を上回る場合には、応援協定に基づく県内市町村及び消防組織法第 44 条に基づく他都道府県の消防機関の応援を求める。場合によっては、県を通じ自衛隊の派遣を要請する。

２　危険物関係施設における災害拡大防止措置

危険物関係施設において異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

（１）　周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

（２）　消防署、市長の指定した場所、警察署にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

３　負傷者等の救出及び救急

（１）　消防、警察による救出・救急活動

消防機関は、警察の協力を得て、倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送する。

ア　救出活動

（ア）　生埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生埋め者等の早期発見に努める。

（イ）　救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。

イ　救急活動

（ア）　消防機関は、救出した傷病者に対し、必要な処置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、救護所又は医療機関等への搬送を行うものとする。

（イ）　道路の損壊により車両による搬送が不可能な場合や、医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には防災ヘリコプター等を要請する。

（２）　地域住民による救出救助

自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関の救急救助活動に協力するものとする。

（３）　応援要請

市長は、応援協定に基づき他市町村の応援を要請する。

（４）　応援隊の指揮命令

被災地を管轄する消防本部は、応援部隊の受入れに当たっては、応援側代表消防機関と協議しながら指揮命令を行う。

（５）　惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第３項　水防対策

大規模な地震が発生し、液状化等により堤防が損壊されることは、阪神・淡路大震災における淀川の堤防で見られた現象で、このような場合は、大洪水が発生するとその被害は未曽有のものとなる。このため、河川施設の被害箇所の早期発見及び迅速な復旧を図るものとする。

１　水防情報の収集

（１）　河川管理施設等の被害状況の把握

河川管理者及びため池など河川に関係する施設の管理者は、地震による施設被害の状況を速やかに把握するとともに、他の管理者や関係機関との連絡を密にし、状況の掌握に努めるものとする。

水防管理者は、河川管理者やその他の管理者との連絡を密にし、その区域における水害発生の際の情報収集に努めるものとする。

（２）　気象状況の把握

河川管理者は、地震災害発生後の気象状況に留意し、施設被害の生じたことによる浸水被害や降雨災害の発生のおそれ、また洪水の発生の可能性などに注意するものとする。

２　水防活動

（１）　水防体制

地震発生後、さらに洪水の来襲が想定されるなど、水害による被害が予想される場合は、水防管理者は、水防体制をとるものとする。

（２）　水防計画

水防活動に関する計画は、『多治見市水防計画』の定めるところによる。

３　応援要請

（１）　水防管理者は、水防上必要があるときは他の水防管理者の応援を要請する。

（２）　要請を受けた水防管理者は、自らの管理区域における水防活動に支障のある場合を除いて要請に従い、できる範囲で応援をするものとする。

第４項 警備対策

長期の避難生活に疲れた被災者が苦難に打ち勝って立ち直るには、安心して生活が送れる治安の確保が不可欠であり、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集、避難誘導、人命の救助、交通の確保、被災地並びにその周辺における警戒警備の強化及び不法事案等の予防・取締り等の徹底を図り社会秩序の維持に努めるものとする。

１　多様な手段による各種情報の収集と早期実態把握

（１）多治見警察署は、警察対策を的確に推進するために各種情報を積極的に収集し、被災状況、交通情報等の早期実態把握に努めるものとする。

（２）交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員から情報収集するとともに、県警ヘリコプターを早期に要請し、上空からの被害情報の収集に努めるものとする。

２　被災地、避難所、重要施設等の警戒警備の強化

多治見警察署は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブルを防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、警戒員の配置、避難所等の定期的な巡回等を行うほか、状況によっては臨時交番、臨時困り事相談所等の開設をする。

３　不法事案等の予防及び取締り

多治見警察署は、犯罪情報の収集及び不穏動向を把握し、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の予防及び取締りに重点を置くほか、住民等の居住地における混乱の発生防止、流言飛語の防止等の活動を積極的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

また、鉄砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対し、窃盗、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努めるものとする。

４　住民等による地域安全活動への指導、連携

多治見警察署は、地域の自主防災組織、防犯団体等の自主防犯活動が効果的に推進されるよう積極的な指導、支援に努めるとともに、警備業者に対して防犯活動の強化を要請するものとする。

第５項　緊急輸送・交通規制対策

地震災害時には道路上の倒壊物、交通渋滞等により、救出・救助活動や消火活動のほか物資の供給等にも支障があり、一般道路とは別に緊急輸送道路を確保するため交通規制を行うことが必要である。緊急輸送においては、被災地の状況のほか、そこに至る広域的な輸送ルートの確保を図り、輸送順位を考慮の上必要な要員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できる措置をするものとする。

１　緊急輸送道路等の確保

（１）　道路に関する被害状況の把握

道路管理者は、地震災害発生後、緊急輸送道路を優先的に道路パトロールし、道路及び交通の状況を把握する。また、道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、道路に関する情報を的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

（２）　運転者に対する措置命令

多治見警察署は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。

（３）　放置車両の撤去等

多治見警察署は、緊急輸送道路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うものとする。

（４）　自衛官、消防吏員の行う措置命令・強制措置

警察官がいない場合、自衛官又は消防吏員は上記（２）及び（３）と同様の措置命令、強制措置を行うことができる。

（５）　障害物撤去・応急復旧の実施

市長及びその他の道路管理者は、災害のため道路が被害を受け交通に支障がある場合には、速やかに応急復旧作業を実施する。

（６）　警備業者との連携

市及び多治見警察署は、緊急輸送道路の確保のために行う交通規制に伴い、交通指導の専門的知識を有する警備業者を活用するものとする。

２　交通規制の実施

（１）　規制の種別

ア　道路交通法に基づく規制

多治見警察署は、車両の通行が著しく渋滞することにより道路における交通が混雑するおそれがある場合又は道路の破損により交通の危険が生ずるおそれがある場合、交通の円滑を図るため、又は交通の危険を防止するため、当該道路の通行を禁止し、又は規制する。

イ　道路法に基づく規制

道路管理者は道路の破損、決壊等により、通行が危険であると認められる場合道路の通行を禁止し、又は制限する。

《緊急車両の確認手続き》

・　緊急車両とは

① 道路交通法第 39 条１節の緊急自動車

② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両

・ 確認手続き

① 使用者の申し出

災害応急対策を実施するための車両を使用しようとする者は、県知事又は県公安委員会に標章及び緊急通行車両確認証明書（以下「証明書」という。）の交付を申し出るものとする。

② 標章及び証明書の交付

県知事又は県公安委員会は、当該車両が緊急通行車両であることを確認した場合は、標章（様式第 3）及び証明書（様式第 4）を交付するものとする。

③ 標章の掲示

標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

（２） 交通規制の周知徹底

市本部及び多治見警察署は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

３　ヘリコプター離着陸場等の確保

市本部は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所を県に報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保及び次のとおり車両を確保する。

（１） 地域の状況に即した車両等の調達を行う。

（２） 必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・斡旋を依頼する。

４　緊急物資の地域内輸送拠点の運用

被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の収容避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の地域内輸送拠点を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置する。

なお、緊急輸送道路が被災し、陸路による緊急輸送が不可能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、防災ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを地域内輸送拠点とする。

※地域内輸送拠点については第２章第２節第２項「広域応援体制の確立」参照

※ヘリポート…資料編「ヘリコプター緊急離着陸場」参照

（１）取り扱い物資

ア　救援要請により配送される救援物資（食料、飲料水及び生活用品等）

イ　食料、生活必需品等の応急生活物資

ウ　義援物資集積所から被災地に配送される義援物資

エ　医薬品

（２）地域内輸送拠点における業務は次のとおり

ア　緊急物資、救援物資の一時集積及び分類

イ 避難所等の物資需要情報の集約

ウ　配送先別の仕分け

エ　小型車両への積み替え、発送

＜注＞　※大型車両による輸送は原則として地域内輸送拠点までとする。

※ウ、エについては、ボランティアを積極的に活用するものとする。

様式第３号　　標章　（災害対策基本法施行規則第６条）

備考　１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第４号　　緊急通行車両確認証明書　（災害対策基本法施行規則第６条）

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号

年　　月　　日

緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書

知　　事　㊞
公安委員会　㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td>（　　）　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通　行　日　時</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">通　行　経　路</td><td>出　　発　　地</td><td>目　　的　　地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本産業規格Ａ５とする。

第６項　医療救護体制の整備

大規模な地震が起きると、医療機関自体も被災し、医療機関の機能は停止または麻痺する。このため医療機関の被害を早期に把握し、迅速に医療提供体制を確保する。また被災地周辺の医療機関も含めた広域医療ネットワークを確立するものとする。

１　医療（助産）救護活動体制

（１）医療（助産）救護活動体制図

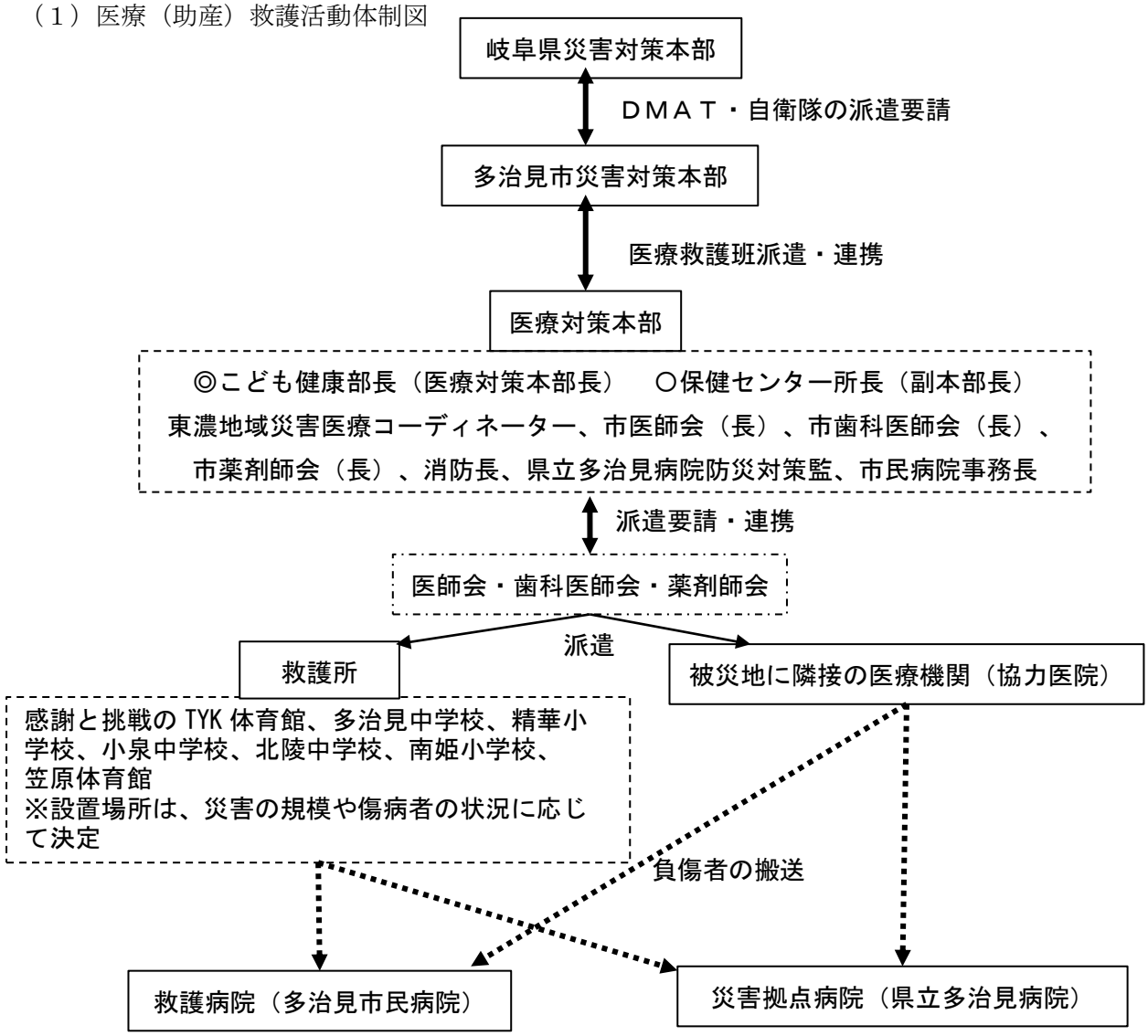

（２）医療救護班の派遣

ア　市は、救護所を設置するとともに医療救護班を派遣し、災害の程度に即した救護活動を行う。災害の程度により必要と認めたときは、県に応援を要請する。

イ　医療救護班による活動は、原則として救護所において行うものとし、時間的余裕のない等やむを得ない事情があるときは、病院又は診療所等において実施できるものとする。

（３）重症者等の搬送方法

ア　重症者等の後方医療機関への搬送は、消防機関の協力を得て実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、医療救護班で確保した車両等により搬送する。

イ　道路の損壊等の場合、又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊等のヘリコプター

を要請し実施する。

２　医療品等の確保

（１）　基本方針

市は、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用具等を調達する。調達が困難な場合は県及び関係機関に応援を要請する。

《医薬品等確保系統図》

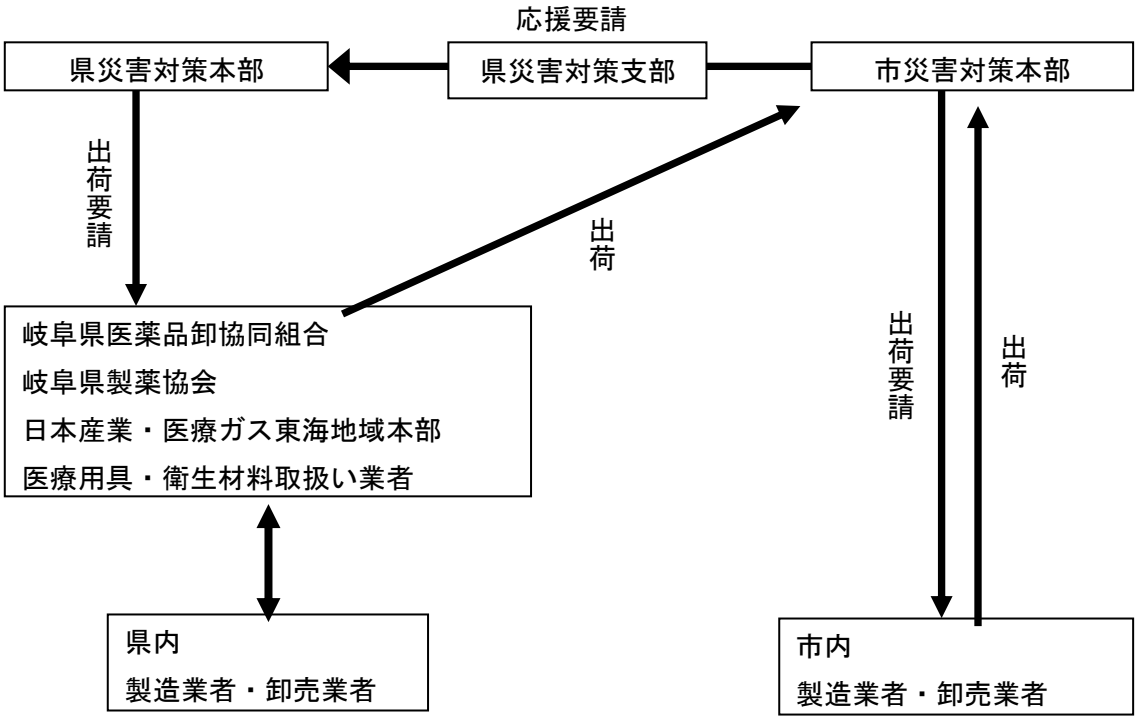

第７項　ライフライン施設の応急対策

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来すことになる。また、医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり、優先的に供給する必要がある。このため事業者間の広域的な支援体制の整備、復旧予定時期を明示し民心の安定を図り、防災関係機関・医療機関への優先的復旧を図るものとする。

１　水道施設の応急復旧対策

（１）　緊急要員の確保

水道管理者は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備する。

（２）　被害状況調査及び復旧計画の策定

水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成する。

（３）　復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。

（４）　応急復旧の目標期間の設定

（目標期間）

・ 3 日まで：給水拠点による給水　（１人１日　３ℓ）
・10 日まで：幹線付近の仮設給水栓（１人１日　20ℓ）
・21 日まで：支線上の仮設給水栓　（１人１日 100ℓ）
・28 日まで：仮配管による各戸給水や共用栓（１人１日 250ℓ）

（５）　県への応援要請

水道事業体による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請する。

（６）　重要施設への優先的復旧

防災機関、医療機関について優先的に復旧する。

２　下水道施設の応急復旧対策

（１）　緊急要員の確保

下水道管理者は、緊急要員の確保と情報連携体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道事業者に応援を要請する。

（２）　被害状況の把握及び応急対策

下水道管理者は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を次のとおり実施するものとする。

ア 第一段階（主要目標：被害拡大、二次災害の防止）

（ア）　管路

a　緊急調査

・ 被害拡大、二次災害の防止のための調査（主に地表からの調査）
・ 管路破損による道路等他施設に与える影響調査
・ 重要な区間の被害概要の把握

b　緊急措置

・ マンホールと道路の安全柵、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行規制、可搬式ポンプによる排水、下水道施設の使用中止依頼

（イ）　処理場、ポンプ場、し尿処理施設

a　緊急点検

・ 人的災害につながる二次災害の未然防止、予防（有毒ガス、燃料の流出防止等のための完全閉止、機器の運転停止等）

b　緊急調査

・ 被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査

c　緊急措置

・ 火気の使用禁止、立入の禁止、漏えい箇所のシール

イ 第二段階（主要目標：暫定機能の確保）

（ア）管路

a　応急調査

・ 被害拡大、二次災害防止のための調査（管内、マンホール内まで調査）

・下水道の機能的、構造的な被害程度の調査

b　応急復旧

・ 管内、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の 排除、仮管渠の設置

（イ）　処理場、ポンプ場、し尿処理施設

a　応急調査

・処理場、ポンプ場、し尿処理施設の暫定機能確保のための調査

b　応急復旧

・ コーキング、角落としによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切りまわし、可搬式ポンプによる揚水、固形塩素剤による消毒

３　電気施設の応急対策

中部電力パワーグリッド㈱は、災害発生時には次の災害応急対策を実施するものとする。

（１）　災害対策本部の設置

災害の発生が予想される時又は発生した時は、直ちに災害対策本部を設けて必要な体制を整える。

（２）　緊急要員の確保

緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

（３）　情報収集・連絡体制

移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等の他、衛星通信回線や高感度カメラ搭載ヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努める。

（４）　復旧用資機材及び輸送手段の確保

通常時より、復旧用資機材の確保に努めるとともに、その輸送には道路の寸断・渋滞等を想定して、ヘリコプターによる空輸など多面的輸送手段を用いる。

（５）　災害時における危険予防措置

災害時においても原則として可能な限り送電を継続するが、二次災害防止と円滑な防災活

動の実施のため、必要に応じて送電停止などの適切な危険予防措置を講ずる。

（６）　高圧発電機車による電源確保

必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努める。

（７）　災害時における広報活動

被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。

（８）　防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

４　ガス施設の応急対策

ガス事業者は、災害発生時には次の災害応急対策を実施するものとする。

（１）　災害対策本部の設置

災害の発生が予想される時又は発生した時は、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

（２）　緊急要員の確保

緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

（３）　情報収集・連絡体制

緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

（４）　復旧用資機材及び輸送手段の確保

通常時より、復旧用資機材の確保に努めるとともに、災害時の輸送手段の確保に努める。

（５）　緊急措置

地震計設置箇所の震度把握を行い、被害状況に応じて、要所毎の遮断バルブや供給ブロックのバルブの閉止措置を行う。容器等からのガス流出を防止し、二次災害防止と保安確保に努める。

（６）　復旧支援要請

被害状況に応じて復旧支援を（一社）日本ガス協会、（一社）日本コミュニティーガス協会、（一社）岐阜県 LP ガス協会に要請する。

（７）　臨時供給

臨時供給については、被害実態・復旧見込みなど状況に応じた供給方式を採択しガス事業者等と協議し、早期に臨時供給ができるように努める。

（８）　災害時における広報活動

災害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。

（９）　防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

５　鉄道施設の応急対策

東海旅客鉄道㈱は、災害発生時には次の災害応急対策を実施するものとする。

（１）　災害対策本部の設置

災害の発生が予想される時又は発生した時は、直ちに災害対策本部を設けて必要な体制を整える。

（２）　緊急要員の確保

緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を

要請する。

（３）　情報収集・連絡体制

緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

（４）　緊急措置

ア　乗務員は地震を感知した場合、橋梁、崖地、トンネル等危険な場所を避け、運転を一時停止する。

イ　列車指令又は駅長は、地震を感知した場合、その震度に応じて各列車に一時停止、徐行運転、出発の見合わせ等の必要な措置をとる。

ウ　一定の震度以上の場合及び被害発生のおそれがある場合、線路及び周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施し列車運転の可否を決定する。

（５）　駅構内等の秩序の維持

駅舎等の倒壊、停電、出火等に伴う混乱の防止、秩序の維持を図るため駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な整理・誘導等の災害警備活動の実施に万全を期し、旅客公衆の安全を確保する。

（６）　輸送の確保

不通区間が生じた場合、迂回線区に対する輸送力の増強および自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに併行他社線との振替輸送等の措置を講ずる。

（７）　資機材及び車両の確保

鉄道復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について生産者、工事業者等の在庫量の確認を行い緊急確保する。

（８）　応急復旧

早期運転再開を期するため、実施可能な範囲において災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施するものとする。

この場合、重要幹線等復旧効果の大きい路線を優先し実施するものとする。

６　電話施設の応急対策

西日本電信電話㈱は、次のとおり公衆電話通信に係る災害応急対策を実施するものとする。

（１）災害対策本部の設置

災害の発生が予想される時または発生した時は、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

（２）緊急要員の確保

緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

（３）情報収集・連絡体制

緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

（４）通信の非常疎通措置

災害時に際し、次により臨機に措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るものとする。

ア　臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話等の設置等を図る。特に、「特設公衆電話（災害時優先電話)」回線が予め設けてある指定避難所においては、その協定に基づいて使用を承認し、避

難所からの安否情報等の通信確保を図る。

イ　通信の疎通が著しく困難となり重要通信を確保するため必要があるときは、臨機に利用制限等の措置をとる。

ウ　非常・緊急の電話及び電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。

エ　警察・消防・鉄道電話その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

（５）資機材及び車両の確保

応急復旧に必要な資機材の備蓄数量の確認及び車両の確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について、生産者、工事業者等の在庫量の確認を行い緊急確保するものとする。

（６）通信の早期疎通を図るため、災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施するものとする。

第８項　公共施設の応急対策

阪神・淡路大震災や東日本大震災でも明らかなように、地震発生時には台風、豪雨等による一般災害とは異なり各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想される。特に、道路、河川をはじめとした公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であるばかりでなく、地震発生時の応急対策活動においてもきわめて重要であり、被害状況等の情報収集を含めた施設復旧計画について、各施設管理者が十分な検討を行っておく必要があり、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先とした施設復旧を行うものとする。

１　道路施設の応急対策

（１）各道路管理者は、地震発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

（２）道路管理者は、啓開作業を実施するに当たり、道路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊及び建設業者等の協力を得て実施する。

２　河川施設の応急対策

（１）河川・ため池等の管理者は、多治見市水防計画に基づき、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。

（２）堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害の状況に応じた適切な応急対策に努める。

３　土砂災害防止施設の応急対策

（１）土砂災害警戒区域等の点検、状況把握

市本部は、崖崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難の体制をとるよう通知する。

（２）応急対策

市本部は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所はビニールシートで覆う等応急処置を行う。

４　治山施設の応急対策

治山施設の管理者は、次のとおり治山施設の災害応急対策を実施するものとする。

（１）林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、余震、降雨等により二次災害の発生のおそれのある箇所の把握に努める。

（２）人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施するものとする。

（３）この場合において、応急復旧のため建設業協会、建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとるものとする。

（４）応急資機材の確保に当たっては、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を考慮するものとする。

５　公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設においては、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が予想されることから、各管理者は、次のとおり災害応急対策を実施するものとする。

（１）建物の応急対策

「被災建築物応急危険度判定士」等による施設の危険度判定を行い、安全確保の確認をし、被害状況の把握と応急復旧による機能確保に努める。

（２）施設機能の応急対策

ア　停電した場合の自家発電装置の運転管理、被災装置の応急復旧及び可搬式発動発電機の配置並びに燃料の確保

イ　無線通信機等通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧

ウ　緊急輸送車両その他車両の配備

エ　複写機、パソコン等の非常配備及び応急復旧

オ　その他重要設備の点検及び応急復旧

カ　飲料水の確保

キ　エレベーターに閉じ込められた者の救出

ク　火気の点検及び出火防止措置

ケ　情報システムの応急復旧

第９項　被災建築物等に対する安全対策

地震により建築物及び宅地等の被害を受けた時は、余震等による二次災害の防止と住民の安全確保を図るため、次の対策を実施するものとする。

１　建築物

市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

２　宅地等

市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

３　適切な管理のなされていない空き家等の措置

市は、災害時に適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第３節　民生安定活動

第１項　災害広報

震災時には様々な情報が錯綜して、社会的混乱が起きることが考えられるので、正確な情報を速やかに公表・伝達することが重要であり、災害時に被災者等への情報が乏しい場合、断片的情報が人々に伝わる間にそれが変質してデマとなることがある。混乱時の民生及び社会秩序の安定を図るために、デマの防止対策を考慮しておかなければならない。このため、被災者へのきめ細かな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の防止対策を講じ、情報の伝達は、新聞、テレビ、ラジオ等のマスコミの他、広報車、同報無線、掲示板、インターネット等多種多様な方法により行い、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図るものとする。

１　災害広報の実施

市本部及び防災関係機関は、地震発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して被災地住民をはじめとする市民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行う。

（１）地震災害に関する情報を地域住民に広報する。

（２）広報の方法

テレビ、ラジオ、新聞、避難場所への掲示、広報車等のほか、インターネット、アマチュア無線、タクシー無線、同報無線、有線放送、コミュニティＦＭ放送、ケーブルテレビ等のあらゆる広報媒体を有効に活用し、また自主防災組織を通じるなどにより、伝達手段の多重化、多様化に配慮し、迅速かつ的確な広報に努める。

（３）広報の内容

被災者のニーズに応じたきめ細かな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。

《広報事項》

①　地震災害の状況に関すること

②　避難に関すること

- 市本部等が実施した緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等又は避難場所の内容
- 居住者がとるべき行動

③　応急対策活動の状況に関すること

- 交通規制及び道路情報等に関すること
- 水道、電気、ガスの供給状況及び復旧予定
- 鉄道、路線バスの運行状況及び復旧予定
- 電話の使用制限及び復旧予定
- 金融機関の非常金融措置及び業務運営予定
- 救護所の開設状況、その他の医療情報

④　その他市民生活に関すること（二次災害防止情報を含む）

- 被災者の安否情報
- 食料、飲料水、生活必需品等の供給に関すること
- 水道、電気、ガスの二次災害防止に関すること

・　下水道の使用に関すること
・　防疫に関すること
・　臨時災害相談所の開設に関すること
・　流言飛語の防止に関すること
・　被災者生活支援に関すること

（４）防災機関は、各機関の有する広報手段により、居住者等に対し必要な広報（ライフラインの被害状況、復旧見込み等）を行うほか、必要に応じて県及び市本部と連携し、又は報道機関の協力を得るものとする。

（５）報道機関は、民心の安定及び混乱の防止を図るため、居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼びかけるとともに、居住者等に密接に関係のある事項について必要な情報の提供に努めるものとする。

２　報道機関への対応

（１）情報の提供及び報道の要請

市本部は、情報を一元的に（災害対策本部の秘書広報班を通じ）報道機関に提供し、必要に応じ報道を要請する。

《提供する情報》

①　地震被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報
②　救助活動に関する情報
③　生活関連情報（交通施設等の復旧状況、医療情報）
④　被災者の安否確認に関する情報
⑤　その他関係情報

（２）防災関係機関は、報道機関に対し、居住者等に密接に関係のある事項について情報提供・報道要請する。

３　デマ等の発生防止対策

市本部及び防災関係機関は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をするものとする。

４　住民の安否情報

市本部は、次の予め定められた方法により、住民の安否情報を収集し、一般住民等からの安否照会に対応する。

《予め定められた方法》

・住民の安否情報の収集　　：各避難所単位で収集
・安否照会への対応　　：専用電話、専用窓口の設置

市本部は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市本部は、迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、県、消防機関、県警察等と協力して、積極的に情報の収集を行うものとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当

該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

５　総合的な情報提供・相談窓口の設置

（１）市本部は、各部（課）の情報提供・相談所との連携により、効果的な情報の提供や相談に応ずるため、情報提供・相談窓口を設置する。

（２）各部（課）から派遣された要員で構成するものとし、災害対策本部の下に置く。

（３）最新の情報、資料の収集、データ更新等を図りながら、24 時間対応する。

６　被災者等への広報の配慮

市は、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努めるものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。

第２項　災害救助法の適用

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要で、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、救助の万全を期すため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、整備、物資及び資金の整備に努め、災害発生時における迅速・的確な法の適用を図るものとする。

１　制度の概要

災害救助法による救助は、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、内閣総理大臣が定める基準に従い県知事が定めることとされており、県及び市が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市は一時繰替支弁することがある。

また、県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

なお、市が申請し、県知事の意見を聴いた上で、内閣総理大臣が指定した場合は、救助主体となることもできる。

《災害救助法による救助の種類と実施者》

救助の種類	対　　象	実施期間	実施者区分	備考
避難所の設置及び受入れ	現に災害を受け、又は災害を受けるおそれのある者で避難を必要とする者	災害発生の日から７日以内	福祉班（避難所駐在員）	
炊き出し及び食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　全半壊（焼）流失、床上浸水で自宅において炊事のできない者	災害発生の日から７日以内	福祉班（避難所駐在員）	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から７日以内	上下水道総務班	
被服寝具及び生活必需品の給与又は貸与（調査、報告、割当て、配分）	全半壊（焼）流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は破損し最小限度の日常生活を営むことが困難な者（世帯単位）	災害発生の日から10日以内	福祉班（避難所駐在員）	
医療(医療班派遣、その他)	医療の途を失った者	災害発生の日から14日以内	保健センター班	
助産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者	分娩した日から７日以内	保健センター班	
学用品の給与	住家の全壊（焼）半壊（焼）又は床	災害発生の日	教育推進班	

（調査、報告、割当て、配分）	上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒	から １　教科書 1ヶ月以内 ２　文房具及び通学用品 15日以内		

災害にかかった者の救出	１　現に生命、身体が危険な状態にある者 ２　生死不明の状態にある者	災害発生の日から3日以内	救急指令班	
埋葬救助	災害の際、死亡した者	災害発生の日から10日以内	環境班	
応急仮設住宅の建設	１　住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅が得ることのできない者 ２　建設戸数は、全壊（焼）又は流失した世帯の3割以内	１　災害発生の日から20日以内に着工 ２　完成の日から2ヵ年以内	建築住宅班	
住宅の応急修理	１　住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日時生活を営むことができない場合であって、自らの資力をもってしては応急修理ができない者 ２　応急修理世帯数は半壊（焼）世帯の3割以内	災害発生のから3ヶ月以内	建築住宅班	
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	福祉班	
遺体の処理		災害発生の日から10日以内	福祉班	
障害物の除去	住家が半壊又は床上浸水し、居室、炊事場、便所等に障害物が侵入して、当面の日常生活上支障をきたす場合で自らの資力をもってして除去することのできない者	災害発生の日から10日以内	建築住宅班	

２　災害状況の把握及び報告

市本部は、速やかに災害状況の把握を行い、その被害状況を県に報告する。被害が甚大で正

確に把握できない場合は概数による緊急報告を行う。

また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、直接、内閣府防災担当大臣に対して緊急報告を行う。

３　災害救助法の適用

市本部は、地震災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、知事に対してその旨要請する。

《災害救助法の適用基準》

災害救助法は原則として同一原因の災害による市の被害が①～⑤に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にある場合に、市の区域を単位としてその旨要請する。

① 本市の住家滅失世帯数が 100 世帯以上になったとき。

② 県下の滅失世帯数が 2,000 世帯以上になり、しかも本市の滅失世帯数が 50 世帯以上になったとき。

③ 県下の滅失世帯数が 9,000 世帯以上になり、本市の滅失世帯数が多数になったとき。

④ 災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、多数の住家が滅失したとき。

⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ厚生労働省令で定める基準に該当したとき。

※ 住家の滅失した世帯、すなわち全壊（焼）、流失等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、２世帯で１世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯にあっては３世帯で１世帯とみなす。

４　災害救助法の適用手続

（１）災害に際し、本市における災害が前記３の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。

（２）災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市本部は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受ける。

（３）災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間救助実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜報告する。

第３項　被災者救援対策

大規模震災においては、被災者は着の身着のまま避難する場合が多く、その生命維持のため食料や水の供給が必要となる。避難が長期化した場合、被災者のニーズも時の経過とともに変化し、時宜に応じた物資の供給が必要となり、被災地の被災状況や被災者のニーズ等を迅速に把握し、的確かつ迅速な供給を図り、乳幼児、高齢者等いわゆる要配慮者への十分な配慮をするものとする。

被災者へ飲料水、食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

１　給水

（１）飲料水の応急給水活動

飲料水の確保が困難な地域については、次により応急給水を行う。

ア　給水班を組織し応急給水を実施する。

《応急給水の目安》

①　給 水 量：概ね１人１日３ℓ

②　給水期間：飲料水の取得手段が平常状態に回復するまでの期間

（震災時においては７～15 日程度）

イ　水道事業者が設定した給水拠点等のほか非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水（農業用井戸を含む）等を活用して応急給水を実施する。

ウ　応急給水に当たっては、住民に対して給水場所、時間等を広報する。

エ　水道事業者は、応急飲料水の確保に努めるとともに、市が行う応急給水活動に対して、可能な限り支援するものとする。

オ　住民は、地震発生後３日間程度は貯えた水等をもって飲料水を確保するよう努める。また、衛生上の注意を十分払いながら、地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努めるものとする。

（２）応急給水の応援要請

市本部は、管内で飲料水の応急給水ができないときは、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき県を通じ他の市町村等に応援要請を行うとともに、応援の調達斡旋を要請する。

（３）生活用水の確保

市本部は、復旧活動の長期化に備え飲料水以外の生活用水の確保に努める。

２　食料供給

災害時における被災者及び災害防護活動者等に対する炊き出し及び食品の供給は、次によるものとする。

（１）市本部は次のとおり、主要食糧の供給を確保する。

ア　備蓄食糧及び地元小売業者等保有の米穀等を調達し、被災者等に対し炊き出し又は現物支給する。

イ　必要な副食及び調味料を調達し、被災者等に対し供給する。

《炊き出しの方法》

炊き出しは、市本部がボランティア等の協力により学校給食調理場等既存の施設を利用し

て行う。

実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

①　市本部において直接実施することが困難な時で、米販売業者に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し配給することとして差し支えない。この場合、炊き出しに必要な米穀は原則として市本部が確保する。

②　献立は、被災状況に留意し、栄養価等を考慮する。

③　炊き出し場所には、市職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお炊き出しを避難所施設において行うときは、避難所に派遣の職員が兼ねて当たるものとする。

（２）業者等との協定（㈱バロー、生活協同組合コープぎふ、東濃学校給食炊飯センター株式会社）に基づく応急食料の調達関係者との協定に基づき、応急食料を調達する。

（３）相互応援協定に基づく応急食料提供の要請

災害の状況その他に応じ、県又は他市町村に対し、食料及びその供給に必要な資機材の提供を要請する。

（４）支給、配分の公平性の確保

食料の供給に当たっては、事前に地域住民に広報するとともに、自主防災組織等の協力により、公平の維持に努めるものとする。

３　生活必需物資の供給

（１）次により必要な生活必需物資を確保し、被災者等に支給（貸与）する。

ア　備蓄物資の放出

イ　調達計画に基づき地区内小売業者等から調達する。

ウ　住民は、各自の備蓄品、非常持出品又は調達により対応できる場合はその物資で対応し、対応できない場合は、市本部に支給（貸与）を申請するものとする。

（２）相互応援協定の締結の推進と生活必需物資提供の要請

市は、他市町村と「震災時の相互応援に関する協定」を締結し、災害の状況、その他に応じ、生活必需物資の提供を要請する。

（３）ニーズに適合した物資の支給

生活必需物資の確保に当たっては、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災者の実情を考慮するものとする。

（４）支給、配分の公平性の確保

物資の支給、配分に当たっては、事前に地域住民に広報するとともに、自主防災組織等の協力により、公平の維持に努めるものとする。

第４項　応急教育対策

大規模地震が発生した場合、学校教育においては、児童生徒の安全確保が第一であり、最優先されるべきであるが、安否確認等に困難が生ずる。学校（幼稚園等を含む。）の再開については、臨時校舎の確保についても考慮すべき問題であるが、教育施設が避難所として使用され、その使用が長期化する場合、教育の再開時期が問題となる。地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施するとともに、疎開についても弾力的運用について配慮するなど、学校教育に支障をきたさないよう措置する。また、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開するものとする。

１　児童・生徒の安全確保

学校長等は、災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、園児及び児童・生徒（以下「生徒等」という。）の保護に努める。

（１）学校の対応

ア　学校長は、情報の把握に努め的確な指揮に当たる。

イ　生徒等については教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。帰宅させるに当たっては、通学路の安全確認、小集団で下校させる等必要な措置をとり、生徒等の安全を確保するものとする。

また、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。

ウ　登下校中に地震が発生した場合、学校等へ登校し、又は学校等へ引き返した生徒等について前記イに準じて所要の措置をとるものとする。

校外における学校行事中に地震が発生した場合は、引率責任者は、生徒等を集合させ、安全な場所へ避難させる等必要な措置をとるものとする。

（２）教職員の対処、指導基準

ア　災害発生の場合、生徒等を教室等に集める。

イ　生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

ウ　学級担任等は、学級名簿等を携行し、学校長の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。

エ　心身障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。

オ　生徒等の保護者等への引渡しについては、あらかじめ決められた引渡しの方法で確実に行う。

カ　遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等については氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

キ　生徒等の安全を確保したのち、学校長の指示により防止活動に当たる。

２　教育活動の早期再開

教育委員会は、災害時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずる。

（１）応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

（２）災害状況の把握及び報告

学校長は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し教育委員会等に報告する。

（３）教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

ア　被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

イ　公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

ウ　仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合は、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

エ　公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して授業の早期再開を図る。

この場合、市は、施設管理者と協議して、利用についての総合調整を図る。

（４）教員の確保

教職員が被災したことにより通常の教育を実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。

確保が困難な場合は、合併授業等必要な措置をとる。

３　生徒等に対する援助

（１）学用品の給与等

災害により学用品を失った小、中学校の児童、生徒等に対し、県が確保した学用品を給与する。

また、教科書等の学用品の確保が困難な場合は、県教育委員会に協力等の要請をする。

高等学校においては、それぞれ学校においてとりまとめ、斡旋するものとする。

（２）就学援助

市は、世帯が被災し、就学が困難となった生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行う。

（３）学校給食及び応急給食の実施

給食を実施している学校等は、学校給食の継続確保に努めるものとし、給食物資の確保について、必要な措置をとるものとする。

（４）転出、転入の手続き

市は、生徒等の転出、転入について、状況に応じ速やかかつ、弾力的な措置をとる。

また、転入学に関する他市町村の対応等の情報及び手続き等の広報に努めるとともに窓口を設け問い合わせに対応することとする。

（５）心の健康管理

市は、被災した児童・生徒及び救援活動に携わった教職員に対しメンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

４　私立学校

私立学校においては、応急教育対策を参考に、私立学校の管理者がそれぞれの責任の範囲において実施するものとする

第５項　要配慮者対策

高齢者（とりわけ独居の者)、障がい者、外国人、妊婦等いわゆる要配慮者は、身体面又は情報面でのハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要で、要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあるので極力さけ、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。このため要配慮者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細かな施策を行うものとする。

１　在宅の要配慮者対策

市は、要配慮者を支援するため、できるだけきめ細かな対策を講ずる。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（避難行動要支援者）に対する対策は、一般対策計画第３章第６節第６項「２避難行動要支援者対策」によるものとする。

《対応策》

①　要配慮者が必要とする支援内容の把握（時系列で）

②　要配慮者のニーズに応じた救援、救護

- 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保と提供
- 要配慮者用資機材（車イス、障がい者用トイレ、ベビーベッド等）の提供
- ボランティア等生活支援のための人材の確保及び派遣
- 情報提供
- 人工透析及び難病患者等への医療の確保等

③　避難所での要配慮者への配慮

④　要配慮者向け相談所の開設

⑤　二次避難所としての社会福祉施設の活用検討

⑥　要配慮者向け仮設住宅の提供、優先入居

（１）市本部は、地震発生直後、関係機関の協力を得て、在宅保健福祉サービス利用者、ひとり暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿や地図あるいは警察（特に交番）の情報を利用するなどして居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。

（２）要配慮者を発見した場合は、次のような対策を講じるとともに、消防機関、警察と連携して地域住民が災害時要配慮者とともに避難するよう配慮する。

ア　避難所への移動

イ　施設緊急入所等の緊急措置

ウ　居宅での生活が可能な場合には在宅保健福祉サービスのニーズの把握等

（３）住民は、地域の要配慮者の避難誘導について、地域ぐるみで協力支援するものとする。

２　社会福祉施設の対策

社会福祉施設においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講じるものとする。

（１）入所者の保護

ア　迅速な避難

災害の程度、種別等に応じた避難所を選定しておき、予め定めた避難誘導方法等に従い、

速やかに入居者の安全を確保する。

避難に当たっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ　臨時休園等の措置

保育所にあっては､保育を継続することにより乳児･幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児・幼児を直接保護者へ引き渡す等必要な措置をとる。

また、児童館、児童センター、障がい者の通所型施設等の通所施設についても、保育所に準じた措置をとる。

その他の福祉施設にあっては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

ウ　負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関の応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、市本部、県支部保健班に連絡又は要請する。

エ　施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、県、市などの協力を得つつ施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

オ　施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは､不足の程度等を把握し､市本部､県支部総務班に連絡しその応援を要請する。

カ　食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図るものとする。

確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について市本部、県支部総務班に連絡しその支援を要請する。

キ　健康管理、メンタルケア

入所者はもちろん職員等の健康管理（特にメンタルケア）に十分配慮する。

（２）被災者の受入れ（二次避難所）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後余裕スペース等を活用して、被災者の受入れを行う。

なお、余裕スペース等活用による被災者の受入れについては、要配慮者等援護の必要性の高い者を優先する。

３　外国人対策

（１）各種通訳の実施

市本部は、県支部及び近隣市町村の連携協力を得て、通訳ボランティアを必要な地域に派遣する。

《通訳ボランティアの主な活動》

①　負傷者の応急手当等の際の通訳

②　市本部の各種応急対策の内容の説明

③　その他被災外国人の意思の伝達

（２）正確な情報の伝達

市本部は、外国語による正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難場所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないよう努める。

第６項　保健衛生対策

第１　清掃

ごみ、し尿の処理事業は、震災の規模によっては、その処理に支障をきたすおそれがあり、震災時には、一時にしかも大量に瓦礫等の廃棄物が発生し、最終処分場の不足が予想される。このことから、災害廃棄物のリサイクル等による減量化、緊急時の仮置場、最終処分場の確保が重要で、ごみ、し尿の収集・処理体制を確保するため、近隣の市町村との応援協力体制を整備するとともに、関連業界との協力体制についても整備に努めるものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業員の健康管理のため、必要な措置を講ずる。

１　ごみ、し尿の処理

（１）ごみ、し尿の処理活動

市は、清掃班及びし尿処理班を編成し、災害時におけるごみ又はし尿を収集・運搬する。

班の編成基準は、一般対策計画第 3 章第 6 節 6 第 13 項によるものとし、災害の種類、規模、状況等に応じて、班員及び装備の増減を図る。

（２）清掃方法

市は、次の方法により廃棄物の処理を実施する。

ごみ収集車の確保については、市所有のものを利用するものとするが不足する場合には、民間、特に清掃団体の協力も得ることとする。

ア　収集順序

ごみの収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から、順次実施する。特に、当初は、災害廃棄物を重点とした対応を行い、道路の確保に努める。

イ　収集方法

被災住民、清掃班に災害廃棄物の分別収集の徹底を図り、可能な限りリサイクルに努める。

ウ　処分

災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、別図「災害廃棄物の処理計画フロー」により、予めシミュレーションしておく。特に、仮置き場は、地区毎に指定しておく。

（３）災害廃棄物の発生への備え

市は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努める。また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。

（４）廃棄物等に係る連絡体制の構築

市は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

（５）災害廃棄物の処理

市は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実施計画を策定し、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

《災害廃棄物の処理計画フロー》

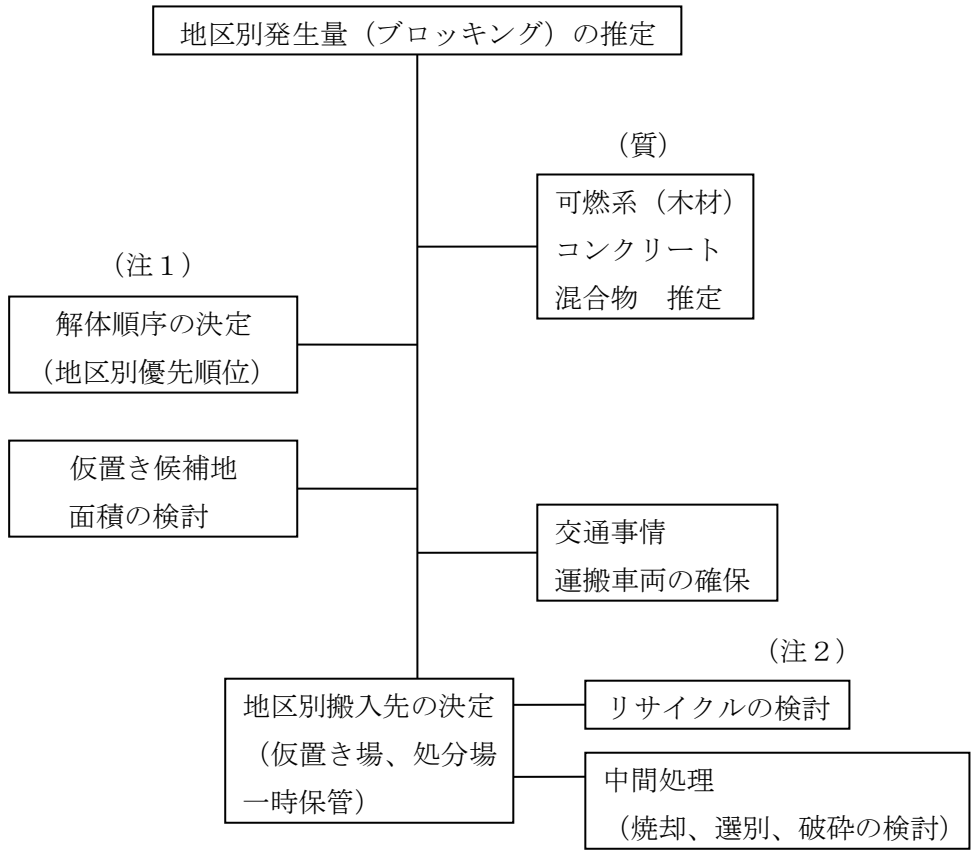

（注１）優先順位は、公共性、緊急性を考慮する。

（注２）リサイクルの検討　　例　木くず：チップ化による利用
コンクリート：路盤材、建設資材等による利用
畳：コンポスト化し、肥料化

（６）し尿処理

し尿収集車の確保については、清掃団体の協力を得ることとする。

ア　収集順序

し尿の汲み取り収集は、し尿処理班が被災地の状況を考慮し、緊急汲み取りを要する区域から順次実施する。

イ　収集方法

各班の収集担当地域を明確にする。

ウ　処分

し尿処理場で処理処分するものとするが、状況に応じ下水終末処理場等においても処理処分するものとする。

２　その他関連施設

市は、仮設トイレの備蓄等の公衆衛生対策を行う。

（１）避難所施設等に伴う野外仮設便所の設置は、原則として、し尿貯留槽が装備された便所（以下、「仮設トイレ」という。）を配置する。

（２）やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により、地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員 200 人に対して、大小便器をそれぞれ 2 個以上設置する。なお、閉鎖に当たっては、消毒後撤去する。

（３）仮設トイレは、市備蓄のもの、県備蓄のものを利用し、不足する場合には、応援要請を行う。

（４）市においては、民間での保有状況も予め、把握しておく。

３　その他

廃棄物処理場では、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

第２　防疫・食品衛生

１　防疫

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により伝染病等の疾病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高い。このため、的確かつ迅速な防疫活動を行うことが重要であり、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。

２　防疫活動

（１）防疫用資機材を確保し、便槽・家屋等の清潔方法及び消毒方法を行う。

《清潔方法》

① 清潔方法の実施に当たっては、管内における道路溝きょ、公園等公共の場所を中心に行う。

② 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うのを原則とし、災害地の状況に応じ、市長は、的確な指導及び指示を行う。

③ 収集したごみ、汚泥、その他の汚物を焼却埋没等、衛生的に適切な処分をする。この場合、できる限りし尿処理施設又は下水終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにする。

《消毒方法》

① 消毒方法の実施に当たっては、法令の定めるところに従って行う。

② 実施に当たっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認の上、不足分を補い便宜の場所に配置する。

（２）伝染病を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ゴミ捨て場所等に殺虫剤、殺そ剤を散布する。

（３）被災地域において伝染病患者が発生したときは、直ちに伝染病隔離病舎等適当な場所に収容する等の措置をとる。

（４）避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等

の協力を得て、防疫活動を実施する。特に簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

（５）知事の指示に従い、伝染病予防委員の設置をする。

（６）知事の指示に従い、臨時予防接種又は予防内服薬の投与を実施する。

（７）伝染病が発生した場合、県とともに、その発生状況及びその防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施する。

３　食品衛生

地震時には、通常の流通・販売が行われないため、食中毒などの食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、食品の安定供給を図りながら、これらの食品の安全性を確保することが重要であり、被災地の炊き出し施設、飲食店等に対して食品衛生面での監視指導を行い、食中毒等の防止を図るものとする。

（１）食中毒対策

炊き出しを開始した場合、速やかに保健所へ連絡する。また、食中毒症状を現す者が発生した場合、直ちに医師による診察を受けさせるとともに、保健所へ連絡する。

（２）保健所の対策

ア　保健所は、炊き出しに伴う食中毒の防止のため、監視員を派遣し、監視指導に当たるものとする。また、食中毒に関する連絡を受けた場合、その原因を究明するとともに再発防止に必要な措置をとるものとする。

イ　保健所は、飲食店等が停電又は断水した場合、飲食店等に対し食品衛生上必要な措置をとるよう監視指導するものとする。

４　愛玩動物の救援

市は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努める。

（１）被災地域における動物の保護

市は、県が行う飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、返還等への協力に努める。

（２）被災した飼育動物に関する情報収集・提供

市は、避難所等から被災動物に関する情報を収集し、その他防災活動で知り得た被災動物の情報を管轄の保健所等へ提供する。

（３）動物の適正な飼養体制の確保

被災した愛玩動物のための飼育スペースの確保に努め、飼育管理は飼い主による自主管理を原則とすること。また、飼育スペースは原則屋外設置とする。

（４）特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、市は、飼養者、県その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

第３　保健活動・精神保健

震災時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高い。このような環境の中で健康を維持することはなかなか難しいことである。そのため、被災者に対して、公衆衛生的な観点から公的な保健医療面での支援が不可欠である。

地震により精神障がい者の症状の再発、悪化、その保護者の喪失あるいは治療、通所機会の

喪失等が生じ、精神障がい者の保護が必要となる。地震によるショック、長期化する避難生活等により、被災者は様々なストレスを抱えこむこととなり、その心のケア対策が必要となる。

このため、地震により被害を受けている地域住民を対象に、市は、関係機関と協力し、避難所の健康生活環境の整備や個別ケースへの心身両面からの保健指導を実施する。また、仮設住宅や一般家庭等地域住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復・維持・増進し、心身とも健康な生活がおくれるよう支援するとともに精神障がい者の救護策を講ずる。

１　保健活動

市は、保健師等を中心とした健康管理班を編成する。さらに、被害の程度により必要と認めたときは、保健所、県の協力を得て健康管理班を編成し、被災者の健康管理活動を行う。

《保健活動チームの編成》　　（例）

- 避難所巡回保健チーム（医師１　保健師２　薬剤師１）
- 精神科チーム　　（医師、精神科ソーシャルワーカー、保健師）
- 歯科チーム　　（歯科医師、歯科衛生士）
- リハビリチーム　　（医師、理学・作業療法士、保健師、看護師）
- 栄養チーム　　（栄養士１～２）
- 臨床チーム　　（臨床心理士１～２）
- 家庭訪問チーム　　（保健師１～２）
- 仮設住宅訪問チーム　（保健師１～２）
- 避難所巡回検診チーム（医師、保健師、栄養士、診療放射線技師、臨床衛生検査技師）

２　活動内容

市は、県と連携をとり、保健活動チームを編成し、ブロック毎（ブロックは状況により決定）に協同して活動するものとする。

（１）避難所及び自宅、仮設住宅などの被災者の生活状況を把握し、生活環境の整備

ア　避難所のトイレ・室内の清潔状態・ゴミの整理状態の把握と調整及び指導

イ　避難所の室内の換気・室温等の室温気候の状態の把握と調整及び指導

ウ　手洗い・消毒・うがい等の清潔行動についての状態の把握と指導

エ　衣類・寝具による体温調節及び清潔の状態の把握と調整及び指導

オ　歯磨・入浴・洗髪の状態の把握と調整及び指導

カ　食事の摂取状況の把握と調整及び指導

キ　活動状況の把握と調整及び指導

（２）避難所における巡回健康相談等の実施

ア　避難者個々の健康状態を把握し、対処する。

イ　症状の出現者及び風邪等、突発的・一時的疾患の罹患者の管理と生活指導

ウ　被災による症状や障がいのある患者の観察と、疾病管理及び生活指導

エ　慢性疾患患者の治療の状況把握と服薬指導、医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理

オ　寝たきり高齢者の治療の状況把握と医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理

カ　妊婦の生活指導と管理

キ　乳幼児の生活指導と管理

ク　高齢者の生活指導と管理

ケ　難病・身体障がい者の生活指導と管理

コ　結核既往者の管理と生活指導

（３）訪問指導の実施及び強化

ア　結核、難病、精神障がい者、寝たきり高齢者、高齢者、乳幼児、震災に伴う健康障がい者等への訪問指導を強化する。

イ　一般家庭への健康調査と保健指導を実施する。

（４）定例保健事業の実施

（５）仮設住宅における訪問指導とグループ指導の実施

３　精神保健

管内の精神保健に関する住民ニーズを把握するとともに被災住民への身近な精神保健に関する相談支援活動を実施する。

精神保健対策の主な内容は、次のとおりである。

（１）精神障がい者の住居等、生活基盤の至急の確保

ア　住居を無くした精神障がい者の被災地外施設入所等促進

イ　精神保健訪問活動、ホームヘルパー派遣、入浴サービス等の福祉援護策等

（２）精神科入院病床の確保

入院必要患者の急増に対応するため被災地外での精神科入院病床の確保

（３）24 時間精神科救急体制の確保

ア　被災地外の精神科チームの配置と同チーム内に夜間往診チームの設置

イ　夜間休日対応窓口、夜間休日入院窓口の設置

（４）治療、通所中断した通院、通所者の治療、通所機会の提供

閉鎖した診療所、通所施設等の代替施設の設置（精神科救護所等）と早期再開

（５）被災者の心の傷へのケア

被災にともなう健常者の反応性病状としてのＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障がい）、不眠や不安、焦燥感、無力感などへの相談、診療、サポートが必要となる。

ア　民間諸機関の協力による被災後の心の健康に関する正しい知識の啓発、普及

イ　心の健康に関しての相談体制の充実

・精神科医、保健師等による常設の相談実施

・民間の諸機関の協力による 24 時間電話による相談を受ける体制整備

・避難所等への相談所開設

・仮設住宅、家庭等への巡回相談

ウ　医療、福祉、教育等の各領域において実施される診察、相談等との調整

（６）被災救援に当たる職員、ボランティアの心のケア

不眠不休の活動で、職員やボランティアの心も追い詰められる状況が発生する。

ア　民間の諸機関の協力を得ながら、専門の精神科医により、随時相談、診察等

イ　必要があれば、適切なカウンセリング等を継続実施

第４　遺体の捜索、処理及び埋葬

火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても処理量が能力を大幅に上回る場合、市は、火葬処理体制について考慮しておくことが必要である。又遺体捜索体制の確立、遺体安

置所の確保等を図るものとする。

１　遺体の捜索

警察、防災関係機関の協力を得て遺体の捜索を行い、発見したときは速やかに収容する。

２　遺体の処理

遺体の処理方法は、次によるものとする。

（１）変死体を発見した場合は、警察へ届け出、警察は、遺体の見分、検死を行い、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡すものとする。

（２）身元の判明していない遺体及び遺族等への引き渡しが困難な場合、次の措置をとるものとする。

ア　遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとり、必要に応じて撮影を行う。

イ　寺院等の施設又は仮設安置所における遺体の一時安置を行う。

ウ　医師による死因その他についての検案を行う。

（３）棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努めるものとする。

３　遺体の埋葬

（１）遺体を遺族に引き渡し、又は火葬に付し、骨つぼ若しくは骨箱を遺族に引き渡すものとする。

（２）身元の判明しない死体は火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとる。

（３）火葬場の被災等により、火葬が困難な場合、県に他市町村等の応援を要請する。

４　遺体安置所の確保

避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に遺体安置所を設ける。

第７項　ボランティア対策

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が大きい。また、被災地においてボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。このため、ボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供等環境整備に努めるものとする。

１　ボランティアの受入れ体制

（１）市は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数等について全国に情報提供し、参加を呼び掛ける。

（２）市は活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の確認を行う。

（３）市は、市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ボランティア等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの運営に積極的に参画する。

（４）市は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

（５）日本赤十字社岐阜県支部は、被害の状況に応じて、支部内に災害対策本部を設置するとともに、赤十字奉仕団等のボランティアによる救護活動の連絡調整を行う。

また、必要に応じて報道機関の協力を得て、日赤救援事業を支援するためのボランティアの参加を呼び掛ける。

（６）市社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、県社会福祉協議会災害救援本部の協力を得て、現地災害救援事務所を設置するものとする。

《県社会福祉協議会災害救援本部の業務》

①　災害救援計画の策定及び実施

②　救援活動に必要な情報の発信

③　災害ボランティアの受付・登録

④　ボランティア登録者への活動要請

《現地災害救援事務所の業務》

①　被災現地の救援活動

②　災害ボランティアの救援活動への支援

２　専門分野のボランティア関係機関

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、関係機関と連携を密にし、受入・派遣に係る調整等を行う。

《災害時のボランティア活動》

①　被災者の人命救助や負傷者の手当

これらの活動は、専門的技術や重い責任が要求され、医師、看護師等の活動が中心となる。

②　被災建物の危険度調査

被災した建物が、その後の余震に耐えられるかどうかを判定する業務であり、建築士等で専門的な技術を習得した人が中心となる。

③　被災者の生活支援

これが一般的なボランティアであり、その内容としては次のようなものがある。

・　避難所援助

食料・飲料水の提供、炊き出し、救援物資の仕分け、洗濯・入浴・理美容サービス、高齢者・障がい者援助（手話通訳、要約筆記、移動支援等）、話相手、子どもの世話、学習支援、メンタルケア、避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供（インターネット、ミニコミ紙の作成・配布）

・　在宅支援

高齢者・障がい者の安否確認の協力と援助（手話通訳、要約筆記、移動支援等）、食料・飲料水・生活物品の提供、生活情報の提供（インターネット、ミニコミ紙の作成・配布）、メンタルケア、家屋後片付け、洗濯・入浴・理美容サービスなど

・　その他

被災者のニーズ把握・援助、被災者の健康状態のチェック、家屋修繕、ホームステイ・里親、営業マップの作成・配布、引っ越しの手伝いなど

第４章　地震災害復旧対策

第１節　復旧計画

第１項　復旧・復興体制の整備

１　基本方針

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県及び市町村が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の普及等を図り、より安全に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により、地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、県及び市町村が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

被災地の復旧・復興に当たっては、地域住民の意向等を反映するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

２　復旧・復興の基本方針の決定

（１）　基本方針の決定

大規模な地震災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

（２）復旧・復興計画の策定

市は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

３　人的資源等の確保

災害復旧・復興対策を実施するためには、通常業務に加え、長期間にわたる膨大な業務の執行が必要になることから、不足する職員を補うため、必要に応じて、国、岐阜県、他の都道府県、他の市町村に職員の派遣その他協力を求めるものとする。

４　その他

市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

第２項　公共施設及び公共事業等の災害復旧

道路、橋梁、河川等の公共施設は、社会活動を営む上で重要であり、地震により損壊の場合、救助活動及び救援救護活動等に重大な支障が発生するため、社会的基盤である公共施設等の迅速な機能回復と二次災害防止対策が必要で、市は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため公共施設等の復旧に当たっては、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努めるとともに、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討するものとする。

１　基本的手順

公共施設、公益事業等施設管理者は、次のとおり災害復旧を行う。

（１）調査分析

応急復旧工事終了後、施設について被災原因、被害の程度等について調査分析

（２）災害復旧計画の策定

調査分析の結果に基づく、災害復旧事業計画の策定及び再度の災害の防止を図るための必要な新設、改良を組み入れた再度災害防止事業計画の策定

（３）優先順位の策定

被災の程度、復旧の難易度等を勘案した復旧効果の高いものからの優先順位の策定

（４）協力体制

関係機関の応援協力による災害復旧工事等に必要な技術者等の確保

（５）人的資源等の確保

市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し職員の派遣を要請するものとする。国及び県は、必要に応じて職員の派遣に係る斡旋に努めるものとする。県は、県及び市町村の被災施設について復旧工法の早期立案を支援するため、県土木技術職員ＯＢで組織するボランティア団体「災害復旧支援隊（ＤＲＳ）」を被災地へ派遣するものとする。

２　公共土木施設の災害復旧

土木施設管理者は、公共土木施設の地震発生による災害復旧について、被災施設の原形復旧に合わせて、再度の地震災害防止の観点から、必要な施設の改良又は耐震上より優れた施設の新設等を考慮して復旧する等、被害の程度を検討して将来の災害に備える計画とする。

（１）対象施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による対象施設は、河川・海岸・砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・下水道・林地荒廃防止施設などであり、一定の要件を満たす災害復旧に対して国の負担がなされる。

また、街路・公園・排水施設等の都市施設は、国庫負担法対象外であるが、災害復旧として予算補助がなされる。

（２）被害報告

被害の報告に関する様式、伝達方法等については、地域防災計画「一般対策計画」を準用する。

３　激甚災害に関する対応計画

市は、甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るため、多方面に

及ぶ国の支援が不可欠であることから、激甚法に基づく激甚災害の早期指定を受けるため、早急な被害情報の収集や早期指定に向けた国への働きかけを行う。

（激甚法：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

４　被害状況の収集

市は、市区域内の被害状況の収集に努め、県が行う調査に協力するものとする。

５　激甚災害に係る財政援助措置の対象

（１）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ア　公共土木施設災害復旧事業
- イ　公共土木施設災害関連事業
- ウ　公立学校施設災害復旧事業
- エ　公営住宅等災害復旧事業
- オ　生活保護施設災害復旧事業
- カ　児童福祉施設災害復旧事業
- キ　老人福祉施設災害復旧事業
- ク　障害者支援施設災害復旧事業
- ケ　地域活動センター施設災害復旧事業
- コ　障害福祉サービス施設災害復旧事業
- サ　女性保護施設災害復旧事業
- シ　感染症指定医療機関災害復旧事業
- ス　感染症予防施設事業
- セ　堆積土砂排除事業　公共的施設区域内、公共的施設区域外
- ソ　湛水排除事業

（２）農林水産に関する特別の助成
- ア　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- ウ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- エ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- オ　森林災害復旧事業に対する補助

（３）中小企業に関する特別の助成
- ア　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ウ　事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ　中小企業者に対する商工組合中央金庫に対する特例

（４）その他の財政援助及び助成
- ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ　市が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- エ　母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- オ　水防資材費の補助の特例
- カ　罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ　公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第２節　財政援助等

第１項　被災者の生活確保

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

１　生活相談

市は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要請事項を聴取し、早期の解決を図るほか、その内容を関係機関に連携し、強力な広聴活動を実施する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、県、従前の居住地であった市町村及び避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

２　被災者への生活再建等の支援

（１）災害弔慰金及び災害障害見舞金

ア　災害弔慰金

市は、多治見市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、災害により死亡した住民の遺族に対し支給する。

イ　災害障害見舞金

市は、多治見市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対し支給する。

（２）災害資金・住宅資金等の貸付

市は、多治見市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援助資金の貸付を行う。

（３）被災者生活再建支援金

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図ることとする。

なお、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるものとする。

（４）生活福祉資金

多治見市社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、地震災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、災害援護資金の貸付けを行う。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付の対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付は行わないものとする。

（５）災害生業資金

多治見市社会福祉協議会は、災害救助法に基づき、同法を適用した市町村に居住する者で、零細な資本によって生業を営んでいる者が、地震災害のため住家を全壊、全焼又は流出した場合に、その自立更正をさせるため、災害生業資金の貸付けを行うものとする。

（６）罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度を認定し、被災者に「罹災証明書」（一般対策計画第３章第６節第１項応急救助の手続等様式２号の１）を交付するものとする。ただし、災害時の混乱等により当証明書を発行できない場合は、「仮罹災証明書」（同様式３号）を交付し、後日「罹災証明書」と取り換えるものとする。

（７）被災者生活の再建支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、市の活動の支援に努めるものとする。

３　租税の徴収猶予及び減免

市は、被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を樹立する。

４　働く場の確保

市は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要請措置等の必要な計画を策定しておく。なお、市は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技術向上等による中長期的、安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。

５　生活保護制度の活用

市は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対しては、民生委員と連絡を密にし、速やかに生活保護法を適用する。

６　障がい者及び児童に係る対策

（１）障がい者に係る対策

市は、避難所や住宅における一般の要配慮者対策等に加え、障がい者に係る以下の対策を実施する。

ア　ファクシミリ等障がい者に対する情報提供体制の確保、手話通訳者の派遣を行う。

イ　車椅子、障がい者用携帯便器等障がいの状態に応じた機器や物資等の供給を行う。

ウ　ガイドヘルパー等障がい者のニーズに応じたマンパワーの派遣を行う。

（２）児童に係る対策

市は、次の方法等により被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見及び保護を行う。

ア　避難所の管理者・リーダーを通じ、避難所における乳幼児の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童について子ども相談センターに対し通報がなされるようにする。

イ　保護を必要とする児童を発見した場合、親族による受入れの可能性を探るとともに養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

ウ　保護者が災害復旧事業に従事する等により、保育に欠ける乳幼児に対して、保育所に入所させ保護するものとする。

７　応急仮設住宅の建設

市は、自己の資力では、住宅の再建が困難な者に対する暫定的な居住の安定を図るため、災害救助法に基づき、応急仮設住宅を建設する。

８　住宅応急修理及び住宅の障害物除去

（１）住宅の応急修理

市は、自己の資力では、住宅の修理が困難な者に対する居住の安定を図るため、災害救助法に基づき、当該住宅の応急修理を行う。

（２）住宅の障害物除去

市は、自己の資力では、住宅周辺及び周辺の土石、竹木等の障害物の除去が困難なため日常生活に著しい障害を受けている世帯に対する居住の安定を図るため、災害救助法に基づき、障害物の除去を行う。

９　生活必需物資、復旧資機材等の供給確保

被災地において住民の不安と動揺を鎮静化し生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るとともに、物資の需要・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していくことが肝要である。

（１）生活必需物資、復旧資材等の需給・価格動向を把握

（２）事業者等に対して供給体制の確保、在庫の放出、適正価格での供給など行政指導を行い、関係者の協力を得て、物価の高騰、買い占め、売り惜しみの防止に努める。

関係機関は、当該物資の輸送の確保に必要な措置をとる。

第２項　被災中小企業の振興

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、市その他関係機関は、被災中小企業者についてその被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。また、被災中小企業者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行うものとする。

市、その他関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援するものとする。

第３項　農林漁業関係者への融資

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要で、市その他関係機関は、次の事項について災害の規模に応じて必要な措置を講ずるとともに、被災者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行うものとする。

市その他関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、㈱日本政策金融公庫から貸付けを行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、又は指導を行うものとする。

（１）農業関係資金

ア　農業基盤整備資金

イ　農業経営基盤強化資金

ウ　農林漁業セーフティーネット資金

エ　農林漁業施設資金（その他の共同利用施設）

（２）林業関係資金

ア　林業基盤整備資金（造林、林道）

イ　農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）

ウ　林業経営安定資金（林業経営維持）

エ　農林漁業セーフティーネット資金

第４項　義援金品の募集、受付、配布

被災地内での仕分けは困難であるため、被災地外での種類、規格別の仕分け等により被災地の負担を軽減することが必要で、義援物資については、場合によってはバザー等による現金化を検討する。また、市民及び他市町村から被災者あてに寄託された義援金品を、確実、迅速に被災者に配分するため、集積・引継ぎ・配分・管理等必要な措置を実施するものとする。

１　市本部の対策

必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けたり、義援物資を同一種類、同一規格に仕分けし使い易くしたりするとともに、場合によっては、義援物資をバザー等により現金化して、被災地に送ることも検討する。

２　実施機関

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、次の機関をもって協議会を構成し、各機関が共同し、あるいは協力して行うことを原則とするが、災害の規模、状況等により各機関が単独で行うことが適当な場合は、各機関で行う。

《市単位機関》

市本部、日本赤十字社多治見地区（義援金のみ）、共同募金会市支部、民生児童委員協議会、市単位の各種団体

３　募集

災害義援金品の募集は、次の方法によって各機関において行う。なお、募集内容の決定に当たっては、被災地の状況等を十分考慮して行う。

（１）市域募集

市単位機関は、他関係機関と協議して募集することを決定したときは、募集の細部について更に協議し、それぞれの組織を通じて義援金品の拠出を呼びかける。

（２）義援物資の募集

特に義援物資の募集に当たって、市は、関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を報道機関を通じて一般に公開する。また、需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

また、必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。

４　集積

募集に基づきあるいは任意拠出される義援金品の集積は、次の方法による。

（１）各家庭から募集したときは、自治会あるいは民生児童委員協議会等の組織は、集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積する。

（２）小・中学校あるいは工場における職域募集等によって集積されたものは、それぞれの単位機関において一括して引継ぎを受ける。

（３）個人等の申し出を受けた機関は、その都度又は一定期間をまとめてそれぞれの単位機関別に指定した場所に集積する。

（４）（１）によるときは拠出者名簿を、（２）によるときは義援金品引継書を、また、（３）によるときは義援金品受領書を作成し、あるいは発行してそれぞれ備蓄保管する。

５　引継ぎ

募集機関で受付集積した義援金品の輸送及び引継ぎは、次の方法による。

（１）義援物資の引継ぎ

集積した義援物資は、単位機関において荷造りし、配分機関に送付する。但し、集積物資が少なく輸送等をまとめて行うことが適当な場合等においては、単位機関で集積し、一括して配分機関に送付する。

（２）義援金品の引継ぎ

集められた義援金品については、募集（受付）機関において配分機関に送付することが適当と認められる場合には、直接募集機関から配分機関に引継ぐ。

（３）引継ぎの記録

義援金品の引継ぎに当たっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

６　配分

引継ぎを受け、あるいは受付けた義援金品は、次の方法によって配分する。

（１）配分の基準

配分は概ね次の基準によって行うが、特定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に沿って効果的な配分を個々に検討して行う。

ア　一般家庭用物資

（ア）全失世帯　　１

（イ）半失世帯　　１／２

イ　無指定金銭

（ア）死者（含行方不明者で死亡と認められる者）　　１

（イ）重症者　　１／２

（ウ）全失世帯　　１

（エ）半失世帯　　１／２

（２）配分の方法

県から配分を受け又は市単位機関で受付けた義援金品は、（１）に定める基準を参考にして民生委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分する。

なお、各世帯別配分に当たっては、一般対策計画第３章第６節第５項「物資供給計画」に定める配分手続きに準じて行うことを原則とするが、配分物資の条件が異なるので実情に即して適宜その手続きを変更して差し支えない。

（注）死亡者、負傷者等に対しての金銭は、その者の住所で行う。（他県で死亡した者でも関連災害の場合は、その者の住所で配分することがあるものとする。）

（３）配分の時期

配分はできる限り受入れ、又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援金品が、少量、少額時の場合の配分は、世帯別配分を不可能にし、かつ、輸送あるいは労力等経費の浪費ともなるので一定量に達するときに行う等配分の時期には十分留意して行う。

ただし、腐敗、変質のおそれがある物品については、速やかに便宜の処理をするように常に配慮して扱う。

７　義援金品の管理

義援金及び義援物資は、次の方法によりそれぞれの募集配分機関において管理する。

（１）金銭の管理

現金は、銀行預金等確実な方法で保管管理するとともに現金出納簿を備付け、出納の状況を記録し管理する。なお、現金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

（２）てん末の記録

義援金品の募集配分機関は義援金品受払簿を備付け、受付けから引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

８　費用

義援金品の募集又は配分に要する労力等は、できるだけ無料ボランティアとするが、輸送その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担する。ただし、実施機関における負担が不可能な場合には、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えないが、経費の証拠記録は整理保管しておく。

第５章　東海地震に関する事前対策

第１節　総　　則

第１項　東海地震に関する事前対策の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第 9 条の規定に基づき東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を中心に、全県一体となった東海地震の予防体制の推進を図ることを目的とする。

１　この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、市域を対象として、市及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。

２　この計画は、一部警戒宣言前を含み、主として、警戒宣言発令時から地震発生までの間における事前応急対策を定める。

３　市及び関係機関は、この計画に基づいてそれぞれ必要な具体的計画等を定め事前対策の実施に万全を期する。

第２項　東海地震に関する警戒宣言発令までの手順

東海地震に関する警戒宣言発令までの手順は、次のとおりである。

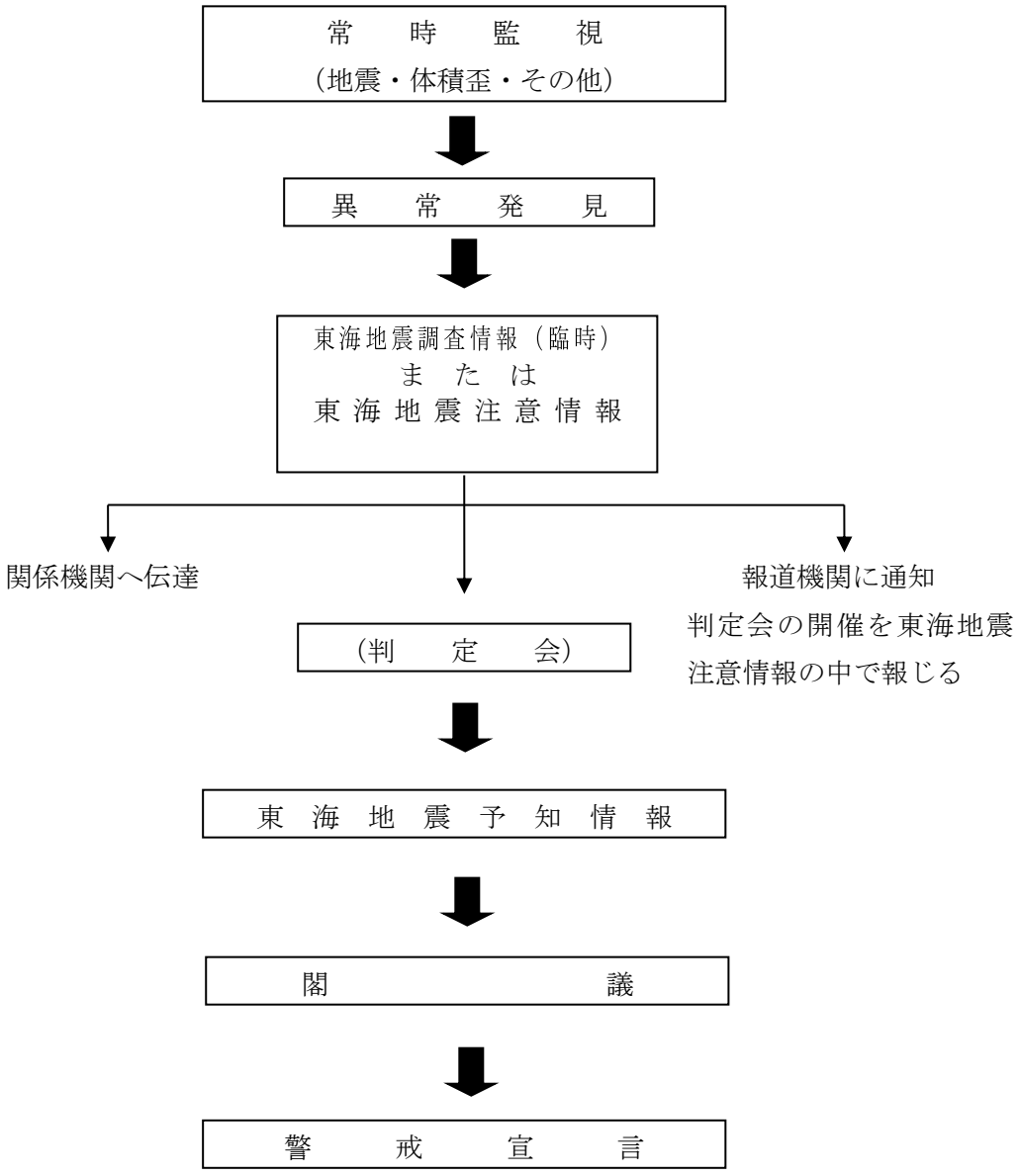

第２節　東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対策

市及び防災関係機関等は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒宣言発令時対策を実施する。さらに、注意情報が発表され、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、市及び防災関係機関等は、警戒宣言前からの準備的行動を実施するものとする。

第１項　組織の体制

１　地震災害警戒組織

（１）注意情報発表時

注意情報が発表された場合、市災害対策本部が設置できる体制をとる。

（２）警戒宣言発令時

警戒宣言が発せられた場合、その地域に係る警戒宣言発令時対策を実施するため、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき、市災害対策本部を設置する。

（３）警戒解除宣言発令時

警戒解除宣言が発せられたとき、市災害対策本部を廃止する。

２　防災関係機関の災害対策組織

（１）注意情報発表時

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長は、注意情報が発表されたときは、災害対策組織が設置できる体制をとる。

（２）警戒宣言発令時

警戒宣言が発せられた場合、その所管に係る警戒宣言発令時対策を実施するため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置する。

（３）警戒解除宣言発令時

警戒解除宣言が発せられたとき、災害対策組織を廃止する。

３　防災上重要な施設の管理者

（１）注意情報発表時

防災上重要な施設の管理者は、注意情報発表の報道に接した場合は、実情に応じた準備活動を実施する。

（２）警戒宣言発令時

警戒宣言が発せられた場合は、人命の安全確保、火災、爆発等の防止措置をとるため、それぞれ応急計画等に基づき、組織的に防災活動を実施する。

４　地域住民の自主防災組織

（１）地域住民の自主防災組織は、注意情報が発表された場合、注意情報発表の地域住民への周知や警戒宣言前から準備が必要な活動を実施する。

（２）警戒宣言発令時

地域住民の自主防災組織は、警戒宣言が発せられた場合は、組織的に情報の伝達、必要に応じて避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が、迅速かつ的確に実施できるよう協力し、一体的に行動するものとする。

第２項　動員体制

警戒宣言が発せられてから、大規模な地震が発生するまでは、その前の注意情報発表の段階を含めても、比較的短時間と考えられ、この間に事前対策の実施及び応急対策を迅速かつ的確に実施するため、市は次のとおり必要な要員の動員を行い、その他の防災関係機関においても、その実情に応じた動員を行い、対応体制を強化するものとする。

１　注意情報発表時

（１）勤務時間内

それぞれの職場で勤務中の職員を配備

（２）勤務時間外

各部、各班で定める情報伝達経路により緊急配備要員に登庁を指示し、非常配備要員（緊急配備要員を除く。）には登庁準備の指示を実施するものとする。

２　警戒宣言発令時

（１）勤務時間内

それぞれの職場で勤務中の職員を配備

（２）勤務時間外

全職員は、ラジオ、テレビ等の報道に注意し、警戒宣言発令の報道に接した場合は直ちに登庁する。

３　勤務時間外における職員の配備計画

配備の時期		体　制		配備指令者	配備編成	配備内容	摘　要
東海地震の予知	注意情報発表時	緊急体制	緊急出動	市　長	①災害対策本部員 ②本部連絡員 ③各班の要員	情報の収集、伝達と災害対策本部設置準備を行う。	注意情報
	警　戒宣言時	非常体制	非常出動	市　長	全職員	災害対策本部を設置し、各部、各班の事務分掌に基づき地震対策を実施する。	警戒宣言予知情報
地震発生時		地震の規模、被害の状況に応じ、それぞれの体制に組み入れる。					

なお、各部・各班の事務分掌は、地震対策編「第２章第２節第１項　各部・各班の分担任務」の定めるところによるものとする。

４　職員の出動義務

緊急配備要員及び全職員は、東海地震に係る地震予知情報等に留意し、注意情報発表及び警戒宣言発令の報道に接した場合は、直ちに登庁し、所定の部署につかなければならない。

５　注意情報発表時及び警戒宣言時における情報及び動員の伝達方法

注意情報発表時及び警戒宣言時における情報及び動員の伝達方法は、次によるものとする。

（１）勤務時間内の情報及び体制等の伝達

一般対策計画第３章第４節第１項　３気象警報等の徹底　（２)伝達の系統（ア）勤務時間内の伝達による。

（２）勤務時間外の情報及び体制等の伝達

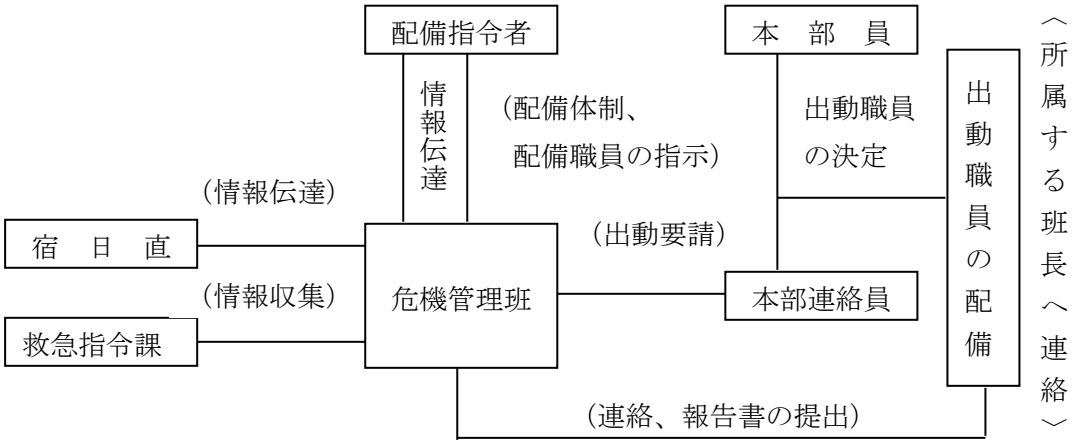

（注）① 市庁舎の勤務時間内にあっては庁内放送（危機管理班）により行う。

② 部（班）の情報及び動員の伝達は、それぞれ各部（班）で別に定める。

第３項　防災関係機関等協力体制

防災関係機関等は、密接な連携を保ち、相互に協力して地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施する。

１　警戒宣言後の緊急輸送の実施

警戒宣言後の緊急輸送の実施の具体的調整は災害対策本部が行うものとし、現地本部が設置された場合は、現地本部において行うものとする。

２　警戒宣言前からの準備的行動

市は広域応援部隊の派遣及び受援準備を行うとともに、災害時応援協定等を締結している市町村等や、隣接市町村等の態勢を確認する。

第４項　警戒宣言・地震予知情報等の伝達

東海地震の予知に係る対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関は、正確かつ迅速な地震予知情報等の伝達及び居住者等に対する緊急広報を実施し、情報の収集、伝達に万全を期するものとする。

１　伝達する情報

「東海地震予知情報」・「東海地震注意情報」・「東海地震観測情報」、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定の公表、警戒宣言発令（以下「地震予知情報等」という。）

２　防災関係機関等及び機関内部の伝達

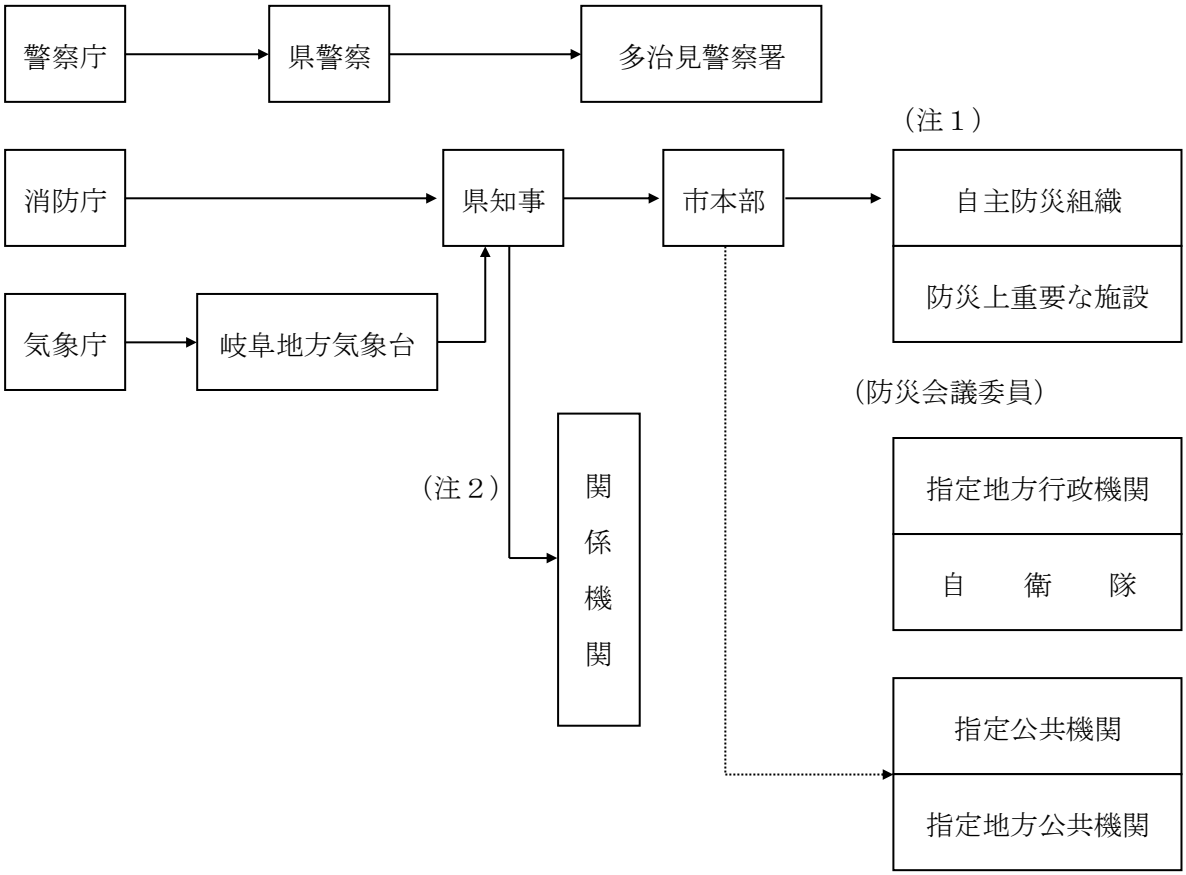

（注１）地震予知情報発表の連絡及び大規模地震関連情報の通知

（注２）必要に応じて地震予知情報を伝達

（備考）市の機関及び部内における伝達は、第２項に定める「注意情報発表時及び警戒宣言時における情報及び動員の伝達方法」によるものとする。

３　居住者等への伝達

①　地震予知情報等が発せられた場合、市防災行政無線、広報車、サイレン、コミュニティＦＭ、ケーブルテレビ等により居住者等に伝達するものとする。この場合地震予知情報等の意味及び居住者等がとるべき行動を併せて広報するとともに、必要に応じて報道機関の協力を得るものとする。

②　市は地震予知情報等の内容を、観光客、買い物客、通勤、通学者、要配慮者等に伝達する。

第５項　広報対策

市、関係防災機関等は、地震予知情報等が発せられた場合、地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、迅速、的確な広報を実施するものとする。

１　警戒宣言時対策

市、関係防災機関は、居住者等に密接に関連のある事項及び民心の安定を図り、混乱の発生を防止するための事項に重点をおき、居住者等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して表現する。

《広報の内容》

①　地震予知情報等の意味、今後の推移、予想される県下の地震の震度等の予想
②　住民は、デマに惑わされず、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報の収集に努めること
③　住民は、水、食糧の備蓄、家族の連絡方法の確認、不要な火の始末、家具の転倒防止等の措置を行うこと
④　自動車による移動を自粛すること
⑤　食料品等の買出し等の外出は自粛すること
⑥　電話の使用は自粛すること
⑦　病院、劇場、百貨店、旅館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、施設の安全確保措置を実施すべきこと
⑧　危険物取扱事業所、工事現場等の管理者は、安全確保措置を実施すべきこと

《広報の手段》

ア　市が行う広報

①　防災行政無線及びアマチュア無線
②　コミュニティＦＭ放送、ケーブルテレビ
③　広報車の巡回等
④　報道機関への情報提供
⑤　市のホームページなどインターネットを利用した広報
⑥　自主防災組織

特に、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、必要に応じて、外国語による表示、冊子又は外国語放送などの様々な広報手段を活用して行う。

また、聴覚障がい者に対する情報伝達にも配慮する。

《問い合わせ窓口》

市は、居住者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

《報道機関との応援協力関係》

県、市と報道機関は、地震予知が行われた場合の報道についてあらかじめ報道協定を締結することとしており、そうした協定に基づき必要な情報提供を行うものとする。

《警戒宣言前からの準備的行動》

上記の広報対策は、注意情報発表時点から実施することとし、合わせて注意情報の意味や今後の推移、住民・事業所については、不要不急の旅行、出張等を自粛すべきことを広報する。

第６項　事前避難対策

警戒宣言が発せられた場合、急傾斜地崩壊危険地域、地すべり危険地域、防災重点農業用ため池下流の浸水危険地域等の居住者等の人命の安全を確保するため、発災に備えてあらかじめ指定した避難所の開設準備を行い、必要な資機材の確保を図るとともに、避難所での病人等に対する応急救護所の開設準備を行う等、市は地域住民の自主防災組織と連携し警察の協力を得て迅速、的確な避難対策を実施するものとする。

第７項　消防・水防対策

消防機関及び水防管理団体（多治見市）は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命、身体及び財産を保護するため、災害発生後の火災、水災及び混乱等に備えるものとする。

１　消防対策

消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命、身体及び財産を保護し地震発生後の火災、及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

（１）正確な地震に関する情報を収集し、必要な機関へ伝達すること。

（２）火災の防除のための警戒をすること並びに必要な機関へ情報を伝達すること。

（３）火災発生の防止、初期消火について居住者等へ広報すること。

（４）自主防災組織等の活動に対して指導すること。

（５）施設等が実施する地震防災応急対策に対して指導すること。

（６）その他必要な措置。

２　水害予防

水防管理者（市長）は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずるものとする。

（１）正確な地震に関する情報を収集し、必要な機関へ伝達すること。

（２）気象情報を収集し、水害予防のための出水予測や警戒をすること並びに必要な機関へ情報を伝達すること。

（３）地震の来襲と出水の同時生起が予測される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のための必要な準備体制をとる。

（４）水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充を行うとともに、河川管理者や他の水防管理者と連絡を密にし、不測の事態に備える。

３　警戒宣言前からの準備的行動

消防機関や水防管理者は、注意情報の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施する。

第８項　警備対策

１　警戒宣言時対策

多治見警察署は、警戒宣言が発せられた場合、居住者の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、岐阜県警察大震災警備実施計画に基づき、次の事項を重点として警備に万全を期する。

また、警備対策を推進するに当たっては、防災関係機関、自主防災組織との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

①　各種情報の収集と早期実態把握

警備対策を的確に推進するために各種情報を積極的に収集し、地域住民の動向をはじめ、交通状況等の早期実態把握に努める。

②　避難に伴う混乱等の防止

地域住民の節度ある行動により、避難が的確に行われるよう、積極的な広報の実施関係機関と連携した避難誘導等に努める。

③　不法事案等の予防及び取締り

犯罪情報の収集及び不穏動向を把握し、住民等の不安を軽減し混乱の発生を防止するため悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等生活に密着した犯罪の予防及び取締りに重点をおくほか、住民等の居住地における混乱の発生防止、流言飛語の防止等の活動を積極的に行う。

④　避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒警備

避難場所、重要施設、警戒区域等に必要に応じ警察官の配置及び巡回パトロールを行うほか、状況によっては、臨時交番、臨時困り事相談所を開設し、民心の安定を図り、混乱の発生を防止する。

⑤　住民等による地域安全活動への指導、連携

地域の自主防災組織、防犯団体等の自主防犯活動が効果的に推進されるよう積極的な指導、支援に努めるとともに、警備業者に対して防犯活動の強化を要請するものとする。

２　警戒宣言前からの準備的行動

警察は、市が行う災害のおそれのある地域に居住する者等の事前避難が混乱なく、的確に行われるよう、市と連携し、避難誘導等に努める。

第９項　交通対策

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため、一般道路の交通規制、鉄道の運行制限を実施する。

１　警戒宣言時対策

①　道路危険箇所に係る管理上必要な措置

道路管理者は、道路の点検を行い危険箇所を把握し、警戒宣言が発せられた場合は、道路管理上の必要な措置をとるとともに、報道機関に依頼し広報する。

②　交通規制

多治見警察署は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送を確保するため、一般道路における交通規制を実施する。

③　運転者のとるべき措置

運転者は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

（１）走行中の車両は、次の要領により行動すること。

ア　警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ　車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車しエンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

（２）避難のために車両は使用しないこと。

④　鉄道の運行制限

東海旅客鉄道㈱は、警戒宣言が発せられた場合の鉄道機関の列車運行での滞留旅客等は、自らの判断において行動するものを除き、関係地方自治体の定める避難所へ避難させる等必要な措置をとる。

２　警戒宣言前からの準備的行動

道路に係る警戒宣言前からの情報提供等

市は、警戒宣言前の段階から警戒宣言の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

第 10 項　緊急輸送対策

緊急輸送は必要最小限にとどめるとともに緊急輸送の対象範囲、緊急輸送車両の確認手続きを定め、また緊急輸送道路、緊急輸送手段の確保を図るものとする。

１　警戒宣言時対策

①　緊急輸送の対象範囲

緊急に輸送を必要とするものは、次によるものとし、各実施機関であらかじめ定めておく。

（１）応急対策実施要員

（２）地震防災応急対策の実施に必要な物資及び資機材

（３）その他市本部が必要と認める人員、物資等

②　ヘリコプター離着陸場の確保

市は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所・避難場所を除く）を県に報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

③　輸送手段の確保

市は、次により輸送手段を確保する。

（１）地域の状況に即した車両等の調達を行う。

（２）必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・斡旋を依頼する。

２　警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言時の緊急輸送対策が円滑に実施されるよう、市は警戒宣言前からヘリコプター臨時離着陸場の確保を行う。

第 11 項　物資等の確保対策

市は、関係機関の協力のもとに、警戒宣言時の避難者の救援及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等を確保するため体制の整備を図るものとする。

１　物資確保体制の整備

警戒宣言時の避難者等の救援のため物資の確保を図るほか、発災に備えて予想される被災者に対する救助物資等の円滑な調達を図るため、主な生産者、卸売業者、大規模小売業者等の保有物資等についての在庫量を把握し、調達体制を整備するとともにこれらの業者等の団体を通じ、または直接それらの業者に対し、必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行う。

２　食料の確保

警戒宣言発令とともに、地震災害の発生に備え、備蓄物資等を確認し、協定等を締結している関係団体等と連絡をとり、食料調達体制の確認をするとともに食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段等の確保を図る。

３　消費生活共同組合との協力体制

警戒宣言が発せられた場合、地震発生後に備えて、被災者の生活に必要な物資の確保について、消費生活共同組合と協定を締結し、市内における生活物資の流通在庫量の確保を図る。

４　その他関係指定地方行政機関への協力要請

（１）育児用粉乳、缶詰等応急食品　→東海農政局
（２）生活必需物資　→中部経済産業局
（３）災害復旧用木材　→中部森林管理局名古屋分局

第 12 項　保健衛生対策

市は、医療機関の協力のもとに、警戒宣言が発せられた場合、避難者等のうち病人等の応急救護並びに発災後に備えての医療及び助産、医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を講ずるものとする。

１　警戒宣言発令時の医療、助産の概要

医療機関は、警戒宣言が発令された場合、次の対策の措置をとる。

（１）警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発せられたことについて、医師等の職員及び外来、入院患者等に対して周知徹底を図る。

（２）病院（診療所）の防災処置

医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置の点検、並びに医療器械、備品、薬品等の転倒防止、移動防止及び出火防止対策を実施する。

（３）外来診療

外来診療については救急患者を除き中止する。

（４）発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保も併せて行う。

また医師をはじめとした、職員についてあらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図るものとする。

２　医療救護班の編成待機

市は、発災後の医療（助産）救護に備え医療関係機関の協力のもとに、傷病者及び助産を必要とする者に対する医療及び助産に必要な医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検を行い、活動体制を整えるものとする。

３　医薬品等（血液を除く）の供給体制

市及び医療関係機関は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の円滑な確保を図るため、市内及び近隣市町村の主な製造業者並びに卸売業者の在庫量を把握し、必要な医薬品等の保管及び放出準備の要請を行う。また、必要に応じて近隣市町村に対し協力を要請する。

４　清掃

市は、災害発生により生じるごみ又はし尿を収集運搬するため、清掃班・し尿処理班の編成及び車両の確保について準備する。

５　防疫

市は、災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うとともに防疫活動に必要な車両の確保準備を行う。

６　警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言時の医療救護対策が円滑に実施されるよう、警戒宣言前から次の措置を実施する。

- 市は救護所の開設準備を行う。
- 各病院等は、病院の耐震性に応じた患者の移送の措置又は検討若しくは準備を行う。

第 13 項　生活関連施設対策

水道、電気、ガス、通信及び金融に関する事業を営む機関及びその監督指導機関は、警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策及び住民の防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整えるものとする。

１　水道

（１）警戒宣言時の飲料水の供給

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて各所における緊急貯水が必要である。

水道事業者は、発災後の断水に備えて居住者等が行う緊急貯水による水需要の増加に対応するため、受水設備及び給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保する。

（２）災害応急対策の実施準備活動

ア　給配水施設

水道事業者は、給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、工事業者に対し、出動準備を要請する。

イ　応急給水

水道事業者は、発災後の飲料水確保に備えて、受水池及び配水池が満水となるよう運転管理する。

ウ　水道事業者は、配水池等から飲料水を運搬、供給するため給水車、容器等の給水用資機材及びろ水器、消毒薬剤、水質検査器具等を整備点検するとともに、給水班の出動体制を整える。

２　電気

（１）警戒宣言時の電気の供給

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであり、その供給の継続を確保することが不可欠である。

中部電力パワーグリッド㈱は電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要によっては他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保する。

（２）災害応急対策の実施準備活動

中部電力パワーグリッド㈱は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請する。

３　ガス

（１）警戒宣言時のガスの供給

ガス会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保する。

（２）災害応急対策の実施準備活動

ガス会社は災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について生産者、工事業者の在庫の確認を行い緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請する。

４　公衆電気通信の確保

（１）警戒宣言時の重要な通信の確保

公衆電気通信については、居住者の相互連絡、学校、市等への問い合わせ等の増大により、通信の疎通が著しく困難となる事態の発生が予想される。

西日本電信電話㈱は、通信の疎通が困難となった場合は、速やかに一般加入者等の使用をその状況に応じて、適宜制限する措置をとるものとし、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに状況に応じ災害用伝言ダイヤル“171”および災害用伝言板(Web“171”)を開設して安否確認に必要な措置をとるものとする。

（２）災害応急対策の実施準備活動

西日本電信電話㈱は、発災により通信が途絶した場合に早急に通信の復旧を図るため、岐阜管内にポータブル通信衛星装置等を配備するとともに、長期停電に備えて移動用電源車を配備し、電源の確保を図るものとする。

また、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量の確認及び車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資機材について、ＮＴＴグループの在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともにＮＴＴグループ等に対し、出動準備を要請するものとする。

５　報道

（１）報道関係機関の地震予知情報等の正確かつ迅速な伝達は、民心の安定には不可欠であり、地震予知情報等の正確かつ迅速な報道に努める。

（２）地震予知情報等の発表及び災害発生に備え、事前に関係機関と密接な連携をとり実態に即応した報道体制の整備を図る。

（３）報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、地震予知情報等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼びかけるとともに、居住者等が防災行動をとるために必要な情報の提供に努める。

６　金融

（１）金融機関の営業確保

金融機関の営業については、原則として平常どおり行う。

なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払い戻し業務については、できるだけ継続することとし、ポスター等の店頭掲示等の手段を用いて告示する。

（２）金融機関の防災体制

ア　金融機関の店頭及び従業員の安全の確保に十分配慮する。

イ　災害発生による被害の軽減及び発生後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとる。

（３）顧客への周知徹底

店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭にその旨掲示する。

７　警戒宣言前からの準備行動

- 市は配水池等での飲料水確保態勢を確認する。
- 市は応急給水の準備を行う。
- 各ライフライン関係機関は、応急復旧用の資機材等の確保や工事業者の出動態勢の確保等、応急復旧態勢の準備を行う。

第 14 項　帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

１　警戒宣言時対策

警戒宣言が発せられた場合、強化地域に対する交通規制や鉄道の運行停止などにより、県内に帰宅困難者や滞留旅客が発生することが予想されるため、具体的な交通規制の実施や鉄道の運行停止を踏まえて関係市町村において対策を講じておく必要がある。

- 市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

２　警戒宣言前からの準備的行動

- 市、各公共交通機関は、警戒宣言時の中止等の措置に関する広報を行う。
- 市、各公共交通機関は、鉄道折り返し駅、観光地等の滞留者対策を確認する。

第 15 項　公共施設対策

警戒宣言が発せられた場合、被災防止措置を実施し、災害発生後に備え迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図るものとする。

１　警戒宣言時対策

①　道路

市は、道路管理者と相互に連携し、必要に応じて道路の応急復旧のため建設業協会に対し、出動準備体制をとるよう要請し、また建設業者、販売業者等の保有する仮設資材の在庫量の把握を行い、調達体制を整える。

②　河川

河川管理者は、必要に応じて応急復旧に必要な水防用資機材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所の点検を行うとともに、水防管理者（市長）に対し、水防団（消防団）の待機を要請し、また建設工業会に対して、出動体制をとるよう要請する。

③　下水道

下水道管理者及びし尿処理施設管理者は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、次により対策を実施する。

（１）災害対応組織の編成

ア　職員の招集（自主参集）

イ　役割分担の再確認

ウ　関係機関との情報交換（警察、道路管理者、電気、ガス、水道等及び下水道管理者）

（２）管渠

ア　地震発生後の調査や緊急措置のための資材の確保

イ　調査用機材、応急用器材の点検

（３）処理場・ポンプ場・し尿処理場

ア　点検箇所：機械設備

（ア）火災及び爆発のおそれのある設備（ガスホルダー、燃料貯蔵タンク、焼却炉等）

（イ）劇薬を扱っている設備（塩素消毒設備、水質試験設備等）

イ　点検箇所：電気設備

（ア）中央監視設備（電気設備の稼働状況）

（イ）火災のおそれのある設備（受変電設備）

（ウ）漏洩等による火傷のおそれのある設備（制御電源設備）

（エ）防災設備（防災設備、非常用通信設備）

④　治山施設等

治山施設等の管理者は、必要に応じて緊急巡回及び点検を実施し、災害の発生のおそれのある箇所の把握に努め被災防止措置を講ずるものとする。

また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に出動準備体制をとるよう要請するものとする。

⑤　庁舎等重要公共施設対策

庁舎等重要公共施設管理者は、庁舎等重要公共施設が災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすため、概ね次の措置を講ずる。

また、応急復旧に必要な資機材の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるよう要請する。

（１）自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保

（２）無線通信機器等通信手段の整備点検

（３）緊急輸送車両その他車両の整備点検

（４）電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置

（５）その他重要資機材の整備点検又は被災防止措置

（６）飲料水の緊急貯水

（７）エレベーターの運行中止措置

（８）出火防止措置及び初期消火準備措置

（９）消防設備の点検

⑥　工事中の建築物その他工作物または施設

（１）工事中の建築物等の管理者は、工事中の建築物その他工作物または施設について、必要に応じて工事の中断等の措置を講じる。

（２）特別の必要により、補強、落下防止等を実施するに当たっては、作業員の安全に配慮する。

（３）倒壊等により、近隣の住民等に影響が出るおそれがある場合は、その居住者等に対して注意を促すとともに市に通報する。

２　警戒宣言前からの準備的行動

各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じ調達態勢を整えるとともに、工事業者の出動態勢を確認する。

第３節　大規模な地震に係る防災訓練計画

１　市は県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

①　要員参集訓練及び本部運営訓練

②　災害時要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

③　余震に関する情報等情報伝達訓練

④　車両による避難訓練

第６章　南海トラフ地震に関する対策

第１節　総　　則

第１項　計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第２項　被害想定

平成 24 年度に内閣府が実施した「南海トラフ巨大地震の被害想定」及び岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」が公表され、本市において予想される予想地震動、建物被害、人的被害等については以下のとおりである。

地震被害の概要

<table>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="3">被害状況等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">現象</td><td colspan="2">地　震　動</td><td colspan="3">震度６弱
岐阜県全域が震度５強以上の揺れに見舞われ、本市では震度６弱が予想される。</td></tr>
<tr><td colspan="2">液　状　化</td><td colspan="3">地震動の継続時間が長いことから、液状化判定の対象となる緩い地盤のほとんどの範囲において液状化が発生する可能性がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="13">被害等</td><td rowspan="4">建物被害</td><td></td><td>全　　壊</td><td colspan="2">半　　壊</td></tr>
<tr><td>揺　れ</td><td>269 棟</td><td colspan="2">2,344 棟</td></tr>
<tr><td>液状化</td><td>932 棟</td><td colspan="2">1,434 棟</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>1,201 棟</td><td colspan="2">3,778 棟</td></tr>
<tr><td rowspan="4">火災</td><td></td><td>朝５時</td><td>昼 12 時</td><td>夜６時</td></tr>
<tr><td>炎上出火件数</td><td>１件</td><td>１件</td><td>３件</td></tr>
<tr><td>残火出火件数</td><td>０件</td><td>０件</td><td>２件</td></tr>
<tr><td>焼失棟数</td><td>０棟</td><td>０棟</td><td>12 棟</td></tr>
<tr><td rowspan="5">人的被害</td><td></td><td>朝５時</td><td>昼 12 時</td><td>夜６時</td></tr>
<tr><td>死者数</td><td>16 人</td><td>６人</td><td>10 人</td></tr>
<tr><td>負傷者数</td><td>500 人</td><td>322 人</td><td>315 人</td></tr>
<tr><td>重症者数</td><td>29 人</td><td>28 人</td><td>23 人</td></tr>
<tr><td>要救出者数</td><td>65 人</td><td>38 人</td><td>46 人</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難者数</td><td colspan="3">6,216 人</td></tr>
<tr><td colspan="2">帰宅困難者数</td><td colspan="3">1,152 人</td></tr>
</table>

第３項　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第１章第３項に準ずる。

第２節　災害対策本部等の設置等

第１項　災害対策本部等の設置

市本部長（市長）は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに市本部及び必要に応じて現地連絡所（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第２項　災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、多治見市災害対策本部条例及び多治見市災害対策本部条例施行規則に定めるところによる。

第３項　災害応急対策要員の参集

１　要員の動員及び参集については、第３章第１節第１項１に準ずる。
２　職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するものとする。

第３節　地震発生時の応急対策等

第１項　地震発生時の応急対策等

１　情報の収集・伝達

情報の収集・伝達については、第３章第１節第３項、第４項に準ずる。

２　施設の緊急点検・巡視

施設の緊急点検・巡視については、第３章第２節第８項に準ずる。

３　二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、第３章第２節第２項１及び２に準じ、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒時について、必要な措置をとるものとする。

４　救助・救急・消火・医療活動

救出及び救急については、第３章第２節第２項３に準ずる。

医療救護については、第３章第２節第６項に準ずる。

５　物資調達

物資調達及び供給については、第３章第３節第３項に準ずる。

６　緊急輸送活動

緊急輸送活動については、第３章第２節第５項に準ずる。

７　保健衛生・防疫活動

保健衛生対策については、第３章第３節第６項に準ずる。

第２項　資機材、人員等の配備手配

１　物資等の調達手配

（１）地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保については、第２章第３節第３項に準ずる。

（２）市は、県に対して居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

２　人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告し、必要に応じて人員派遣を要請することができる。

３　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

（１）防災関係機関は、地震が発生した場合において、多治見市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

（２）防災関係機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第３項　他機関に対する応援要請

１　他機関に対する応援要請については、第３章第１節第２項「災害応援要請」に準ずる。

２　市は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請するものとする。

※資料編「災害時応援協定」参照

第４節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備は概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

１　建築物、構造物等の耐震化については、第２章第４節第１項２（１）及び（２）に準ずる。

２　避難地の整備については、第２章第３節第１項２及び３に準ずる。

３　避難路の整備については、第２章第３節第１項４に準ずるとともに、避難の円滑化を図るため、避難路有効幅員の確保や安全性の向上など、必要な整備を実施するものとする。

４　消防用施設の整備等については、第２章第４節第２項２に準ずる。

５　緊急輸送を確保するために必要な道路の整備については、第２章第２節第５項１に準ずる。

６　通信施設の設備については、第２章第２節第３項１に準ずる。

第５節　南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第１項　基本的な考え方

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた防災体制について、あらかじめ定めるものとする。

市は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に、市としての防災対応を事前に検討する。

住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。

住民等	日頃からの地震への備えの再確認の例	・　避難場所や避難経路の確認 ・　家族との安否確認手段の確認 ・　家具の固定の確認 ・　非常持ち出し品の確認　など
	できるだけ安全な行動の例	・　高いところに物を置かない ・　屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・　すぐに避難できる準備（非常持ち出し品等） ・　危険なところにできるだけ近づかない　など
企業	日頃からの地震への備えの再確認の例	・　安否確認手段の確認 ・　什器の固定・落下防止対策の確認 ・　食料や燃料等の備蓄の確認 ・　災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・　発災時の職員の役割分担の確認　など

第２項　南海トラフ地震臨時情報とは

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価された場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらないと評価した場合

●南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

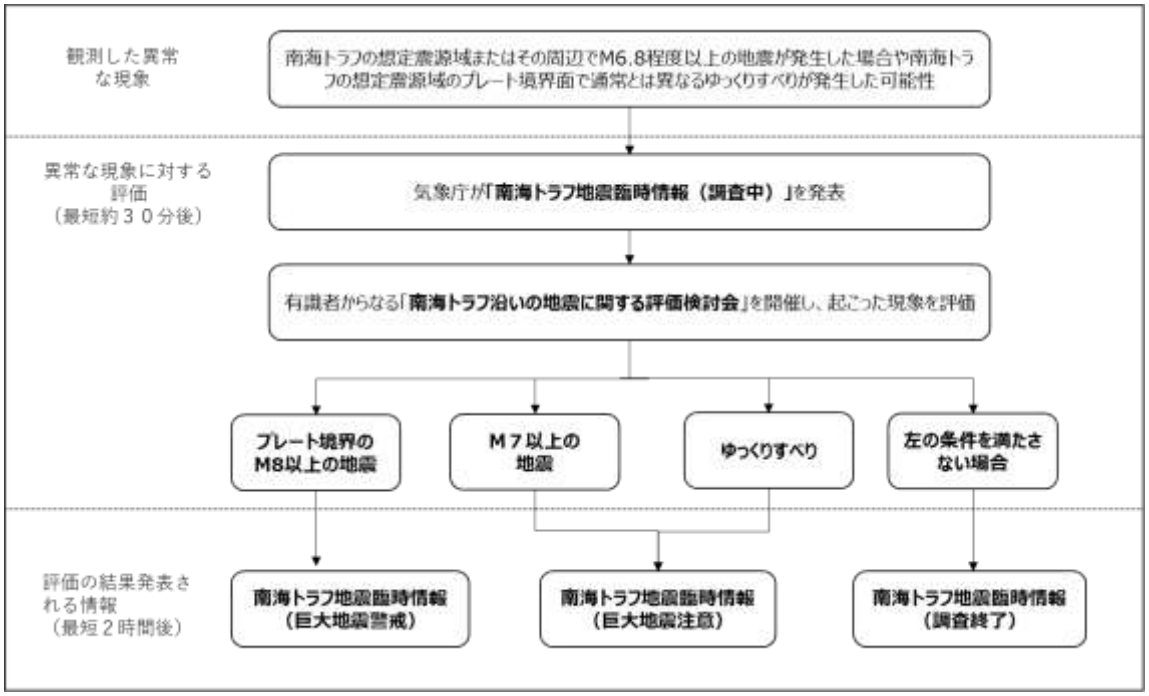

第３項　防災対応をとるべき期間

市は、県対応指針に準じ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたＭ６．８程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてＭ７．０以上Ｍ８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50㎞ 程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

○防災対応の流れ

<table>
<tr><th></th><th>M8.0 以上の地震</th><th>M7.0 以上の地震</th><th>ゆっくりすべり</th></tr>
<tr><td>発生直後</td><td colspan="2">個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始</td><td>今後の情報に注意</td></tr>
<tr><td>（最短）
２時間程度</td><td><u>巨大地震警戒</u>
日頃からの地震への備えを再確認する等
個々の状況等に応じて事前の避難など避難対策を実施</td><td><u>巨大地震注意</u>
日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td><u>巨大地震注意</u>
日頃からの地震への備えを再確認する等</td></tr>
<tr><td>１週間</td><td rowspan="2"><u>巨大地震注意</u>
日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="3">大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>２週間</td></tr>
<tr><td>すべりが収まったと評価されるまで</td><td rowspan="2">大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
<tr><td>大規模地震発生まで</td><td>大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
</table>

第６節　南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制

第１項　職員参集体制等

一般対策計画第３章第１節第１項１職員参集体制等による。

第２項　運営等

多治見市災害対策本部の組織及び運営については、多治見市災害対策本部条例、多治見市災害対策本部条例施行規則に定めるところによる。

第７節　南海トラフ地震臨時情報の伝達

第１項　方針

南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関に伝達するとともに、住民等に対して適時的確な広報を実施する。

第２項　実施内容

１　情報の収集・伝達

南海トラフ臨時情報の各関係機関の伝達経路は下図のとおり。

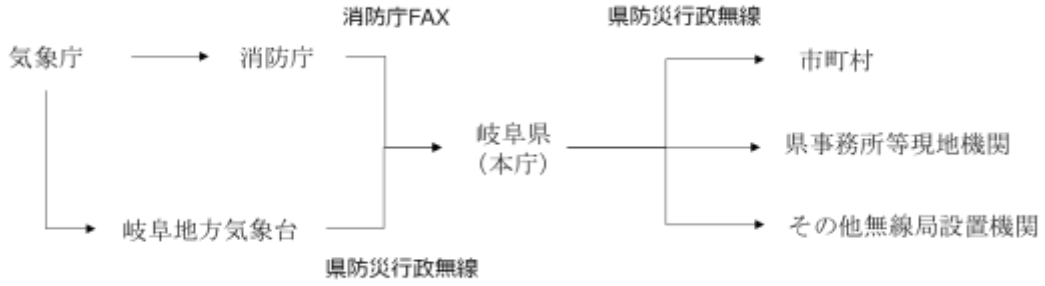

２　住民等への伝達方法

南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達するものとする。高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等、「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。

３　住民等への伝達内容

市は、住民等へ臨時情報を伝達する際は、冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動（下図参照）をあわせて示すものとする。また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民等に密接に関係のある事項についても、きめ細かく周知するものとする。

○具体的にとるべき行動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	発表時	日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ 事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけなど
	１週間後	日頃から地震への備えを再確認するよう呼びかけ 事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけなど
	２週間後	地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけなど
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	発表時	日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけなど
	１週間後	地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけなど

４　問い合わせ窓口

市は、住民等からの問い合わせに対応できるよう問い合わせ対応窓口を整備しておくものとする。

第８節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策

第１項　避難対策

１　方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、本市における災害リスクに応じ、事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。

２　実施内容

（１）　事前の避難

本市における事前の避難が必要な災害リスクは下記ア、イを基本とする。災害リスクに応じ、１週間を目途に地域の実情に合わせた適切な避難対策を実施するものとする。

ア 急傾斜地等 における土砂災害

市は、土砂災害のリスクがある地域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 （以下「 土砂災害防止法 」という。） に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。） の住民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする 。

その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の住民等に対しては、 県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じるものとする。

また、土砂災害の不安があっても自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者に、土砂災害防止法に基づき作成される避難確保計画に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応を位置づけるよう働きかけることとし、施設管理者は適切な措置の実施に努めるものとする。

※資料編「14　土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧表」参照

イ　耐震性の不足する住宅の倒壊

市は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応指針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

また、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとする。

上記以外の住民等対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知するものとする。

（２）　避難先の確保

住民等の避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい住民等に対しては、市が避難所を確保するものとする。

市町村は、県対応指針を参考に、避難者の受け入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討するものとする。

避難所の運営については、自主防災組織やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、避難所運営の手引き等に連携体制や運営方法を記載するものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が、被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について周知するものとする。

ア　住民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること
イ 知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、避難所で受け入れること
ウ 避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること
エ 避難所の運営は避難者自らが行うことが基本であること

（３）　学校等

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童・生徒の保護者への引き渡し等確保措置を講じるものとする。

第２項　関係機関のとるべき措置

（１）　消防機関等

消防機関及び水防管理団体（多治見市）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等に備えるものとする。

ア　地震に関する正確な情報の収集及び必要な機関への伝達
イ　火災の防除のための警戒及び必要な機関への情報の伝達
ウ　火災発生の防止、初期消火について住民等へ広報
エ　自主防災組織等の活動に対する指導
オ　施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導
カ　気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒及び必要な機関への情報伝達
キ　地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のための必要な準備
ク　水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、河川管理者や他の水防管理者と連絡を密にし、不測の事態への備え

（２）　警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

ア　正確な情報の収集及び伝達
イ　不法事案等の予防及び取り締まり
ウ　地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

（３）　水道

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて各所における緊急貯水が必要であり、県及び水道事業者は、発災後の断水に備えて居住者等が行う貯水による水需要の増加に対応するため、浄水設備及び給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保するものとする。

（４）　電気

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基盤となるべきものであり、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電および供給について万全を期し、必要によっては他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保するものとする。

（５）　ガス

ガス会社は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。また、ガス発生設備、ガスホ

ルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じるものとし、その実施体制を定めるものとする。

（６）　通信

電気通信事業者は、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保をおこなうため、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。

また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を行うものとする。

（７）　放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために必要不可欠であることから、放送事業者は、正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

このため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

（８）　金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

（９）　交通

ア　道路

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため、一般道路の交通規制、鉄道の通行制限を実施する。

県及び市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

イ 鉄道

鉄道事業者は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

ウ　滞留旅客等への対応

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

（１０）市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市の管理する道路、河川、庁舎、文化施設、スポーツ施設、社会福祉施設、病院、学校等は、次の管理上の措置、体制をとるものとする。なお、具体的な措置の内容は施設ごとに定めるものとする。

１）各施設に共通する事項

a　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

b　入場者等の安全確保のための退避等の措置

c　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

d　出火防止措置

e　水、食料等の備蓄

f　消防用設備の点検、整備

g　非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなどの情報を入手するための機器の整備

h　各施設における緊急点検、巡視

２）個別事項

a　橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

b　病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置

c　幼稚園、小中学校等にあっては、次の掲げる事項

- 児童生徒等に対する保護の方法
- 事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

d　社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項

- 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
- 事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

イ　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

a　災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(10) のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- 無線通信機等通信手段の確保
- 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

ウ 工事中の建築物に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

第９節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼び掛けるものとする。

市が管理する施設は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

防災関係機関は、自ら管理する施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第 10 節　防災訓練計画

１　市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域の自主防災組織との強調体制の強化を目的として、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

２　１の防災訓練は、少なくとも年１回以上実施するものとする。

３　市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

４　市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、具体的かつ実践的な訓練を行う。

第 11 節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとし、その他必要な事項は第２章第１節第２項に準ずる。

１　市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部、各課、各機関で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

（１）南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
（２）南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
（３）地震等に関する一般的な知識
（４）南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
（５）職員等が果たすべき役割
（６）地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
（７）今後地震対策として取り組む必要のある課題
（８）家庭内での地震防災対策の内容

２　住民等に対する防災意識の啓発

市は、関係機関と協力して、住民等に対する防災意識の啓発を実施するものとする。

防災意識の啓発は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な啓発を行うものとする。

（１）南海トラフ地震臨時情報の内容及び発表された場合の具体的にとるべき行動
（２）南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
（３）地震等に関する一般的な知識
（４）地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
（５）正確な情報入手の方法
（６）防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
（７）各地域におけるがけ地崩壊危険地域等に関する知識
（８）各地域における避難場所及び避難路に関する知識
（９）避難生活の運営に関する知識
（10）平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
（11）住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

３　児童・生徒等に対する防災意識の啓発

地震対策編第 2 章第 1 節第 2 項に準ずる。

４　相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

事故災害対策編

第１章　事故災害対策

第１節　鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策については本計画の定めるところによるものとする。

第１項　災害予防計画

１　鉄軌道交通の安全のための情報の充実

踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

このため、鉄軌道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努めるものとする。

２　鉄軌道の安全な運行の確保

（１）鉄軌道事業者は、事故災害発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による路線又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。

（２）鉄軌道事業者は土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときは、当該線路の監視に努めるものとする。

３　鉄軌道車両の安全性の確保

鉄軌道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

また、鉄軌道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

４　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

（１）情報の収集・連絡関係

ア　情報の収集・連絡体制の整備

（ア）多治見市、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

（イ）多治見市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像伝送装置等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ　通信手段の確保

（ア）鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報通信手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。

（イ）県、市町村及びその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

（ウ）県、市町村及びその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとする。

（２）災害応急体制の整備関係

ア　職員の体制

（ア）多治見市、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

（イ）多治見市、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ　防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、多治見市、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において平常時より連携を強化しておくものとする。

（３）救助・救急、医療及び消火活動関係

ア　救助・救急活動関係

（ア）鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

（イ）多治見市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ　医療活動関係

（ア）多治見市及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品、医療資機材の備蓄に努めるものとする。

（イ）多治見市は、あらかじめ、鉄軌道事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ　消火活動関係

（ア）多治見市は、平常時より機関相互間の連携の強化を図るものとする。

（イ）鉄軌道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、多治見市との連携の強化に努めるものとする。

（４）緊急輸送活動関係

ア　鉄軌道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるもの

とする。

イ　多治見市、多治見警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

ウ　多治見警察署は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

（５）関係者等への的確な情報伝達活動関係

ア　多治見市及び放送事業者等は災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

イ　多治見市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

（６）防災関係機関の防災訓練の実施

ア　防災訓練の実施

（ア）鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、多治見市の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

（イ）多治見市、多治見警察署、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ　実践的な訓練の実施と事後評価

（ア）県、市町村、県警察、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。

（イ）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこととする。

（７）災害復旧の備え

ア　各種データの整備保全

（ア）鉄軌道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。

５　鉄軌道交通環境の整備

（１）鉄軌道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努めるものとする。

（２）鉄軌道事業者は、列車集中制御装置（ＣＴＣ）の整備、自動列車停止装置（ＡＴＳ）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。

（３）多治見市、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切等の改良に努めるものとする。

６　再発防止対策の実施

（１）鉄軌道事業者は、事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、多治見市、多治見警察署等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。

（２）鉄軌道事業者は、事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄軌道事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第２項　災害応急対策

１　災害情報の収集・連絡体制及び通信の確保

（１）災害発生時の情報伝達系統

鉄道災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

なお、多治見市、多治見警察署等が情報収集するに当たっては、必要に応じヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努めるものとする。

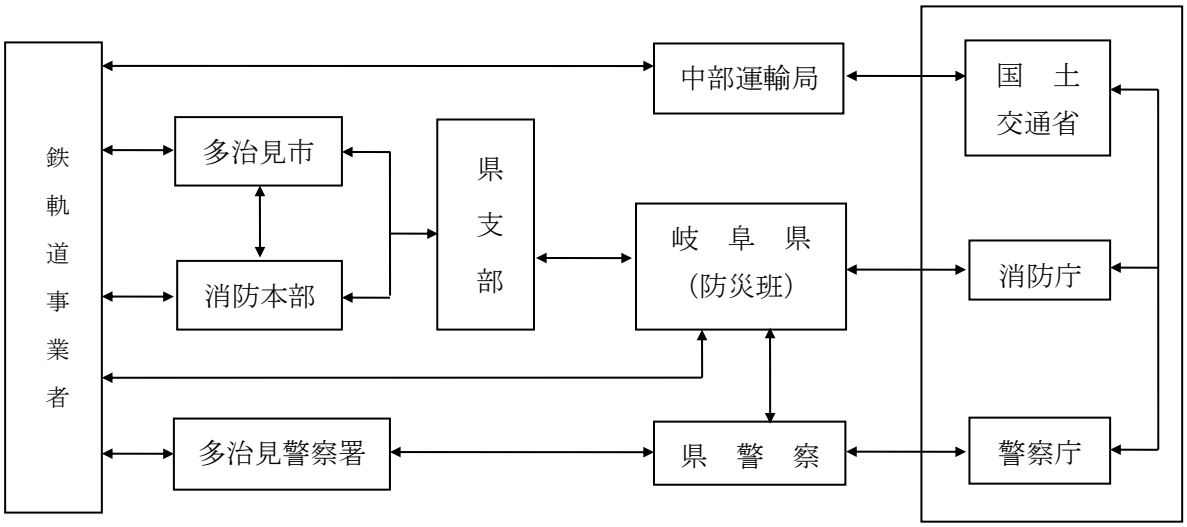

（２）応急対策活動情報の連絡

ア　鉄軌道事業者は、国土交通省、県、市町村等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

イ　市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

ウ　多治見市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県に随時連絡するものとする。

エ　関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

（３）通信手段の確保

ア　多治見市、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　電気通信事業者は、災害時における多治見市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２　活動体制の確立

（１）鉄軌道事業者の活動体制

ア　鉄軌道事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等必要な措置を講ずるものとする。

イ　鉄軌道事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

（2）多治見市の活動体制

ア　多治見市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ　多治見市は、県及び自衛隊等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

（3）その他防災関係機関の活動体制

ア　防災関係機関は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ　防災関係機関は、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

（4）広域的な応援体制

ア　県は、被害の規模に応じて、「災害応援に関する協定書（中部 9 県 1 市応援協定)」等に基づき、他の県に応援を要請するものとする。

イ　県は、多治見市独自では、十分な応急活動が実施できない場合、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により他の市町村に応援を指示するものとする。

ウ　多治見市は、必要に応じ、応援協定等により、民間に応援を要請するものとする。

（5）自衛隊の災害派遣

ア　市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに知事に対し自衛隊の派遣要請をするものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

なお、要請の手続は、一般対策計画第 3 章第 2 節第 4 項「自衛隊派遣要請計画」によるものとする。

3　救助・救急、医療及び消火活動

（1）救助・救急活動

ア　鉄軌道事業者、防災関係機関による救助・救急活動

（ア）鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

（イ）多治見市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県消防相互応援隊及び緊急消防援助隊の応援を要請するものとする。

イ　資機材等の調達等

多治見市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

（2）医療活動

ア　医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

イ　多治見市は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて「災害救助法による救助委託協定書」及び「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、日本赤十字社岐阜県支部及び多治見市医師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行うものとする。

（3）消火活動

ア　鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を

実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

イ　多治見市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

4　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

（1）交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

（2）交通の確保

ア　多治見警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

イ　県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき、（一社）岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

ウ　交通規制に当たって、警察機関及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

（3）代替交通手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

5　関係者等への的確な情報伝達活動

（1）被災者の家族等への情報伝達活動

ア　多治見市、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

イ　多治見市、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第２節　道路災害対策

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策については、本計画の定めるところによるものとする。

第１項　災害予防計画

１　道路交通の安全のための情報の充実

（１）多治見市及びその他防災関係機関は、気象庁による気象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

（２）道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

（３）多治見警察署は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

２　道路施設等の整備

（１）道路管理者は、道路施設等の点検を通し、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。

（２）道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。

（３）道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。

（４）道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に図るものとする。

３　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

（１）情報の収集・連絡関係

ア　情報の収集・連絡体制の整備

（ア）多治見市、道路管理者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

（イ）多治見市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像伝送装置等画像情報の収集・連絡システム整備を推進するものとする。

イ　通信手段の確保

（ア）多治見市及びその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

（イ）多治見市及びその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとする。

（２）災害応急体制の整備関係

ア　職員の体制

（ア）多治見市、道路管理者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

（イ）多治見市、道路管理者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ　防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、多治見市、道路管理者及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

（３）救助・救急、医療及び消火活動関係

ア　救助・応急活動関係

多治見市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ　医療活動関係

（ア）多治見市及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

（イ）多治見市及び道路管理者は、あらかじめ、医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ　消火活動関係

道路管理者及び多治見市は、平常時より機関相互間の連携強化を図るものとする。

（４）緊急輸送活動関係

ア　多治見市、多治見警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

イ　多治見警察署は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

（５）危険物等の流出時における防除活動関係

多治見市及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

（６）関係者等への的確な情報伝達活動関係

ア　多治見市及び放送事業者等は災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

イ　多治見市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

（７）防災関係機関の防災訓練実施

ア　防災訓練の実施

（ア）道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。

（イ）県、多治見市、県警察、道路管理者及びその他防災関係機関は相互に連携した防災訓練を実施するものとする。

イ　実践的な訓練の実施と事後評価

（ア）県、市町村、県警察、道路管理者及びその他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。

（イ）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

（8）施設、設備の応急復旧活動関係

ア　道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

イ　道路管理者は、応急復旧を円滑に行うため、関係業界団体の保有する労働力、資機材等についてあらかじめ把握しておくものとする。

（9）災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

4　防災知識の普及

県及び市町村は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

5　再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第２項　災害応急計画

１　災害情報の収集・連絡体制及び通信の確保

（１）災害発生時の情報伝達系統

道路災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

なお、県、市町村、県警察等が情報収集をするに当たっては、必要に応じヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努めるものとする。

ア　国の管理する道路

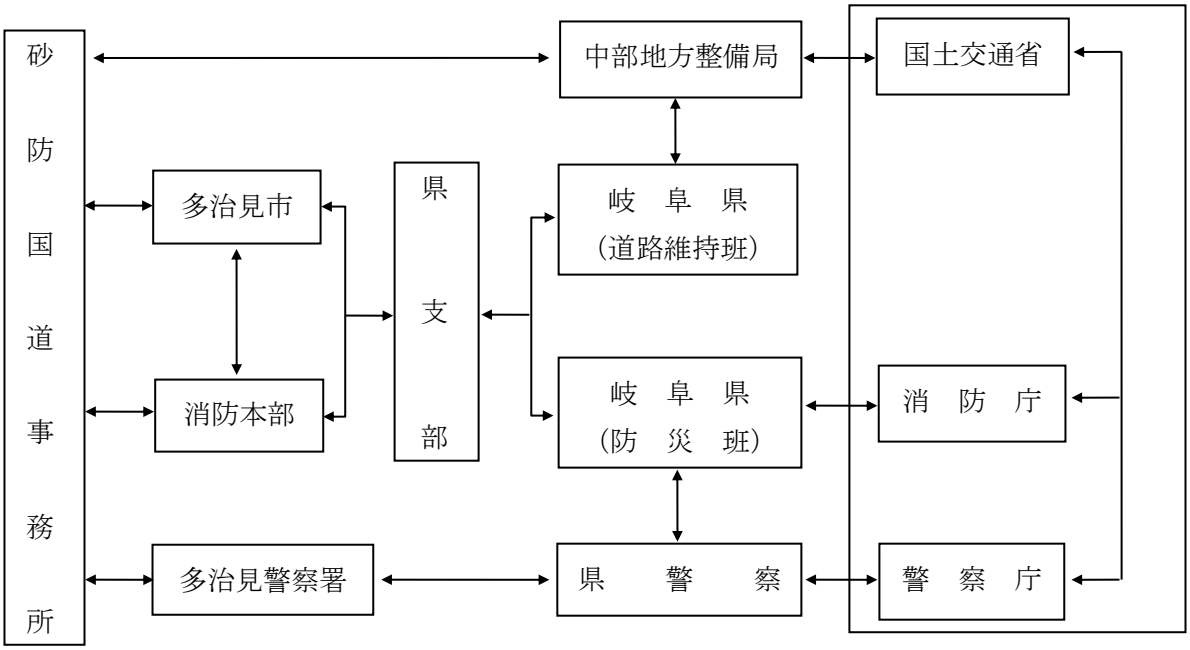

イ　県の管理する道路

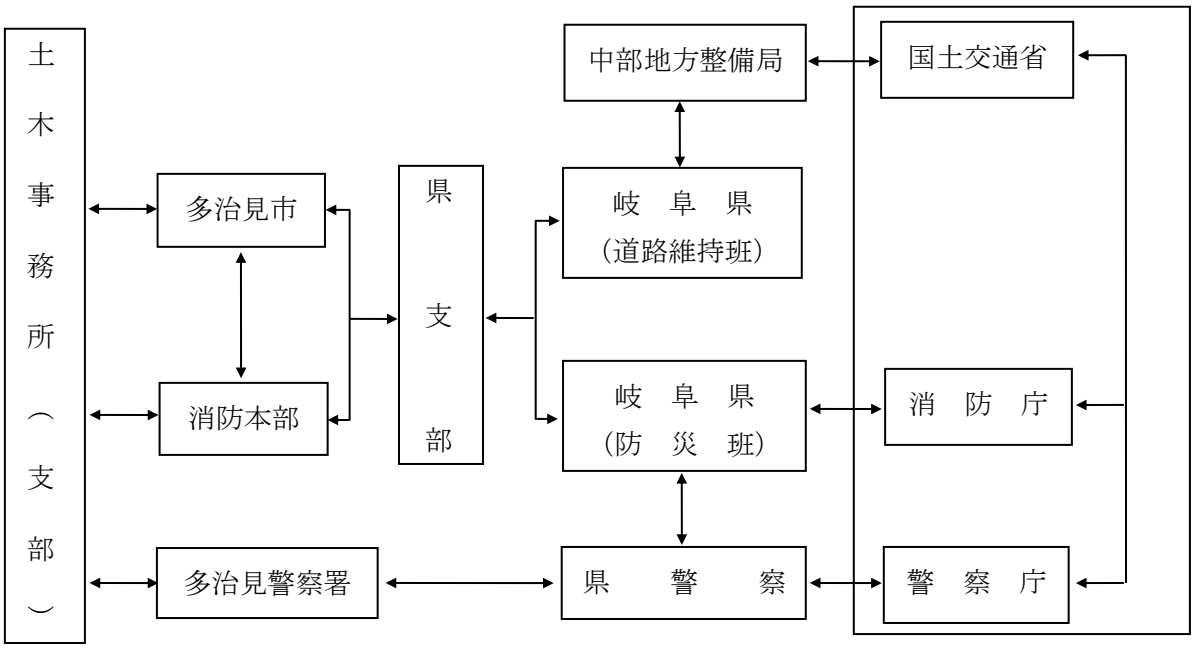

ウ　多治見市の管理する道路

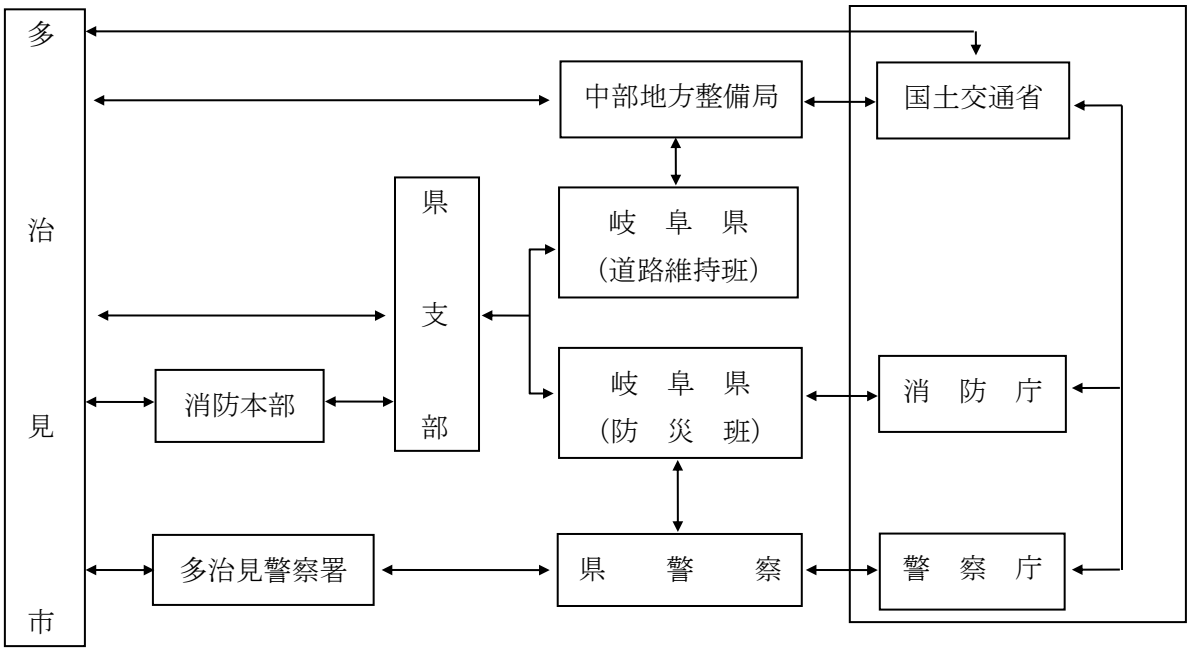

エ　中日本高速道路株式会社の管理する道路

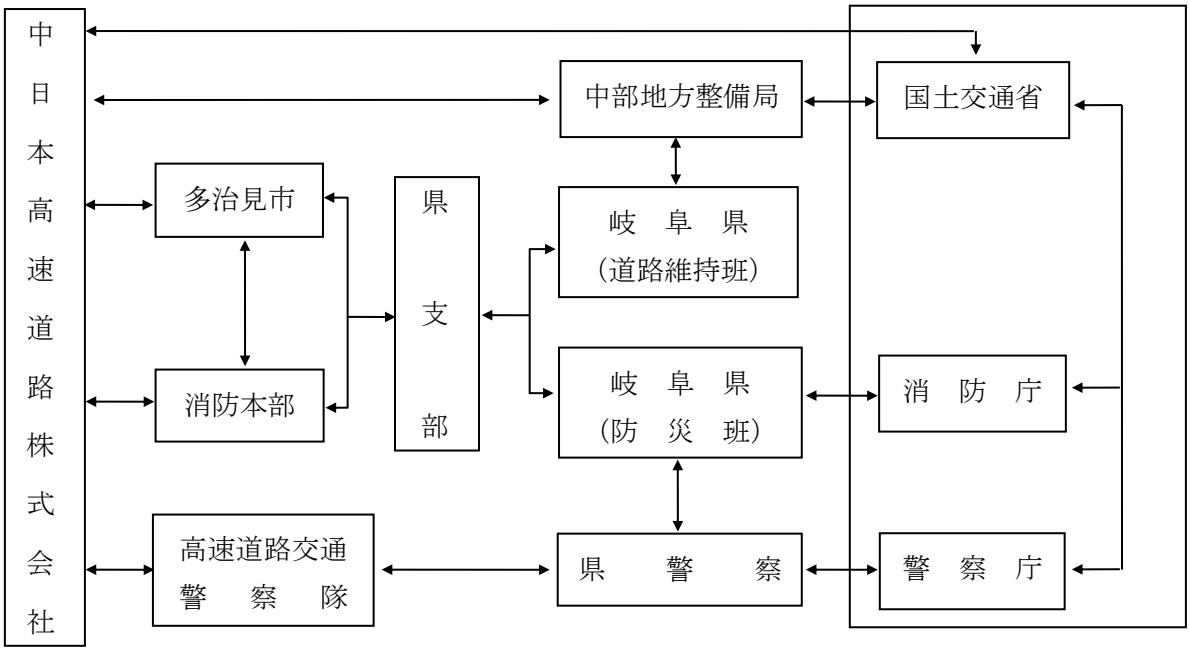

（2）応急対策活動情報の連絡

ア　道路管理者は、国土交通省、県、市町村等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

イ　多治見市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を多治見市に連絡するものとする。

ウ　県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡するものとする。

エ　関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

（３）通信手段の確保

ア　多治見市及びその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　電気通信事業者は、災害時における県、市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２　活動体制の確立

（１）道路管理者の活動体制

ア　道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ　道路管理者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

（２）県及び多治見市の活動体制

ア　多治見市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ　県は、消防庁、国土交通省及び自衛隊等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

（３）その他防災関係機関の活動体制

ア　防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ　防災関係機関は、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

（４）広域的な応援体制

ア　県は、被害の規模に応じて、「災害応援に関する協定書（中部９県１市応援協定)」等に基づき、他の県に応援を要請するものとする。

イ　県は、被災市町村独自では、十分な応急活動が実施できない場合は、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により他の市町村に応援を指示するものとする。

ウ　県は、必要に応じ、応援協定等により、民間に応援を要請するものとする。

（５）自衛隊の災害派遣

ア　知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

なお、要請の手続は、岐阜県地域防災計画第３章第４節「自衛隊派遣要請計画」によるものとする。

イ　多治見市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

３　救助・救急、医療及び消火活動

（１）救助・救急活動

ア　道路管理者等、防災関係機関による救助・救急活動

（ア）道路管理者は、県、市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

（イ）県及び多治見市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「災害応援に関する協定書（中部９県１市応援協定）」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

イ　資機材等の調達等

県及び多治見市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

（２）医療活動

ア　医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

イ　県及び多治見市は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、県は「災害救助法による救助委託協定書」及び「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、日本赤十字社岐阜県支部及び岐阜県医師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行うものとする。

（３）消火活動

ア　道路管理者は、多治見市等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

イ　多治見市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

４　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

（１）交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

（２）交通の確保

ア　多治見警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

イ　多治見警察署は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき、（一社）岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

ウ　交通規制に当たって、多治見警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

５　危険物の流出に対する応急対策

（１）道路管理者は、危険物の流出が認められたときは関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

（２）多治見市、多治見警察署は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

６　道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

（１）道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通

の確保に努めるものとする。

（２）道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

（３）多治見警察署は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（４）多治見警察署は災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

７　関係者等への的確な情報伝達活動

（１）被災者の家族等への情報伝達活動

ア　県、多治見市及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

イ　県、多治見市及びその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第３節　航空災害対策

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策については、本計画に定めるところによるものとする。

第１項　災害予防計画

１　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

（１）情報の収集・連絡関係

ア　情報の収集・連絡体制の整備

（ア）多治見市、航空運送事業者及びその他防災関係機関はそれぞれの機関及び機関相互間において航空災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

（イ）多治見市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプター、テレビシステム、デジタルカメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ　通信手段の確保

（ア）県、多治見市及びその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

（イ）県、多治見市及びその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとする。

（２）災害応急体制の整備関係

ア　職員の体制

（ア）多治見市、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

（イ）多治見市、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ　防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、市町村、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

（３）捜索、救助・救急、医療及び消火活動関係

ア　捜索活動関係

多治見警察署は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努めるものとする。

イ　消火救難及び救助・救急、消火活動関係

県及び多治見市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、化学消火薬剤等の備蓄及び消防ポンプ自動車、化学消防車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

ウ　医療活動関係

多治見市及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

エ　捜索活動支援関係

多治見市は、迅速かつ効率的な捜索支援活動を実施するため、ヘリコプターの燃料備蓄及び、ヘリポートの整備等支援基盤の確保に努めるものとする。

（4）緊急輸送活動関係

ア　多治見市及び多治見警察署等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

イ　多治見警察署は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

（5）関係者等への的確な情報伝達活動関係

ア　多治見市及び放送事業者等は航空事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

イ　多治見市は、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

（6）防災関係機関の防災訓練の実施

ア　防災訓練の実施

多治見市、多治見警察署、航空運送事業者及びその他防災関係機関は相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ　実践的な訓練の実施と事後評価

（ア）県、多治見市、県警察、航空運送事業者及びその他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、航空事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。

（イ）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第２項　災害応急対策

１　発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

（１）墜落航空機等の捜索・把握

県、県警察は、直ちに保有のヘリコプターにより、墜落航空機等の発見に努めるものとする。また、必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣要請を実施するものとする。

（２）航空事故情報の収集・連絡

航空機、ヘリコプターの墜落等の航空災害が発生し、航空運送事業者、発見者等から情報があった場合、県、県警ヘリコプターで状況を把握した場合、県は直ちに国、関係機関、関係市町村等へ連絡するものとする。

（３）災害発生時の情報伝達系統

航空災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

ア　民間航空機の場合

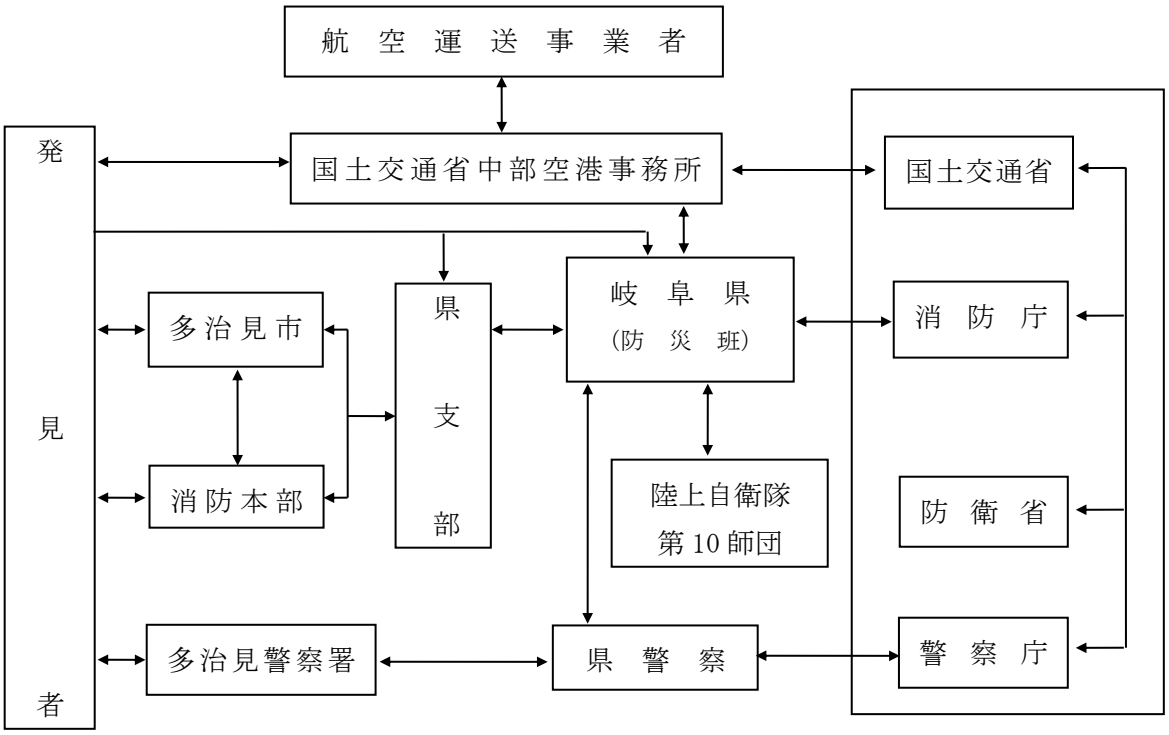

イ　自衛隊・米軍機の場合

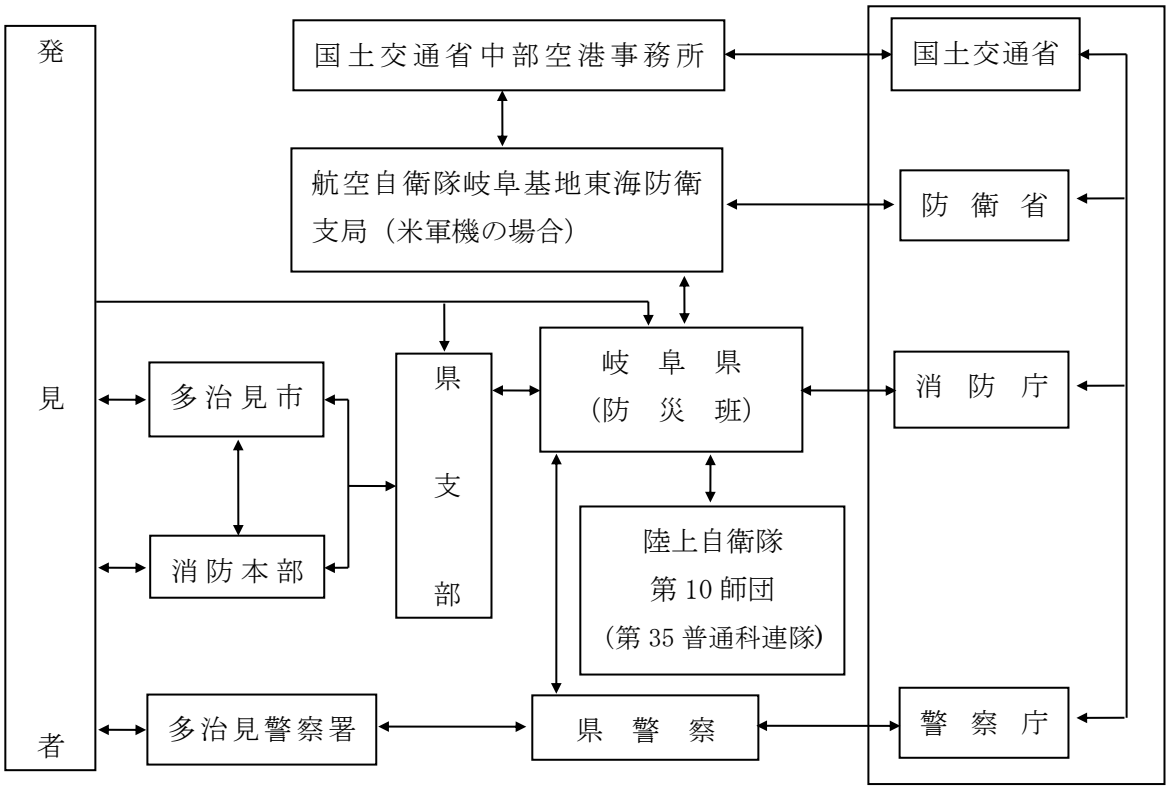

（４）応急活動情報の連絡

ア　多治見市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を多治見市に連絡するものとする。

イ　多治見市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県へ随時連絡するものとする。

ウ　関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

（５）通信手段の確保

ア　多治見市、航空運送事業者及びその他防災機関は、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　電気通信事業者は、災害時における県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２　活動体制の確立

（１）多治見市の活動体制

ア　多治見市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ　多治見市は、県及び自衛隊等の間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

（２）広域的な応援体制

ア　県は、被害の規模に応じて、「災害応援に関する協定書（9県1市応援協定）」、「大規模災害時における広域航空消防応援」等に基づき、他の都道府県等に応援を要請するものとする。

イ　県は、多治見市独自では、十分な応急活動が実施できない場合は「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により他の市町村に応援を指示するものとする。

（３）災害時対策本部の設置

多治見市は、収集された情報により大規模な被害が発生していると認められるときは、災害対策本部、現地災害対策本部を設置するものとする。

（４）自衛隊の災害派遣

多治見市長は、航空事故の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

３　救助・救急、医療及び消火活動

（１）消火救難及び救助・救急、消火活動

ア　多治見市による救助・救急活動

多治見市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」等により他の地方公共団体に応援を要請するよう求めるものとする。

イ　多治見市消防本部による消火活動

多治見市消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

ウ　資機材等の調達等

多治見市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

（２）医療活動

ア　医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

イ　多治見市は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、県は「災害救助法による救助委託協定書」及び「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、日本赤十字社岐阜県支部及び岐阜県医師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行うものとする。

（３）緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

ア　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

イ　交通の確保

（ア）多治見警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や道路状況を迅速に把握するものとする。

（イ）県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき、（一社）岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

（ウ）交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

4　関係者等への的確な情報伝達活動

（1）被災者の家族等への情報伝達活動

ア　多治見市、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

イ　多治見市、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

ウ　情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという県民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

第４節　大規模な火事災害対策

大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策については、本計画に定めるところによるものとする。

第１項　災害予防計画

１　災害に強いまちづくり

（１）災害に強いまちの形成

ア　多治見市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

イ　多治見市及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

（２）火災に対する建築物の安全化

ア　消防用設備等の整備、維持管理

（ア）多治見市及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

（イ）多治見市及び事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。

また、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の推進を図るものとする。

イ　建築物の防火管理体制

多治見市及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任し、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うことにより、防火管理体制の充実を図るものとする。

ウ　建築物の安全対策の推進

（ア）多治見市は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。

（イ）多治見市及び事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防炎物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

２　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

（１）情報の収集・連絡関係

ア　情報の収集・連絡体制の整備

（ア）多治見市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

（イ）多治見市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した静止画像伝送装置等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ　通信手段の確保

（ア）県、市町村及びその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

（イ）県、市町村及びその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとする。

（ウ）電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、通信ケーブル、ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進を図るものとする。

（２）災害応急体制の整備関係

ア　職員の体制

（ア）多治見市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

（イ）多治見市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ　防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、多治見市及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

（３）救助・救急、医療及び消火活動関係

ア　救助・救急活動関係

多治見市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ　医療活動関係

（ア）多治見市及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

（イ）多治見市は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ　消火活動関係

（ア）多治見市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

（イ）多治見市は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

（ウ）多治見市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

（４）緊急輸送活動関係

ア　多治見市及び多治見警察署等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。

イ　多治見警察署は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

（５）避難収容活動関係

ア　避難誘導

（ア）多治見市は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

（イ）多治見市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

（ウ）多治見市は、高齢者、障がい者その他のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

イ　避難場所

（ア）多治見市は、都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、避難場所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

（イ）多治見市は、あらかじめ、避難場所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

（６）施設、設備の応急復旧活動関係

多治見市及びその他防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

（７）被災者等への的確な情報伝達活動関係

ア　多治見市及び放送事業者等は大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

イ　多治見市は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

（８）防災関係機関等の防災訓練の実施

ア　訓練の実施

（ア）多治見市消防本部は、大規模災害を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

（イ）県、多治見市、県警察、事業者、その他防災関係機関及び地域住民等が相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ　実践的な訓練の実施と事後評価

（ア）県、多治見市、県警察、事業者、その他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。

（イ）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

（９）災害復旧への備え

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

３　防災知識の普及、訓練

（１）防災知識の普及

ア　市は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及､啓蒙を図るものとする。

イ　市は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ､地区別防災カルテ､災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

ウ　県及び市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

エ　教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

オ　防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するものとする。

（２）防災関連設備等の普及

多治見市は、住民等に対して消火器、避難用補助器具等の普及に努めるものとする。

（３）防災訓練の実施、指導

ア　県及び市町村等は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施するものとする。

イ　多治見市は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の大規模な火事発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

（４）防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第２項　災害応急対策

１　発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

（１）災害情報の収集・連絡

多治見市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

（２）災害発生時の情報伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

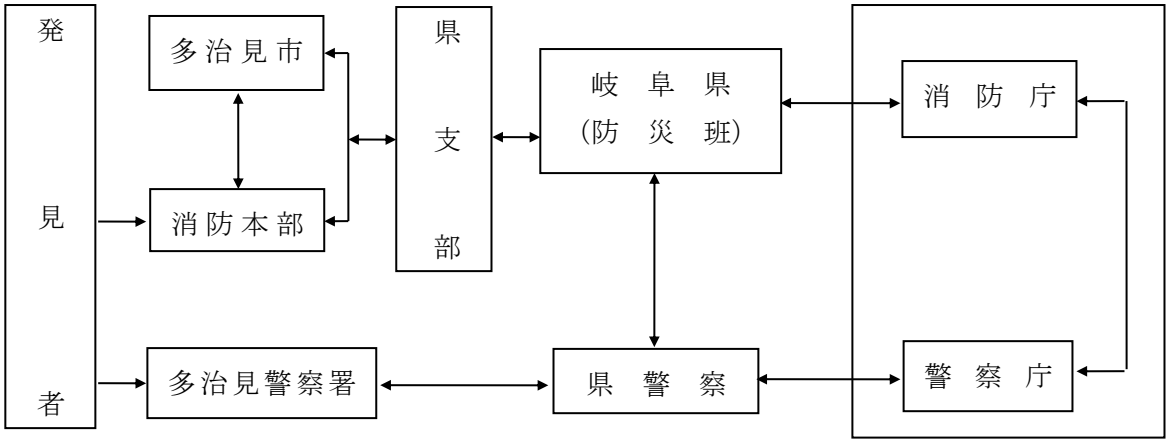

（３）応急対策活動情報の連絡

ア　多治見市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を多治見市に連絡するものとする。

イ　関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

（４）通信手段の確保

ア　多治見市及びその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害現地との災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　電気通信事業者は、災害時における県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２　活動体制の確立

（１）県及び多治見市の活動体制

ア　多治見市は、発災後速やかに､職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ　県は、消防庁等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

（２）その他防災関係機関の活動体制

ア　防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ　防災関係機関は、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

（３）広域的な応援体制

ア　県は、被害の規模に応じて「災害応援に関する協定書（9 県 1 市応援協定）」等に基づき、他の都道府県等に応援を求めるものとする。

イ　県は、被災市町村独自では、十分な応急活動が実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により他の市町村に応援を指示するものとする。

（４）自衛隊の災害派遣

ア　知事は、火事の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。なお、知事による要請の手続は、岐阜県地域防災計画第 3 章第 4 節「自衛隊派遣要請計画」によるものとする。

イ　多治見市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

３　救助・救急、医療及び消火活動

（１）救助・救急活動

ア　県及び市町村による救助・救急活動

県及び多治見市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「災害応援に関する協定書（9 県 1 市応援協定）」及び「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により他の都道府県等に応援を要請するものとする。

イ　資機材等の調達等

県及び多治見市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

（２）医療活動

ア　医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

イ　県及び多治見市は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、県は「災害救助法による救助委託協定書」及び「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、日本赤十字社岐阜県支部及び岐阜県医師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行うものとする。

（３）消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、状況によっては、県は、消防本部の要請によりヘリコプターによる空中消火を実施するものとする。

４　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

（１）交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

（２）交通の確保

ア　多治見警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

イ　多治見警察署は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき、（一社）岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

ウ　交通規制に当たって、多治見警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

５　避難収容活動

（１）避難誘導の実施

ア　発災時には、多治見市は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。

イ　避難誘導に当たっては、多治見市は、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

（２）避難場所

ア　避難場所の開設

多治見市は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。

イ　避難場所の運営管理

（ア）多治見市は、各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。

（イ）多治見市は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

（ウ）多治見市は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

（エ）多治見市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供により、避難場所の早期解消に努めることを基本とするものとする。

（３）要配慮者への配慮

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮するものとする。特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

６　被災者等への的確な情報伝達活動

（１）被災者等への情報伝達活動

ア　県、多治見市及びその他防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障が

い者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

イ　県、多治見市及びその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

ウ　情報伝達に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという市民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

7　施設・設備の応急復旧活動

県、市町村及びその他防災関係機関は、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第３項　災害復旧・復興対策

１　地域の復旧・復興の基本方針の決定

（１）県及び多治見市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。

（２）県及び多治見市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

２　迅速な原状復旧の進め方

（１）被災施設の復旧等

ア　県、多治見市及びその他防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

イ　県、多治見市及びその他防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

ウ　ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

３　計画的復旧の進め方

（１）復興計画の作成

ア　大規模な火事により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

イ　県及び多治見市は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行うものとする。

（２）防災まちづくり

ア　必要に応じ、県及び多治見市は、再度の災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。

イ　県及び多治見市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

ウ　県及び多治見市は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼

遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐炎化等、建築物や公共施設の不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に説明し理解と協力を得るよう努めるものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。また、県、多治見市及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等に努めるものとする。

エ　県及び多治見市は既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。

オ　県及び多治見市は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

4　被災者等の生活再建等の支援

（1）県及び多治見市は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営等の空き家を活用する。

（2）県及び多治見市は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の住宅の維持を支援する。

（3）県及び多治見市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。

（4）県は、被災者生活再建支援法による支援金の支給について事務手続を進めるものとする。

5　被災中小企業の復旧その他経済復興の支援

（1）県及び多治見市は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、小規模企業者等設備導入資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

（2）県及び多治見市は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

（3）県及び多治見市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

第５節　原子力災害対策

第１項　総則

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉運転、使用済み核燃料貯蔵、核燃料物質等の事業所外運搬）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市及び防災関係機関並びに市民がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

２　定義

①「原子力災害」とは、原災法第２条第１項第１号に規定する被害をいう。
②「原子力緊急事態」とは、原災法第２条第１項第２号に規定する事態をいう。
③「原子力事業者」とは、原災法第２条第１項第３号に規定する事業者をいう。
④「原子力事業所」とは、原災法第２条第１項第４号に規定する工場又は事業所をいう。
⑤「緊急事態応急対策」とは、原災法第２条第１項第５号に規定する対策をいう。
⑥「原子力災害事後対策」とは、原災法第２条第１項第７号に規定する対策をいう。
⑦「指定行政機関」とは、原災法第２条第１項第８号に規定する機関をいう。
⑧「指定地方行政機関」とは、原災法第２条第１項第９号に規定する機関をいう。
⑨「指定公共機関」とは、原災法第２条第１項第 10 号に規定する機関をいう。
⑩「指定地方公共機関」とは、原災法第２条第１項第 11 号に規定する機関をいう。

３　計画の性格

（１）市における原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、市における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策計画）に基づいて策定したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画に抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市及び関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じ、不測の事態が発生した場合においても、迅速に対処できるよう体制を整備する。

なお、本計画に定めのない事項については、「多治見市地域防災計画一般対策計画」による。

（２）計画の修正に際し遵守すべき指針

この計画の修正に際しては、国の原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成 24 年 10 月 31 日策定、令和３年７月 21 日最終改定。以下「指針」という。）を遵守するとともに岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）との整合を図るものとする。

（３）計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画の見直し等により修正の必要があると認める場合には、これを変更するものとする。

４　計画の周知徹底

この計画は、県、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、市民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

５　計画の基礎とすべき災害の想定

（１）地理的特性

多治見市は、岐阜県の南部に位置し、道路網は広域的な幹線道路として中央自動車道、東海環状自動車道、19 号、248 号の一般国道、地域の幹線道路として主要地方道と一般県道、そして生活道路としての市道から成っている。

（２）対象となる原子力事業所

市は、最寄りの原子力事業所から最短距離で約 100 ㎞に位置しているが、市周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その直接的な影響が市に及ぶことを前提として、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）施行令第２条の２の規定により、岐阜県が関係周辺都道府県となる下表の原子力事業所を対象に必要な対策を進める。

ア　敦賀発電所（岐阜県周辺の原子力事業所位置図「１」）

事業者名	日本原子力発電株式会社	
所在地	福井県敦賀市明神町	
発電所名	敦賀発電所	
距離	多治見市本庁舎（多治見市日ノ出町２丁目 15 番地）から約 110 ㎞。岐阜県境から 25 ㎞	
号機	１号機	２号機
電気出力	35.7 万 kW	116.0 万 kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	107.0 万 kW	342.3 万 kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45.3.14 （運転終了 H27.4.27）	S62.2.17

イ　高速増殖原型炉もんじゅ（図「３」）

事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ
所在地	福井県敦賀市白木
距離	市本庁舎から約 113 ㎞。県境から 28 ㎞
号機	－
電気出力	28.0 万 kW
原子炉型式	高速増殖炉
熱出力	71.4 万 kW
燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン
運転開始	廃止決定　H28.12.21

ウ　美浜発電所（図「４」）

事業者名	関西電力株式会社		
発電所名	美浜発電所		
所在地	福井県三方郡美浜町丹生		
距離	多治見市本庁舎から約 113 ㎞。岐阜県境から 28 ㎞		
号機	１号機	２号機	３号機
電気出力	34.0 万 kW	50.0 万 kW	82.6 万 kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	103.1 万 kW	145.6 万 kW	244.0 万 Kw
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45.11.28 （運転終了 H27.4.27）	S47.7.25 （運転終了 H27.4.27）	S51.12.1

（3）近県に所在する原子力事業所

前記（2）以外に、近県には下表に記載する原子力事業所が所在している。県は、これらの原子力事業者との間で「原子力事業所の安全確保及び異常時の通報並びに平常時の情報交換について」の交換文書を取り交わしており、これに基づく通報・連絡並びに連絡体制を確立していることから、市は、県からこれらの事業者から原子力緊急事態等の通報があった旨連絡を受けた場合は、本計画に記載する緊急事態応急対策に準じ、必要な対策を講じる。

ア　大飯発電所（図「5」）

事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	大飯発電所			
所在地	福井県大飯郡おおい町大島			
距離	市本庁舎から約 137 ㎞。県境から 58 ㎞			
号機	1 号機	2 号機	3 号機	4 号機
電気出力	117.5 万 kW	117.5 万 kW	118.0 万 kW	118.0 万 kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	342.3 万 kW	342.3 万 kW	342.3 万 kW	342.3 万 kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S54.3.27 （運転終了 H30.3.1）	S54.12.5 （運転終了 H30.3.1）	H3.12.18	H5.2.2

イ　高浜発電所（図「6」）

事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	高浜発電所			
所在地	福井県大飯郡高浜町田ノ浦			
距離	市本庁舎から約 149 ㎞。県境から 71 ㎞			
号機	1 号機	2 号機	3 号機	4 号機
電気出力	82.6 万 kW	82.6 万 kW	87.0 万 kW	87.0 万 kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	244.0 万 kW	244.0 万 kW	266.0 万 kW	266.0 万 kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S49.11.14	S50.11.14	S60.1.17	S60.6.5

ウ　志賀原子力発電所（図「7」）

事業者名	北陸電力株式会社	
発電所名	志賀原子力発電所	
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住	
距離	市本庁舎から約 196 ㎞。県境から 80 ㎞	
号機	1 号機	2 号機
電気出力	54 万 kW	120.6 万 kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3 万 kW	392.6 万 kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	H5.7.30	H18.3.15

エ　浜岡原子力発電所（図「８」）

事業者名	中部電力株式会社				
発電所名	浜岡原子力発電所				
所在地	静岡県御前崎市佐倉				
距離	市本庁舎から約 121 ㎞。県境から 91 ㎞				
号機	1 号機	2 号機	3 号機	4 号機	5 号機
電気出力	54 万 kW	84 万 kW	110 万 kW	113.7 万 kW	138 万 kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3 万 kW	243.6 万 kW	329.3 万 kW	329.3 万 kW	392.6 万 kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S51.3.17 （運転終了 H21.1.30）	S53.11.29 （運転終了 H21.1.30）	S62.8.28	H5.9.3	H17.1.18

オ　原子炉廃止措置研究開発センター（図「２」）

事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」）
所在地	福井県敦賀市明神町
距離	市本庁舎から約 111 ㎞。県境から 26 ㎞
号機	－
電気出力	16.5 万 kW
原子炉型式	新型転換炉
熱出力	55.7 万 kW
燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料
運転開始	S54.3.20（運転終了 H15.3.29）

岐阜県周辺の原子力事業所位置図

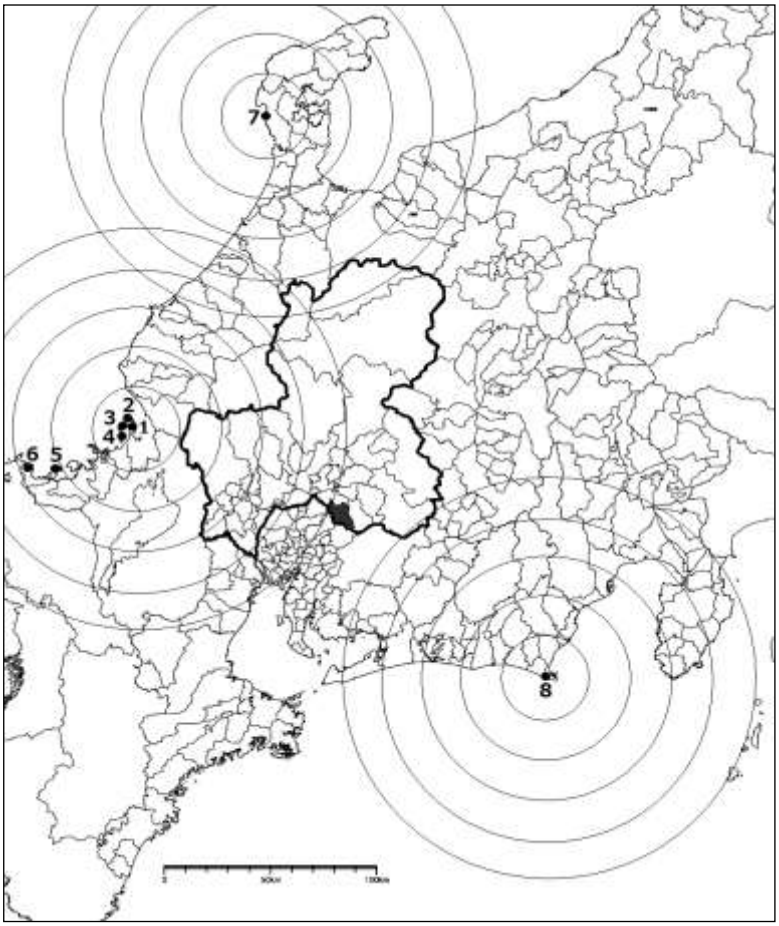

（4）災害の想定

市は、岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）で原子力災害対策強化地域として定める地域（旧多治見市地域）について、必要な措置を講じる。

また、市内で核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合には、旧原子力安全委員会防災指針付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」では、想定事象に対する評価結果として、「原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径 15m 程度」とされていることから、これを基本として必要な対策を進める。

第２項　原子力災害事前対策

原災法及び災対法に基づき実施する主な予防体制の整備及び原子力災害の事前対策は、次による。

１　情報の収集、連絡体制等の整備

市は、県、その他防災関係機関との原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次のとおり体制等を整備する。

（１）情報の収集、連絡体制の整備

ア　市及び関係機関相互の連絡体制

市は、原子力災害に対し万全を期すため、県及びその他の防災機関との情報収集・連絡体制を確保する。

イ　機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。

（２）情報の分析整理と活用体制の整備

ア　人材の育成・確保及び専門家意見の活用体制

市は、県と連携し、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努める。

イ　原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、県と連携し、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

ウ　防災対策上必要とされる資料の整備

市は、県と連携し、応急対策の的確な実施に資するため、必要に応じて人口、世帯数、地域の地図等社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に資する資料、防護資機材等に関する資料を整備し、定期的に更新するよう努める。

２　通信手段の確保

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網に係る設備等を整備するとともに、その操作方法の習熟に努める。

市は、通信手段の途絶に備え、有線系、無線系等による伝送路の複数ルート化の推進を図るものとする。

この計画に定める以外の通信手段の確保については、一般対策計画第３章第３節第３項「災害通信計画」による。

３　組織体制等の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うための配備基準及び人員は、事故災害対策編第１章第１節第２項２「活動体制の確立」による。

４　長期化に備えた動員体制の整備

市は、事態が長期化した場合に備え、県、その他防災関係機関と連携し、職員の動員体制をあらかじめ整備する。

５　広域防災体制の整備

市は、県及び防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努めるとともに、他の市町村との応援協定の締結を図るなど広域的な応援体制の整備に努める。

（１）防災関係機関相互の情報交換

市は、平常時から県、その他防災関係機関と、原子力防災体制に係る相互の情報交換を行い、防災対策の充実に努める。

（２）広域的な応援協力体制の整備

市は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、他の市町村等との相互応援協定の締結等、他の市町村との連携を図る。

（３）緊急消防援助隊の受入体制の整備

市は、消防相互応援体制を整備するとともに、緊急消防援助隊の派遣要請のための手順や受入体制の整備に努める。

（４）自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を決めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

自衛隊の派遣要請手続きは、一般対策計画第３章第２節第４項「自衛隊派遣要請計画」による。

６　緊急時モニタリング体制の整備

市は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングデータを収集し、緊急時における対策のための基礎データとする。

緊急時における環境放射線量等のモニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）のため、県の実施する緊急時モニタリングへの協力、連携に関する体制を整備する。

７　屋内退避、避難等活動体制の整備

市は、全面緊急事態となった場合は、事態の進展に応じ屋内退避を行うこと、及び放射性物質の放出後は、避難の指標（OIL）に基づく避難（一時移転を含む。以下同じ。）を行うことを基本とした県が策定する「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」（以下「広域避難方針」という。）を踏まえ、避難体制の整備等に努める。

（１）避難のあり方に係る整理

市は、県等関係機関と連携して避難計画を検討する等、広域避難方針を踏まえた避難のあり方の整理等に努める。

（２）避難体制等の整備

ア　避難先等の調整体制の整備

市は、避難先及び避難退域時検査実施場所等について、緊急時に県と連携を図りながら調整を行うことができる体制の整備に努める。

市は、避難や避難退域時検査等の場所について、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つよう努める。

イ　避難誘導用資機材、移送用資機材・車両の整備

市は、市民の避難誘導・移送に必要な資機材・車両の整備に努める。

ウ　物資の備蓄・調達

市は、県及び民間事業者と連携し、必要とされる食糧その他の物資の確保に努める。

（３）要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者に向けた情報の伝達手段のほか、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制を整備する。

なお、避難行動要支援者の広域避難については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和３年５月改正。内閣府防災担当）を踏まえ対応する必要がある。これについては、国と関係府県（福井・岐阜・滋賀・京都）の協議会のワーキンググループにおいて重要な検討課題の１つとして位置づけ、平成 25 年に改正された災害対策基本法に基づく各市町村での避難行動要支援者名簿や個別計画の策定状況も踏まえながら検討を行う予定としており、その検討結果を踏まえ対応するものとする。

（４）避難方法等の周知

市は、原子力災害時の避難、屋内退避の方法について、日ごろから市民への周知徹底に努めるとともに、国、県、原子力事業者と連携し、警戒事態や施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて、市民に情報を整理して提供する。

（５）広域的な避難に係る協定の締結

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、県とも連携を図りながら、

他都道府県の市町村との広域一時滞在に係る相互応援協定等を締結する等、広域避難体制の整備に努める。

（６）避難先の決定

広域避難の実施にあたって、市、県、国は「岐阜県地域防災計画（一般対策計画）」に規定する役割を担うものとする。なお、広域避難に関する具体的な手続き等にあたって、県は災害対策基本法及び「広域避難方針」に基づき、受入元市町村と受入先市町村との調整を図るなど、可能な限り市町村の支援をする。

８　学校、医療機関等における避難のあり方の整理及び防災教育・防災訓練の実施

学校、病院等医療機関、社会福祉施設は、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）、入院患者、入所者等の安全を確保するため、あらかじめ避難のあり方を整理するとともに、防災教育・防災訓練の実施に努める。

また、市及び県は、学校、保育所等の管理者が適切な防災訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行う。

さらに、病院等医療機関や介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者及び県は、国の協力を得て、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者や入所者等の移送に必要な資機材の確保、防災関係機関との連携方策等に関する対応方針等をあらかじめ定めておくよう努める。

９　原子力災害医療活動に係る体制整備

市は、県が実施する避難退域時検査や、安定ヨウ素剤配布・服用指示、避難者の健康管理等の原子力災害医療活動に協力するための体制の整備に努める。

10　飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

市は、県及び国による飲食物の摂取制限指示が出された場合に備え、市民への指示伝達、周知方法等をあらかじめ定めておくとともに、市民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

11　防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備

市は、県及び関係機関と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。

また、被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、県及び関係機関と相互に密接な情報交換を行う。

12　市民への情報提供体制の整備

原子力災害が発生した場合、市民に対し、災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、市は、市民に提供すべき情報節目の整理や多様なメディアの活用等情報提供体制の整備を図る。

（１）情報節目の整理

市は、国、県及び原子力事業者と連携し、情報収集事態（福井県敦賀市又は美浜町で震度５弱又は震度５強の地震が発生した事態（福井県において震度６弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。）又は警戒事象発生後の経過に応じて市民に提供すべき情報の節目について整理しておくものとする。

なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、分かりやすく正確な表現を用いることを念頭に置き、情報節目の整理を行う。

（２）情報提供体制の整備

市は、県と連携し、市民及び報道関係機関に対し的確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図る。

情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、自主防災組織、自治会、民生・児童委員等との協力・連携に努める。

（３）相談窓口の設置等

市は、市民からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、

体制等について定めておく。

（４）多様なメディアの活用体制の整備

市は報道機関の協力のもと、ソーシャルメディア等のインターネット、コミュニティＦＭ放送、ケーブルテレビ等多様なメディアの活用体制の整備に努める。

13　原子力防災に関する市民に対する知識の普及啓発

市民に対する原子力防災に係る知識の普及啓発を図るため、市は、県と連携し、継続的な広報活動等を実施する。

防災知識の普及・啓発に際しては、市民の理解を深めるため、分かりやすい表現を用いた資料の作成や説明に努める。

14　防災訓練の実施

市は、県と連携し、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟及び連携等を図る。

15　防災業務関係者の人材育成

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県等が実施する原子力防災に関する研修に、防災業務関係者を積極的に参加させるなどして、人材育成に努める。

16　市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制整備

市内における核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、市内において核燃料物質等の運搬を予定する原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「輸送に係る事業者等」という。）、市及び県、県警察、消防機関等は、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等運搬中事故の特殊性を踏まえつつ、事故時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

（１）輸送に係る事業者等

輸送に係る事業者等は、以下に掲げる事故時の措置が迅速かつ的確にとれるよう、応急措置の内容、対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。また、事故時の措置を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置するものとする。

【事故時の措置】

①国、県、警察、消防機関等への迅速な通報
②消火、延焼防止の措置
③核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置
④モニタリングの実施
⑤運搬に従事する者や付近にいる者の退避
⑥核燃料物質等による汚染・漏えいの拡大防止及び除去
⑦放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
⑧その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置　等

（２）市及び県

市及び県は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の指示又は県独自の判断に基づき、事故現場周辺の市民の避難等、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を実施するための体制を整備する。

（３）警察

警察は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて警察職員の安全確保を図りつつ、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するための体制を整備する。

（４）消防機関

消防機関は、事故の通報を受けた場合は直ちにその旨を県に報告し、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図り、輸送に係る事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第３項　緊急事態応急対策

県から情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態が発出した場合、又は全面緊急事態に至ったことにより、原災法第 15 条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の主な緊急事態応急対策は次による。

これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本計画に準じて対応する。

１　通報連絡、情報収集活動

市は、県から、情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態が発出した場合、又は全面緊急事態に関する通報・連絡があった場合は、速やかに災害等の状況把握のため、情報収集伝達を行う。

（１）施設敷地緊急事態情報等の連絡

市は、情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態が発生した場合、県から連絡を受けた事項について、関係する地方指定公共機関及び防災業務関係者等へ連絡する。

（２）応急対策活動情報の連絡

ア　施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

市は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指定地方公共機関等と密接に連携を取る。

イ　全面緊急事態における連絡等（緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等）

市は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指定地方公共機関等と密接に連携を取るとともに、講ずべき措置について、県と調整を行う。

２　活動体制の確立

市は、原子力災害に対応するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を確立する。

（１）市の活動体制

体制	基　　準	動員人員
準備体制	①県から、対象とする原子力事業所において警戒事態発生の連絡があったとき ②市内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の連絡があったとき	危機管理課　２名 消防総務課　１名
警戒体制	①県から、対象とする原子力事業所における施設敷地緊急事態発生の連絡があり、市長が必要と認めたとき ②市内において核燃料物質等の事業所外運搬中の施設敷地緊急事態発生の連絡があったとき ③市長が必要と認めたとき	危機管理課　２名 消防総務課　２名 環境課　２名 保健センター　２名 本部連絡員
非常体制	①県の地域の一部が、原災法第 15 条第 2 項に規定される原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき ②県の地域の一部が、原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、対象とする原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生したとき ③市長が必要と認めたとき	全 職 員

（２）応援要請及び職員の派遣要請等

ア　緊急消防援助隊の派遣要請

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動要請依頼を行う。

イ　他の自治体の応援要請

市は、必要に応じ、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」及び県外都道府県自治体との相互応援協定等により、県及び他の市町村に応援を要請する。

（３）自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を依頼する

３　防災業務関係者の安全確保

市は、原子力緊急事態となった場合は、応急対策に携わる防災業務関係者の安全確保を図るよう努める。

（１）被ばく管理のための連携確保

市は、防災業務関係者の安全確保を図るため、災害対策本部等と現場指揮者等との連携を密にして、適切な被ばく管理等を行うよう努める。

（２）防護対策

ア　防護資機材の整備

市は、必要に応じ、防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の整備等必要な措置をとるよう指示する。

イ　防護資機材の調達

市は、防護資機材に不足が生じ又は生じるおそれがある場合には、県やその他防災関係機関に対して調達を要請する。

４　緊急時モニタリング活動

市は、県、国、関係機関等が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、必要な情報の提供、要員の移送手段の提供に協力する。

５　緊急輸送活動

原子力災害が発生した場合に、避難者、専門家、モニタリング要員、原子力災害医療活動要員の搬送、飲食物の搬送等を早急に実施するため、市、国、県、警察、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急輸送並びにその支援活動を行う。

（１）緊急輸送活動

ア　緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、以下のものとする。

（ア）避難者及び避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材

（イ）モニタリング、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布・服用指示に必要な人員及び資機材

（ウ）緊急事態応急対策要員及び必要な資機材

（エ）食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

（オ）その他緊急に輸送を必要とするもの

イ　緊急輸送の順位

緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の順位を原則として実施する。

（ア）負傷者、疾病者、要配慮者の輸送等、人命救助、救急活動に必要な輸送

（イ）避難者、災害状況の把握、進展予測のための専門家・資機材

（ウ）緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材

（エ）市民の生活を確保するために必要な物資

（オ）その他緊急事態応急対策のために必要となるもの

ウ　緊急輸送体制の確立

市は、県並びに関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。

（ア）現場から医療施設への負傷者等の搬送

搬送担当機関は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合は、以下により対応する。

ａ　防災ヘリコプターの出動要請（応援協定）

一般対策計画第３章第２節第３項「岐阜県防災ヘリコプター支援要請計画」を準用する。

b　他府県消防機関へリコプターの応援要請

地震対策編第３章第１節第２項３「ヘリコプターの派遣要請」を準用する。

c　関係機関への応援要請（自衛隊等）

一般対策計画第３章第２節第４項「自衛隊派遣要請計画」を準用する。

６　屋内退避、避難等の防護活動

市は、県と連携し、緊急時モニタリング結果、指針の指標（計測可能な判断基準：OIL）、及び原子力施設の状況等を踏まえた国の判断、指示に基づき、屋内退避、避難等の防護活動を行うことを基本とする。

ただし、国からの指示がない場合であっても、県が、気象条件、原子力施設の状況等を踏まえ、初動時の予防的対応が必要と判断した場合は、市は、県の指示に基づき、住民に対し屋内退避の指示等を行う。

また、住民避難の支援が必要な場合は、県に支援を要請する。

（１）　避難・屋内退避の対応方針

ア　初動時における予防的対応（屋内退避）

市は、県の助言等を参考に屋内退避の指示等を行う。

	県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域（旧多治見市地域）
	実効線量 20mSv／年の地域（セシウム沈着）
施設敷地緊急事態（原災法第 10 条）	今後の情報について住民等へ注意喚起 事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集などの準備
全面緊急事態（原災法第 15 条）	
ヨウ素サンプラーでの放射性ヨウ素検出	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等

◎は県独自の対応。プルーム通過に対しては屋内退避を基本

イ　避難等に係る判断、指示

市は、県から国の避難等の指示案の伝達があった場合は、当該指示案に対する県の意見を踏まえ、避難指示等の判断を行う。

このように、国の判断に基づき対応することを基本とするが、県内におけるモニタリング結果等により、県災害対策本部が特に速やかな避難等の対応が必要と認めた場合は、県の意見を踏まえ、避難等を指示する。

【指針の指標】※地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率

	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	１日内を目途に区域を特定し、１週間程度内に避難（一時移転）を実施
計測可能な判断基準（OIL）（モニタリング実測値で判断）	毎時 500μSv（マイクロシーベルト）	毎時 20μSv（マイクロシーベルト）

【国の原子力災害対策本部による避難の判断の流れ】

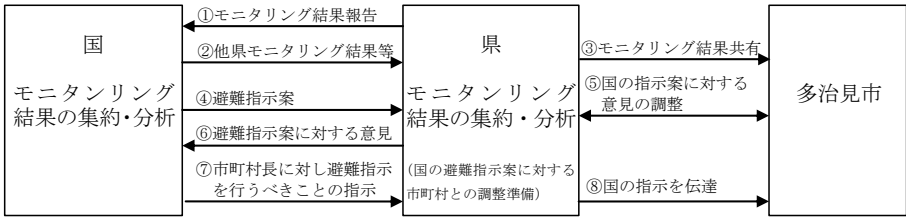

「内閣総理大臣による避難の指示」（原災法第 15 条第３項）

内閣総理大臣は、市町村長及び都道府県知事に対し、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示する。

（２）避難の実施

ア　避難先の決定

市及び県は、広域避難方針に基づき、連携して受入市町村の候補を選定し、当該受入市町村と調整を図ったうえで避難先を決定する。

県外への避難が必要となった場合には、広域避難方針に基づき対応するとともに、県外都市との災害時相互応援協定等を活用する他、国・県等に対し支援を要請し、避難先を決定する。

イ　避難手段の確保

避難は、自家用車による避難を原則とし、これによらない場合は、市及び県が準備する車両又は公共輸送機関による避難を行うものとする。

ウ　避難に資する情報の提供と避難誘導

市は、県と協力し、市民に対し、避難先、避難経路を周知のうえ、避難誘導を実施する。

県は、避難退域検査場所等の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供を行う。

エ　避難の実施における関係機関の連携

市及び県は、避難の実施に当たり、関係機関と連携するとともに、関係機関は、支援、協力に努める。

（３）避難者への対応

ア　避難者の生活環境への対応

市、県は国と連携し、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を勘案し、必要に応じ、旅館やホテル等へ移動できるよう調整を行う。

市、県は国と連携し、避難の長期化等を踏まえ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、可能な限り早い段階から、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅、並びに旅館やホテル等の斡旋及び活用等、二次避難先の確保に向けた検討を開始し、可能な限り早期に移転できるよう努める。

イ　避難者への心身のケア

市は、県と連携し、被災者の健康状態を十分に把握し、心のケアを含めた対策を行う。

ウ　安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備

市は、県と連携し、必要がある場合は、指針等を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁止事項等について避難者へ説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行う。

７　安定ヨウ素剤の服用指示等

市は、安定ヨウ素剤の配布、服用指示、避難退域時検査等、県が行う活動に協力できる体制の整備に努める。

（１）安定ヨウ素剤の配布、服用指示等

緊急時において避難等を行う住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、緊急時モニタリング結果等を踏まえた国の判断、指示に基づき、市内のコンクリート造りの公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、避難住民に対し、安定ヨウ素剤配布・服用を指示する。

このコンクリート造りの公共施設等については、地震対策編第３章第３節第１項に定める広域避難所から指定する。

また、安定ヨウ素剤の扱いについては、「安定ヨウ素剤配布・服用に当たって（原子力規制庁令和３年７月 21 日改定)」に基づくものものとする。

（２）住民に対する避難退域時検査

市は、県が実施する避難退域時検査が円滑に行われるよう協力するものとする。

８　飲料水、飲食物の摂取制限、出荷制限

市は、国及び県から飲食物の摂取制限及び出荷制限等の指示等がなされた場合は、以下の通り対応するものとする。

（１）飲料水、飲食物の摂取制限

市は、指針の指標に基づく OIL の値や食品衛生法上の基準等を踏まえた国及び県の指導・助

言に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

（２）農林水産物等の採取及び出荷制限

市は、県から、国の指針、指導及び助言等を踏まえた農林畜水産物等の採取及び出荷制限措置があった場合は、これに協力するものとする。

また、市は、実施する措置について、県とともにその内容について、生産者、地域住民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

（３）飲食物、生活必需品等の供給、分配及び調達

市は、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県等に対し、物資の調達を要請する。

９　市民への的確な情報提供活動

市、国及び県は、原子力災害に関する情報を、多様な手段により迅速かつ的確に、分かりやすく提供するとともに、市は、住民の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

なお、以下に定めのないものについては、一般対策計画第３章第４節第３項災害広報計画に基づくものとする。

（１）市民への情報提供活動

ア　市民への広報

市は、市民への情報提供を図るため、次の方法等あらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

①防災行政無線
②広報車
③コミュニティＦＭ 放送、ケーブルテレビ、インターネット
④自治会、民生委員との連携
⑤その他実情に即した方法　等

また、市は、以下の事項について情報提供活動を実施する。

①事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）
②緊急事態応急対策の実施状況（飲食物摂取制限等）
③テレビ、ラジオの報道、防災行政無線等に注意するよう呼びかけ
④避難市民を受け入れる場合、避難市民の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ
⑤不安解消のための市民に対する呼びかけ　等

イ　実施方法

市民への情報提供に当たっては、以下のことに配慮する。

①情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧表現は避け、分かりやすく誤解を招かない表現を用いる。
②市民が利用可能な媒体を活用し、繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。
③速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供に当たっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。

ウ　広報内容及び要配慮者への配慮

市、県は、市民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果等）、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関などの情報、市、国、県等が講じている対策に関する情報、交通規制など、市民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

その際、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用し、高齢者、障がい者、外国

人その他の要配慮者に十分配慮した情報提供を行う。

（２）市民からの問い合わせに対する対応

市、国、県及び原子力事業者は、速やかに市民からの問い合わせに対応するため窓口の設置、人員の配置等体制を整備する。

（３）安否情報への照会への対応

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県警察、県、消防機関察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

10　要配慮者への配慮

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者が避難所で健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、要配慮者の健康状態の把握に努める。

11　文教対策

学校等は、原子力災害時における生徒等の安全を確保するため、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が必要な対策を講じるとともに、適切な学校運営を図る。

（１）　生徒等の安全確保措置

ア　臨時休校等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。

イ　登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、災害の状況に応じて、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

12　市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する対策

（１）輸送に係る事業者等

ア　　輸送に係る事業者等は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、速やかに県に通報し、県は、その内容を市等関係機関に通知する。

また、当該事故に伴い特定事象に該当するに至った場合には、輸送に係る事業者等の防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた後、直ちにその旨を国、県、事故発生場所を管轄する市町村、警察、消防機関など関係機関に文書により通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。

イ　輸送に係る事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

（２）市及び県

市及び県は、相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の市民の避難の指示等必要な措置を講じる。

（３）警察

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

（４）消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、その状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第４項　原子力災害中長期対策

原災法第 15 条第 4 項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策は次による。

なお、これ以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本項に示した対策に準じて対応する。

１　緊急事態宣言解除後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、県と連携し、必要に応じて事後対策や被災者の生活支援等を行う。

２　県環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、復旧に向けて以下の判断等を行うため、市、国、隣接県、原子力事業者及びその他モニタリング関係機関と協力して環境放射線モニタリングを行い、又はこれに協力し、放射線量及び放射性物質濃度の継時的変化を継続して把握するとともに、その結果を速やかに公表する。

・避難区域見直し等の判断を行うこと
・被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること
・現在及び将来の被ばく線量を推定すること

３　原子力災害中長期対策実施区域の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害中長期対策を実施すべき区域を設定する。

４　各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家の判断や国の指針、指導に基づき、応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等、各種制限措置の解除を行う。

また、解除の実施状況を確認するとともに、解除について市民へ周知を行う。

５　放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

６　被災地域住民等に係る記録の作成

市は、避難及び屋内退避の措置をとった市民が災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等を、あらかじめ市で定めた様式で記録する。

市は、国及び県と連携し、農林水産業、商工業等の受けた影響について調査するとともに、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

７　被災者等の生活再建等の支援

市は、国及び県と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたるきめ細かな支援に努める。

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、可能な限りワンストップで対応できる総合相談窓口を設置する。

また、市外に避難した被災者に対しても、市及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

８　風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が国内外で確保されるよう、各種媒体を用いた広報活動を行う。

９　被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及

び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

10　心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、被災者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

第６節　危険物等災害対策

危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者の発生、放射性物質の放射線障害の発生等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策については、本計画に定めるところによる。

なお、放射性物質による放射線障害の防止及び公共の安全確保については、国の省庁が所掌し、国の管理と事業者の責任において行われているが、本計画では、地震、火災等によるの放射線障害の発生による災害について市がとるべき対策について定めるものとし、原子力災害対策については、第１章事故災害対策第５節「原子力災害対策計画」によるものとする。

第１項　災害予防計画

１　危険物等関係施設の安全性の確保

（１）危険物、高圧ガス、毒物劇物、火薬類及び放射性物質（以下、本節において「危険物等」という。）の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、本節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。また、市は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

（２）市及び事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

（３）市及び事業者団体は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保全管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関連施設における保安体制の強化を図るものとする。

ア　危険物

危険物取扱者保安講習

イ　高圧ガス

（ア）高圧ガス製造保安係員再教育講習

（イ）液化石油ガス業務主任者再教育講習

（ウ）液化石油ガス整備士再教育講習

（エ）充てん作業者再教育講習

ウ　毒物劇物

毒物劇物営業者を対象とした毒物・劇物の取扱い等に関する講習

エ　火薬類

（ア）保安手帳所持者及び従事者手帳保持者保安教育講習

（イ）発破技士講習

（４）市及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、必要な再発防止対策を講じることにより、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

２　危険物等の輸送対策（移送、移動も含む）

市は、危険物等の運搬等について、容器、積載の方法についての基準の厳守を指導強化するとともに、イエローカード携行の普及を推進する。また、車両火災の予防などについて指導するものとする。

３　高速道路上の危険物等事故対策

高速道路における危険物等事故対策については、「岐阜県高速道路における危険物運搬車両等対策協議会」の定める「高速道路における危険物運搬車両事故現場対応マニュアル」等により対応するものとする。

４　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

（１）情報の収集・連絡関係

ア　情報の収集・連絡体制の整備

（ア）市は、それぞれの機関及び機関相互間において危険物等災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

（イ）市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ　通信手段の確保

（ア）市及びその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

（イ）市及びその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとする。

（２）災害応急体制の整備関係

ア　職員の体制

（ア）市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

（イ）市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ　防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関、事業者団体相互において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。また、事業者は資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

（３）救助・救急、医療及び消火活動関係

ア　救助・救急活動関係

市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ　医療活動関係

（ア）市及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄、調達体制の整備及び在庫量の把握に努めるものとする。

（イ）市及び事業者は、あらかじめ、消防と医療機関、事業者と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ　消火活動関係

（ア）市は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

（イ）市は、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

（ウ）市及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

（４）緊急輸送活動関係

市及び多治見警察署等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備をするものとする。

（５）危険物等の流出時における防除活動関係

ア　市は、危険物等が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

イ　市は、危険物等が流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

ウ　市は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

（６）避難収容活動関係

ア　避難誘導

（ア）市は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

（イ）市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

（ウ）市は、高齢者、障がい者その他のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

イ　避難場所

（ア）市は、都市公園、公民館、学校、緑地等公共的施設等を対象に、避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、避難場所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

（イ）市は、あらかじめ、避難場所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

（７）防災業務関係者の安全確保関係

市は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

（８）被災者等への的確な情報伝達活動関係

ア　市及び放送事業者等は、危険物等災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

イ　市は、住民からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

（9）防災関係機関等の防災訓練の実施

ア　訓練の実施

（ア）消防機関及び県警察は、様々な危険物等災害を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

（イ）県、市、県警察、消防機関、自衛防災組織及び地域住民等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ　実践的な訓練の実施と事後評価

（ア）県、市及び自衛防災組織等が訓練を行うに当たっては、危険物等災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫すること。

（イ）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

(10) 災害復旧への備え

ア　各種データの整備保全

市及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

５　防災知識の普及、訓練

（1）防災知識の普及

ア　市は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

（ア）危険物

危険物安全週間（毎年 6 月第 2 週の日曜日から土曜日の 1 週間）

危険物安全の日（毎月 8 日）

（イ）高圧ガス

高圧ガス危害防止週間（毎年 10 月下旬の 1 週間）

ＬＰガス消費者保安月間（毎年 10 月）

（ウ）火薬類

火薬類危険予防週間（毎年 6 月上旬の 1 週間）

イ　市は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

ウ　教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

エ　防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の

高いものを活用するものとする。

（２）防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第２項　災害応急対策

１　災害直後の情報収集・連絡体制及び通信の確保

（１）災害直後の情報収集・伝達

ア　危険物等災害発生直後の被害の第一報等の収集・連絡

（ア）事業者は、火災の発生状況、人的被害等の情報を直ちに市へ連絡するものとする。

（イ）市は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

なお、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づく「直接即報基準」に該当する危険物等に係る事故の場合には、直接消防庁にも連絡するものとする。

（２）災害発生時の情報伝達系統

危険物災害が発生した場合の災害発生情報・被害情報等の情報伝達系統は次によるものとする。

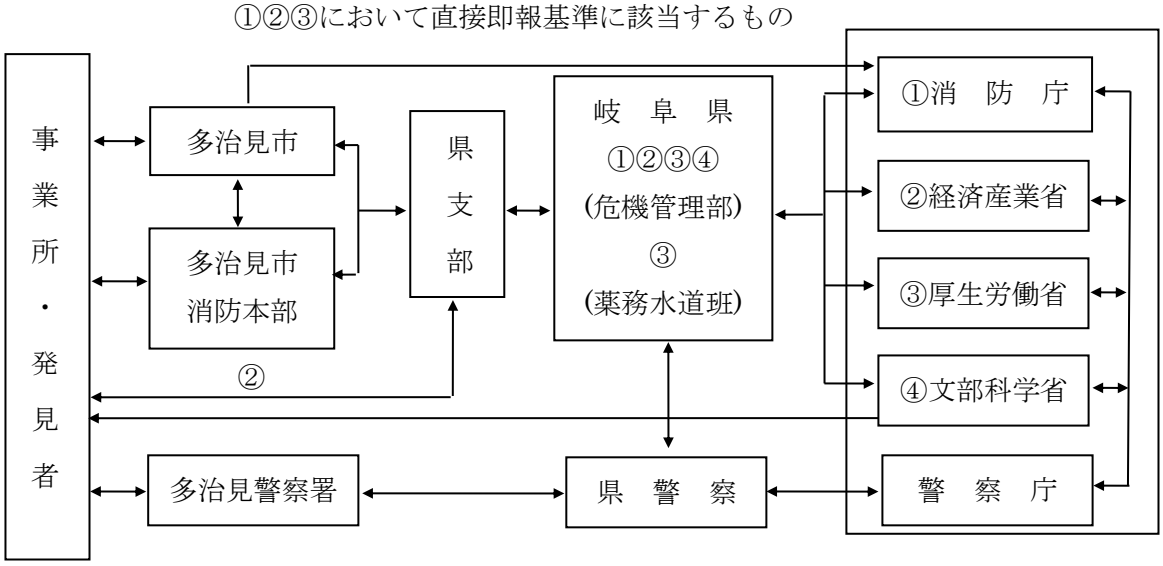

①危険物、②火薬類、高圧ガス、③毒物劇物、④放射性物質による災害時
②③④の場合にも必要に応じ、消防庁へ連絡する。また、河川等へ危険物等が流出した場合は、必要に応じ、県（環境管理班）へ連絡する。

（３）応急対策活動情報の連絡

ア　事業者は、市に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

イ　市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとする。

ウ　防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

（４）通信手段の確保

ア　市及びその他防災機関は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　電気通信事業者は、災害時における市の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２　活動体制の確立

（１）事業者の活動体制

ア　事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

イ　事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

ウ　事業者は、消防機関及び県警察との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

（２）市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

（３）その他防災関係機関の活動体制

ア　防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ　防災関係機関は、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

（４）広域的な応援体制

ア　県は、被害の規模に応じて、「災害応援に関する協定書」等に基づき、他の都道府県等に応援を要請するものとする。

イ　市は、市独自では十分な応急活動が実施できない場合には、「岐阜県広域消防相互応援協定」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により他の市町村に応援を要請する。

ウ　事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ事業者により締結された広域応援協定等に基づき、他の事業者により応援を要請するものとする。

（５）自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。なお、要請の手続は第３章第２節第４項「自衛隊派遣要請計画」による。

（６）防災業務関係者の安全確保

ア　市は、応急対策活動中の安全確保のための資機材の確保を図るものとする。

イ　県及び市は、応急活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。

３　災害の拡大防止活動

事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

市は、危険物等災害時に危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

４　救助・救急、医療及び消火活動

（１）救助・救急活動

ア　市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、消防組織法第 44 条に基づく「緊急消防援助隊」及び「災害応援に関する協定書（9 県 1 市応援協定)」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により他の都道府県に応援を要請するものとする。

イ　資機材等の調達等

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

（2）医療活動

ア　医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

イ　市は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

（3）消火活動

消防機関及び自衛消防組織等による消火活動

消防機関及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

5　危険物等の流出に対する応急対策

（1）危険物等が河川等に排出された場合は、災害の原因者等は防除措置を講ずるものとする。

（2）消防機関及び警察は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

（3）市は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

（4）防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。

6　避難収容活動

（1）避難誘導の実施

ア　発災時には、市は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。

イ　避難誘導に当たっては、市は、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

（2）避難所

ア　避難所の開設

市は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、その旨を住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。

イ　避難所の運営管理

（ア）市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。

（イ）市は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるもの

とする。

（ウ）市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

（３）要配慮者への配慮

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮するものとする。特に高齢者や障がい者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

７　施設・設備の応急復旧活動

市は、専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

８　被災者等への的確な情報伝達活動

（１）市及び事業者は、被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

（２）市及び事業者は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第７節　林野火災対策

多治見市は、市の面積の約 50%の林野面積を有しており、この林野は、水源をかん養し、保健と休養の場となるものであるが、最近では、レクリエーション等市民の利用が急速に増してきたことなどから林野の保全、特に林野火災に対する予防対策は急を要するところである。

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対する対策については、本計画に定めるところによる。

第１項　災害予防計画

１　林野火災に強い地域づくり

（１）市は、必要な地域に防火林道、防火森林の整備等を実施するものとする。

（２）市は、火災警報発表時の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発危険期等における巡視及び監視等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。なお、火災警報が発令された場合、市及び林野の所有（管理）者は、多治見市火災予防条例の定めるところにより概ね次のとおり火の使用制限を行うものとする。

ア　山林、原野において火入れをしないこと。

イ　煙火を消費しないこと。

ウ　屋外においてたき火をしないこと。

エ　屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙しないこと。

オ　残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

カ　山小屋などにおいて裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

（３）林野の所有（管理）者、地域の森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努めるものとする。

２　林野の所有（管理）者の管理上の指導

市は、林野火災に関し、林野の所有（管理）者に対し必要な施業を行うよう指導するものとするが、次の事項については特に積極的に行うものとする。

（１）防火線、防火樹帯の設置及び造林地に防火樹の導入を図る。

（２）自然水利の活用等による防火用水の確保を図る。

（３）林道構築に当たっては、必要に応じて林野火災を考慮した路線及び施設の設定を図る。

（４）事業地には、防火処理を行う。

（５）火入れに当たっては、森林法に基づくほか消防機関と緊密な連絡を図る。

（６）火災多発危険期においては、自衛のため積極的に見回りを行う。

３　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

（１）情報の収集・連絡関係

ア　情報の収集・連絡体制の整備

（ア）市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において林野火災に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等にお

いても対応できる体制の整備を図るものとする。

（イ）市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ　情報の整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

ウ　通信手段の確保

（ア）市及びその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

（イ）市及びその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとする。なお、その際、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備に配意するものとする。

（2）災害応急体制の整備関係

ア　職員の体制

（ア）市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

（イ）市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関との連携等について徹底を図るものとする。

イ　防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

（3）救助・救急、医療及び消火活動関係

ア　救助・救急活動関係

市は、林野火災工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ　医療活動関係

（ア）市及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄、調達体制の整備及び在庫量の把握に努めるものとする。

（イ）市は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ　消火活動関係

（ア）市は、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

（イ）市は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の整備等を積極的に実施できる体制づくりを推進するものとする。

（ウ）市は、平常時から消防本部、消防団及び自主消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

（エ）市及び林野の所有（管理）者は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

（４）緊急輸送活動関係

市及び警察は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備をするものとする。

（５）避難収容活動関係

ア　避難誘導

（ア）市は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

（イ）市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

（ウ）市は、要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

イ　避難所

（ア）市は、公民館、学校及び公共的施設等を対象に、避難所をその管理者の同意を得たうえで、あらかじめ指定し、その旨を住民へ周知徹底するよう努めるものとする。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つために設備の整備に努めるものとする。

（イ）市は、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

（６）施設、設備の応急復旧活動関係

市は、所管する公共施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

（７）被災者等への的確な情報伝達活動関係

ア　市及び放送事業者等は、林野火災に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

イ　市は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

（８）防災関係機関等の防災訓練の実施

ア　防災訓練の実施

（ア）消防機関は、様々な林野火災を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

（イ）市及び地域住民等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ　実践的な訓練の実施と事後評価

（ア）市及び森林組合等が訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工

夫すること。

（イ）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

4　防災知識の普及、訓練

（1）防災知識の普及

ア　市は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることに鑑み、山火事予防期間、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施するものとする。

なお、住民等への啓発は、多発危険期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意するものとする。媒体については、概ね次のものを利用するものとする。

（ア）展覧会、講演会開催等による方法

（イ）映画、スライド等映写による方法

（ウ）標識板、ポスターの掲示、パンフレット等の配布による方法

（エ）学校、諸団体等への広報委嘱の方法

（オ）林業従事者等を対象とした講演会を行う方法

（カ）林野火災の訓練、演習を通じて行う方法

イ　市は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や防火水槽を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進するものとする。

ウ　教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

エ　防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。

（2）保健休養林等の保全

レクリエーション等住民の保健と、休養の場となっている「東海自然歩道」、「県民休養の森」、「生活環境保全林」、「緑地環境保全地域」等の場所については、特に自然環境を保持するため、森林愛護及び防火思想の普及に努めるものとする。

（3）防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

（4）住民の防災活動の環境整備

ア　市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を促進し、その育成を図るものとする。

イ　林野火災の予防活動については、地域住民や林業従事者等の協力が不可欠であるので、市は、住民や事業所等への自主防災活動を育成・助長するものとする。

第２項　災害応急対策

１　災害直後の情報収集・連絡体制及び通信の確保

（１）災害情報の収集・伝達

林野火災発生直後の被害第一報等の収集・連絡

ア　市は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

イ　県は、市から情報収集するとともに、ヘリコプターによる上空偵察等概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達するものとする。

（２）災害発生時の情報伝達系統

林野火災が発生した場合の火災発生情報・被害情報等の情報伝達系統は次によるものとする。

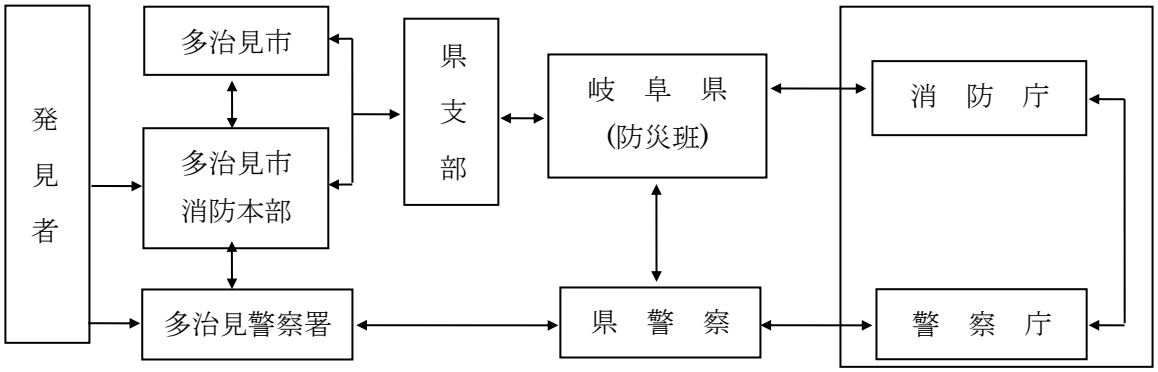

（３）応急対策活動情報の連絡

ア　市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応急の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとする。

イ　防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

（４）通信手段の確保

ア　市及びその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　電気通信事業者は、災害時における市の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２　活動体制の確立

（１）事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関及び警察との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努めるものとする。

（２）市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

（３）その他防災関係機関の活動体制

ア　防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ　防災関係機関は、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

（4）自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

なお、要請の手続は第3章第2節第4項「自衛隊派遣要請計画」によるものとする。

3　救助・救急、医療及び消火活動

（1）救助・救急活動

ア　市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の機関、消防組織法第44条に基づく「緊急消防援助隊」及び「災害応援に関する協定書（9県1市応援協定)」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により他の都道府県に応援を要請するものとする。

イ　資機材等の調達等

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

（2）医療活動

ア　医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

イ　市は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

（3）消火活動

消防機関等による消火活動

ア　消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

イ　住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

ウ　消防機関は、山林警防計画の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時期を失することなく近隣市町に応援要請を行うなど早期消火に努めるものとする。

4　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

（1）交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

（2）交通の確保

交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

5　避難収容活動

（1）避難誘導の実施

ア　発災時には、市は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。

イ　避難誘導に当たっては、市は、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要

その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

（２）避難所

ア　避難所の開設

市は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、その旨を住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。

イ　避難所の運営管理

（ア）市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。

（イ）市は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

（ウ）市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

（３）要配慮者への配慮

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮するものとする。特に高齢者、障がい者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

６　施設・整備の応急復旧活動

市は、専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

７　被災者等への的確な情報伝達活動

（１）市は、被災者等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

（２）県及び市は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

８　二次災害の防止活動

（１）市は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

（２）市は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

多治見市水防計画

第１章　総　　則

第１項　目　　的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下多治見市水防計画において「法」という。）の規定に基づき、岐阜県水防計画に応じ、管内河川及び池等の洪水による水災を警戒・防ぎょし、これに因る被害を軽減するために水防上必要な事項を具体的に定め、水防活動の万全を期することにより公共の安全を保持することを目的とする。

（１）水防管理団体（多治見市）の責任

区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第３条）

（２）居住者等の水防義務

水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長により出勤を命ぜられた場合は直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。また、水防地域に居住する者は常に気象状況等に注意し、水災が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

第２項　用語の定義

１　指定水防管理団体

多治見市をいう。（法第２条第１項）

２　水防管理者

水防管理団体の長である多治見市長をいう。（法第２条第２項）

３　消防機関の長

消防長をいう。（法第２条第４項）

４　水防警報

指定河川について、洪水による災害のおそれがあると認められる場合に、国土交通大臣又は知事が水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法第２条第７項、法第 16 条）

５　洪水予報

気象庁長官は、指定河川にあっては国土交通大臣と共同で、洪水のおそれがあると認められるとき、その状況を周知せしめるための発表をいう。（法第 10 条第１項）

６　指定河川

国土交通大臣が洪水により国民経済上重大な被害を生ずるおそれがあるとして指定した庄内川をいう。（法第 10 条の２）

第２章　水防組織

第１項　水防組織

１　水防本部

「多治見市災害対策本部」を構成する各部各班のうち、水防活動に特に関係の深い部班で編成し、水防業務の統括に当たる。なお、水防本部は、「多治見市災害対策本部」が設置された場合には、「多治見市災害対策本部」に統合されるものとする。

２　水防本部の組織

次表のとおりとし、各班の任務は多治見市地域防災計画に定める外、次によるものとする。

職　　名	担　当　職	任　　務
本 部 長	市　　長	市本部の統括
副本部長	副　市　長	本部長の補佐及び本部長に事故があるときの代理

部 名	部長担当	班　名	班 長 名	任　　務
企画部	企画部長	危機管理班	危機管理課長	1　気象予警報等の収集に関すること 2　職員の非常招集に関すること 3　雨量、水位等の情報の収集に関すること
建設水道部	建設水道部長	道路河川班	道路河川課長	1　水防計画に関すること 2　水防資器材の調達に関すること 3　現地水防指揮に関すること 4　建設工業会との連絡調整に関すること 5　その他水防に関すること
		上下水道施設班	上下水道施設課長	1　池田下水処理場の雨水ポンプ場の管理に関すること 2　土岐川左岸ポンプ場の管理に関すること 3　笠原川右岸ポンプ場の管理に関すること 4　土岐川右岸ポンプ場の管理に関すること 5　喜多緑地調整池ゲートの管理に関すること
消防部	消 防 長	消防総務班	消防総務課長	1　河川情報の収集に関すること 2　消防団との連絡調整に関すること 3　消防団の統括及び団員の指揮監督に関すること 4　管内河川、ため池等の監視及び警戒に関すること 5　水防作業に関すること

（水防本部組織図）

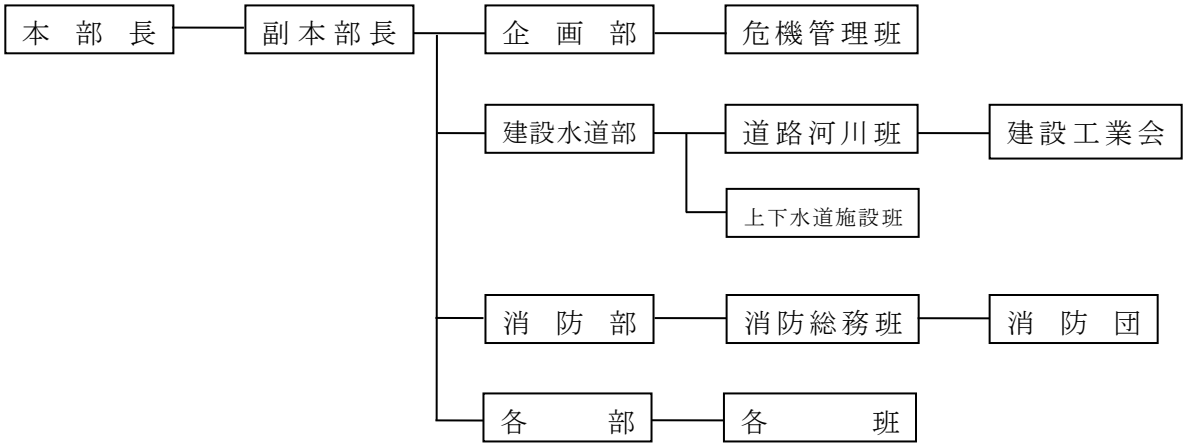

※消防団の組織は、多治見市地域防災計画に定めるところによるものとする。

第２項　水防施設

１　水防倉庫及び資器材

水防倉庫の資器材備蓄状況は、資料 19 に示すとおり。逐次整備に努めるものとする。

２　土のう用土砂の確保

土のう用土砂の確保については、下記の事業所より協力を得るものとする。建設部道路河川課は、災害発生の予想される時期には予めその備蓄状況を確認しておくものとする。

事　業　所　名	所　在　地	電 話 番 号
博　国　砕　石　㈱	富士見町５	22－5265
日　章　産　業　㈱	大沢町１	27－3551
多　治　見　砕　石　㈱	大沢町１	27－2255

第３章　通信連絡

第１項　予報及び警報とその措置

１　水防活動に必要な予報、警報の種類と発表基準

（１）岐阜地方気象台が気象業務法の定めるところにより、岐阜県下の水防活動の利用のため発表するもの

ア　上記の場合における予報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報及び警報をもって代られる。

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

イ　注意報及び警報の種類並びに発表基準

多治見市地域防災計画「気象警報等の発表基準」による。

（２）名古屋地方気象台と庄内川河川事務所が共同して法第 10 条第２項により指定された河川について洪水の恐れがあると認められるとき、それぞれの河川名をつけて発表するもの（洪水予報）

ア　洪水予報

種　　類	基　　準
洪水注意報	基準地点の水位流量がはん濫注意水位流量を突破する恐れがあるとき。 はん濫注意水位流量を超え注意を要するとき。
洪 水 警 報	破堤、氾濫等により重大な災害を生ずる恐れがあるとき。
洪 水 情 報	洪水注意報及び洪水警報の補足説明及び軽微な修正を必要とするとき。
解　　除	洪水注意報の必要がなくなったと認められるとき。

（３）国土交通大臣が発表するもの（水防警報）

ア　庄内川について、洪水により災害が起こるおそれがあると認められるとき、国土交通大臣（庄内川河川事務所長）が水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

イ　水防警報を行う指定河川及び実施区域

水　系	河　川	左右岸	実 施 区 域
庄　内　川	幹　川 庄内川 （土岐川）	左　岸	岐阜県土岐市肥田町浅野字トチモト 807 番 3 地先の三共橋から海まで
		右　岸	岐阜県土岐市泉町河合字中屋敷 532 番 1 先の三共橋から海まで

ウ　水防警報の対象となる水位観測所

水　系	観測所名	地 先 名	位　置	水防団待機水位	はん濫注意水位	計画高水　位
庄内川	土　岐	土岐市土岐津町	左岸　km 57.8+50	m 2.40	m 3.00	m 6.39
	多治見	多治見市豊岡町	右岸　ｋｍ 49.1	2.50	3.20	6.78

エ　水防警報発表基準

河 川 名	対　象水位観測所	準備（警戒）	出　動	解　除
		下記はん濫注意水位をもって準備とする	下記出動水位をもって出動とする	はん濫注意水位を下廻って水防活動が必要なくなったとき
庄 内 川	土　岐	3.00m	4.00m	
	多治見	3.20m	3.70m	

オ　水防警報の段階と内容

段　階	種　類	内　容
第 1 段 階	準　備	水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、幹部の出動等を通知するもの
第 2 段 階	出　動	水防団員等の出動を通知するもの
第 3 段 階	解　除	水防活動の終了を通知するもの
第 4 段 階	情　報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの

カ　水防警報発表受報様式

別紙第１号様式による。

（4）気象予警報の伝達系統図

ア　気象に関する予警報等

多治見市地域防災計画「気象予警報等の伝達系統図」による。

イ　洪水予報

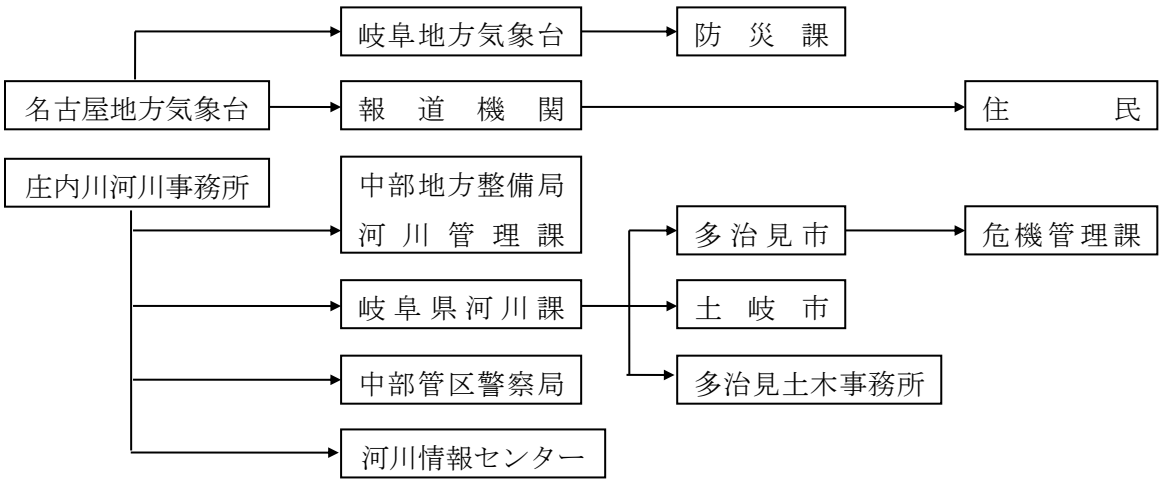

ウ　国土交通大臣の指定する河川における警報等

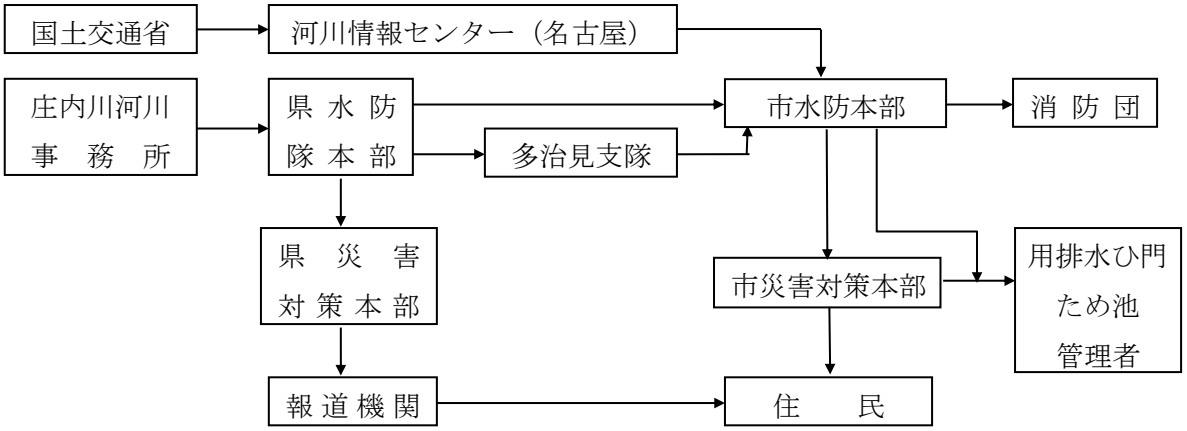

２　水位、雨量その他水防活動上必要事項の通報

水防本部は、水防警報の通知を受けたとき、また河川水位がはん濫注意水位に達したときは、消防団長及び各河川の分担水防区域の消防分団長に対し通知するものとする。

３　水防出動及び堤防その他の決壊等の報告

消防分団長は、水防警報等の通知を受けたときは、必要な団員を招集し警戒に当らせるものとする。又、消防分団長は、次の事項について水防本部へ報告するものとする。

（１）水位観測状況
（２）消防団招集状況、人員報告
（３）冠水の恐れのある場所及び被害の予想される池、山崩れ等の状況
（４）決壊、その他事故発生状況
（５）水防作業開始
（６）災害状況
（７）水防警戒の解除

第２項　連絡方法

連絡方法については、多治見市地域防災計画一般対策計画第３章第３節第３項「災害通信計画」の定めるところによる。

第３項　非常輸送

非常輸送については、多治見市地域防災計画一般対策計画第３章第３節第２項「輸送計画」の定めるところによる。

第４章　非常配備体制

第１項　水防本部の非常配備

1　水防本部は、水防活動が他の防災活動と一帯となって迅速かつ協力して推進できるよう、多治見市地域防災計画及び本章に定めるところにより非常配備を行う。

2　非常配備の基準は次によるものとする。

区　分	配備時期	配備につく班	人員及び体制
第１配備 （準　備）	1　次の注意報のうちいずれかが発せられたとき。 ・大雨注意報 ・洪水注意報 2　その他本部長がこの体制を命じたとき。	道路河川班 危機管理班 上下水道総務班 上下水道施設班 消防部	気象情報に注意し、直ちに出動し、連絡がとれる体制で待機。
第２配備 （警戒出動）	1　次の警報のうちいずれかが発せられたとき。 ・大雨警報 ・洪水警報 2　その他本部長がこの体制を命じたとき。	道路河川班 危機管理班 上下水道総務班 上下水道施設班 消防部 各班	各班若干名をもって当たり、水防活動の必要な事態となれば、そのままで遅滞なく水防活動が遂行できる体制とする。
第３配備 （1次出動）	1　岐阜県土砂災害警戒情報が発表されたとき 2　事態が切迫し、水防活動が予想され、又は事態の規模が大きくなって第２配備では処理できないと考え、本部長がこの体制を命じたとき。	道路河川班 危機管理班 上下水道総務班 上下水道施設班 消防部 各班	所属人員全員をもって当たり、完全な水防体制とする。

3　水防本部は、水位がはん濫注意水位を下り水防活動の必要を認めないと判定した場合は、県水防支隊長に協議の上、水防解除の指示を受けなければならない。

水防解除に当たっては、水防本部は、速やかに一般に周知しなければならない。

第２項　消防団の非常配備

消防団の配備は、団長の命により配備するものとし、次の３段階に分ける。

1　出動準備

（1）河川及びため池の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。

（2）気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水の危険が予想されるとき。

２　出動

（１）河川又はため池が警戒水位に達したとき。

（２）気象予報、洪水予報、水防警報等により出動を要すると認めたとき。

３　水防解除

水防管理者が、水位がはん濫注意水位を下り水防活動の必要を認めないと判定したとき。

第５章　水害危険区域の想定

１　水防上の注意箇所

国土交通省管理河川重要水防箇所

資料編「20　重要水防個所調書」参照

２　水防活動計画

水防区名	担当分団名	河川名	警　戒　区　域
滝呂水防区	滝呂分団	笠原川	下滝呂橋　→ 笠原町境
		芝草川	笠原川合流点 → 滝呂町10丁目若草公民館先
市之倉水防区	市之倉分団	市之倉川	土岐川合流点 → 笠原町境
池田水防区	池田分団	辛沢川	土岐川合流点 → 富士見町５丁目博国砕石工場先
共栄水防区	共栄分団	土岐川	虎渓山町１丁目と弁天町４丁目境 → 土岐市境
		高田川	土岐川合流点 → 小名田町５丁目
南姫水防区	南姫分団	姫川	可児市境　→ 大針町塩井戸
中央南水防区	中央南分団	土岐川	土合橋　→ 国長橋
		笠原川	土岐川合流点 → 下滝呂橋
		生田川	土岐川合流点 → 笠原町境
中央北水防区	中央北分団	土岐川	大原川合流点 → 虎渓山町１丁目と弁天町４丁目境
		大原川	田代橋　→ 大原大橋
小泉水防区	小泉分団	大沢川	大原川合流点 → 大原町４丁目
		大原川	大原大橋　→ 根本橋

第６章　水防活動

第１項　気象観測

１　雨量、水位観測

水防本部は、雨量、水位等水防活動上必要な情報について観測を行うものとする。

２　雨量、水位観測施設

設置場所	所在地	観測	種　　別	連絡先
消防本部救急指令課	三笠町２	雨量	自記雨量計	22－9216
危　機　管　理　課	日ノ出町２	雨量	自記雨量計	22－1111

第２項　巡視及び警戒

１　巡視

消防団は、出動が発令されたときは、管轄区域内の河川及びため池について、随時区域内を巡視し、水防上の危険を発見したときは、直ちにその状況を電話、無線等により水防本部に連絡するものとする。

２　非常警戒

消防団は、出動が発令されたときは、水防区域内の監視及び警戒を厳にし、既往の被害個所、水衝部その他特に重要な箇所を中心に巡回し、次の状態について異常を発見した場合、直ちに水防本部に報告するとともに水防作業を開始する。

（１）裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
（２）表法で水当りの強い場所の亀裂及び欠け崩れ
（３）天端の亀裂又は沈下
（４）堤防の溢水状況
（５）ひ門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り工合
（６）橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

水防管理者は、上記の報告を受けたときは、県水防支隊長及び河川管理者に報告し、堤防を道路として兼用している区間において、堤体自体が危険であると判断した場合には、速やかに道路管理者に対し、道路法第 46 条の規定による通行の禁止又は制限の措置を要請するものとする。

３　警戒区域の設定

（１）法第 21 条及び第 24 条により水防活動上必要ある場合は、警戒区域を設定し無用の者の立入を禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者をして水防に従事させる。
（２）法第 22 条に基づき水防管理者は、水防のために必要があると認めるときは、多治見警察署長に対して警察官の出動を求める。

第３項　避　　難

１　避難の指示

水防管理者は、洪水、河川氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは避難のため立退きを指示するとともに多治見警察署長へその旨通知する。

２　指示の周知徹底

指示の実施責任者は、周知徹底の方法として、概ね次の措置をとる。

（１）できる限り立退き指示の理由、避難先、避難路及び避難上の留意事項を明示する。

（２）防災行政無線、広報車、サイレン、警鐘等により伝達する。

３　避難は、原則として、地域住民が自主的に行うものとする。

４　洪水浸水想定区域における避難の確保

洪水浸水想定区域の指定があったときは、当該洪水浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

浸水想定地域内にある地下街その他不特定多数の者が利用する地下施設等（以下「地下施設等」という。）及び高齢者や障がい者、園児等が利用する要配慮者施設において、その利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報の伝達方法を定める。

地下施設等の管理者は、地下施設等への流入等浸水被害軽減対策及び避難誘導体制を定めた避難確保計画を作成するものとする。

５　避難所

多治見市地域防災計画第３章第６節第２項「避難計画」の定めるところによる。

第４項　決壊等の通報並びに決壊後の処置

１　堤防その他の施設が決壊したときは、当該水防区域の責任者（消防分団長）は、その状況を水防本部へ連絡するものとする。

２　水防管理者は、決壊の報告を受けたときは、法第 25 条及び法第 26 条に基づき、直ちにその旨を多治見土木事務所長、東濃県事務所長、多治見警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体に通報するものとする。

３　決壊後は、速やかに応急水防工法を実施し、でき得る限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

４　水防工法

工法は、その選定を誤らなければ１種類の工法を施工するだけで成果を挙げ得る場合が多い。しかし、時には数種の工法を並施し、初めてその目的を達することがあるから、当初施工の工法で成果が認められないときは、これに代るべき工法を次々に行い極力防止に努めなければならない。工法を選ぶに当たっては堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で得易い工法を施工する。

５　水防上の心得

（１）水防作業を行う際は、防災のため保安帽、ライフジャケットを使用すること。

（２）命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。

（３）作業中は、私語を慎み、終始敢闘精神をもって守りぬく。

（４）夜間など特に言動に注意し、みだりに「溢水」とか「破堤」等の想像による言語を発してはならない。

（５）命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺せしめたり、水防員が緊張によって疲れないよう留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること。

（６）洪水時において堤防に異常の起こる時期は、滞水時期にもよるが、大体水位が最大の時又はその前後である。ただし、法崩れ陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水水位の 3／4 位に減少したときが最も危険）から洪水が最盛時を過ぎても完全に流過するまで警戒を解いてはならない。

第５項　他機関との応援協力

１　関係機関との相互協力

水防本部は、多治見土木事務所、多治見警察署、その他関係各機関と常に密接な連絡をとり水防上の水位、雨量、警報につき連絡協調し越水、破堤等の恐れのあるときは、その状況を通報し、協力を求めるものとする。

２　自衛隊の派遣要請

災害に際して必要な応急対策を実施するため、自衛隊の派遣を要請するときは多治見市地域防災計画第３章第２節第４項「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

第６項　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市は、河川管理者が指定する洪水浸水想定区域等に基づき、浸水想定区域における住民の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための装置を講じるものとする。

１　浸水想定区域の指定と周知

（１）岐阜県及び国土交通省中部地方整備局（庄内川河川事務所）

県及び国土交通省中部地方整備局は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は、避難判断水位（特別警戒水位）を定め、その水位に達した旨の情報を提供する河川に加え、当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができる河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域図として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

なお、本市において洪水浸水想定区域図を指定する河川として、国土交通省指定の土岐川と県知事指定の大原川、笠原川、姫川、市之倉川、辛沢川、大沢川、芝草川、平園川、富士下

川、生田川、高田川が該当する。

（２）市

市は、法第 15 条第１項に基づき、洪水浸水想定区域図の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について、定めるものとする。また、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供等を受けたときは、これを水害リスク情報として住民等へ周知する。

市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等に加え、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができる排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

２　浸水想定区域における要配慮者利用施設（法第 15 条第４号ロに掲げる要配慮者利用施設。以下同じ。）の名称及び所在地

※資料編「14　浸水想定区域における要配慮者利用施設」参照

３　洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者施設への洪水予報等の伝達方法

市は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者が洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

第７項　浸水事前防災行動計画（タイムライン）の策定及び運用

市は、平成 23 年９月豪雨による浸水被害の状況を踏まえ、住民の円滑かつ迅速な避難及び浸水被害を最小限に抑えること等に資するため、国、県及び関係機関等との連携を図り、浸水事前防災行動計画（以下「タイムライン」という。）を策定し、その効果的な運用に努める。

１　タイムラインの概要

タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時

系列で整理した計画をいう。

２　タイムライン検討会による計画の策定及び推進

タイムラインを策定し、円滑かつ効果的な運用に資するため、国、県及び関係機関等で構成するタイムライン検討会を組織する。タイムライン検討会の構成機関等は、必要の都度、増員するものとする。

３　タイムラインの効果

タイムラインの導入により、以下のような効果が期待される。

（１）災害時、実務担当者は「先を見越した早めの行動」ができる。また、意思決定者は「不測の事態の対応に専念」できる。

（２）「防災関係機関の責任の明確化」、「防災行動の抜け、漏れ、落ちの防止」が図られる。

（３）防災関係機関間で、「顔の見える関係」を構築できる。

（４）「災害対応のふりかえり（検証）、改善」を容易に行うことができる。

４　タイムラインの見直しサイクル

災害への対応後、策定したタイムラインと災害対応の時系列の記録（クロノロジー）の比較や、防災行動を実施した事象をもとにふりかえり（検証）を行うことにより、改善策を検討し、必要に応じてタイムラインに反映させるなど、防災行動や災害後の対応を継続的に改善・充実に努めるものとする。また、国及び県が提供する洪水浸水想定区域図を活用し、最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定し、その周知に努めるものとする。

５　既存の防災計画等との関係

タイムラインは、参加する防災関係機関が策定している防災計画等の整合性を踏まえ、策定される。なお、タイムラインの策定に当たっては、災害対策基本法等に基づく防災関係機関の役割や権限を基本として取りまとめるものとする。

また、災害対応時には、タイムラインで想定している災害の状況が異なり、新たな対応が必要となる場合も考えられることから、防災関係機関はタイムラインの内容に含まれていない防災行動を実施することも想定しておく必要がある。この場合には、改めて防災関係機関が調整を行う、又はそれぞれの権限に基づき主体的に判断し防災行動を実施せざるを得ない場合も考えられる。

第７章　水防訓練等

第１項　水防訓練等

１　住民に対する水防知識の普及

建設水道部道路河川課が資料等を作成し、又は関係機関から資料の提出を求め市広報紙に重要事項を掲載するなどし、水防知識の周知徹底を図る。

２　水防関係職員に対する水防知識の徹底

建設水道部道路河川課の作成する資料を配布するほか、県及び関係機関の主催する講習会等に参加させ、水防工法、気象等必要な知識技術の周知に努める。

３　水防訓練

水防訓練は、県及び水防関係団体と合同又は単独で年一回以上次の各号の全部又は一部について実施する。

（１）観測（水位、雨量）
（２）通報（電話、無線）
（３）動員（職員、消防団の招集）
（４）輸送（資材、器材、人員）
（５）工法（各水防工法）
（６）避難（危険区域住民の避難）

第２項　水防信号及び標識

１　水防信号

（１）法第 20 条の規定による水防信号は、次に掲げるものとする。

ア　第１信号　　氾濫注意水位に達したことを知らせるもの

イ　第２信号　　消防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの

ウ　第３信号　　関係区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

エ　第４信号　　必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの

水防信号は次表の方法によって表すものとする。

区分方法	警鐘信号	サイレン信号
第１信号	○　休止　○　休止　○　休止	5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 ○－休止○－休止○－休止
第２信号	○－○－○　○－○－○　○－○－○	5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○－休止○－休止○－休止
第３信号	○－○－○－○　○－○－○－○	10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 ○－休止○－休止○－休止
第４信号	乱　打	1 分 5 秒 1 分 5 秒 1 分 5 秒 ○－休止○－休止○－休止

備　　考	1　信号は適宜の時間継続すること。 2　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとすること。

２　水防標識

水防指導のため現場に赴く職員及び車両優先通行標識は、次のとおりである。

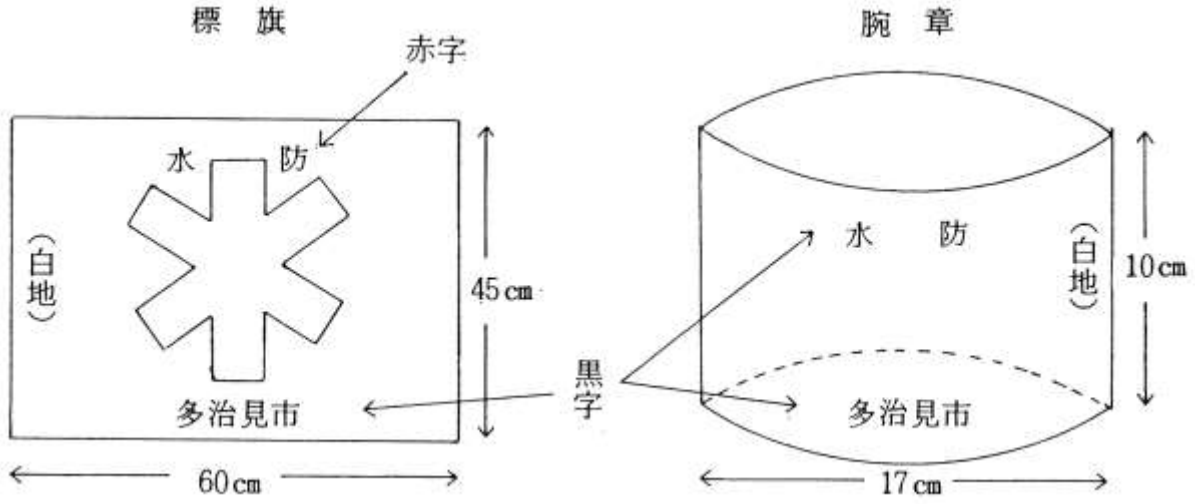

第３項　公用負担

１　公用負担

法第 28 条の規定により水防のため必要あるときは、水防管理者又は消防団長は次の権限を行使することができる。

（１）必要な土地の一時使用

（２）土石、竹木その他の資材の使用又は収用

（３）車両、その他の運搬具又は器具の使用

（４）工作物、その他の障害物の処分

２　公用負担権限証明書

法第 28 条の規定により公用負担の権限を行使する者は、水防管理者又は消防団長又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の命を受けた者にあっては次のような証明書を携行し、必要な場合はこれを提出しなければならない。

公用負担権限証明書

第　　号

身　分

氏　名

上記の者は、水防管理者／消防団長／消防機関の長　の命に基づき、　の区域における

水防法第 28 条第 1 項の権限を行使するものであることを証明する。

年　　月　　日

水防管理者（又は消防団長／消防機関の長）　㊞

３　公用負担の証票

法第 28 条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を 2 通作成してその 1 通を目的物所有者管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

公　　用　　負　　担　　証

負担者

住　所

氏　名

物件	数量	負担内容(使用、収用、処分等)	期間	摘　　要

年　　月　　日

命令者　　㊞

４　損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、時価によりその損失を補償するものとする。

第４項　水防報告と水防記録

１　水防記録

水防管理者は、水防が終結したときは遅滞なく事項をとりまとめた水防記録を作成し、これを保管しなければならない。

（１）天候の状況及び警戒中の水位観測表
（２）警戒出動及び解除命令の時刻
（３）消防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び人員
（４）水防作業の状況
（５）堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
（６）使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
（７）法第 28 条による収用又は使用の器具、資材の種類及び数量並びに使用場所
（８）障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
（９）土地を一時使用した時は、その箇所及び所有者の住所氏名とその事由
(10) 応援の状況
(11) 居住者出動の状況
(12) 警察の援助状況
(13) 現場指揮者氏名
(14) 立退きの状況及びそれを指示した理由
(15) 水防関係者の死傷
(16) 功労者及びその功績
(17) 事後の水防に考慮する必要がある点、その他水防管理者の所見
(18) 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じた時は、その場所及びその損傷状況
(19) その他必要な事項

２　水防活動実施の報告

（１）第２号様式

水防活動を実施したときに作成し、一･四半期終了後７日以内に多治見土木事務所長あてに２部提出するものとする。

（２）第３号様式

水防管理団体は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用が予想される場合、岐阜県県土整備部長より照会があった場合は、本様式により直ちに多治見土木事務所長あて２部提出するものとする。

別紙第１号様式（第３章第１節関係）
（水防警報発表受報用紙）

川　　水防警報第　　号　{準備　出動　情報　解除}

＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分

国土交通省　　工事事務所　　発表

岐　阜　県　　建設事務所

順序	符号	本文
	イ	＿＿時現在　＿＿の水位は　＿＿＿＿m　cm　で{準備／警戒／出動}水位{に達し／を越えて}
	ロ	＿＿時現在　＿＿の水位は　＿＿＿＿m　cm　で
	ハ	{引続き／……}　{急激に／刻々／かんまんに}　上昇中である
	ニ	これが最高水位と{考えられる／なった}
	ホ	{また／なお／……}　上流＿＿の{水位は　＿＿＿＿m　cm／流量は　＿＿m³／S}で{引続き／同じく／急激に／刻々／かんまんに}　上昇中である
	ヘ	＿＿時　＿＿分発表の　＿＿川洪水{注意報／警報／情報}によれば　＿＿時に＿＿の水位は　＿＿＿＿m　cm　になる見込である
	ト	＿＿地方気象台発表の{大雨／風雨／暴風雨／台風／雨量}{情報／注意報／警報／予報}によれば今後なお{上流山間部／＿＿川流域／＿＿県地方／＿＿＿＿部}に　＿＿mm　の{降雨／大雨／強雨／豪雨}　が予想される
	チ	減水中である

	リ	{また／なお／……}{上流／……}＿＿の{水位は＿＿時に＿＿m＿＿cm／流量は＿＿時に＿＿m³／S} {を最高として／に下り}{次　第　に／順　調　に／かんまんに}{減水している／減水中である}
	ヌ	＿＿{市／町／村}＿＿地先では{堤防法面が急激な水当り変化のため／漏水があるため／はげしい漏水のため／いぜんとして／溢水のおそれがあり} {危険である／決壊が予想される／危険な状態が続いてる}
	ル	河川の水位は一旦{減水するも／減水しつつあったが}再び{増水することが考えられる／上昇し始めた}
	オ	本地区{の／では}{水防の準備に入り／まだしばらく／引続き／なお／今後の情報に注意し／水防団は出動し}{厳重に警戒／十分警戒／水防に万全を期／水防作業を開始／警　戒}せられたい
	ワ	本地区の水防警報を解除する
	カ	

（注）

Ⅰ　記入要領
- ＿＿の部分は名称、地名、数字を入れる。
- …… の部分は字句の不要の場合に使う。
- 使用後を□で囲む。

Ⅱ　通報要領
- 発報者は始めに一句毎に読み、次に通して読む。必ずくり返して、２度読むこと。
- 受報者は間違いのないように必ず復唱すること。

発　報　者		受　報　者		受報時刻	日　時　分	
水　防　警　報　の　通　報　先						
通　報　先 建設事務所	岐　阜 264－1111	大　垣 0584 73－1111	揖　斐 0585 23－1111	可　茂 0574 25－3111	多治見 0572 23－1111	
無　線	6－359	7－31－319	7－32－306	7－37－308	7－38－306	
通　報　者						
受　報　者						
通　報　時　刻						

第２号様式

水　防　活　動　実　施　報　告　書

水防管理団体等名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

（自　　年　　月
　至　　年　　月）

作 成 責 任 者 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

区　　分	水防活動	使　用　資　材　費		
	活動延人員	主要資材	その他資材	計
前　回　迄	人	円	円	円
月　分				
月　分				
月　分				
小　計				
累　計				

注　１　「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。

２　「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。

３　「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。

４　「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

第３号様式

水　防　実　施　報　告　書

（水防管理団体で水防を行った箇所ごとに作成するもの）

作成責任者　　㊞

水防管理団体名		指定・非指定の別	
水防実施等の台風名又は豪雨名		報告年月日	年　月　日

出水の概要	川　　警戒水位　　m 出水位　　m　　雨　量　　mm	活動費	使用資材費		管理団体分	県分	合計
				主要資材	円	円	円
				その他資材			
				小計			
水防実施箇所	支　川 左・右岸　　地先　　m		機械等借料				
日時	自　月　日　時　至　月　日　時		食糧費				
			出動手当等				
			その他				
出動人員数	水防団員　消防団員　自衛隊員　その他　計 人　人　人　人　人		合計				

水防作業の概況及工法	工法 箇所数 延長
功労者の氏名・年令・所属功績概要	
破堤の原因（破堤した場合）	
水防活動に関する自己批判	

水防の結果	種別	堤防	道路	田	畑	家屋	一般公共施設	鉄道	人口
	効果	m	m	㎡	㎡	戸	戸	ヶ所	人
	被害								

第８章　水防協力団体

第１項　水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第２項　水防協力団体の業務

水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。
（１）水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
（２）水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
（３）水防に関する情報又は資料の収集、提供
（４）水防に関する調査研究
（５）水防に関する知識の普及、啓発
（６）前各号に附帯する業務

第３項　水防協力団体と消防団等の連携

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年消防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

第４項　水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理者は、水防協力団体の申請があった場合は、第５項　水防協力団体指定要領を基に指定することとする。また、指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

第５項　水防協力団体指定要領

１　通則

多治見市における水防協力団体の指定は、水防法（以下「法」という。）及び国土交通省令（以下「省令」という。）その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。

２　水防協力団体の要件（法第 36 条第１項関係）

水防協力団体の指定に当たっては、法第 36 条に基づき、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体（以下「法人等」という。）であり、かつ、反社会的勢力でないことをその要件とする。

３　水防協力団体の業務（法第 37 条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある消防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

（１）河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行

うことが可能な活動

（２）水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供

（３）水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供

（４）水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究

（５）講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発

（６）水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

４　水防協力団体の申請方法（法第 36 条第１項・第３項関係）

（１）水防協力団体の要件を満たす者で、多治見市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者あてに「多治見市水防協力団体指定申請書（様式１号）」に「水防協力団体活動業務計画書（様式２号）」及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて申請するものとする。

（２）水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

５　水防協力団体の指定（法第 36 条第２項・第４項関係）

（１）水防管理者は、前項の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「多治見市水防協力団体認定書（様式３号）」を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

（２）水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

６　その他

（１）この要領を変更する必要が生じたときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。

（２）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

様式１号　水防協力団体指定申請書様式

多治見市水防協力団体指定申請書

年　月　日

多治見市水防管理者

多治見市長　様

住　　所

（事務所所在地）

団体の名称

代表者氏名

水防法第 36 条第１項及び多治見市水防協力団体指定要領第４の規定に基づき、多治見市水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」を添えて申請します。

様式２号　水防協力団体協力活動業務計画書

年　月　日

多治見市水防管理者
多治見市長　様

住所
（事務所所在地）
法人等の名称
代表者氏名

水防協力団体協力活動業務計画書

多治見市の実施する水防活動に協力するため、以下の業務を実施します。

（自由記載）

【記載例】

平時の活動事例

・土のう袋など水防資器材や設備等の保管場所の提供
・水防団員・消防団員の募集ポスターや水防に関する動画等の広報資料を水防協力団体のオフィスや店舗等に掲示
・講習会や研修会の実施を通じた水防知識の普及啓発
・小中学校や自治会に対する出前講座等の実施
・水防意識高揚のためのパンフレット作成や各種行事の開催
・水防演習や避難訓練への参加、物資提供、ブース出展

など

災害時の活動事例

・土のうの袋詰めや運搬
・子どもやお年寄りなどの救護
・住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援
・土のう袋など水防資器材の設備等の提供
・水防団員・消防団員の休憩場所の提供

など

◎その他ご協力いただける活動がありましたら、具体的に内容をご記入ください。

（自由記載）

様式３号　水防協力団体認定書様式

多治見市水防協力団体認定書

年　月　日

住　　所
（事務所所在地）
団体の名称
代表者　　様

多治見市水防管理者
多治見市長

水防法第 36 条第１項及び多治見市水防協力団体指定要領第４の規定に基づき、貴団体を多治見市水防協力団体に指定します。

第６項　水防協力団体との水防協働活動実施要領

１　通則

多治見市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体と、消防団又は水防活動を行う消防機関（以下「消防団等」という。）との連携については、水防法及びその関連通知並びに多治見市水防計画（地域防災計画）のほか、この要領に定めるところによる。

２　消防団等と水防協力団体との連携（水防法第 38 条関係）

水防法第 36 条及び多治見市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、消防団等による水防活動に対する協力業務であり、多治見市からの情報提供や指導、助言を受け、消防団等と密接に連携して行うものとする。

３　活動報告書の提出（水防法第 39 条関係）

水防管理者は、消防団等と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書（様式１号)」を提出させることができる。

４　情報提供等（水防法第 40 条関係）

水防管理者は、多治見市水防協力団体指定要領４に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行う。

５　その他

（１）この要領を変更する必要が生じたときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。

（２）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

様式１号　水防協力団体協力活動報告書様式

多治見市水防協力団体協力活動報告書

年　月　日

多治見市水防管理者
多治見市長 様

住　　所
（事務所所在地）
団体の名称
代表者氏名

別紙のとおり水防協力活動を実施したので、多治見市水防協力団体との水防協働活動実施要領第３の規定に基づき提出します。